

香芝市立地適正化計画

(案)

令和6年(2024年) 月

香 芝 市

香芝市立地適正化計画

目 次

1. 立地適正化計画の概要	1
1.1 計画の目的	1
1.2 立地適正化計画とは.....	2
1.3 計画の位置付け	3
1.4 計画の期間	3
1.5 計画の対象区域	4
2. 香芝市の現況.....	5
2.1 香芝市の概況	5
2.2 人口動向.....	6
2.3 産業.....	14
2.4 土地利用	15
2.5 都市機能.....	18
2.6 公共交通.....	24
2.7 災害.....	28
2.8 避難施設等	37
2.9 財政.....	40
3. 市民意向	43
3.1 市民意向調査の実施概要.....	43
3.2 市民意向調査の調査結果.....	44
4. 都市づくりの方針	51
4.1 上位計画との整合	51
4.2 都市づくりの課題	52
4.3 都市づくりの基本方針.....	54
4.4 目指すべき都市の骨格構造.....	56
5. 居住誘導区域の設定	59
5.1 居住誘導区域とは	59
5.2 居住誘導区域の設定の考え方	59
5.3 居住誘導区域の設定.....	60
6. 都市機能誘導区域の設定	65
6.1 都市機能誘導区域とは.....	65
6.2 都市機能誘導区域の設定の考え方	65
6.3 都市機能誘導区域の設定.....	66
7. 誘導施設の設定	73
7.1 誘導施設の設定の考え方.....	73
7.2 誘導施設の設定	75

7.3 届出制度	78
8. 誘導施策	81
8.1 誘導施策の体系	81
9. 防災指針	85
9.1 防災指針の概要	85
9.2 災害リスクの高い地域の抽出	88
9.3 防災上の課題と取組方針	121
9.4 取組スケジュール	130
10. 計画の推進	133
10.1 目標値の設定	133
10.2 進行管理	136
参考資料. 香芝市立地適正化計画の策定経緯	137

1. 立地適正化計画の概要

1.1 計画の目的

近年、全国的な人口減少及び少子高齢化の到来を背景として、安全で快適な生活環境の実現、財政面等における持続可能な都市経営等の実現を可能とするため、都市全体の構造の見直しによる持続可能な都市づくりを推進していくことが必要とされています。

香芝市(以下「本市」という。)の人口は、令和2年(2020年)までは増加傾向を示しています。しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)による将来推計人口によると、令和7年(2025年)をピークに減少する見通しとなります。年齢3区分別では、老年人口は増加、年少人口は減少する傾向を示しており、今後は少子高齢化の進行が懸念されます。

こうした中、平成26年(2014年)8月、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、医療・福祉・商業等の都市機能や居住の誘導、公共交通網の形成等によって、コンパクト・プラス・ネットワークによる都市づくりを目指す立地適正化計画の制度が創設されました。また、令和2年(2020年)6月には、激甚化する自然災害に対応するために同法が改正され、立地適正化計画に防災指針を追加することとされました。

本市においては、第5次香芝市総合計画を策定し、目指すべき将来像として「笑顔をもっと 元気をずっと～誰もが輝く多彩なまち カラフルかしば～」を掲げ、まちづくりに係る基本的政策方針の1つに「自然と調和した快適で便利な暮らしのために(自然・環境・都市基盤)」を位置付け、持続可能な美しいまちづくりを進めることとしています。

今後、人口減少及び少子高齢化の進行が予想される中、これからの都市づくりの指針として、コンパクト・プラス・ネットワークによる持続可能なまちづくりを目指した立地適正化計画を策定します。

1.2 立地適正化計画とは

立地適正化計画とは、都市再生特別措置法第 81 条に基づき策定する計画であり、以下の内容を定めます。

■ 記載する事項(都市再生特別措置法第 81 条第 2 項等)

- ・ 計画の区域
- ・ 立地の適正化に関する基本的な方針
- ・ 居住誘導区域(都市の居住者の居住を誘導すべき区域)
- ・ 都市機能誘導区域(都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域)
- ・ 誘導施設(都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設)
- ・ 誘導施策(市町村が講ずべき施策、事業等)
- ・ 防災指針(都市の防災に関する機能の確保に関する指針)
- ・ 目標値・評価方法

資料：都市再生特別措置法(令和 4 年(2022 年)5 月改正 国土交通省)
第 12 版 都市計画運用指針(令和 5 年(2023 年)12 月 国土交通省)

■ 立地適正化計画制度のイメージ

■ 市街化区域

既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

■ 居住誘導区域

一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域



■ 誘導施設

居住者の共同の福祉や利便の向上を図る施設(医療施設、福祉施設、子育て支援施設、教育施設、商業施設、行政施設等)

■ 都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を誘導し集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域

資料：立地適正化計画作成の手引き(令和 5 年(2023 年)11 月改訂 国土交通省)
第 12 版 都市計画運用指針(令和 5 年(2023 年)12 月 国土交通省)

1.3 計画の位置付け

立地適正化計画は、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであることから、都市計画マスタープランの一部とみなされます。

香芝市立地適正化計画(以下「本計画」という。)は、都市全体の観点から、居住機能や、商業・福祉・医療等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的な計画となります。

本計画は、大和都市計画及び吉野三町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、第5次香芝市総合計画等の上位計画に即し、交通・防災・医療・福祉・教育・商業等の各種計画と整合・調整を図ります。

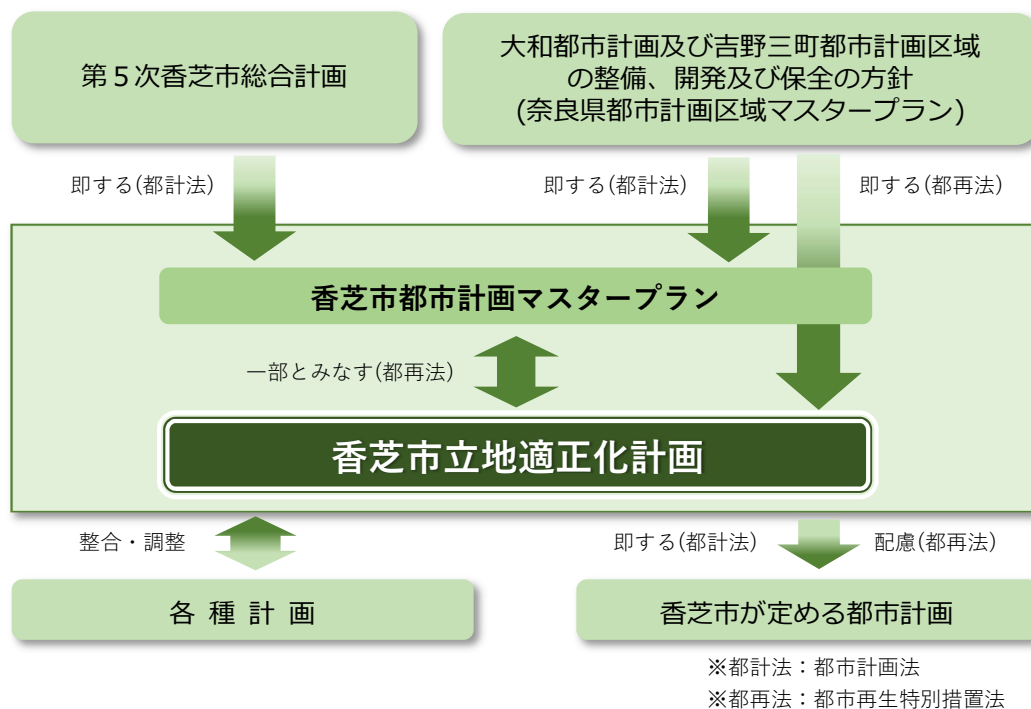


図 1.1 計画の位置付け

1.4 計画の期間

本計画は、令和6年(2024年)を基準年として、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、令和17年(2035年)を目標年次とします。また、概ね5年ごとに本計画の進捗状況や妥当性等を精査し、必要に応じて見直しを検討します。

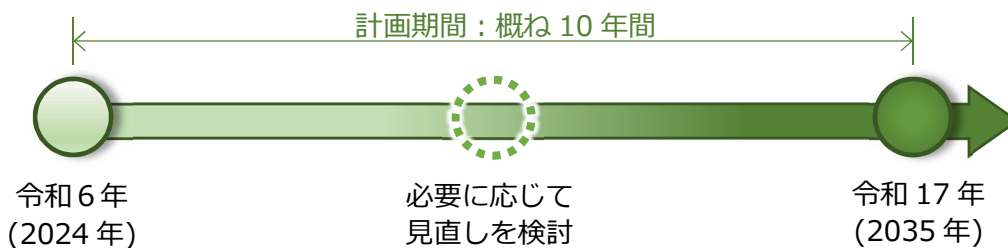
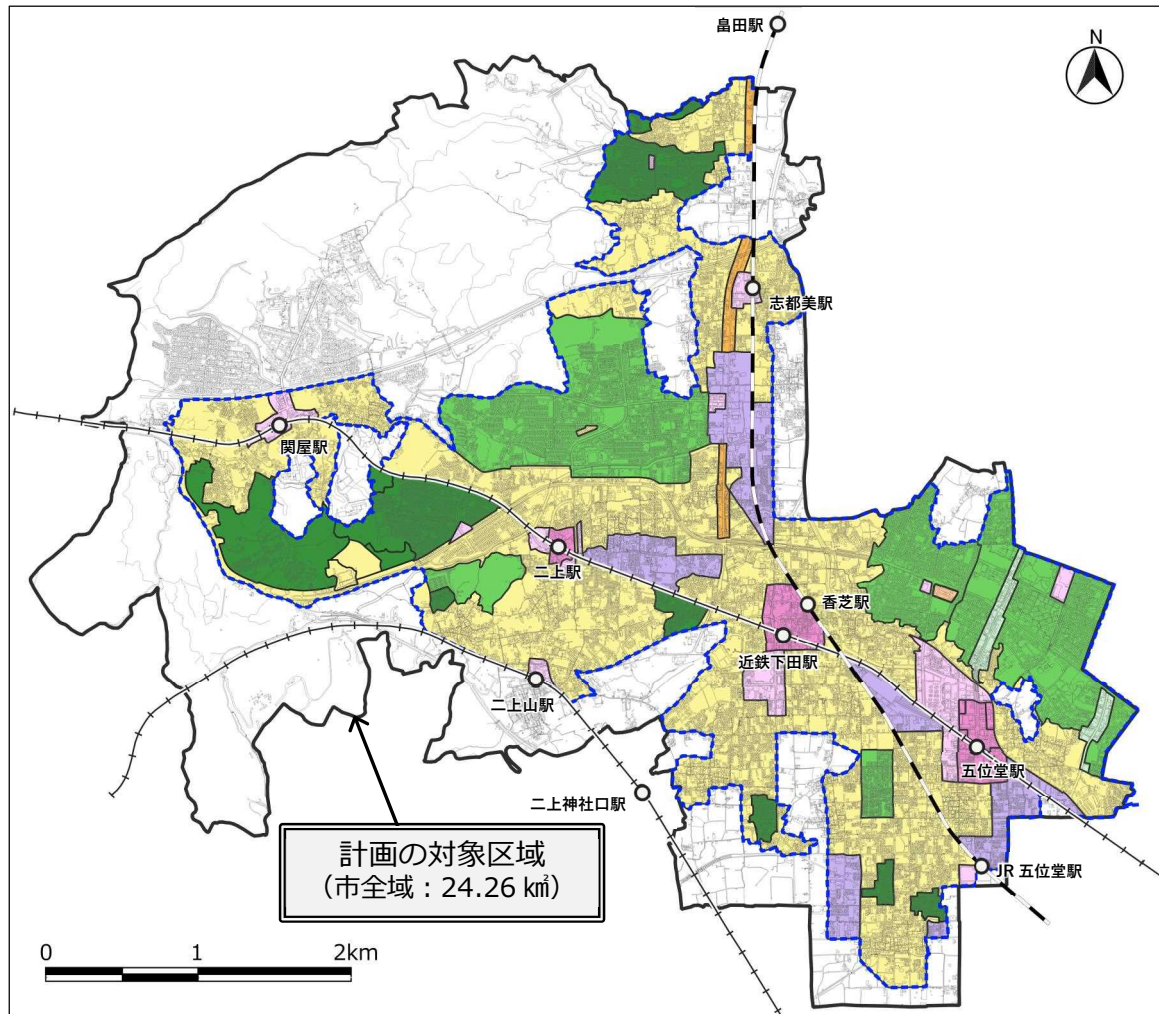


図 1.2 計画の期間

1.5 計画の対象区域

本計画の対象区域は、大和都市計画区域である市全域とし、居住誘導区域及び都市機能誘導区域については市街化区域内に設定します。



凡 例					
区域	市域		用途 地域	第一種低層住居専用地域	
	市街化区域			第一種中高層住居専用地域	
鉄道	近畿日本鉄道			第二種中高層住居専用地域	
	JR 西日本			第一種住居地域	
	駅			第二種住居地域	
				準住居地域	
				近隣商業地域	
				商業地域	
				準工業地域	

図 1.3 計画の対象区域

2. 香芝市の現況

2.1 香芝市の概況

(1) 位置・地勢・地形

本市は、奈良県の北西部に位置し、大阪府に隣接しています。本市の西部には山林等が広がり、東部の平野部には市街地が形成されています。

本市は大阪都市圏を結ぶ奈良県の西の玄関口にあたり、鉄道等による都市部へのアクセス性に優れた利便性の高い位置にあります。

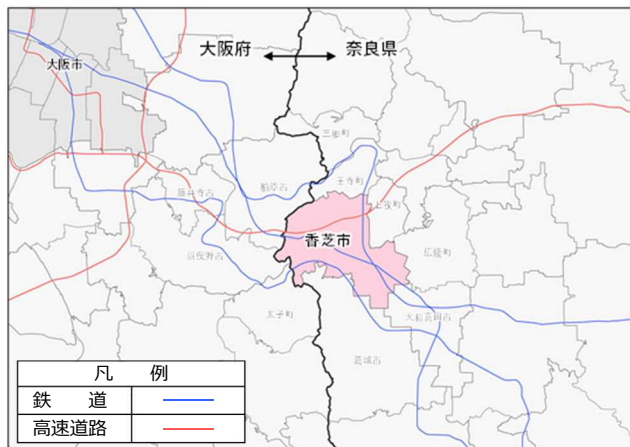


図 2.1 香芝市の位置

(2) 沿革

本市は、昭和 31 年(1956 年)、奈良県北葛城郡五位堂村・下田村・二上村及び志都美村の 4 村が合併し、「香芝町」が誕生しました。

市名の由来は、昭和 24 年(1949 年)に開校した 4 村及び富麻町加守村(当時)の組合立「香芝中学校」の「香芝」を採用したものととなっています。

昭和 51 年(1976 年)には、町役場の新庁舎建設がはじまり、計画的なまちづくりが進められました。

昭和 63 年(1988 年)には人口が 50,000 人を超え、平成 3 年(1991 年)には県下 10 番目、全国 660 番目の市として市制が施行され、「香芝市」が誕生しました。



資料：香芝市 HP「香芝市の沿革」

図 2.2 香芝中学校庭に描かれた人文字
(昭和 31 年(1956 年) 4 月 1 日)

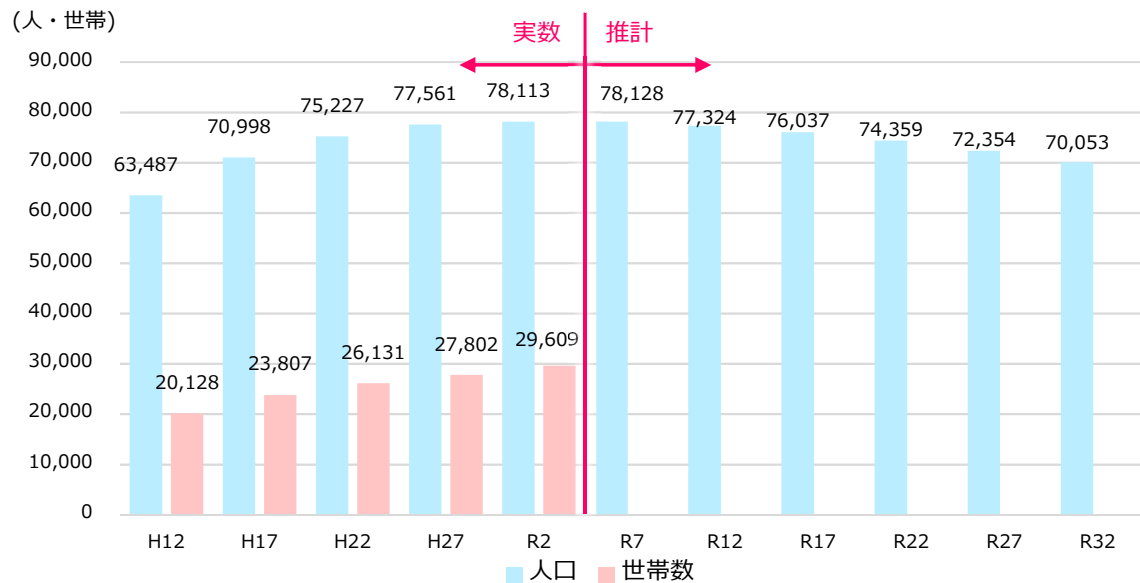
2.2 人口動向

(1) 人口・世帯数の推移と見通し

本市の人口は、令和2年(2020年)10月1日(国勢調査)現在で78,113人、世帯数は29,609世帯となっています。

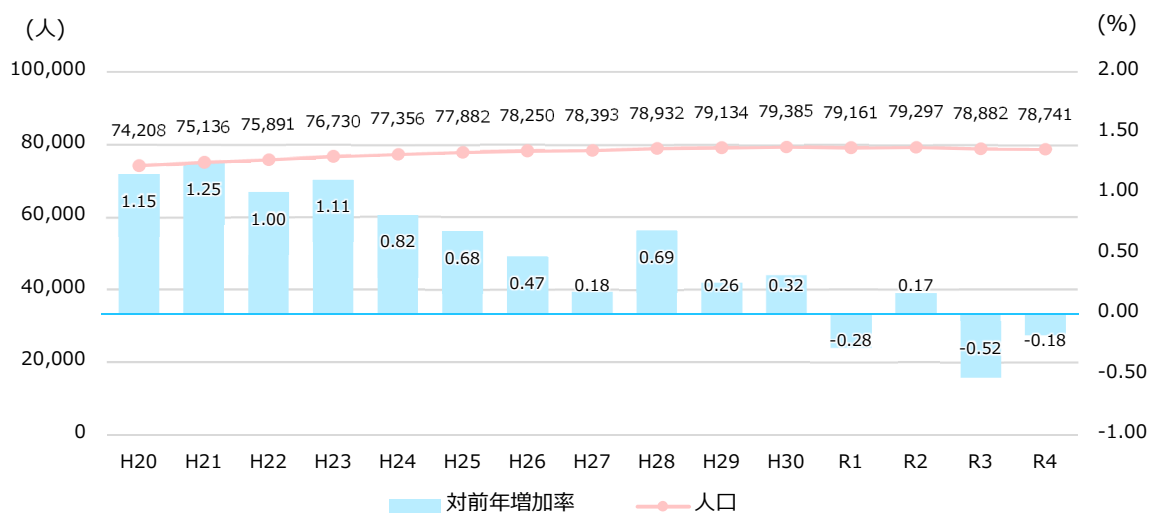
本市の将来人口の見通しは、社人研によると、令和7年(2025年)の78,128人をピークに減少に転じる見込みとなっています。

なお、住民基本台帳によると、令和元年(2019年)から人口は緩やかな減少傾向を示しています。



資料：【実数】国勢調査(各年)、【推計】日本の地域別将来推計人口(令和5年(2023年) 社人研)

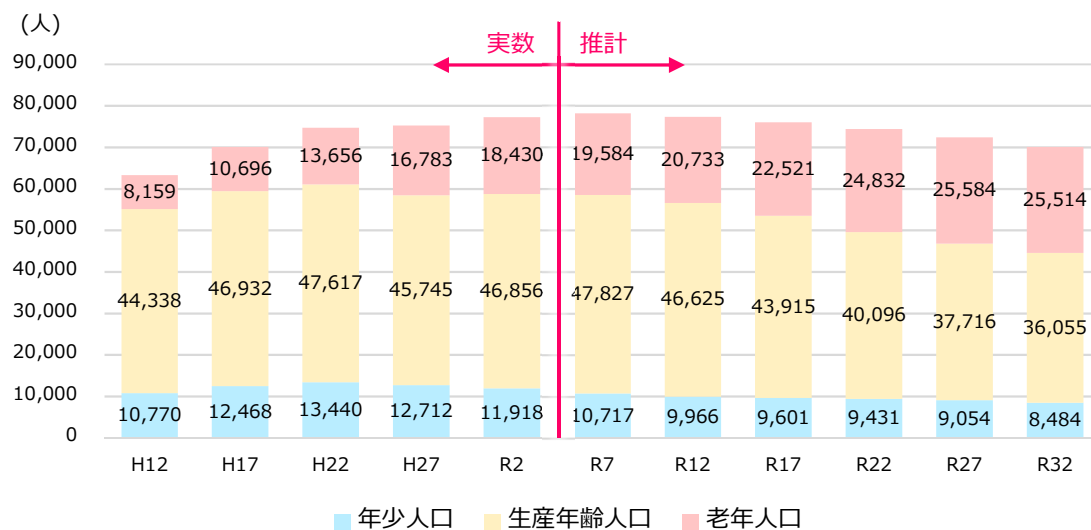
図 2.3 人口・世帯数の推移と見通し



資料：住民基本台帳(各年9月末)

図 2.4 人口増減の推移

年少人口(15 歳未満)は、平成 22 年(2010 年)以降、減少に転じています。生産年齢人口(15 歳以上 65 歳未満)は、令和 7 年(2025 年)以降、減少に転じる見込みとなっています。老年人口(65 歳以上)は平成 12 年(2000 年)以降、増加傾向にあります。



資料：【実数】国勢調査(各年)、【推計】日本の地域別将来推計人口(令和 5 年(2023 年) 社人研)

図 2.5 年齢 3 区分別人口の推移と見通し

(2) 転入・転出

平成 27 年(2015 年)から令和 2 年(2020 年)の純移動(転入－転出)の状況をみると、男性は 10 歳代前半から 20 歳代後半にかけて、40 歳代後半から 50 歳代後半にかけて転出超過となっており、女性は 10 歳代後半から 20 歳代前半にかけて、40 歳代後半から 50 歳代後半にかけて転出超過となっています。

男女共に転出超過のピークは、就職のタイミングとなる 20 歳代前半、転入超過のピークは、結婚やマイホーム購入のタイミングとなる 30 歳代前半となっています。

一方で、20 歳代前半の転出超過幅は年々増加し、30 歳代前半の転入超過幅は年々減少傾向にあります。

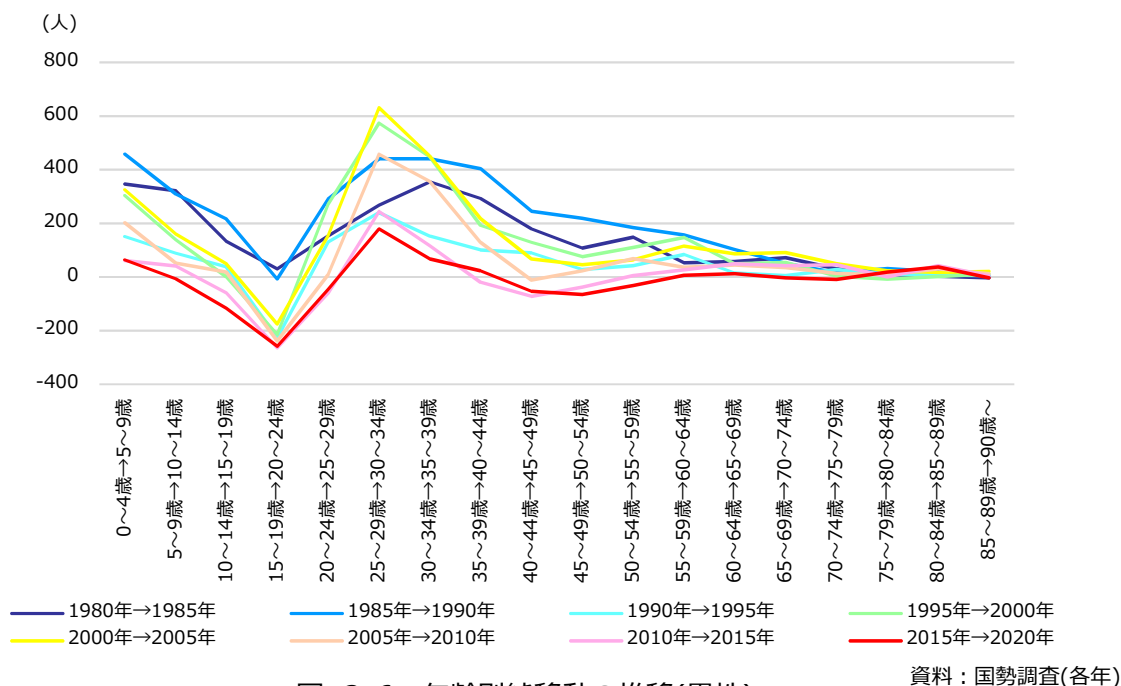


図 2.6 年齢別純移動の推移(男性)

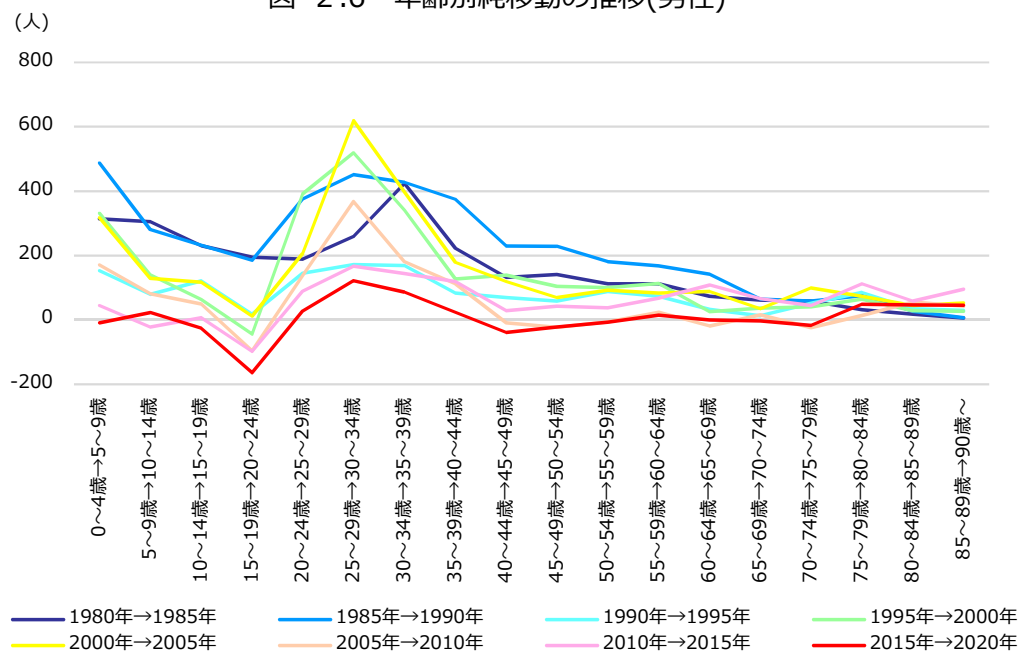
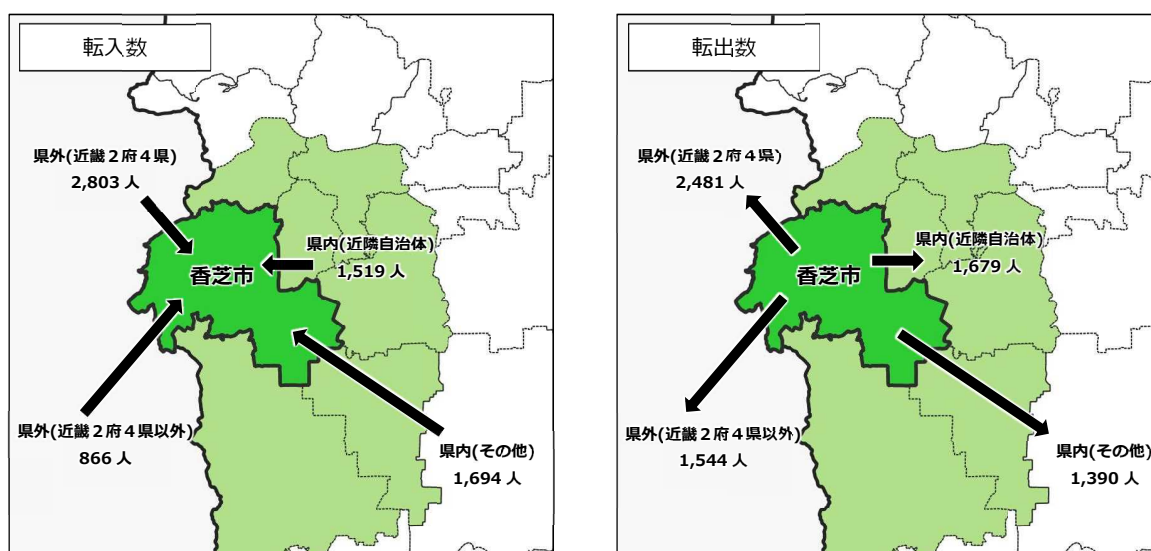


図 2.7 年齢別純移動の推移(女性)

平成 27 年(2015 年)から令和 2 年(2020 年)にかけての転入・転出状況を見ると、転出が転入を上回っています。

県内他自治体から本市への転入は 3,213 人、県外から本市への転入は 3,669 人です。県内から本市への転入のうち、近隣自治体からの転入者が約 5 割となっています。県外から本市への転入のうち、近畿 2 府 4 県からの転入者が 7 割超となっています。

本市から県内他自治体への転出は 3,069 人、本市から県外への転出は 4,025 人となっています。県内への転出のうち、近隣自治体への転出が 5 割超となっています。本市から県外への転出のうち、近畿 2 府 4 県への転出者が 6 割超となっています。



転入・転出先	転入数(a) (人)	転出数(b) (人)	純移動数(a-b) (人)
県内	3,213	3,069	144
近隣自治体	1,519	1,679	▲160
大和高田市	534	343	191
葛城市	250	339	▲89
北葛城郡 ※ 1	735	997	▲262
その他	1,694	1,390	304
県外	3,669	4,025	▲356
近畿 2 府 4 県 ※ 2	2,803	2,481	322
東京圏 1 都 3 県 ※ 3	303	608	▲305
その他	563	936	▲373
合 計	6,882	7,094	▲212

※ 1：北葛城郡：上牧町・王寺町・広陵町・河合町

※ 2：近畿 2 府 4 県：京都府・大阪府・三重県・滋賀県・兵庫県・和歌山県

※ 3：東京圏 1 都 3 県：東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県

資料：国勢調査(令和 2 年(2020 年))

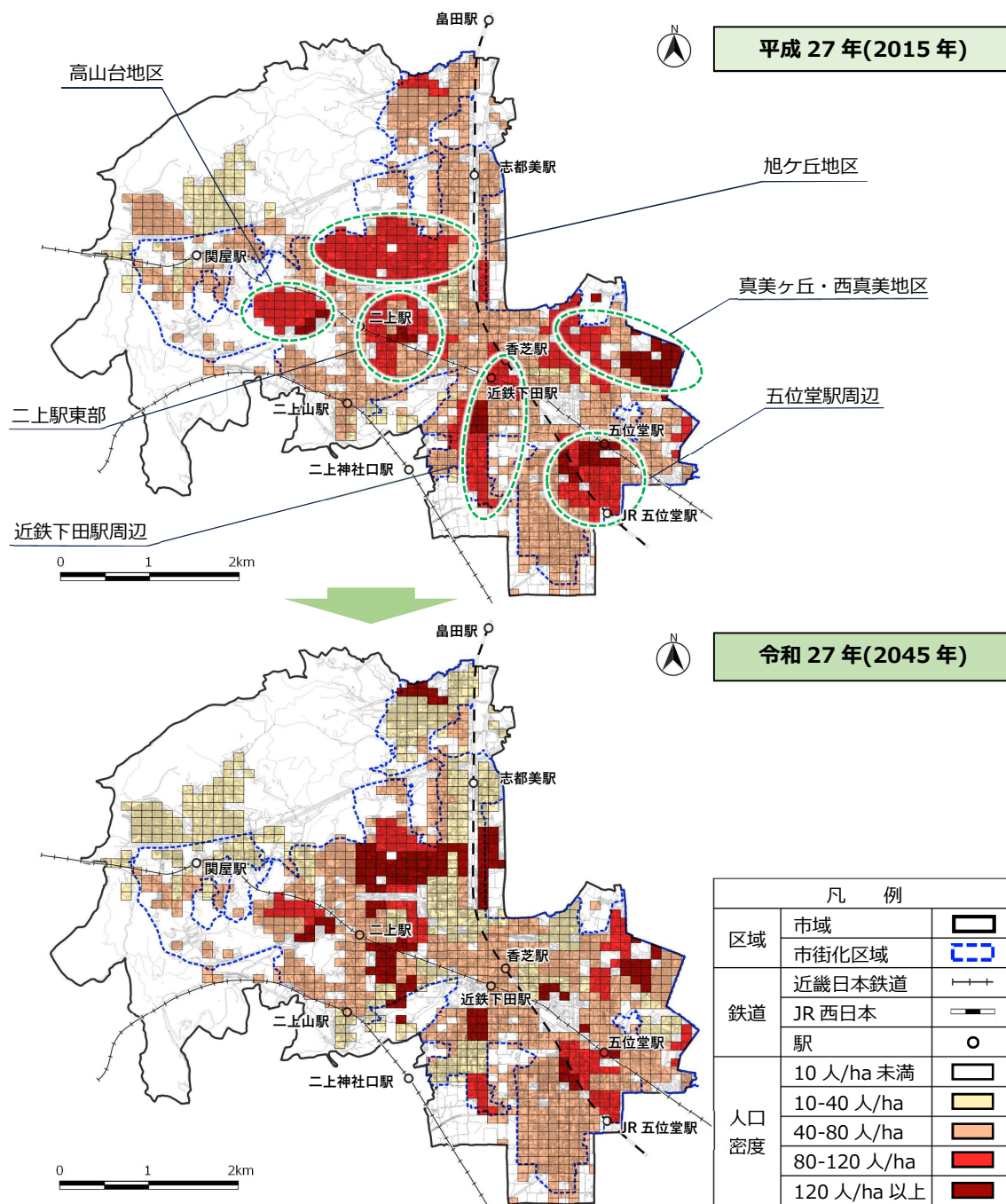
図 2.8 転入・転出状況(令和 2 年(2020 年))

(3) 人口密度

① 総人口：平成 27 年(2015 年)→令和 27 年(2045 年)

平成 27 年(2015 年)の人口密度は、市街化区域の大部分のエリアで 40 人/ha 以上となっています。五位堂駅周辺や近鉄下田駅周辺、二上駅東部、真美ヶ丘・西真美地区、旭ヶ丘地区、高山台地区等で 80 人/ha 以上の高密度の地区がみられます。

令和 27 年(2045 年)の推計においては、市街化区域の大半のエリアで人口密度の低下が進み、40 人/ha 以上のエリアが縮小します。



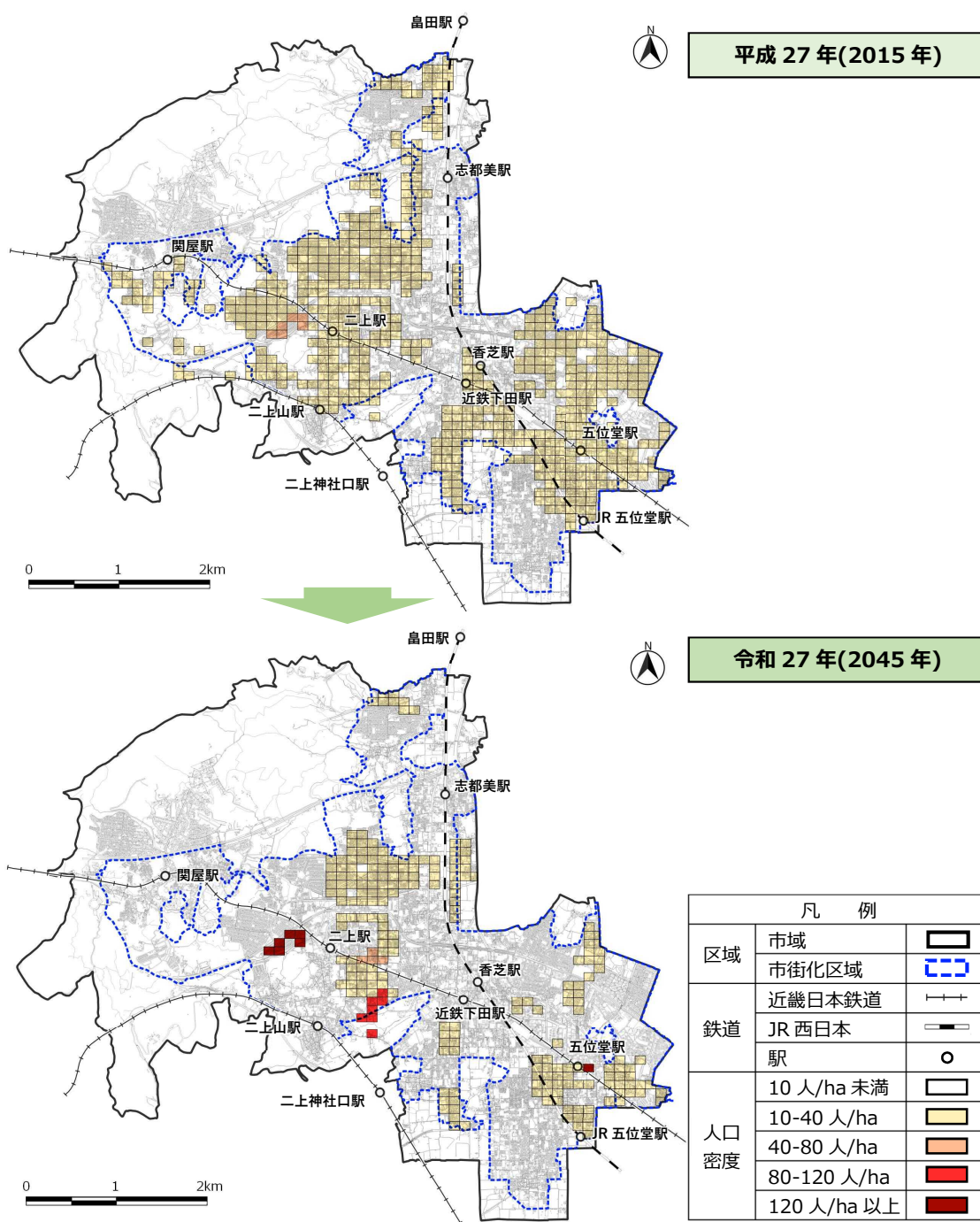
資料：国勢調査(平成 27 年(2015 年))、日本の地域別将来推計人口(平成 30 年(2018 年) 社人研)

図 2.9 人口密度の変化

②年少人口：平成 27 年(2015 年)→令和 27 年(2045 年)

平成 27 年(2015 年)の年少人口の人口密度は、市街化区域のほぼ全域のエリアが 40 人/ha 未満となっています。

令和 27 年(2045 年)の推計においては、市街化区域の大半のエリアで人口密度の低下が進み、10 人/ha 以上のエリアが縮小します。



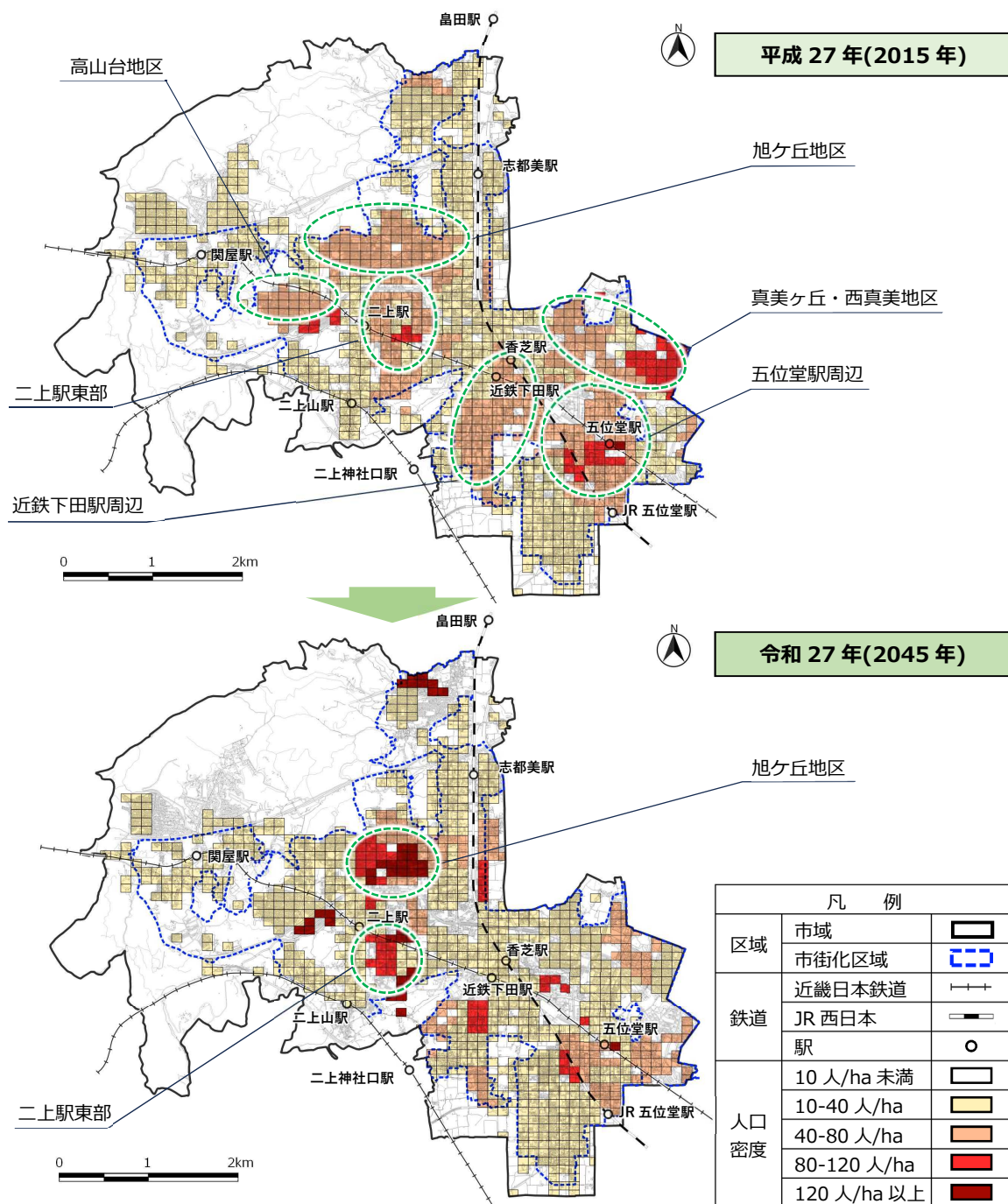
資料：国勢調査(平成 27 年(2015 年))、日本の地域別将来推計人口(平成 30 年(2018 年) 社人研)

図 2.10 年少人口の人口密度の変化

③生産年齢人口：平成 27 年(2015 年)→令和 27 年(2045 年)

平成 27 年(2015 年)の生産年齢人口の人口密度は、五位堂駅周辺や近鉄下田駅周辺、二上駅東部、真美ヶ丘・西真美地区、旭ヶ丘地区、高山台地区等で 40 人/ha を超えています。

令和 27 年(2045 年)の推計においては、40 人/ha 以上のエリアの縮小が進む一方で、旭ヶ丘地区、二上駅東部等で人口密度の上昇が進むエリアがみられます。



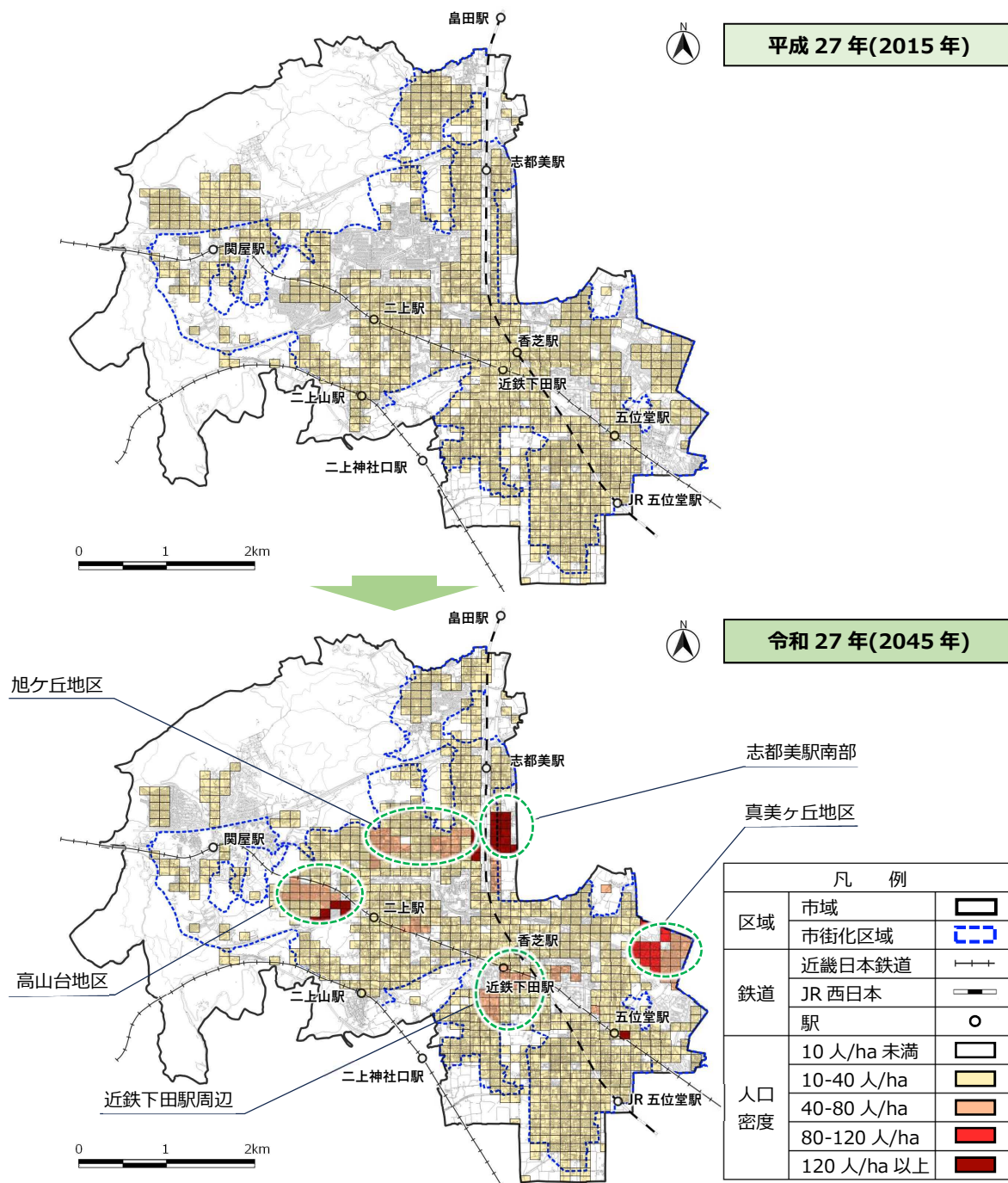
資料：国勢調査(平成 27 年(2015 年))、日本の地域別将来推計人口(平成 30 年(2018 年) 社人研)

図 2.11 生産年齢人口の人口密度の変化

④ 老年人口：平成 27 年(2015 年)→令和 27 年(2045 年)

平成 27 年(2015 年)の老年人口の人口密度は、市街化区域の全域のエリアで 40 人/ha 未満となっています。

令和 27 年(2045 年)の推計においては、志都美駅南部や真美ヶ丘地区、近鉄下田駅周辺、旭ヶ丘地区、高山台地区等のエリアで人口密度の上昇が進み、40 人/ha を超えるエリアが見られます。



資料：国勢調査(平成 27 年(2015 年))、日本の地域別将来推計人口(平成 30 年(2018 年)) 社人研

図 2.12 老年人口の人口密度の変化

2.3 産業

(1) 地場産業

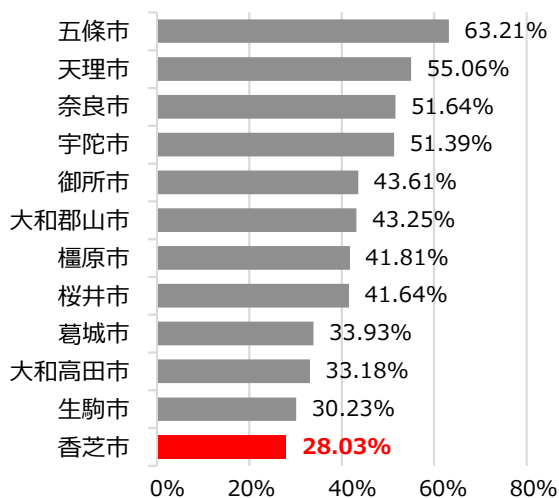
本市は歴史ある地場産業が多く残されています。主な地場産業は、靴下、金剛砂、研磨布紙、鋳物、プラスチック等の製造業です。

表 2.1 地場産業の概要

項 目	内 容
靴下	・明治末期、農家の副業として靴下の生産が開始 ・戦後、ワーリーナイロンの開発が成功すると靴下産業は飛躍的に発展し、葛城地域は靴下の総合生産地としてソックス・タイツ・ストッキングのいずれも高い生産力と全国一のシェア
金剛砂 研磨布紙	・二上山ではガーネット(金剛砂(ざくろ石))が古くから産出 ・天平の頃にはこの金剛砂を用いて勾玉を磨いたという記録があり、明治初期には金剛砂から研磨布紙が制作 ・現在では様々な形態の研磨紙が作られ、海外にも拡大 ・金剛砂の輝きを生かした「ふたかみ窯」という焼物も開発
鋳物	・奈良時代以降、鍋・釜・くわ等が主に生産され、現在では産業機械や工作機械の部材等が生産
プラスチック	・昭和 20 年代後半、プラスチックの出現で、文房具や歯ブラシ等の製造業者が業種転換し、昭和 40 年代以降、家電用部品や自動車部品、日用雑貨の生産によって飛躍的に発展 ・現在、製造業者は日用品のほか、レトルト食品や保存容器等の幅広い分野にその技術と製品を供給

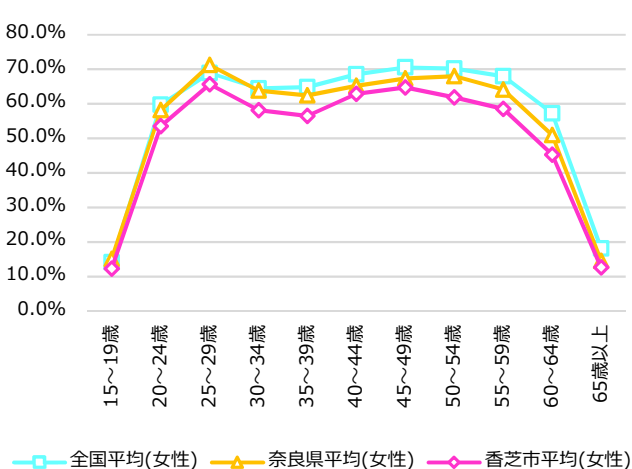
(2) 就業率

市内就業率は、15 歳以上人口の 28.03%であり、奈良県 12 市の中で最下位となっています。また、女性就業率も比較的低く、ほぼ全ての年代で全国平均や奈良県平均を下回っています。



資料：国勢調査(令和 2 年(2020 年))

図 2.13 奈良県内の市内就業率



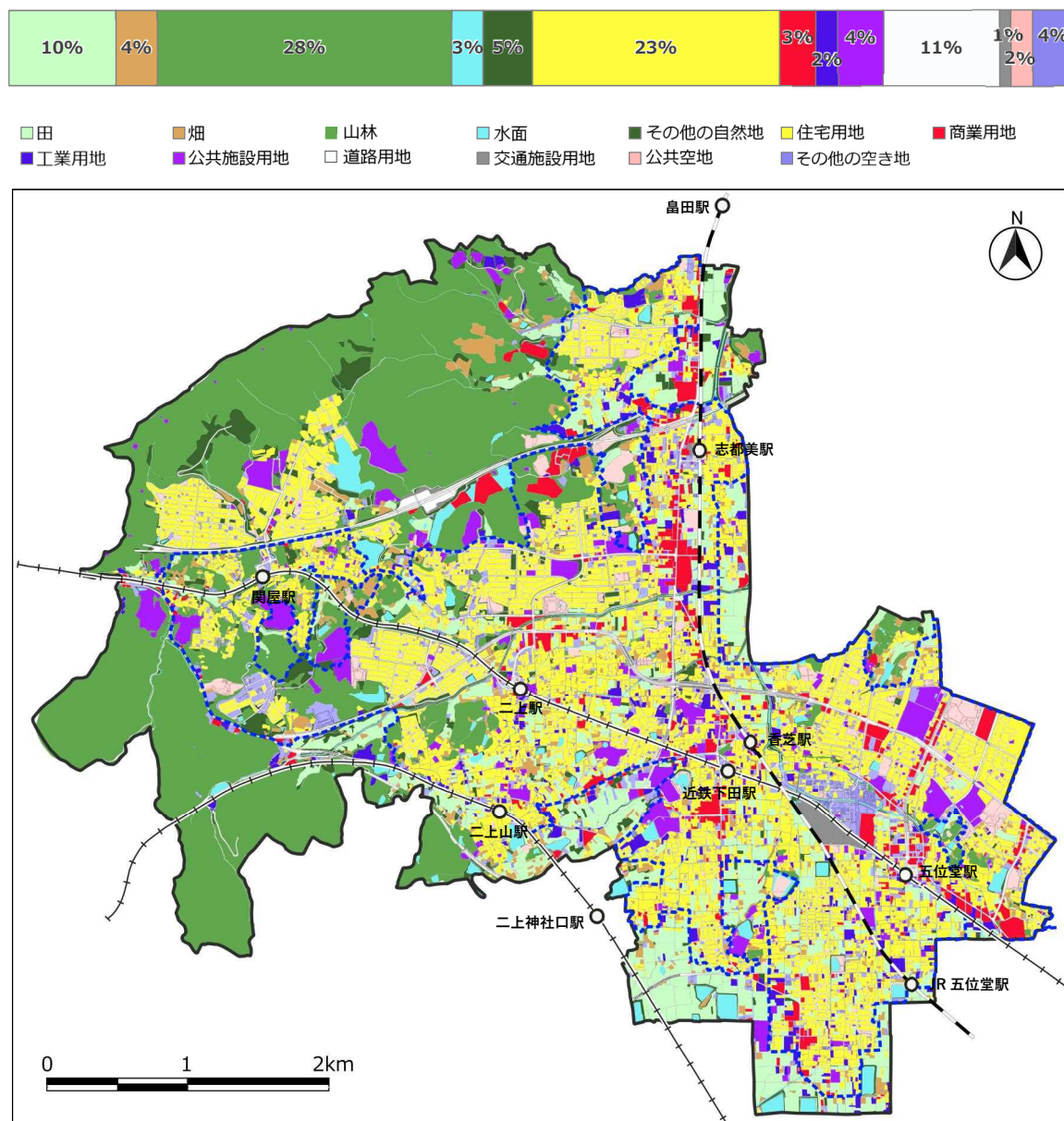
資料：国勢調査(令和 2 年(2020 年))

図 2.14 女性就業率

2.4 土地利用

(1) 土地利用現況

土地利用は、「山林」が最も多く約 28%、次いで「住宅用地」が約 23%、「道路用地」が約 11%となっています。「その他の空き地」等の低未利用地も 4%と一定程度の割合がみられます。



凡 例			
区域	市域		田
	市街化区域		畑
鉄道	近畿日本鉄道		山林
	JR 西日本		水面
	駅		その他の自然地
			住宅用地
			商業用地
			工業用地
			公共施設用地
			道路用地
			交通施設用地
			公共空地
			その他の空き地

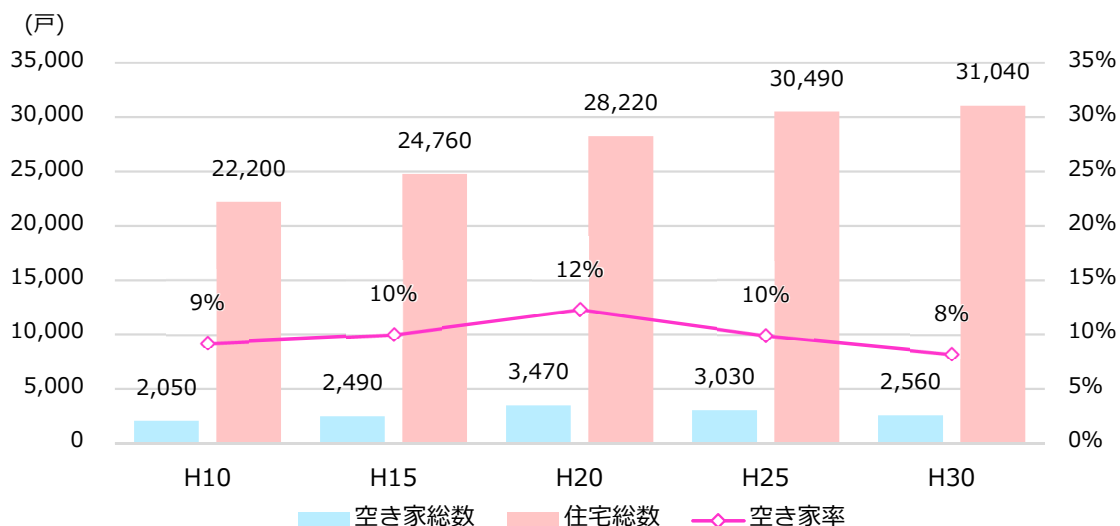
資料：都市計画基礎調査(平成 26 年度(2014 年度))

図 2.15 土地利用現況

(2) 空き家・住宅新築着工件数の推移

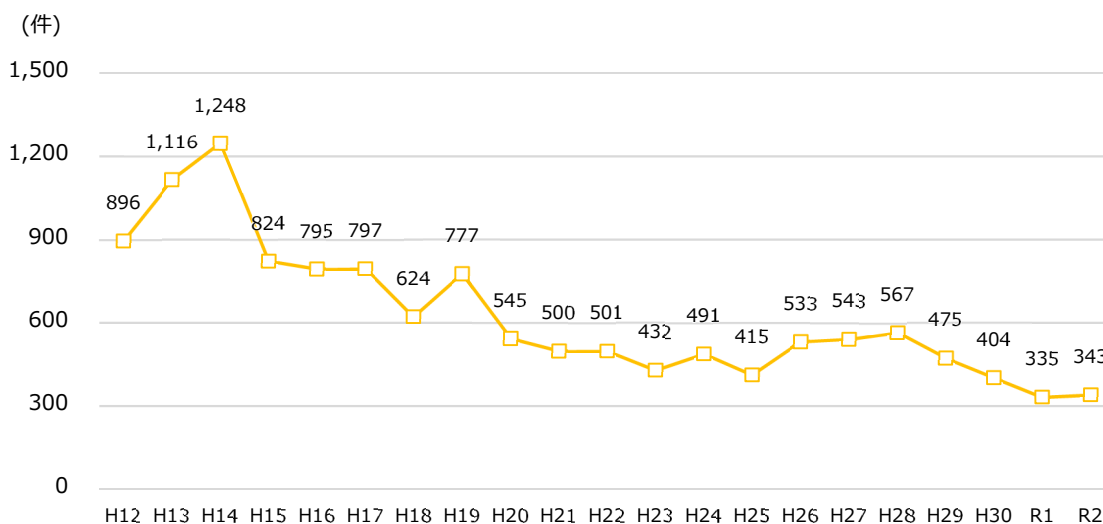
住宅総数は、平成 30 年(2018 年)に約 31,000 戸であり、増加傾向にあります。空き家総数は、平成 20 年(2008 年)から減少傾向に転じ、平成 30 年(2018 年)時点では 2,560 戸まで減少しています。また、空き家率は、平成 30 年(2018 年)時点では約 8%となっています。

住宅新築着工件数は、平成 14 年(2002 年)の 1,248 件をピークに減少傾向にあり、令和 2 年(2020 年)では 343 件にまで減少しています。



資料：住宅・土地統計調査(各年)

図 2.16 住宅・空き家総数の推移

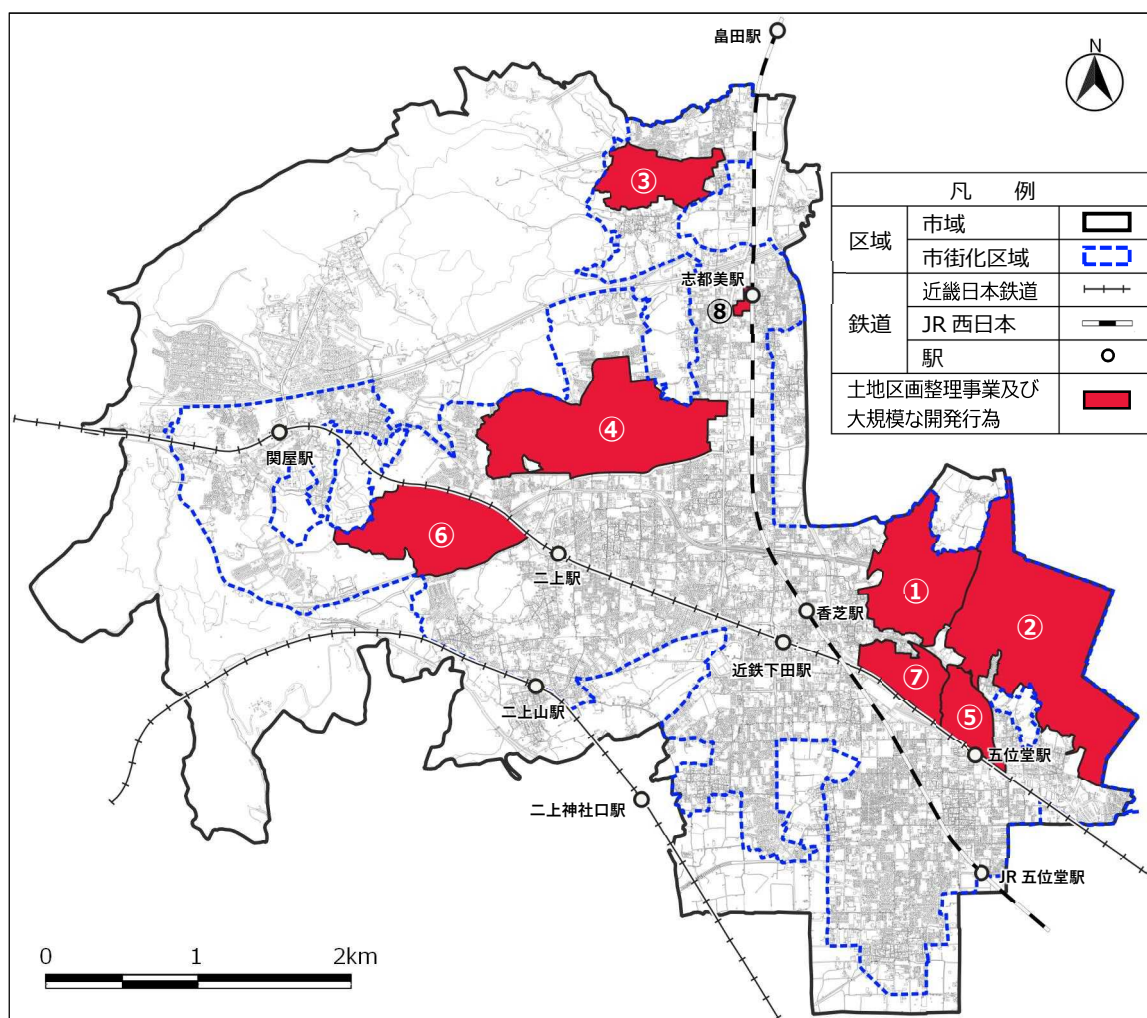


資料：住宅着工統計調査(各年)

図 2.17 住宅新築着工件数の推移

(3) 市街地開発事業

昭和 40 年代後半から大規模な土地区画整理事業や民間開発による市街地開発事業等が進められ、良好な住環境づくりが計画的に進められてきました。



No.	地区名	施行者	施行面積	施行期間
①	西真美ヶ丘地区	組 合	42.3ha	昭和 46 年度(1971 年度)～昭和 54 年度(1979 年度)
②	真美ヶ丘地区	住都公団	297.6ha	昭和 47 年度(1972 年度)～平成 3 年度(1991 年度)
③	白鳳台地区	組 合	23.4ha	昭和 57 年度(1982 年度)～平成 元年度(1989 年度)
④	旭ヶ丘地区	組 合	78.7ha	昭和 58 年度(1983 年度)～平成 19 年度(2007 年度)
⑤	五位堂駅前北地区	市	15.1ha	昭和 60 年度(1985 年度)～平成 10 年度(1998 年度)
⑥	高山台地区	組 合	43.5ha	平成 5 年度(1993 年度)～平成 12 年度(2000 年度)
⑦	五位堂駅前北第二地区	市	17.6ha	平成 12 年度(2000 年度)～平成 27 年度(2015 年度)
⑧	志都美駅西地区	市	1.2ha	平成 18 年度(2006 年度)～平成 23 年度(2011 年度)

資料：香芝市資料「区画整理事業について」

図 2.18 土地区画整理事業の実施内容

2.5 都市機能

都市機能については、以下の対象施設の立地状況を整理し、機能別の徒歩圏域を踏まえた人口カバー率(各機能の徒歩圏内人口／全市人口又は市街化区域内人口)を整理します。

表 2.2 都市機能別の対象施設及び徒歩圏

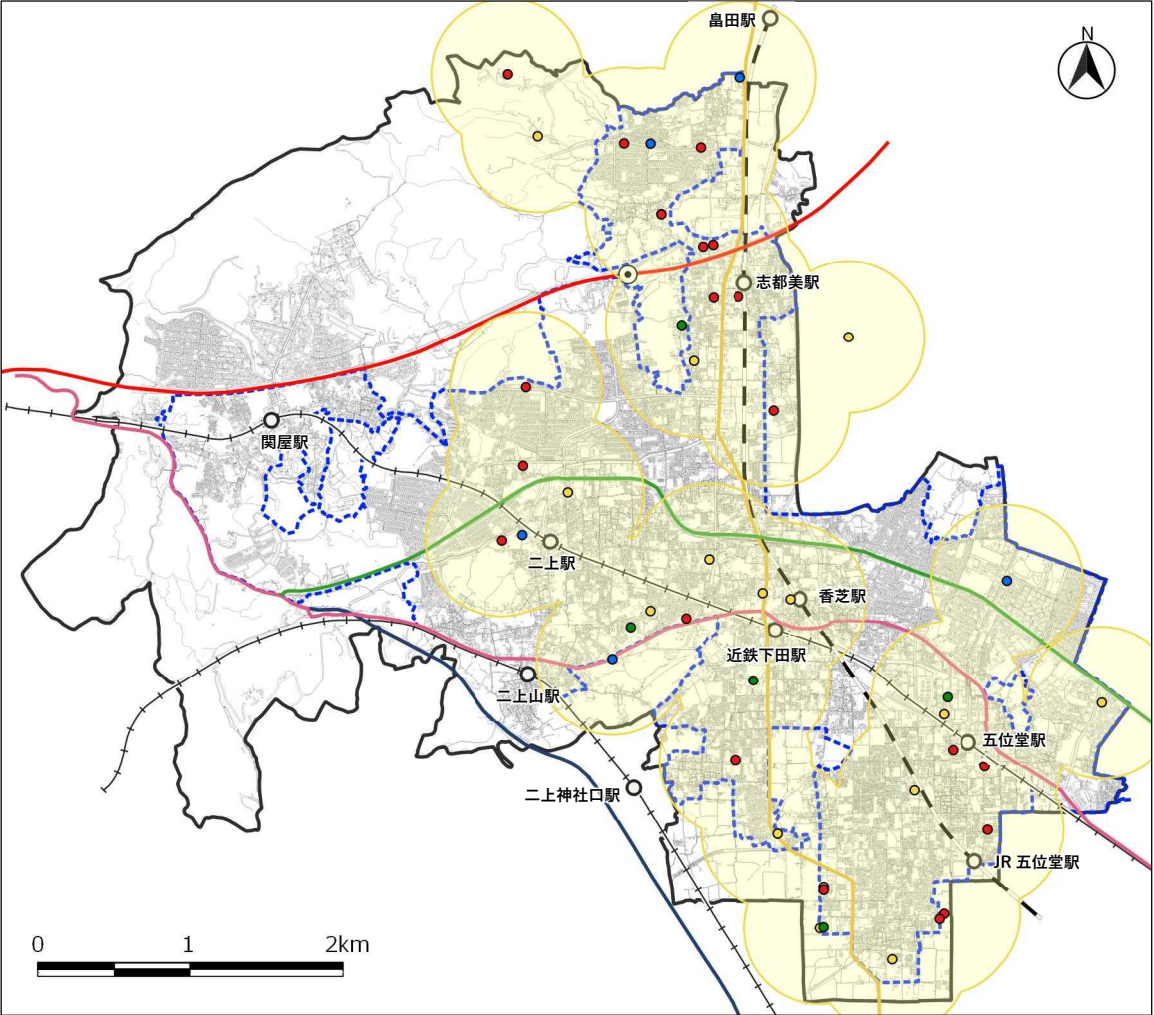
都市機能	対象施設	徒歩圏	備 考
高齢者福祉機能	訪問型施設、通所型施設、 入所型施設、多機能型施設	500m	高齢者徒歩圏
子育て支援機能	保育所、幼稚園、認定こども園、 小規模保育施設、病児保育施設、 企業内保育所	800m	
商業機能	スーパーマーケット、 コンビニエンスストア	800m	
医療機能	病院・診療所(内科・小児科)	800m	
金融機能	銀行、郵便局	800m	

資料：都市構造の評価に関するハンドブック(平成 26 年(2014 年)8 月 国土交通省)

(1) 高齢者福祉機能

高齢者福祉機能は、訪問型施設、通所型施設、入所型施設、多機能型施設が計 45 か所立地しており、志都美駅北西部や香芝駅・近鉄下田駅周辺、五位堂駅周辺で多く立地しています。

また、高齢者福祉機能から 500m 圏域(高齢者徒歩圏)に含まれる老年人口の割合は、総老年人口の約 71.4%(市街化区域内老年人口の約 79.3%)となっています。



凡 例					
区域	市域		道路	IC	
	市街化区域			西名阪自動車道	
鉄道	近畿日本鉄道			国道 165 号	
	JR 西日本			国道 168 号	
	駅			県道 中和幹線	
高齢者福祉機能	訪問型			県道 大和高田バイパス	
	通所型				
	入所型				
	多機能型				
圏域	高齢者福祉機能 500m 圏域				

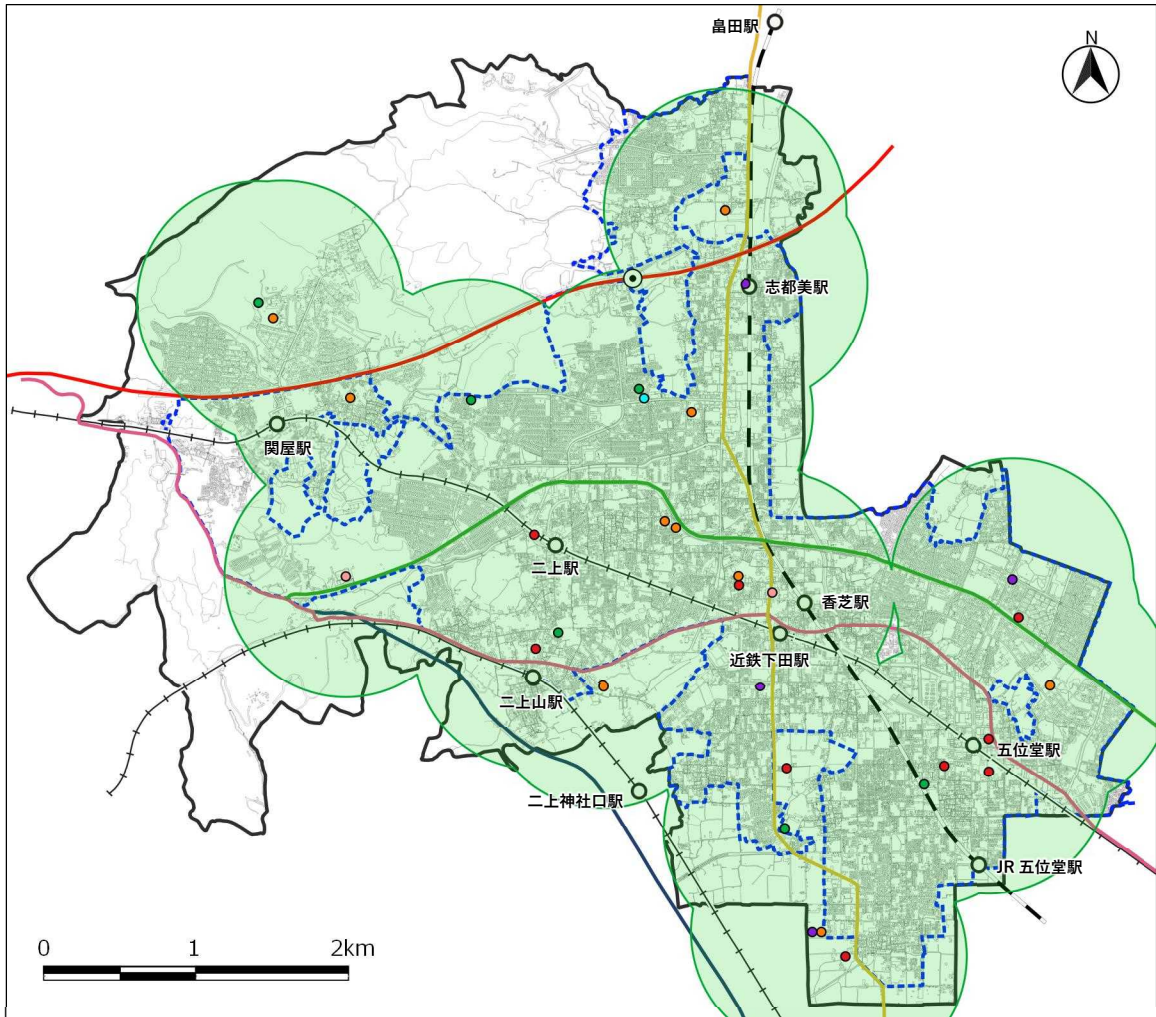
資料：国土数値情報(令和 3 年度(2021 年度))、i タウンページ(令和 4 年(2022 年))

図 2.19 高齢者福祉機能の立地状況

(2) 子育て支援機能

子育て支援機能は、保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育施設、病児保育施設、企業内保育所が計 32 か所立地しています。

子育て支援機能から 800m 圏域に含まれる年少人口の割合は、総年少人口の約 97.4%(市街化区域内年少人口の約 97.8%)となっています。



		凡 例	
区域	市域		IC
	市街化区域		
鉄道	近畿日本鉄道		西名阪自動車道
	JR 西日本		国道 165 号
	駅		国道 168 号
子育て支援機能	保育所		県道 中和幹線
	幼稚園		県道 大和高田バイパス
	認定こども園		
	小規模保育施設		
	病児保育施設		
	企業内保育所		
圏域	子育て支援機能 800m 圏域		

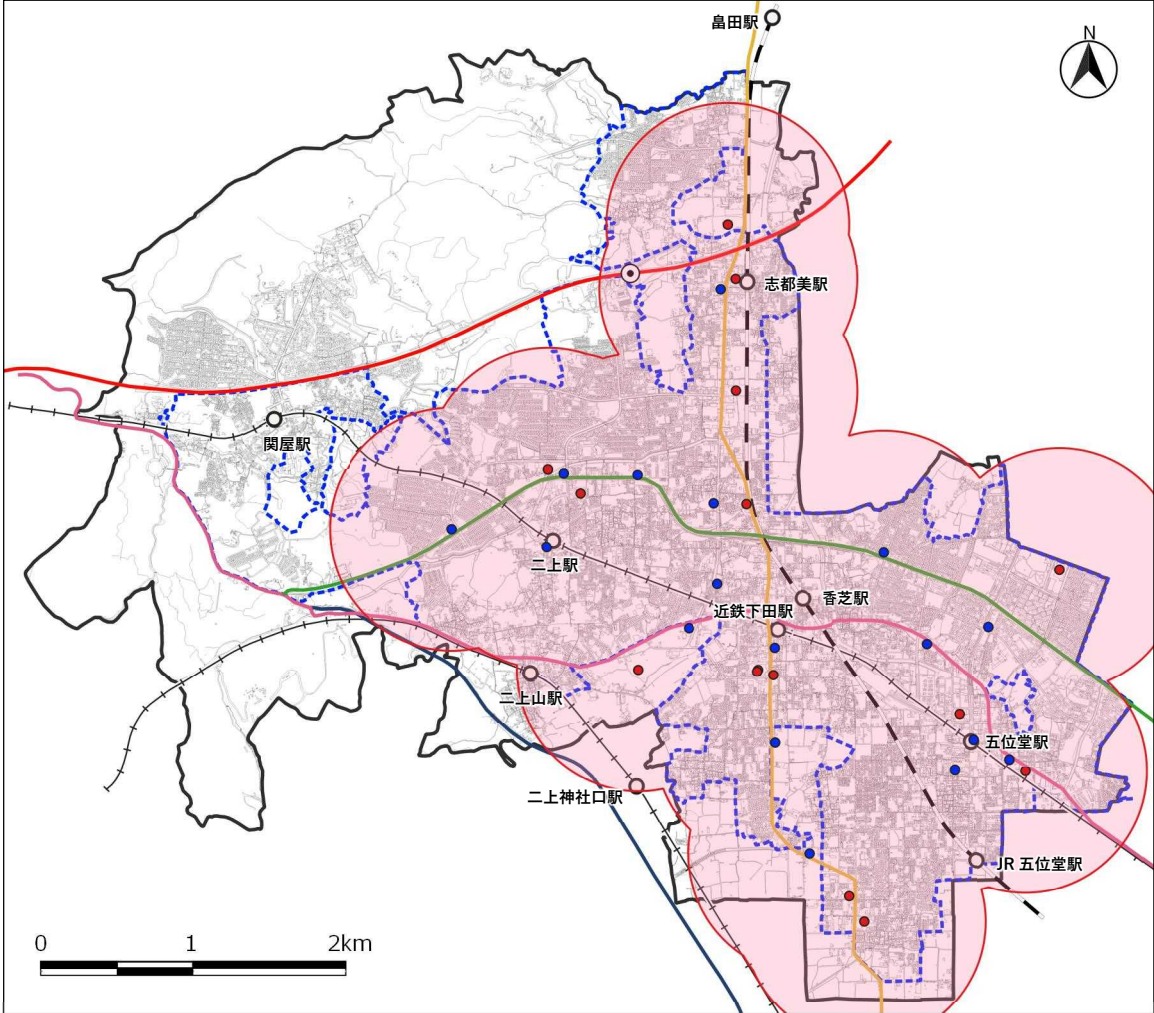
資料：iタウンページ(令和4年(2022年))

図 2.20 子育て支援機能の立地状況

(3) 商業機能

商業機能は、スーパーマーケットが 15 か所、コンビニエンスストアが 17 か所立地しており、国道 165 号や国道 168 号、中和幹線等の幹線道路沿道に多く立地しています。

また、商業機能から 800m 圏域に含まれる人口の割合は、総人口の約 89.6%(市街化区域内人口の約 94.2%)となっています。



凡			例		
区域	市域		道路	IC	
	市街化区域			西名阪自動車道	
鉄道	近畿日本鉄道			国道 165 号	
	JR 西日本			国道 168 号	
	駅			県道 中和幹線	
商業機能	スーパーマーケット			県道 大和高田バイパス	
	コンビニエンスストア				
圏域	商業機能 800m 圏域				

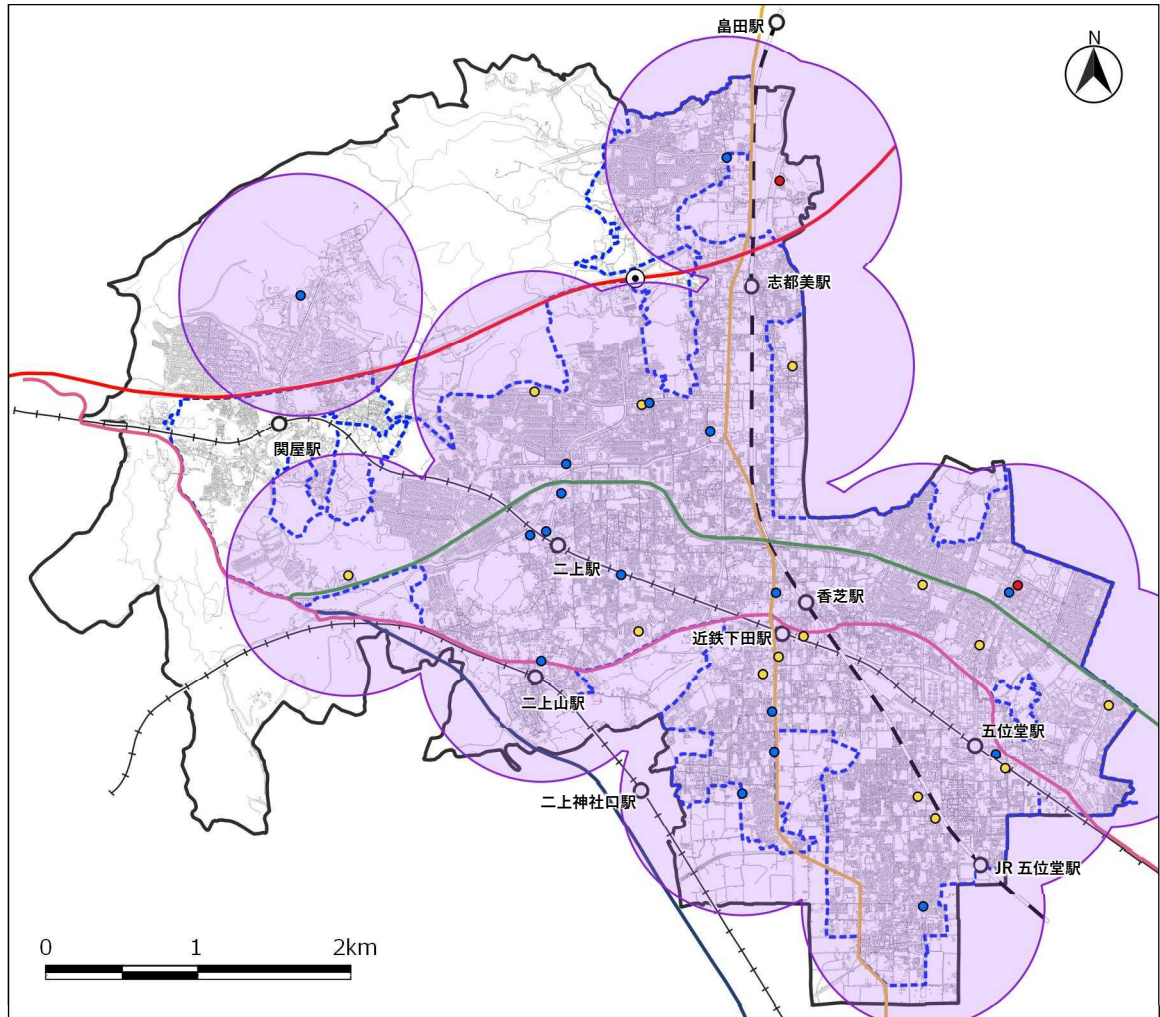
資料：iタウンページ(令和 4 年(2022 年))

図 2.21 商業機能の立地状況

(4) 医療機能

医療機能は、内科又は小児科を有する施設が 33 か所立地しており、二上駅北部や香芝駅・近鉄下田駅南部で多く立地しています。

医療機能から 800m 圏域に含まれる人口の割合は、総人口の約 95.5%(市街化区域内人口の約 96.9%)となっています。



		凡 例			
区域	市域		道路	IC	
	市街化区域			西名阪自動車道	
鉄道	近畿日本鉄道			国道 165 号	
	JR 西日本			国道 168 号	
	駅			県道 中和幹線	
医療機能	小児科			県道 大和高田バイパス	
	内科				
	内科・小児科				
圏域	医療機能 800m 圏域				

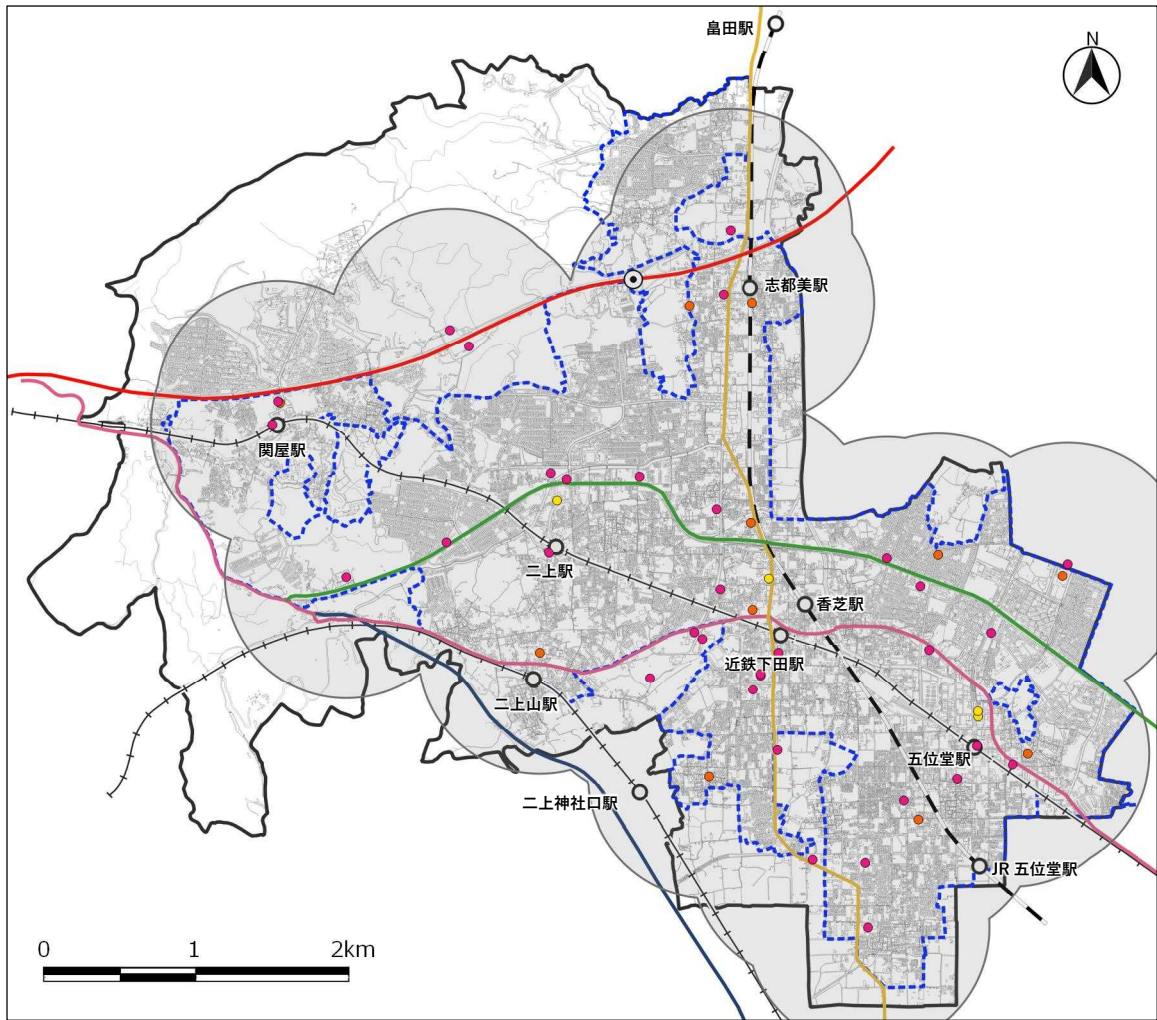
資料：国土数値情報(令和2年度(2020年度))、iタウンページ(令和4年(2022年))

図 2.22 医療機能の立地状況

(5) 金融機能

金融機能は、銀行が4か所、郵便局が11か所立地しており、銀行は二上駅周辺や香芝駅・近鉄下田駅周辺、五位堂駅周辺に立地し、郵便局及びATMは全域に立地しています。

金融機能から800m圏域に含まれる人口の割合は、総人口の約98.3%(市街化区域内人口の約98.7%)となっています。



凡 例					
区域	市域		道路	IC	
	市街化区域			西名阪自動車道	
鉄道	近畿日本鉄道			国道 165 号	
	JR 西日本			国道 168 号	
	駅			県道 中和幹線	
金融機能	銀行			県道 大和高田バイパス	
	郵便局				
	ATM				
圏域	金融機能 800m 圏域				

資料：国土数値情報(平成 25 年度(2013 年度))、i タウンページ(令和 4 年(2022 年))

図 2.23 金融機能の立地状況

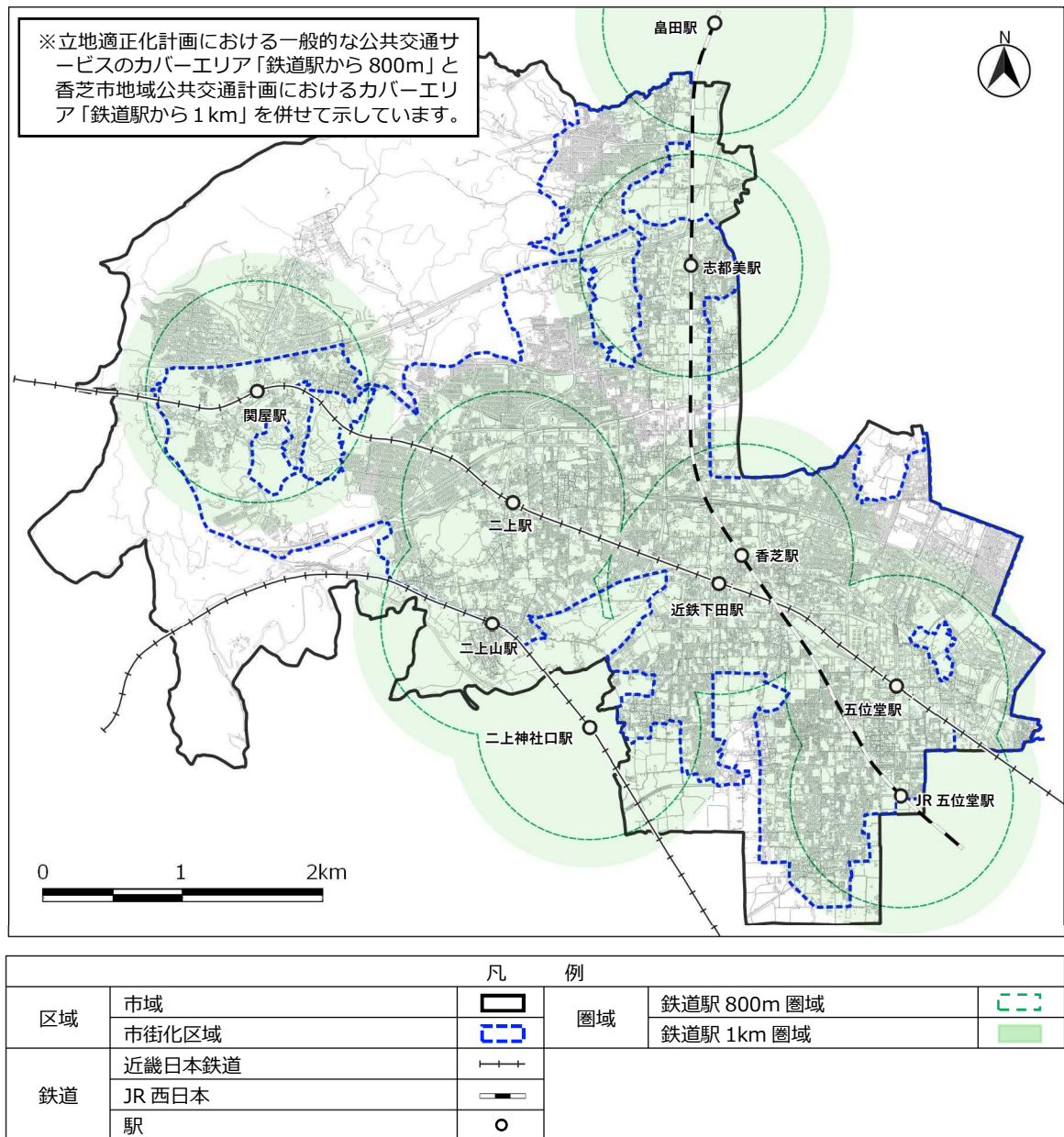
2.6 公共交通

(1) 公共交通

① 鉄道駅

市内には JR 和歌山線及び近鉄大阪線・南大阪線の 8 つの駅が立地しています。

公共交通サービスのエリア内人口(鉄道駅から 1 km のエリア内に含まれる人口)の総人口に占める割合は約 86.4%(市街化区域内人口に占める割合は約 87.2%)となっています。



資料：国勢調査(平成 27 年(2015 年))、都市計画基礎調査(平成 26 年度(2014 年度))

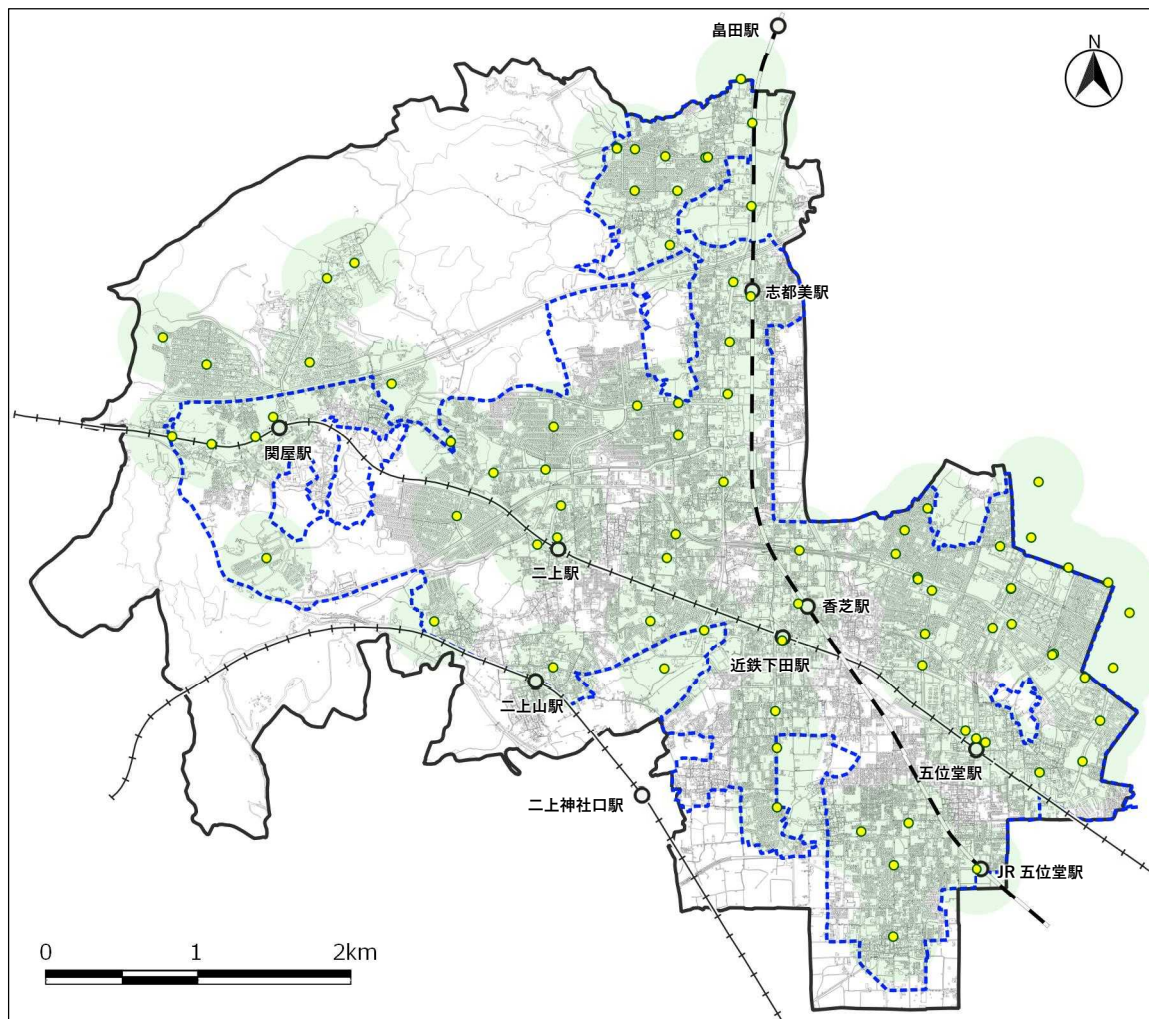
図 2.24 公共交通のカバー圏域

②路線バス・コミュニティバス

市内ではコミュニティバスやデマンド交通によって、公共交通ネットワークが補完されています。

公共交通サービスのエリア内人口(路線バスとコミュニティバスの停留所から 300mのエリア内に含まれる人口)の総人口に占める割合は約 76.8%(市街化区域内人口に占める割合は約 79.0%)となっています。

また、鉄道とあわせた公共交通サービスのエリア内人口の総人口に占める割合は約 95.4% (市街化区域内人口に占める割合は約 97.6%)となっています。



凡 例					
区域	市域		バス	バス停(路線バス・コミュニティバス)	
	市街化区域		圏域	バス停 300m 圏域	
鉄道	近畿日本鉄道				
	JR 西日本				
	駅				

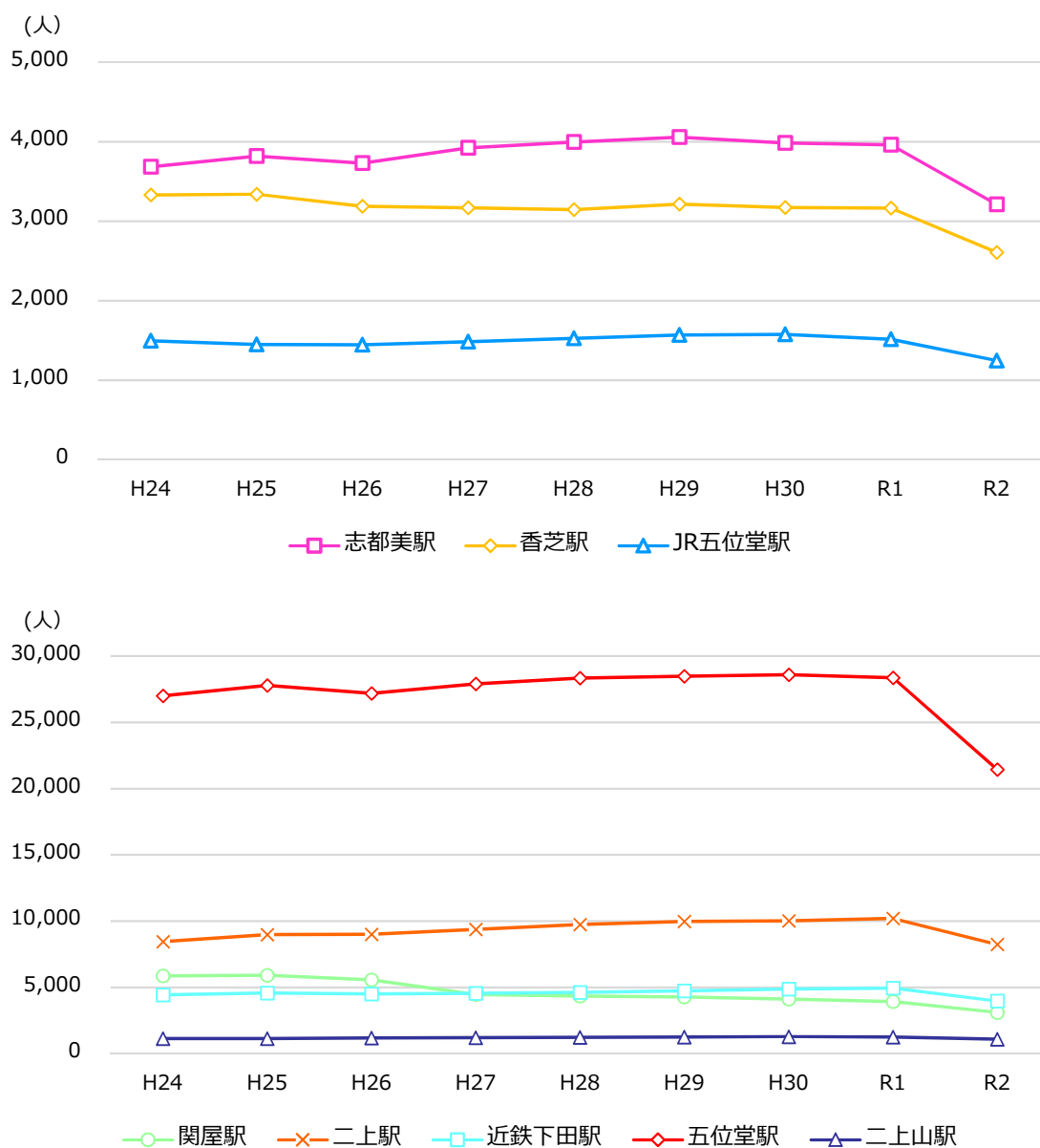
資料：国勢調査(平成 27 年(2015 年))、都市計画基礎調査(平成 26 年度(2014 年度))
香芝市コミュニティバス路線図(令和 5 年(2023 年)1 月発行)

図 2.25 公共交通のカバー圏域

(2) 公共交通の利用状況

① 鉄道駅

市内の鉄道駅のうち、最も乗降客数が多い駅は、近畿日本鉄道の快速急行が停車する五位堂駅で、1日あたりの乗降客数は令和元年(2019年)で約28,000人となっています。また、乗降客数の推移は、新型コロナウイルス感染症の影響がみられる令和2年(2020年)を除くと概ね横ばいとなっています。

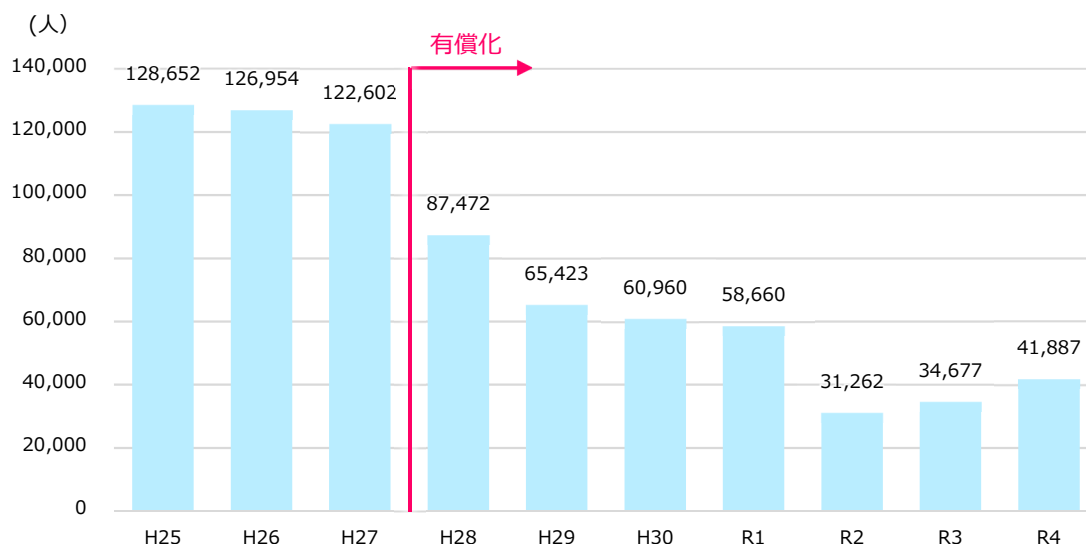


資料：奈良県統計年鑑「JR 輸送実績」(各年)
奈良県統計年鑑「近鉄輸送実績」(各年)

図 2.26 1日あたりのJR線及び近鉄線各駅の利用状況

②コミュニティバス

コミュニティバスの利用者数は、平成 28 年(2016 年)の有償化以降、令和元年(2019 年)まで減少し、令和 2 年(2020 年)には新型コロナウイルス感染症の影響により、さらに利用者は減少しましたが、その後は回復基調にあります。

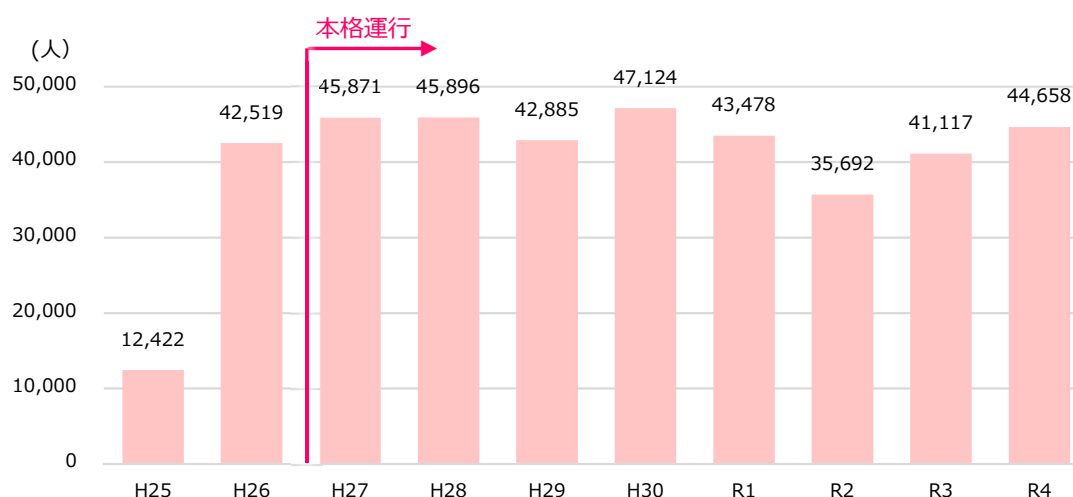


資料：香芝市地域公共交通計画(令和 3 年(2021 年))、香芝市資料

図 2.27 コミュニティバスの利用状況

③デマンド交通

デマンド交通は、平成 25 年(2013 年)10 月から実証運行を開始し、平成 27 年(2015 年)4 月より本格運行が開始されました。利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 年(2020 年)は一時的に減少したものの、令和 4 年(2022 年)は約 45,000 人まで増加しており、本格運行開始以降から概ね横ばいで推移しています。



資料：香芝市地域公共交通計画(令和 3 年(2021 年))、香芝市資料

図 2.28 デマンド交通の利用状況

2.7 災害

(1) 過去の災害履歴

概ね過去 30 年の風水害・地震災害の履歴は下表のとおりです。大きな被害をもたらした風水害としては、平成 10 年(1998 年)の台風 7 号による被害があり、屋根や塀等が破損したほか、電線等のライフラインにも大きな被害が生じ、数日間にわたり生活に支障をきたしました。

また、地震の被害としては、平成 7 年(1995 年)の兵庫県南部地震があり、奈良県内の被害は負傷者の発生、建物の一部損壊等がみられました。

表 2.3 風水害の履歴

発生日年月日	【風水害】 被害状況等
平成 9 年(1997 年) 7 月 13 日	13 日の未明より降り出した雨は、8 時から 9 時の 1 時間に 29 mm を記録した。そのため、葛下川が増水し床上浸水 80 棟、土砂崩れ 1 か所、道路・田畑の冠水数箇所等の被害が生じた。
平成 10 年(1998 年) 9 月 22 日	22 日高知県室戸岬の東から紀伊水道を通り、13 時過ぎに和歌山県御坊市付近に上陸した。本市には 15 時頃に最も接近し、最大瞬間風速 56.8m を記録し、市内に大きな被害をもたらした。人的被害は軽傷者 5 名、家屋被害としては、全壊 3 棟、半壊 3 棟、一部損壊 1,594 棟、床下浸水 2 棟の被害が生じた。また、暴風により電柱が倒れ、市内の 90% の家庭で停電が起こり完全復旧までに 2 日間を要した。
平成 19 年(2007 年) 7 月 16 日～7 月 17 日	集中豪雨により、下田栄橋付近で 10 数件が停電したほか、床上浸水 3 棟、床下浸水 113 棟、下田栄橋付近の国道 165 号を挟んだ南北道路が崩落、信号や電柱が倒壊、小屋流出が発生した。

資料：香芝市地域防災計画(平成 26 年度(2014 年度)修正)

表 2.4 地震災害の履歴

発生日年月日	地震名称 (震央)	マグニ チュード	【地震災害】 被害状況等
平成 7 年(1995 年) 1 月 17 日	兵庫県 南部地震 (淡路島付近)	7.3	近代都市を襲った直下型地震。神戸市を中心とした阪神地域および淡路島北部で震度 7 を観測した。全体で死者 6,425 人、行方不明者 2 人、全半壊 25 万棟以上に及んだ。奈良県は震度 4 を観測し、県内の被害は負傷者 12 人、建物の一部損壊 15 件等比較的軽微であった。
平成 12 年(2000 年) 10 月 31 日	(三重県中部)	5.7	三重県で住家の一部破損や水道管破断が発生し、負傷者は 6 人であった。奈良県は震度は 4 を観測し、南部で一部落石、崩土が発生した。
平成 16 年(2004 年) 9 月 5 日	(紀伊半島沖)	6.9	下北山村及び和歌山県新宮市で震度 5 弱を観測した。奈良県は震度 4 を観測し、一部で道路の落石及び小規模崩土が発生した。
平成 16 年(2004 年) 9 月 5 日	(東海道沖)	7.4	下北山村及び三重県、和歌山県の一部で震度 5 弱を観測した。奈良県は震度 4 を観測し、負傷者が 6 人発生した。

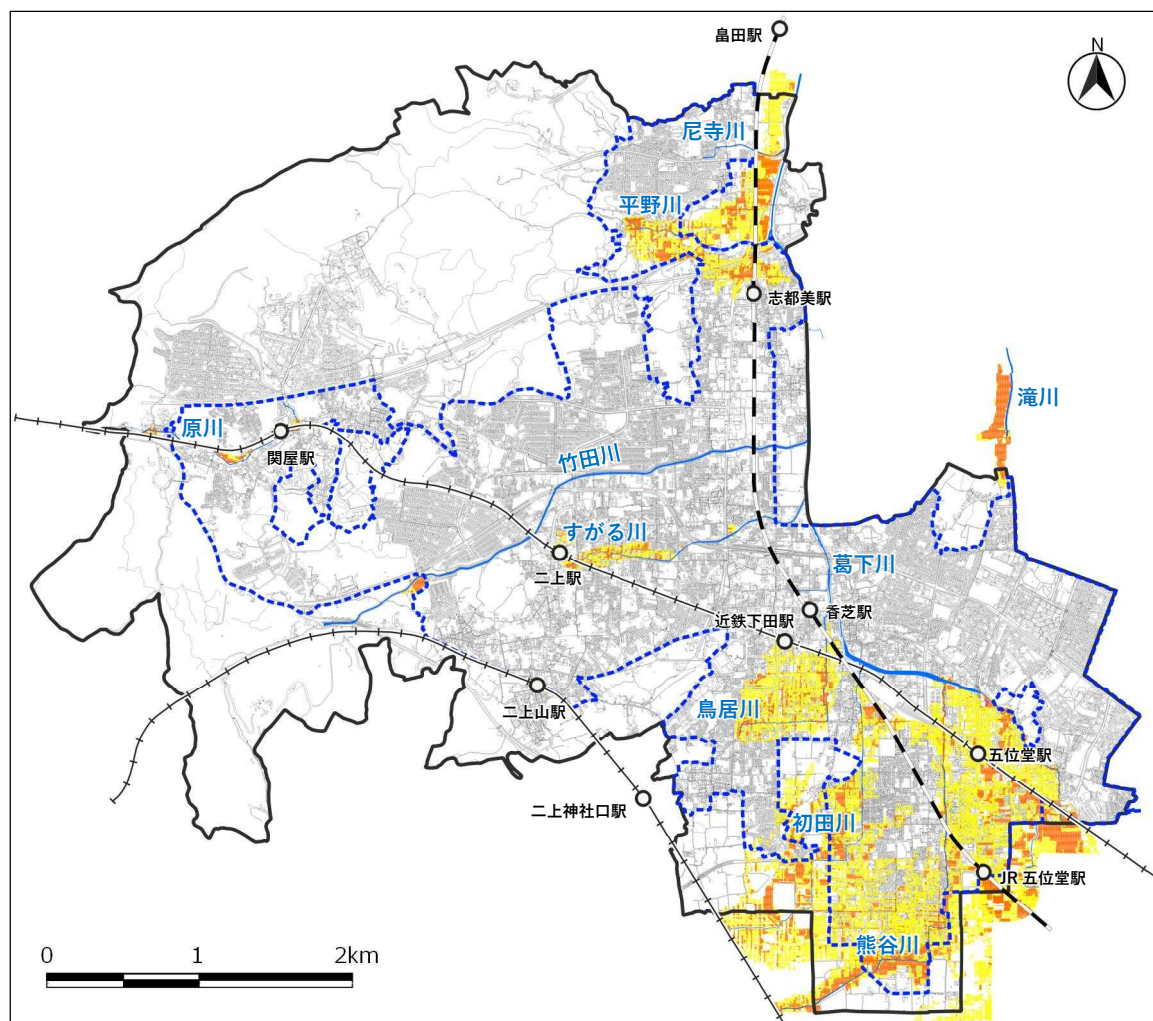
資料：香芝市地域防災計画(平成 26 年度(2014 年度)修正)

(2) 洪水浸水想定区域

①洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模降雨)

奈良県が公表している洪水浸水想定区域が、市内の10の河川(葛下川、原川、滝川、尼寺川、平野川、竹田川、すがる川、鳥居川、初田川、熊谷川)の沿川部に想定されています。

計画規模降雨(1/200年超過確率)時には、志都美駅北側や近鉄下田駅南側、五位堂駅南側、JR五位堂駅周辺等で、1階床高から2階床下に相当する0.5～3.0mの浸水が想定されています。一部の河川周辺の小規模な範囲で3.0～5.0mの浸水想定区域が点在しています。



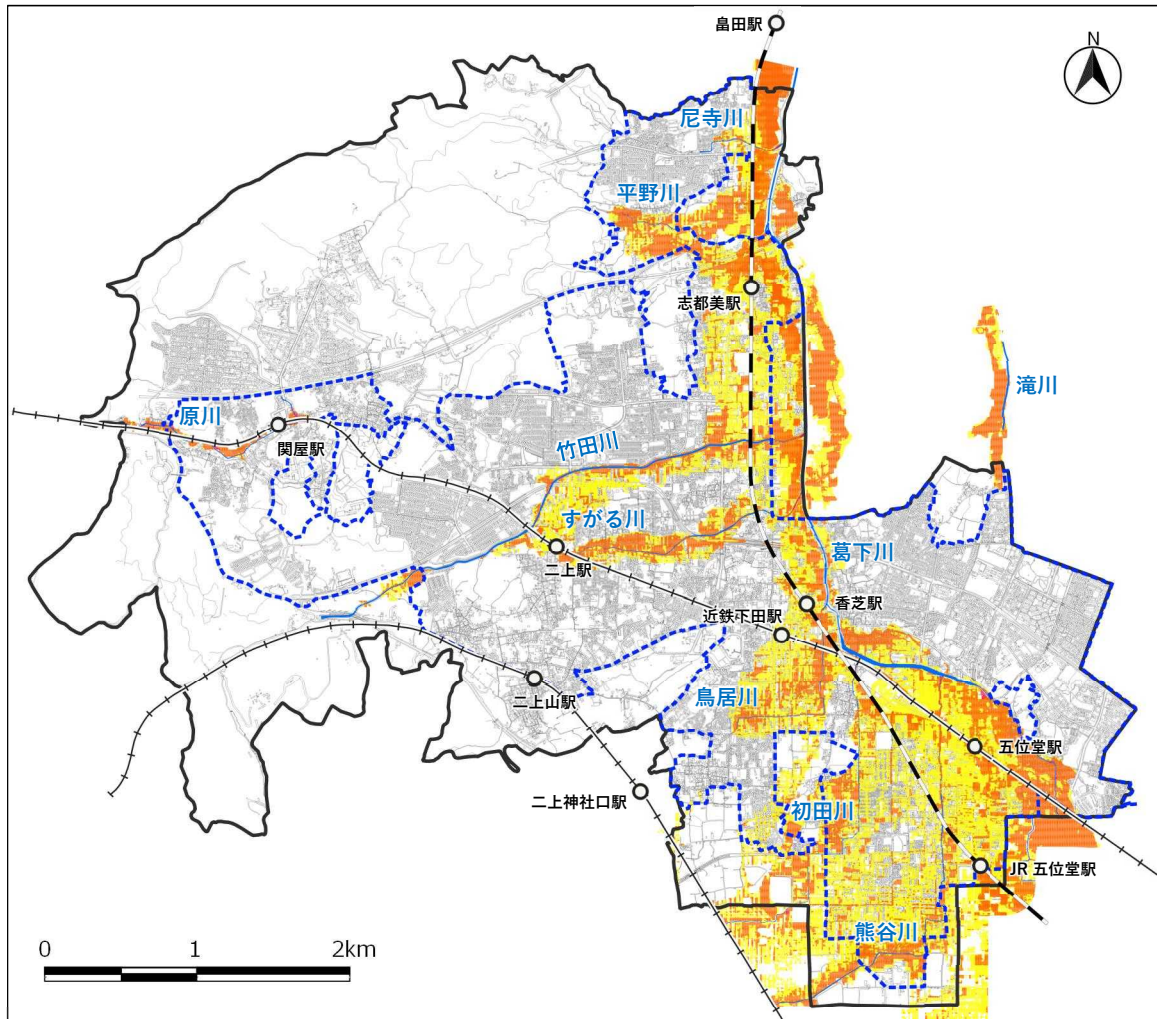
		凡 例	
区域	市域		河川
	市街化区域		
鉄道	近畿日本鉄道		浸水深
	JR 西日本		
	駅		
			0.5m 未満の区域
			0.5m～3.0m 未満の区域
			3.0m～5.0m 未満の区域

資料：洪水浸水想定区域図(令和5年(2023年)5月30日 奈良県)

図 2.29 洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模降雨)

②洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模降雨)

想定最大規模降雨(1/1,000年超過確率)時においては、計画規模降雨時と比較して、志都美駅周辺や近鉄下田駅南側、五位堂駅南側、JR五位堂駅南側、二上駅東側等で0.5～3.0mの洪水浸水想定区域が拡大することが想定されています。一部の河川周辺の小規模な範囲で3.0～5.0mの浸水想定区域が点在し、河川に隣接した区域で5.0～10.0mの浸水想定区域がみられます。



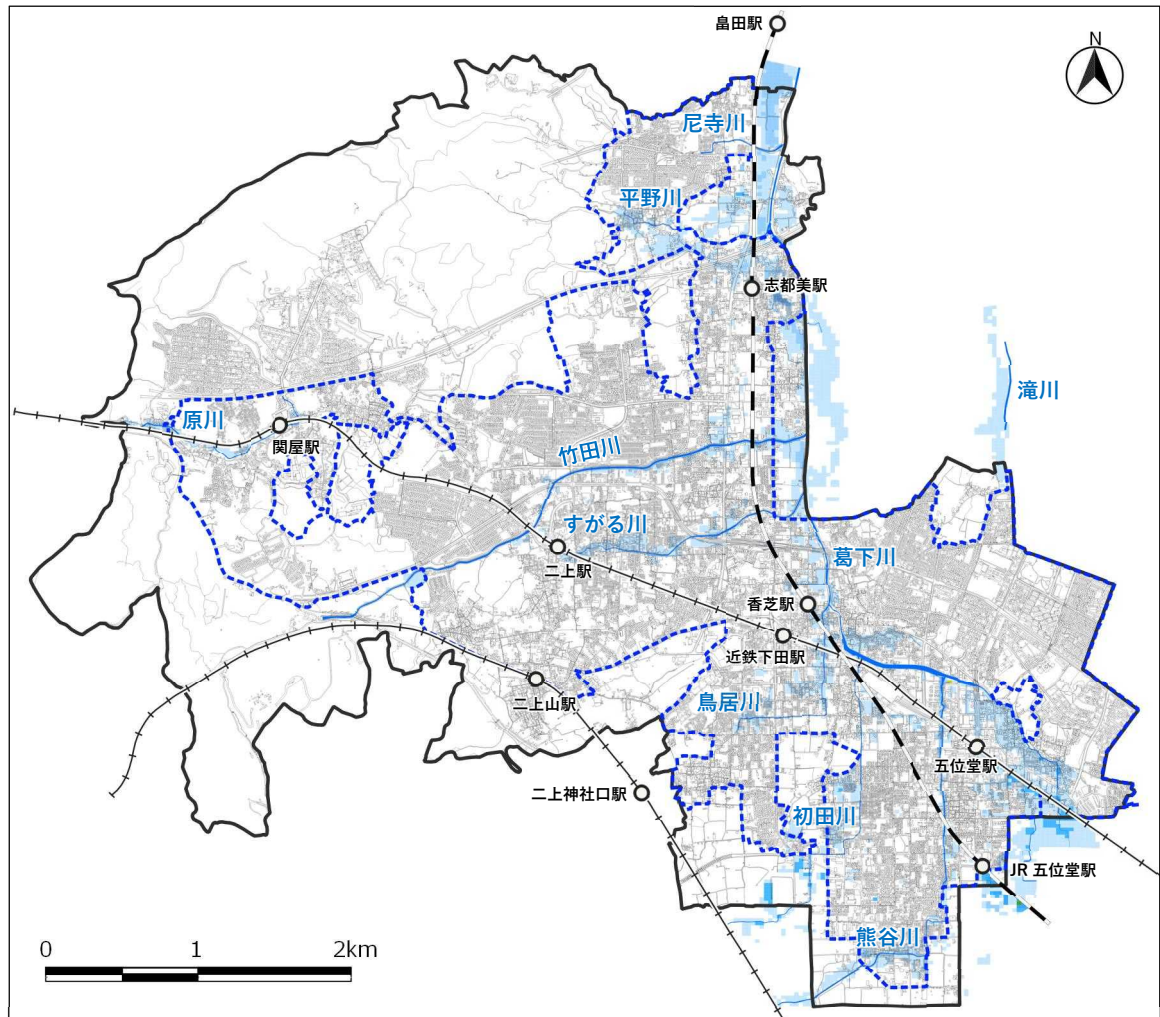
凡 例					
区域	市域		河川		
	市街化区域				
鉄道	近畿日本鉄道		浸水深	0.5m 未満の区域	
	JR 西日本			0.5m～3.0m 未満の区域	
	駅			3.0m～5.0m 未満の区域	
				5.0m～10.0m 未満の区域	

資料：洪水浸水想定区域図(令和5年(2023年)5月30日 奈良県)

図 2.30 洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模降雨)

③ 浸水継続時間(想定最大規模降雨)

想定最大規模降雨時の浸水継続時間をみると、洪水浸水想定区域の大部分が 12 時間未満となっています。一部で 12 時間～1日未満の区域がみられるとともに、1日～3日未満の区域が葛下川に隣接した公園で見られます。



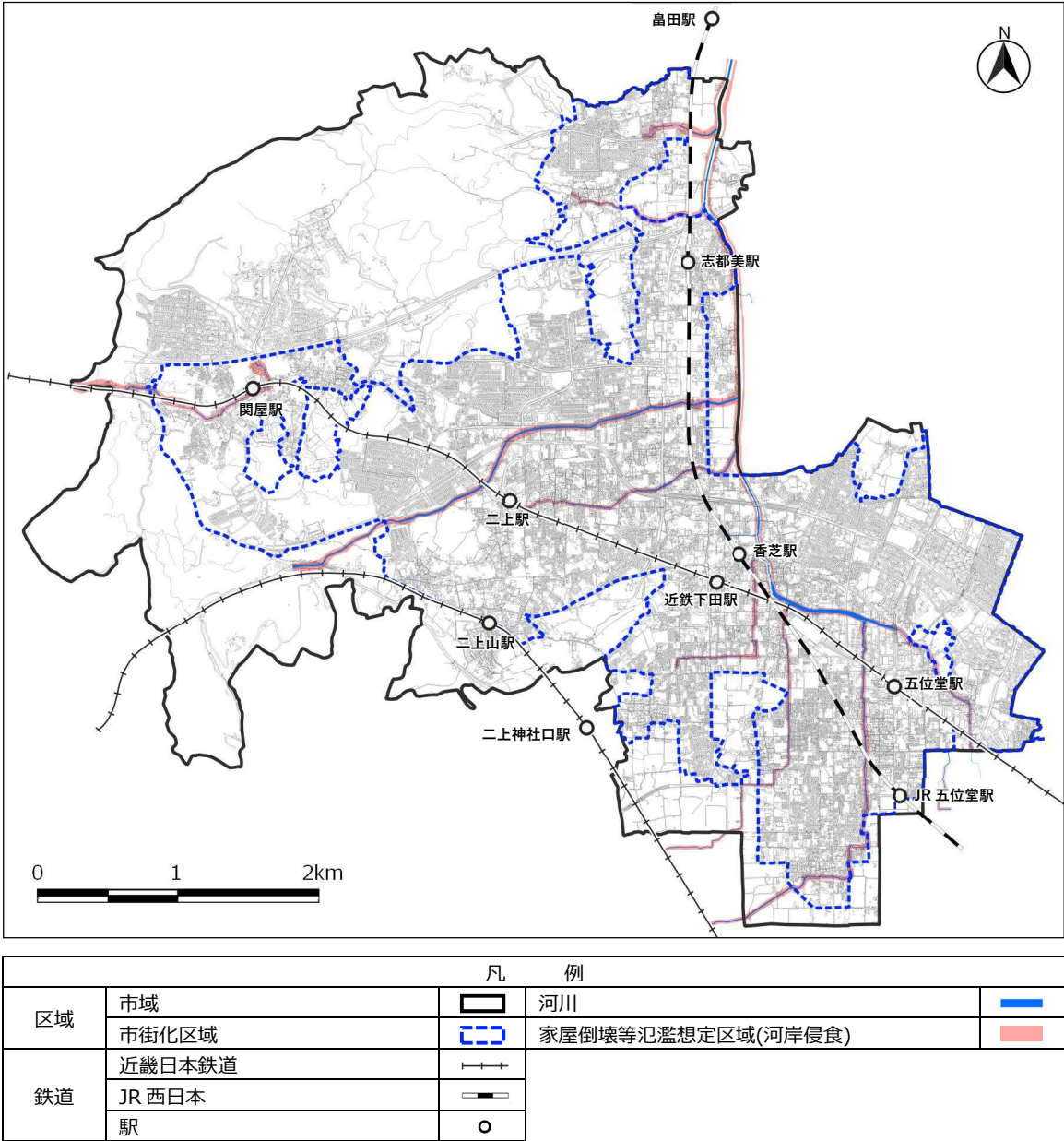
		凡 例			
区域	市域		河川		
	市街化区域		浸水	12 時間未満の区域	
鉄道	近畿日本鉄道		継続	12 時間～1 日未満の区域	
	JR 西日本		時間	1 日～3 日未満の区域	
	駅				

資料：洪水浸水想定区域図(令和 5 年(2023 年) 5 月 30 日 奈良県)

図 2.31 浸水継続時間(想定最大規模降雨)

④家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)

家屋の流出・倒壊の恐れがある家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)は、各河川沿川に想定されています。なお、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)は想定されていません。



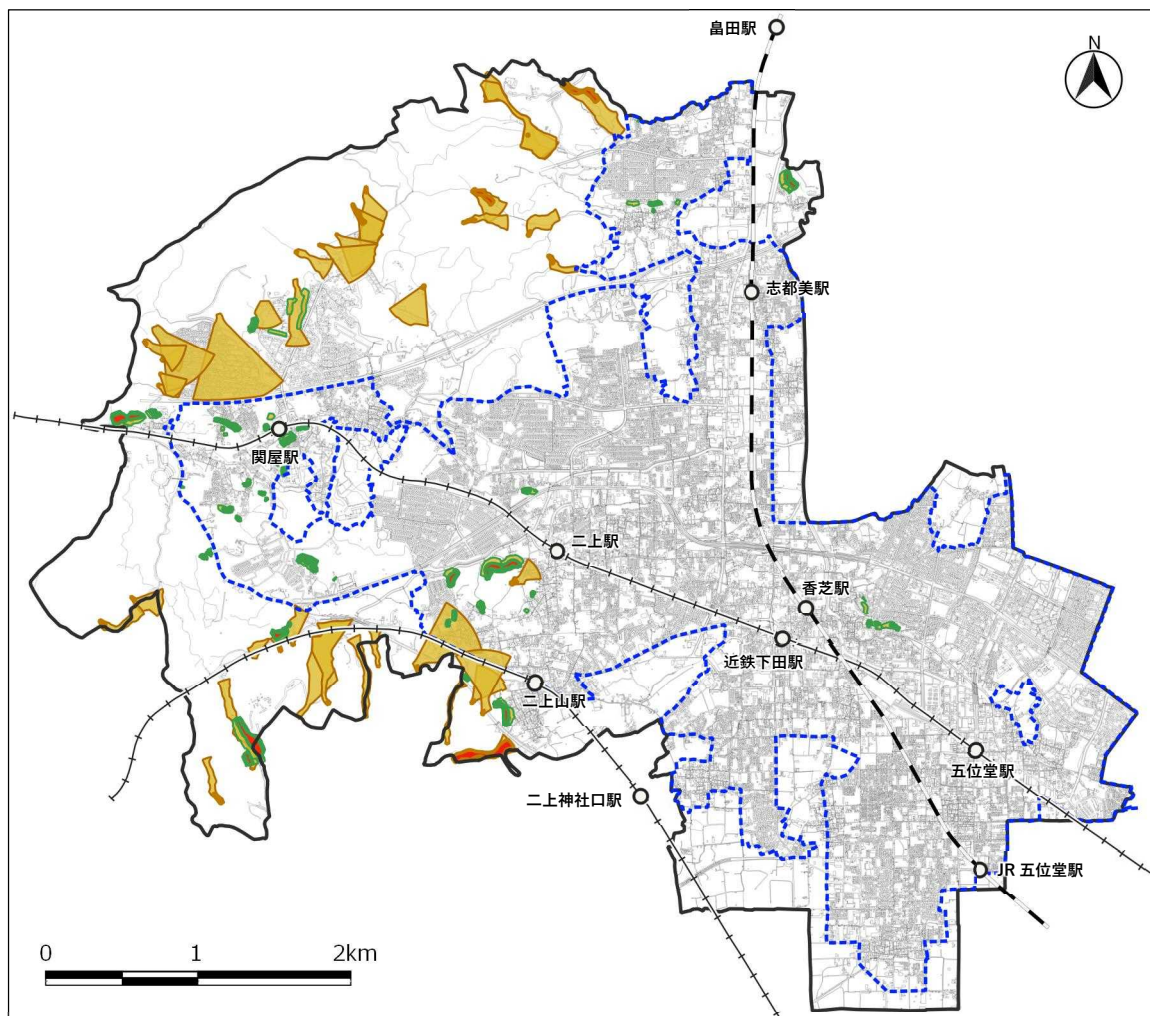
資料：洪水浸水想定区域図(令和 5 年(2023 年) 5 月 30 日 奈良県)

図 2.32 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)

(3) 土砂災害(特別)警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域

①土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地の崩壊・土石流)

土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地の崩壊・土石流)は、関屋駅や二上駅、二上山駅周辺のほか、本市西側の山間部及び香芝駅東側の住宅地の一部等に点在して指定されています。



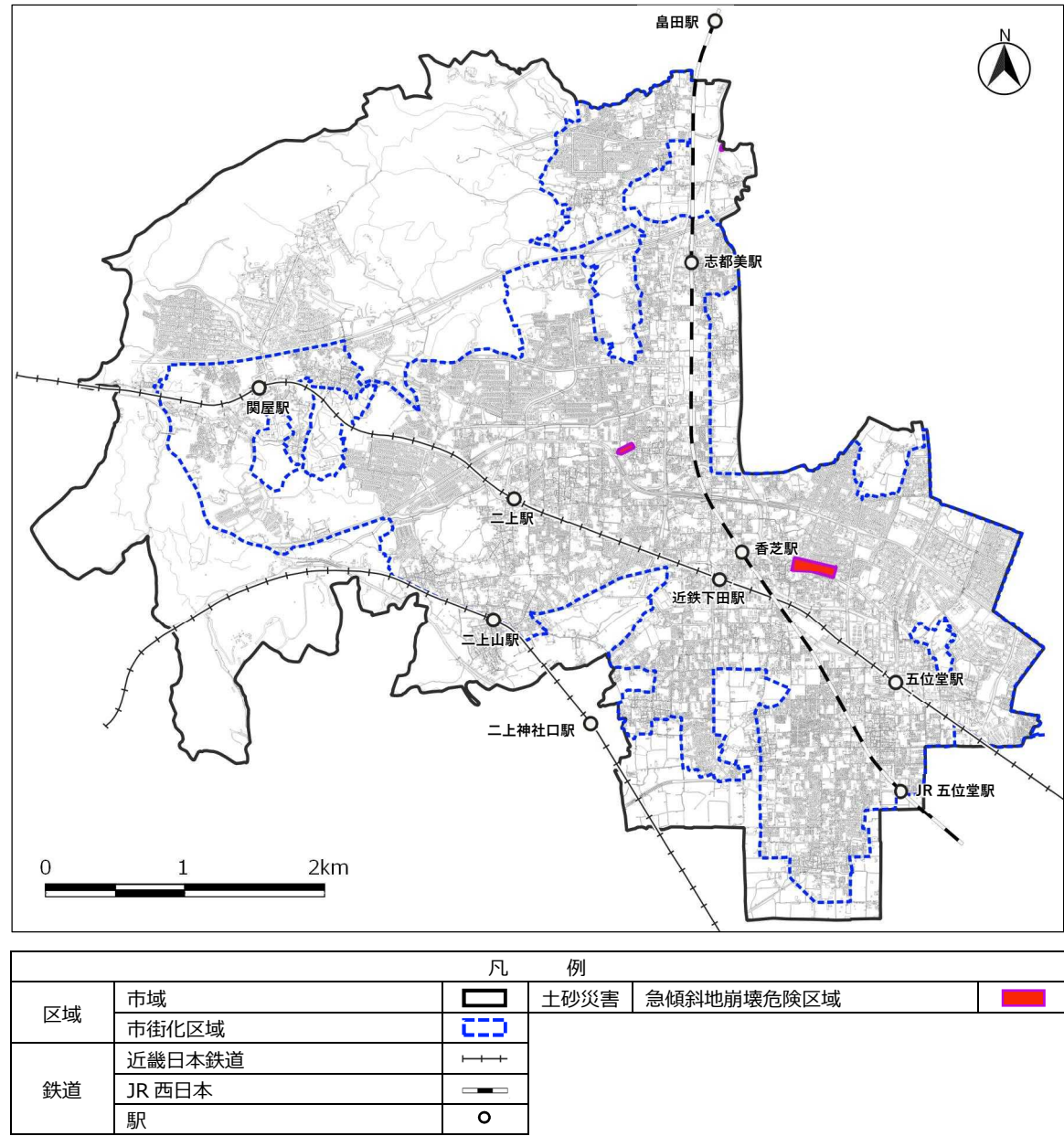
凡 例					
区域	市域		土砂 災害	土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)	
	市街化区域			土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)	
鉄道	近畿日本鉄道			土砂災害特別警戒区域(土石流)	
	JR 西日本			土砂災害警戒区域(土石流)	
	駅				

資料：土砂災害・防災情報システム(令和3年(2021年) 奈良県)

図 2.33 土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地の崩壊・土石流)

②急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域は、香芝駅東側や二上駅北東側の住宅地の一部に指定されています。
なお、地すべり防止区域の指定はありません。



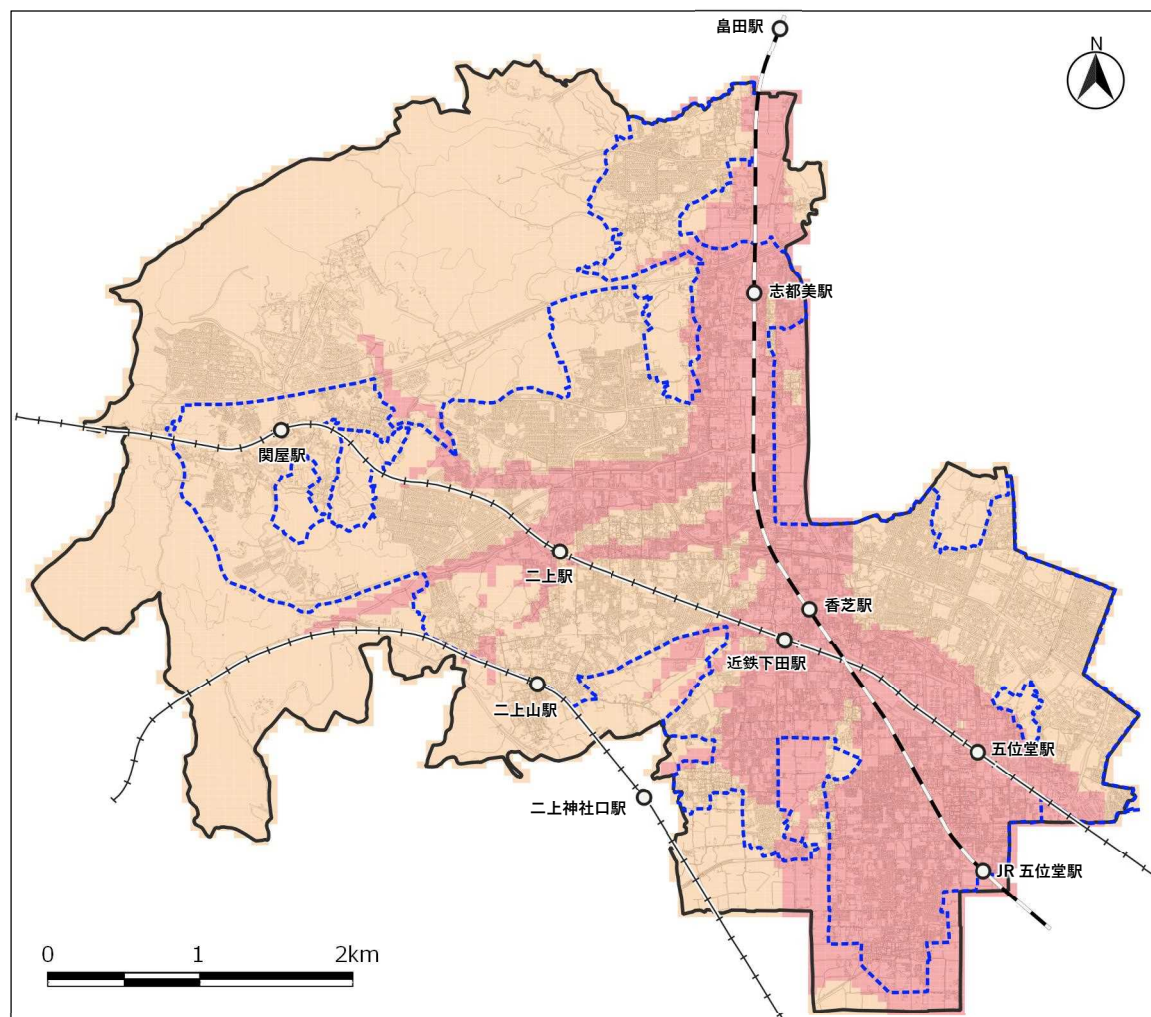
資料：土砂災害・防災情報システム(令和3年(2021年) 奈良県)

図 2.34 急傾斜地崩壊危険区域

(4) 地震(震度想定・液状化想定)

①震度想定(ゆれやすさマップ)

本市で最も大きい被害をもたらす可能性がある地震として、中央構造線断層帯地震が挙げられます。震度想定では、平野部で震度7と非常に大きい揺れが想定されています。



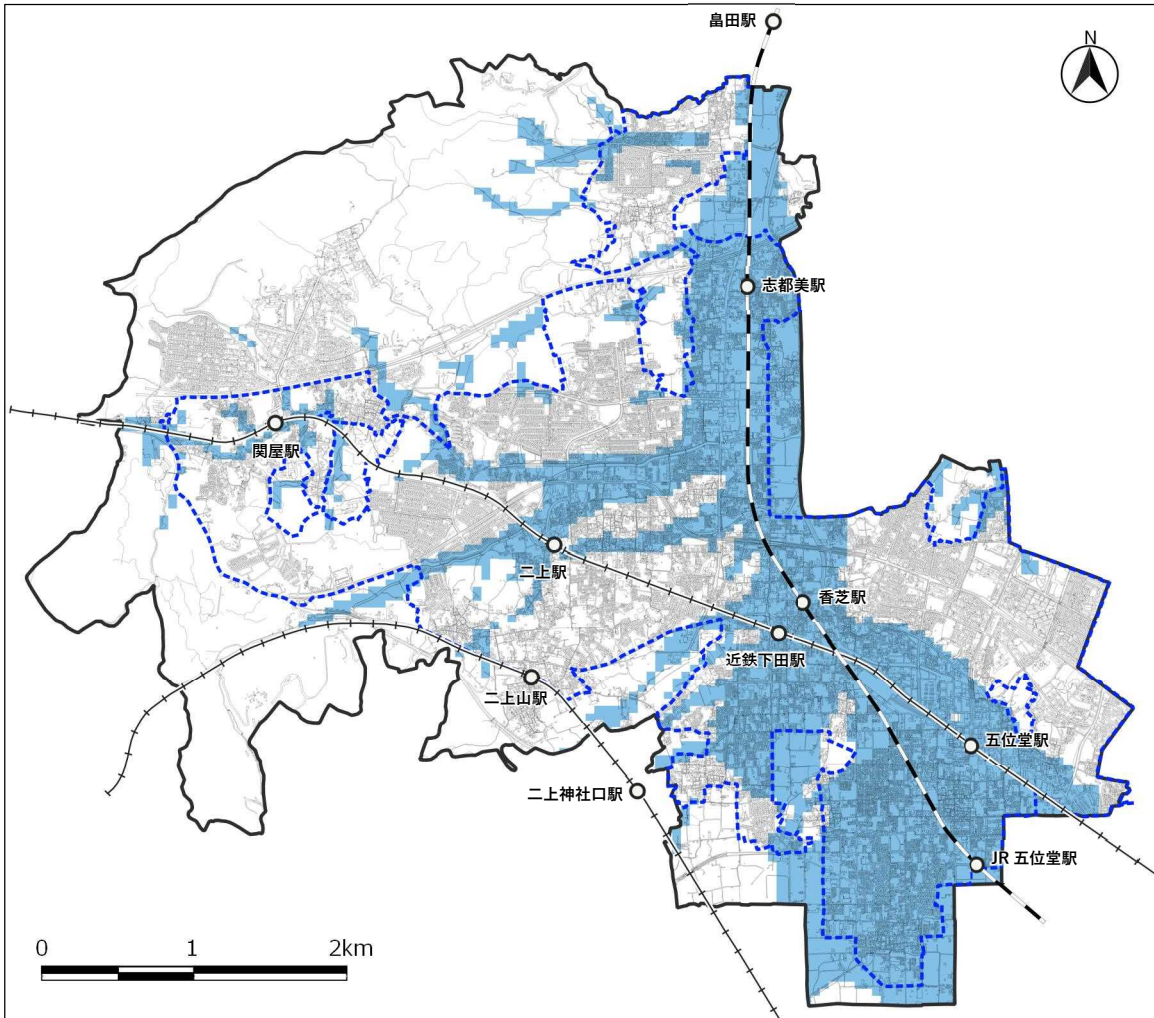
		凡 例		
区域	市域		地震	震度想定・震度6強
	市街化区域			震度想定・震度7
鉄道	近畿日本鉄道			
	JR 西日本			
	駅			

資料：香芝市総合防災マップ(令和5年度(2023年度)改定版)

図 2.35 震度想定(ゆれやすさマップ)

②液状化想定(液状化マップ)

中央構造線断層帯地震が発生した際に、震度7が想定される平野部のエリアで液状化の発生が想定されています。



		凡 例		
区域	市域		地震	液状化想定
	市街化区域			
鉄道	近畿日本鉄道			
	JR 西日本			
	駅			

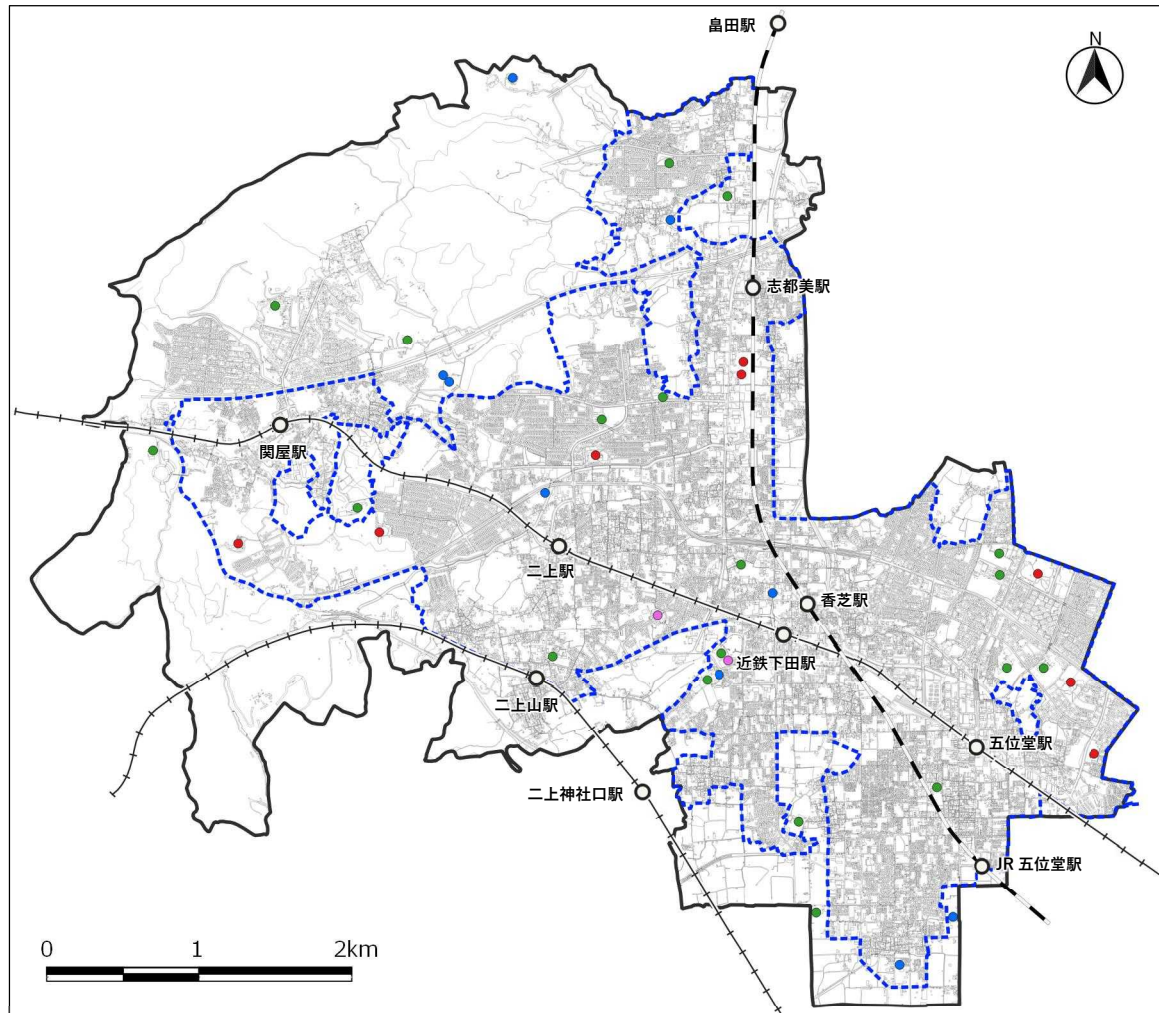
資料：香芝市総合防災マップ(令和5年度(2023年度)改定版)

図 2.36 液状化想定(液状化マップ)

2.8 避難施設等

(1) 避難施設

本市の避難施設に指定されている施設は 38 か所あります。各避難施設の役割ごとに、指定緊急避難場所 29 か所、指定一般避難所 19 か所、指定福祉避難所 11 か所が指定されています(重複して指定されている避難施設あり)。



凡 例					
区域	市域		避難 施設	指定緊急避難場所かつ指定一般避難所	
	市街化区域			指定緊急避難場所かつ指定福祉避難所	
鉄道	近畿日本鉄道			指定緊急避難場所	
	JR 西日本			指定福祉避難所	
	駅				

資料：香芝市総合防災マップ(令和 5 年度(2023 年度)改定版)

図 2.37 避難施設

【指定緊急避難場所】

- ・災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、速やかにその危険から逃れ自らの生命を守るために、一時的に緊急避難する場所として、災害の種別ごとに市が指定する施設等

【指定一般避難所】

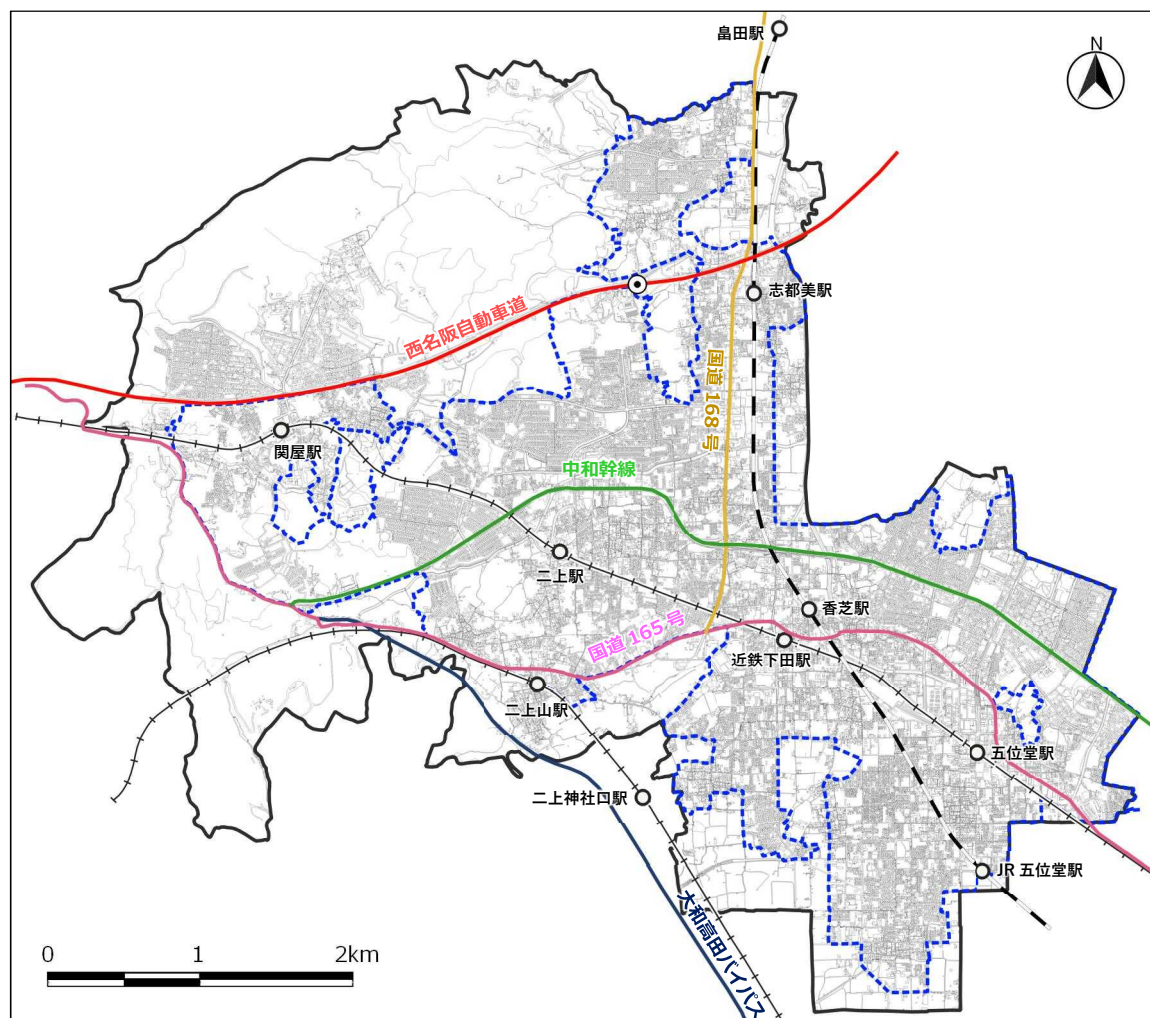
- ・災害時、避難した方が災害の危険性がなくなるまでの間に滞在、又は災害による被害で家に戻れなくなった方が一定期間その生活のために滞在する、市が指定する施設

【指定福祉避難所】

- ・高齢者や身体障害者等の要配慮者で、避難生活に特別の配慮を要する人のための指定避難所

(2) 緊急輸送道路（県指定）

奈良県緊急輸送道路ネットワーク図(平成 30 年(2018 年)4 月)において、東西方向の西名阪自動車道、中和幹線、国道 165 号、南北方向の国道 168 号(一部)、大和高田バイパスが第 1 次緊急輸送道路に指定されています。



		凡 例	
区域	市域		緊急輸送道路
	市街化区域		
鉄道	近畿日本鉄道		
	JR 西日本		
	駅		
		IC	
		西名阪自動車道	
		国道 165 号	
		国道 168 号	
		国道 大和高田バイパス	
		県道 中和幹線	

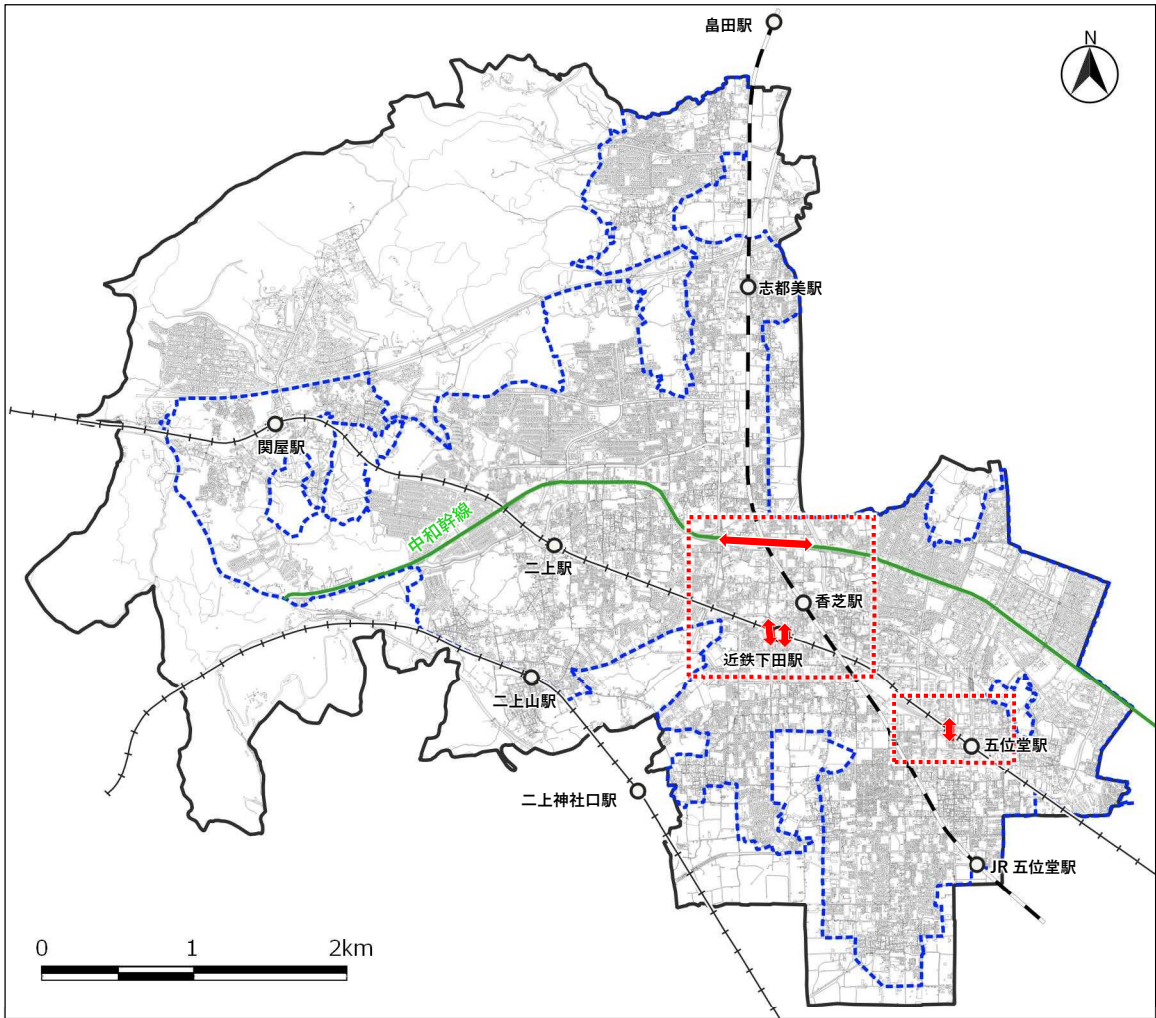
資料：香芝市地域防災計画(平成 26 年度(2014 年度)修正)

図 2.38 緊急輸送道路(県指定)

(3) アンダーパス

アンダーパスは、周辺地盤面より低くなっており、公表されている洪水浸水想定区域の浸水深以上のリスクがあります。

本市におけるアンダーパスは、鉄道を横断する地下通路で3か所、中和幹線沿いの市道(市道 7-178 号線地下道)で1か所の計4か所あります。



		凡 例	
区域	市域		アンダーパス
	市街化区域		県道 中和幹線
鉄道	近畿日本鉄道		
	JR 西日本		
	駅		

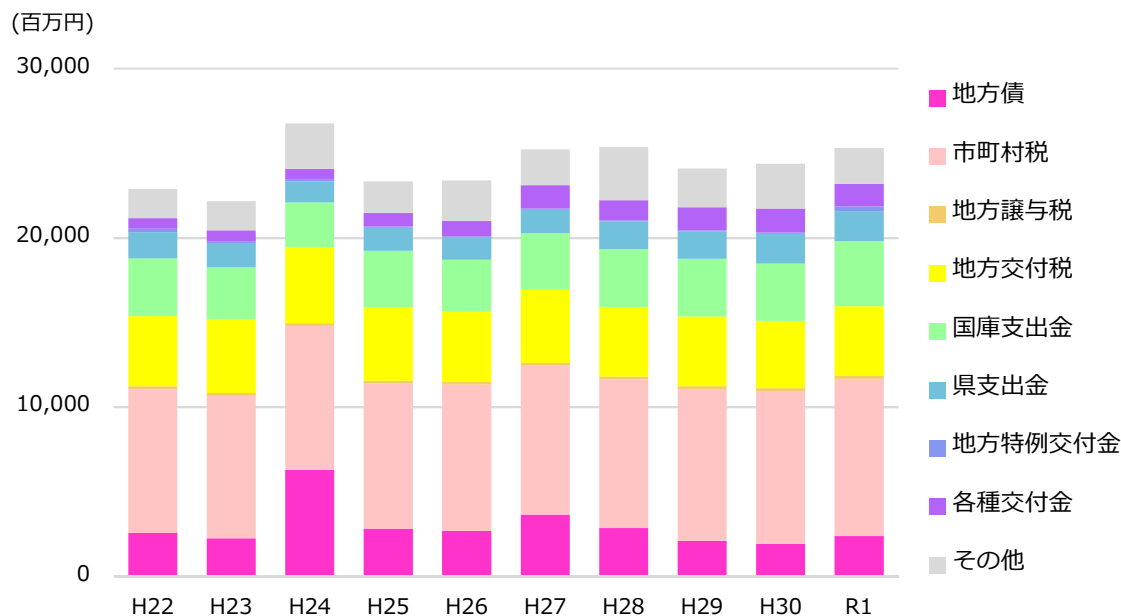
資料：香芝市総合防災マップ(令和 5 年度(2023 年度)改定版)

図 2.39 アンダーパス

2.9 財政

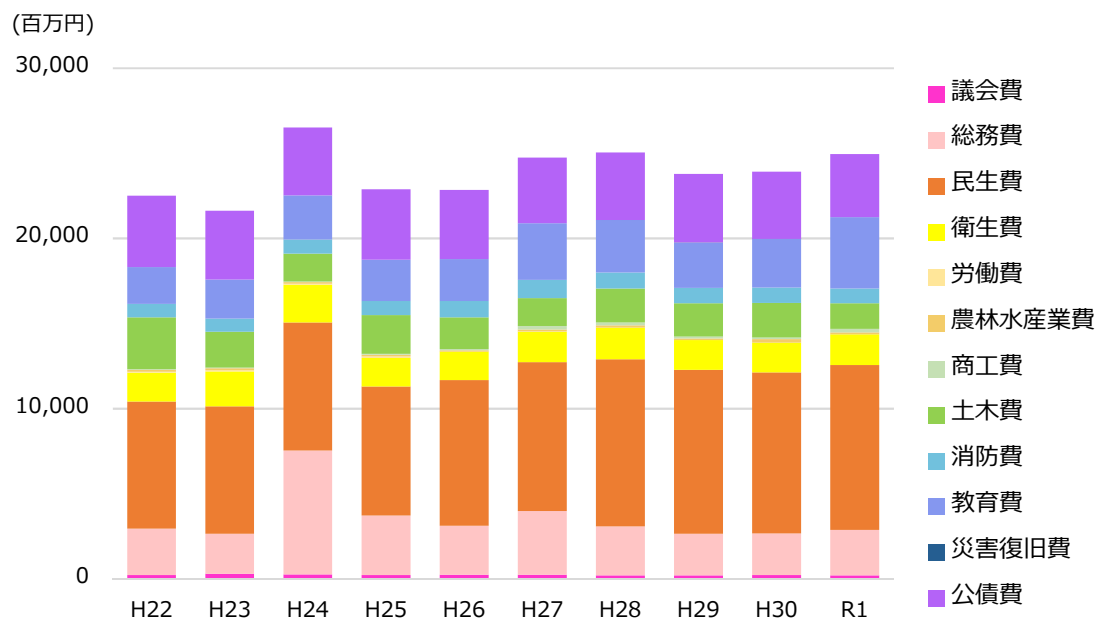
(1) 歳入・歳出決算額の推移

歳入の決算額は、ほぼ横ばいですが、今後の人口減少による地方交付税等の減少が懸念されます。歳出の決算額は、介護福祉に係る民生費が高齢化に伴い微増の傾向にあります。



資料：奈良県統計年鑑「普通会計歳入決算額」(各年)

図 2.40 歳入決算額の推移

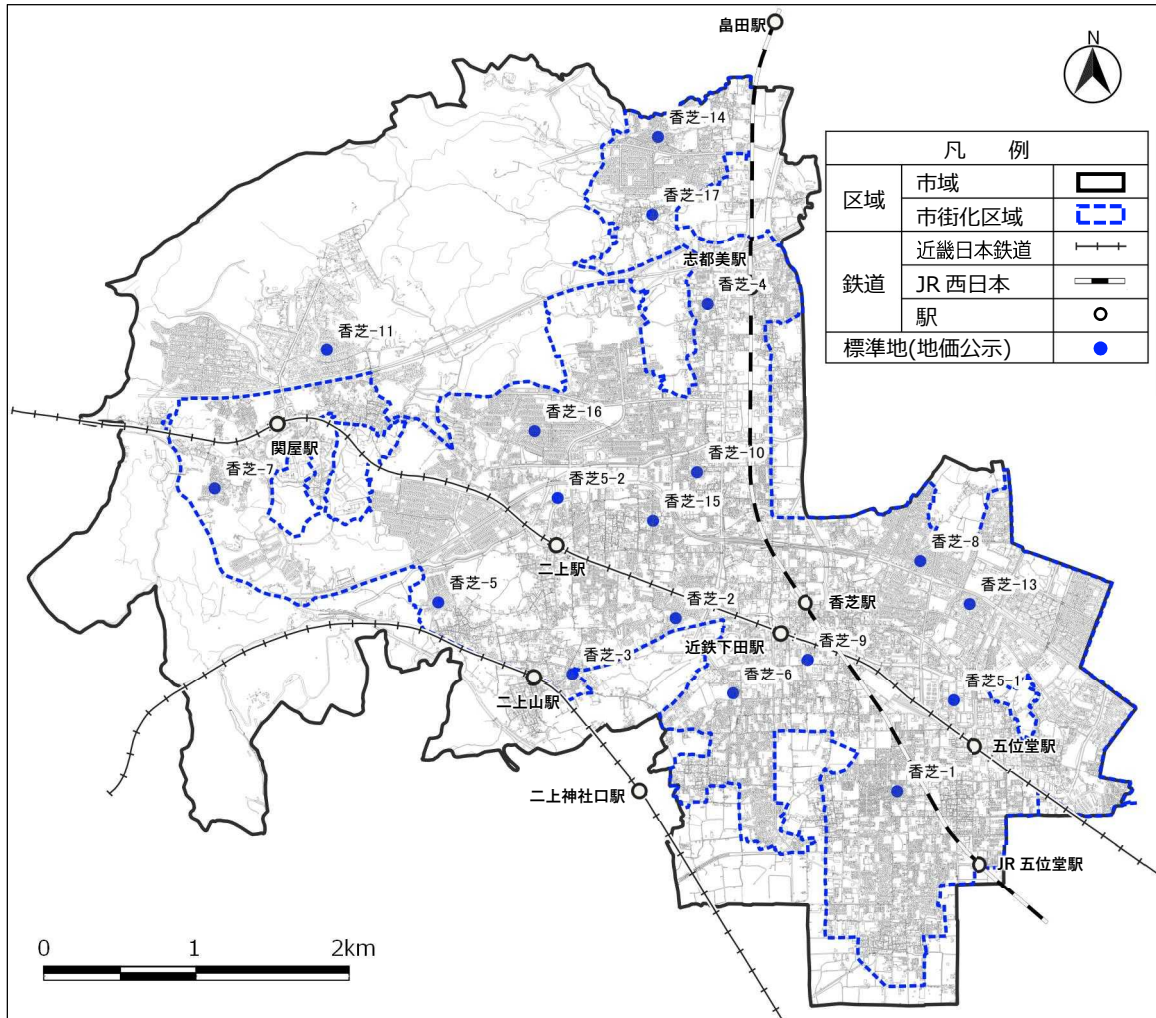


資料：奈良県統計年鑑「普通会計算出決算額(目的別分類)」(各年)

図 2.41 歳出決算額の推移

(2) 地価

市内の地価公示の各地点の標準地における 10 年間の地価の動向をみると、西真美(香芝-8)及び真美ヶ丘(香芝-13)、五位堂駅北側の瓦口(香芝 5-1)等で上昇傾向にあります。他の地点では、概ね横ばいや一部で下落の傾向にあります。



地価動向の比較のため、平成 26 年と令和 5 年で同一の標準地のみを対象としております

標準地 番号	所 在	平成 26 年 (2014 年) (円/㎡)	令和 5 年 (2023 年) (円/㎡)	増加率 (%)	標準地 番号	所 在	平成 26 年 (2014 年) (円/㎡)	令和 5 年 (2023 年) (円/㎡)	増加率 (%)
香芝-1	五位堂	91,900	93,700	1.96	香芝-10	北今市	72,000	70,900	▲1.53
香芝-2	藤山	82,500	81,500	▲1.21	香芝-11	関屋北	57,700	52,000	▲9.88
香芝-3	畑	57,800	56,700	▲1.90	香芝-13	真美ヶ丘	131,000	146,000	11.45
香芝-4	今泉	66,400	66,400	0.00	香芝-14	尼寺	62,800	59,200	▲5.73
香芝-5	穴虫	61,500	58,800	▲4.39	香芝-15	逢坂	69,300	69,000	▲0.43
香芝-6	磯壁	85,900	86,600	0.81	香芝-16	旭ヶ丘	82,600	84,700	2.54
香芝-7	穴虫	56,500	52,500	▲7.08	香芝-17	平野	46,500	44,900	▲3.44
香芝-8	西真美	113,000	122,000	7.96	香芝 5-1	瓦口	128,000	152,000	18.75
香芝-9	下田西	78,400	79,100	0.89	香芝 5-2	穴虫	103,000	103,000	0.00

資料：地価公示(平成 26 年(2014 年) 国土交通省)
地価公示(令和 5 年(2023 年) 国土交通省)

図 2.42 地価

3. 市民意向

3.1 市民意向調査の実施概要

(1) 目的

- ・市民の「まちづくり」と「くらし」に関する満足度や意見を聴き、香芝市立地適正化計画をはじめとした今後のまちづくりのための基礎資料として活用する。

(2) 期間

- ・令和4年(2022年)10月17日(配布) ～ 令和4年(2022年)10月31日(回収)

(3) 調査方法

- ・本市の住民から無作為に2,000名を抽出
- ・郵送による配布・回収

(4) 回収状況

- ・配布数：2,000票
- ・回収数：875票
- ・回収率：43.75%

(5) 設問内容

- ・市民意向調査の設問内容は以下のとおり

表 3.1 市民意向調査の設問内容

設問番号	設問内容
問1	年齢や性別、職業等について
問2	居住地域や家族構成、居住年数、移動手段等について
問3	将来的な空き家の可能性の有無について
問4	居住理由や以前の住まい等について
問5	居住意向や受けたい支援制度等について
問6	本市をどのようなまちにしたいかについて
問7	住んでいる地域におけるまちづくりの課題について
問8	買い物をするエリアや交通手段について
問9	各駅周辺で充実してほしい施設について

3.2 市民意向調査の調査結果

(1) 調査結果の概要（単純集計）

市民意向調査の単純集計の結果概要を以下に示します。

■ 調査結果の概要(単純集計)

① 居住の経緯

- ・ 市外から引っ越してきた方が約 7 割(大阪府からが約 5 割)。

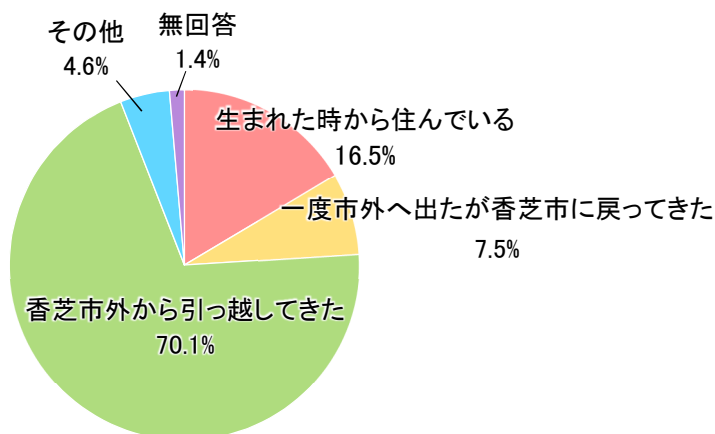


図 3.1 居住の経緯

② 転居の際に考慮した居住環境 ※

※①の設問で「一度外へ出たが戻ってきた」、「香芝市外から引っ越してきた」を選択した方を対象とした設問

- ・ 「交通利便性が良い」、「住宅の規模や価格など住宅事情が良い」、「自然やみどりが多い」、「治安が良い」の回答割合が高い。

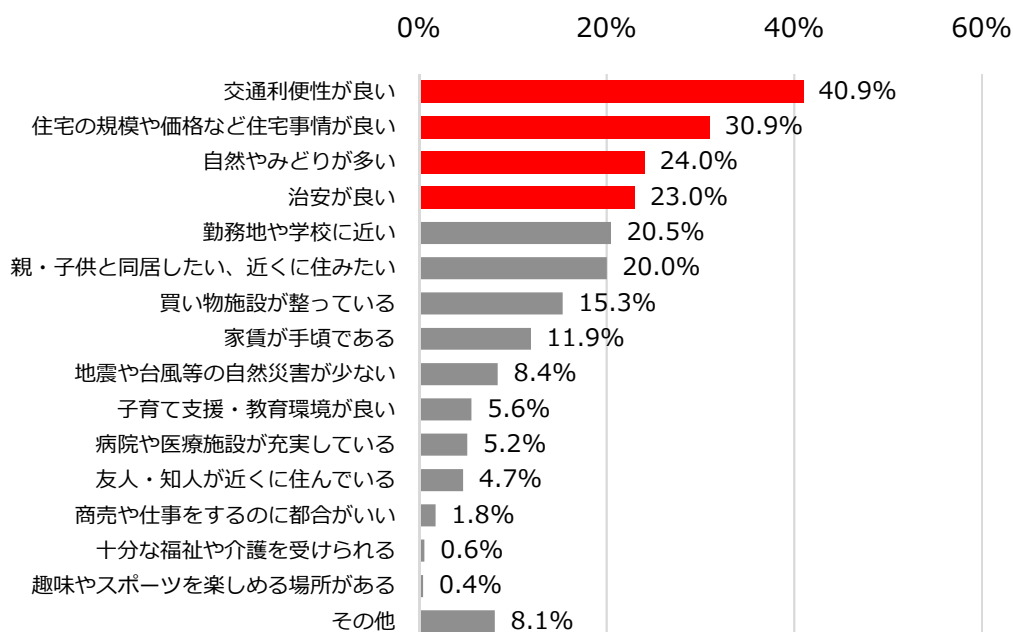


図 3.2 転居の際に考慮した居住環境

③本市への居住継続意向

- ・本市に住み続けたい方の割合は約7割となっている。住み続けたい理由は、「居住環境に満足」、「交通利便性が良い」、「永く住んでいて愛着がある」の割合が高い。

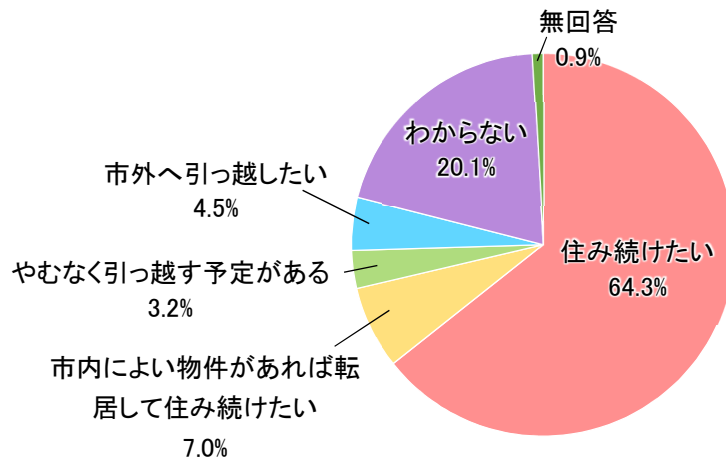


図 3.3 本市への居住継続意向

④市外へ引っ越したい理由 ※

※③の設問で「市外へ引っ越したい」を選択した方を対象とした設問

- ・「買い物施設が整っていない」、「現在の居住環境に不満がある」、「交通利便性が悪い」、「病院や医療施設が充実していない」の回答割合が高い。

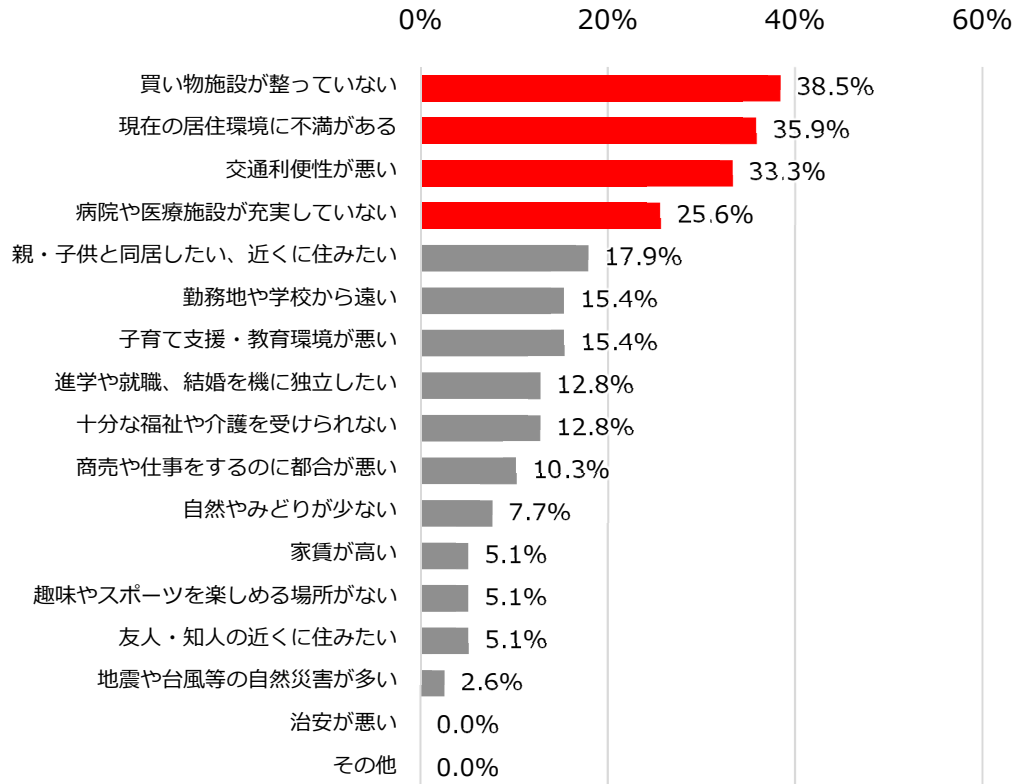


図 3.4 市外へ引っ越したい理由

⑤本市をどのようなまちにしたいと思うか

- ・ 「医療・福祉がすぐれたまち」、「交通・情報通信技術が整ったまち」、「防災・防犯対策がしっかりしたまち」、「居住環境がすぐれたまち」の割合が高い。

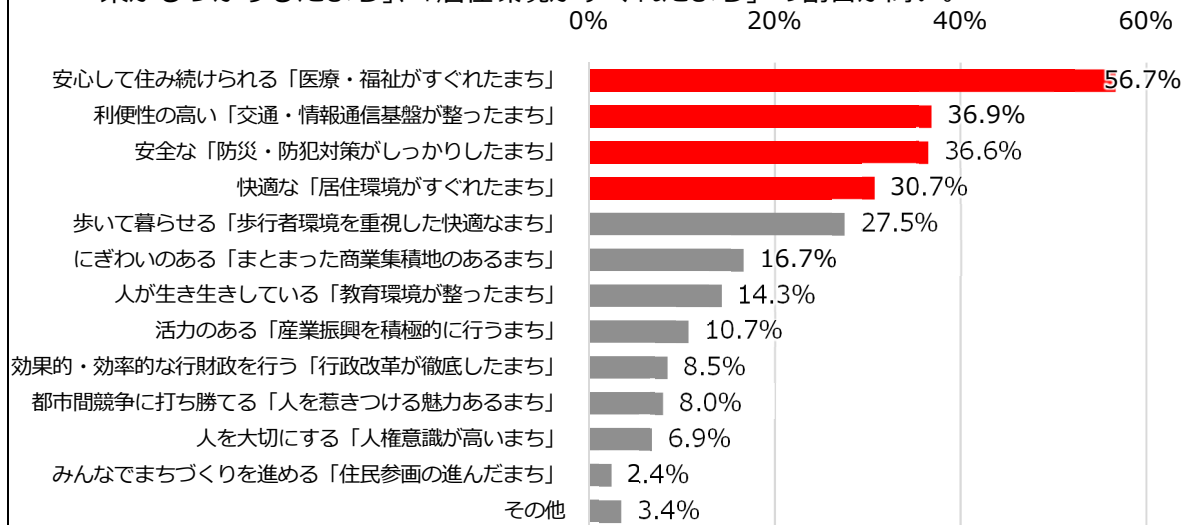


図 3.5 本市をどのようなまちにしたいと思うか

⑥住んでいる地域におけるまちづくりの課題

- ・ 「歩行者の安全性が確保されていない」、「緊急時に対応してくれる大きな病院が少ない」、「大規模商業施設が少ない」、「駅周辺において活力(にぎわい)が低下している」の割合が高い。

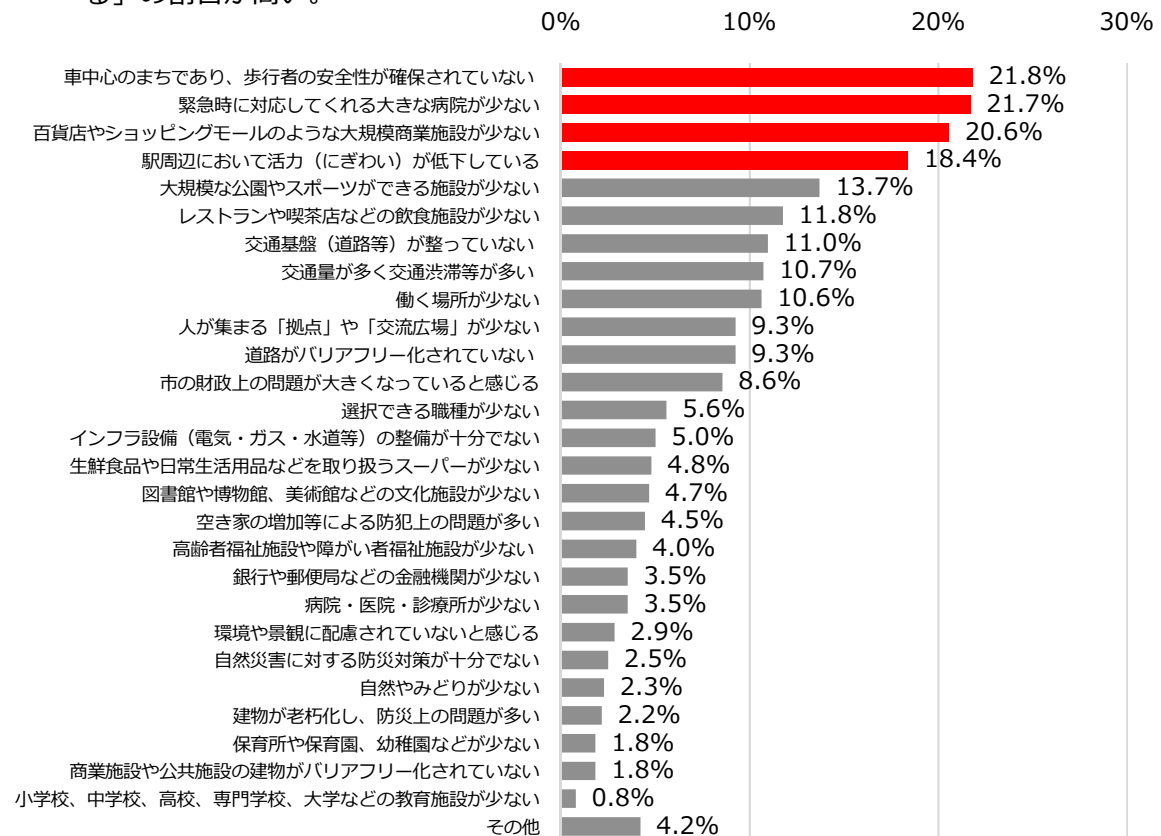


図 3.6 住んでいる地域におけるまちづくりの課題

⑦日用品の買い物で利用するエリア

- ・ 日常的な買い物の約 8 割は市内で行っている。

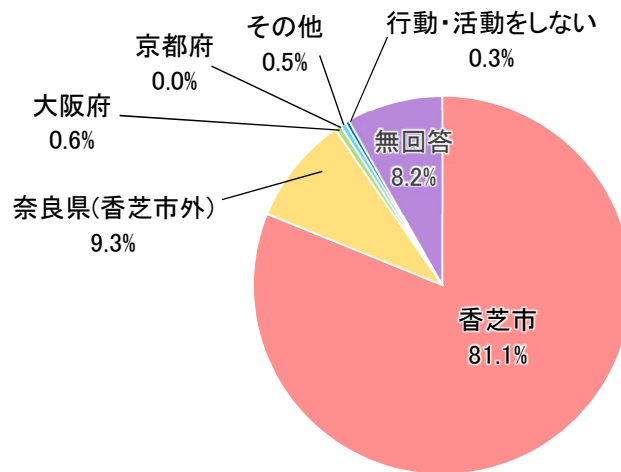


図 3.7 日用品の買い物で利用するエリア

⑧駅周辺で充実してほしい施設

- ・ 五位堂駅や香芝駅及び近鉄下田駅周辺では、「総合病院」や「飲食施設」が多く、その他の駅周辺では「コンビニ」や「銀行・ATM」、「スーパーマーケット」の生活利便施設が多い。

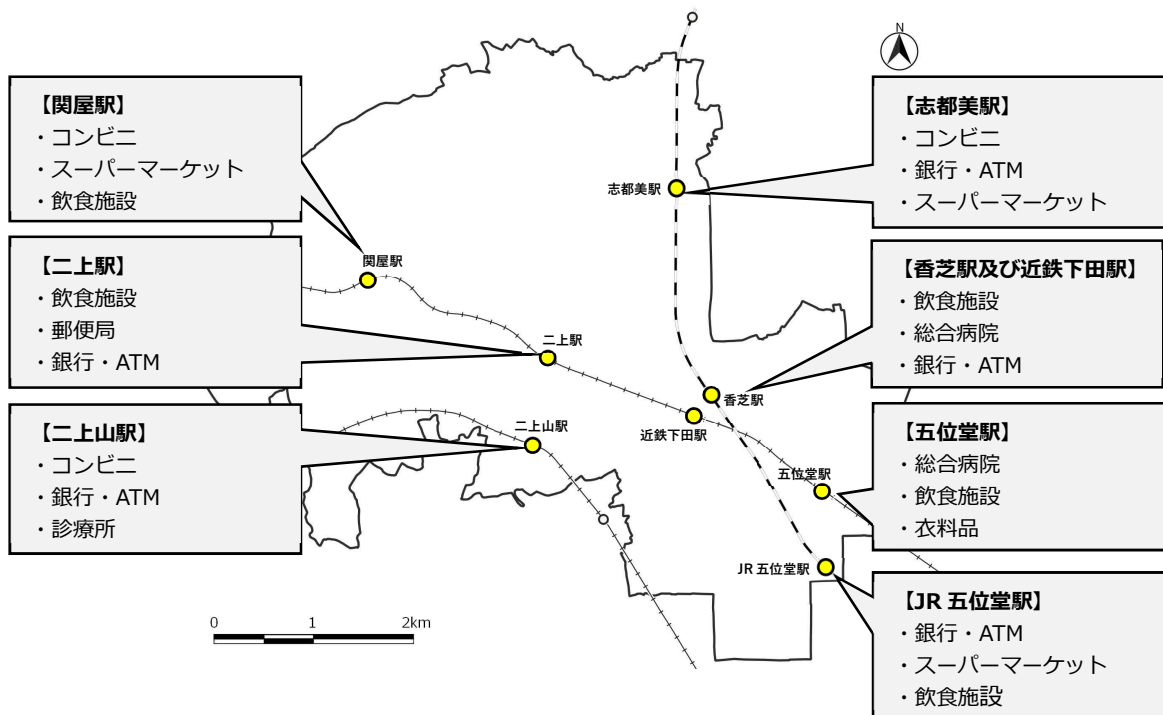


図 3.8 各駅周辺で充実してほしい施設(上位3つ)

(2) クロス集計結果

■ 地区別の結果概要

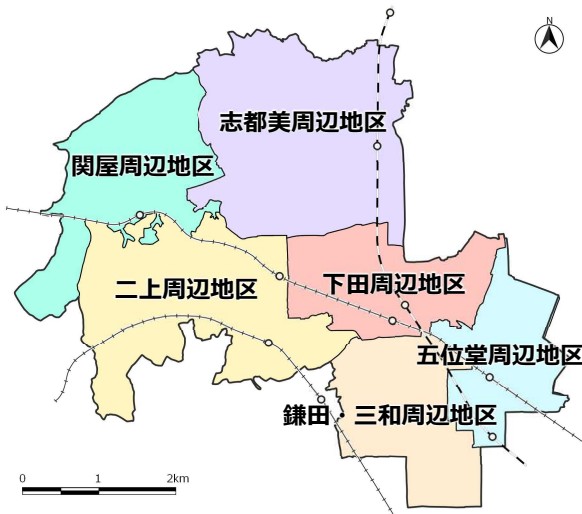


表 3.2 地区別の詳細

関屋周辺地区	関屋、関屋北、田尻
志都美周辺地区	平野、尼寺、白鳳台、高、上中、今泉、旭ヶ丘
二上周辺地区	畑、穴虫、高山台
下田周辺地区	下田、下田東、下田西、藤山、逢坂北今市、五ヶ所、本町、西真美
五位堂周辺地区	五位堂、別所、瓦口、真美ヶ丘、すみれ野
鎌田・三和周辺地区	狐井、磯壁、鎌田、良福寺

関屋周辺地区(n=38)

- 住み続けたい理由は、自然やみどりが多いことが他地区より回答割合が高い
- 将来的に空き家が発生する可能性がある」と回答した方が他地区より高い
- 地区の課題は、駅周辺の活力が低下、飲食店が少ない
- 関屋駅周辺に欲しい施設は、コンビニ、スーパーマーケット、ドラッグストア、診療所

志都美周辺地区(n=171)

- 住み続けたい理由は、現在の居住環境に満足している、永く住んでいて愛着がある
- 地区の課題は、歩行者の安全性の確保、大規模商業施設の不足、交通基盤の整備
- 志都美駅周辺に欲しい施設は、銀行・ATM、衣料品、スーパーマーケット

二上周辺地区(n=123)

- 住み続けたい理由は、現在の居住環境に満足している、交通利便性が良い
- 地区の課題は、大規模な公園やスポーツができる施設の不足、大規模商業施設の不足
- 二上駅周辺に欲しい施設は、郵便局、飲食施設、銀行・ATM
- 二上山駅周辺に欲しい施設は、コンビニ、銀行・ATM、飲食施設

下田周辺地区(n=286)

- 住み続けたい理由は、現在の居住環境に満足している、交通利便性が良い
- 地区の課題は、緊急時に対応してくれる大きな病院の不足、歩行者の安全性の確保、駅周辺の活力が低下
- 香芝駅及び近鉄下田駅周辺に欲しい施設は、飲食施設、総合病院、コンビニ

五位堂周辺地区(n=160)

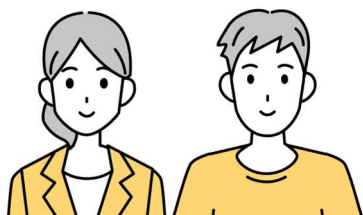
- 住み続けたい理由は、交通利便性が良い、現在の居住環境に満足している
- 地区の課題は、緊急時に対応してくれる大きな病院の不足、大規模商業施設の不足、歩行者の安全性の確保
- 五位堂駅周辺に欲しい施設は、総合病院、飲食施設、衣料品
- JR 五位堂駅周辺に欲しい施設は、コンビニ、スーパーマーケット、銀行・ATM

鎌田・三和周辺地区(n=92)

- 住み続けたい理由は、交通利便性が良い、現在の居住環境に満足している、永く住んでいて愛着がある
- 地区の課題は、歩行者の安全性の確保、大規模商業施設の不足、緊急時に対応してくれる大きな病院の不足

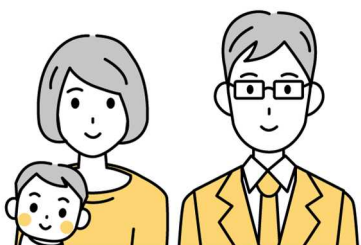
※「n =」については、各設問の回答数を表しています。各設問においては無回答が含まれるため、n(回答数)の合計が回収数と一致しない場合があります。

■ 年代別の結果概要



- ・ 10 歳代(n=34)
- ・ 20 歳代(n=69)

- 転居する際に考慮した居住環境は、交通利便性が良い、治安が良い、住宅の規模や価格、家賃等の条件が良い
- 住み続けたい理由は、現在の居住環境に満足、交通利便性が良い、永く住んでいて愛着がある、治安が良い
- 「交通・情報通信基盤が整ったまち」「医療・福祉が優れたまち」「居住環境がすぐれたまち」「教育環境が整ったまち」にしたい
- 住んでいる地区の課題は、大型商業施設の不足、大規模な公園やスポーツができる施設の不足



- ・ 30 歳代(n=111)
- ・ 40 歳代(n=147)
- ・ 50 歳代(n=159)

- 転居する際に考慮した居住環境は、交通利便性が良い、治安が良い、勤務地や学校に近い、親・子供と同居したい、近くに住みたい、自然やみどりが多い
- 住み続けたい理由は、交通利便性が良い、現在の居住環境に満足、永く住んでいて愛着がある
- 「医療・福祉がすぐれたまち」「居住環境がすぐれたまち」「交通・情報通信基盤が整ったまち」にしたい
- 住んでいる地域の課題は、大型商業施設の不足、歩行者の安全性の確保、緊急時に対応してくれる大きな病院の不足



- ・ 60 歳代(n=143)
- ・ 70 歳代以上(n=201)

- 転居する際に考慮した居住環境は、住宅の規模や価格、家賃等の条件良い、自然やみどりが多い、交通利便性が良い
- 住み続けたい理由は、現在の居住環境に満足、永く住んでいて愛着がある、自然災害が少ない、自然やみどりが多い、交通利便性が良い
- 「医療・福祉がすぐれたまち」「防災・防犯対策がしっかりしたまち」「交通・情報通信基盤が整ったまち」にしたい
- 住んでいる地区の課題は、緊急時に対応してくれる大きな病院の不足、駅周辺において活力の低下

※「n＝」については、各設問の回答数を表しています。各設問においては無回答が含まれるため、n(回答数)の合計が回収数と一致しない場合があります。

4. 都市づくりの方針

4.1 上位計画との整合

本計画の策定に当たっては、以下に挙げる上位計画に即する必要があります。上位計画において踏まえるべき将来像及び方針を以下に示します。

①大和都市計画及び吉野三町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (奈良県都市計画区域マスタープラン)

- ・中部地域の主要生活拠点：各地域の景観との調和を図りつつ、居住機能・商業サービス機能を維持・充実するとともに、既存市街地の再構築による新たな機能の誘導を図り、周辺との機能分担、交流、連携等に配慮し、拠点性の向上を図る。

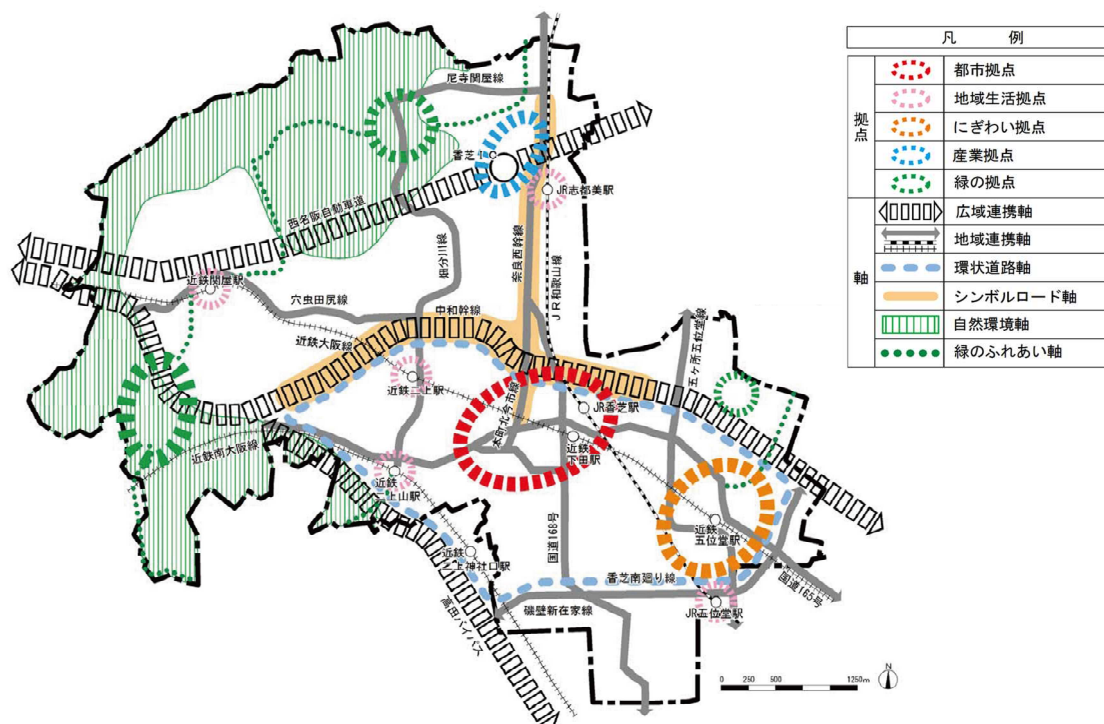
②第5次香芝市総合計画

(笑顔をもっと 元気をずっと ～誰もが輝く多彩なまち カラフルかしば～)

- ・住宅都市としての「暮らしやすさ」をさらに深め、もっと住みよい高品質の都市を目指す。
- ・「住む」だけにとどまらず、「働く」「遊ぶ」「活動する」「訪れる」等、多彩なまちの機能と魅力を発掘・創造する。

③香芝市都市計画マスタープラン(「笑顔と元気!! 住むなら かしば」)

- ・香芝駅、近鉄下田駅周辺の市街地を都市拠点、五位堂駅周辺の市街地を賑わい拠点とし、その他拠点及び軸の連携により、コンパクトな都市の形成をめざす。



資料：香芝市都市計画マスタープラン(平成 30 年(2018 年) 3 月)

図 4.1 将来都市構造図

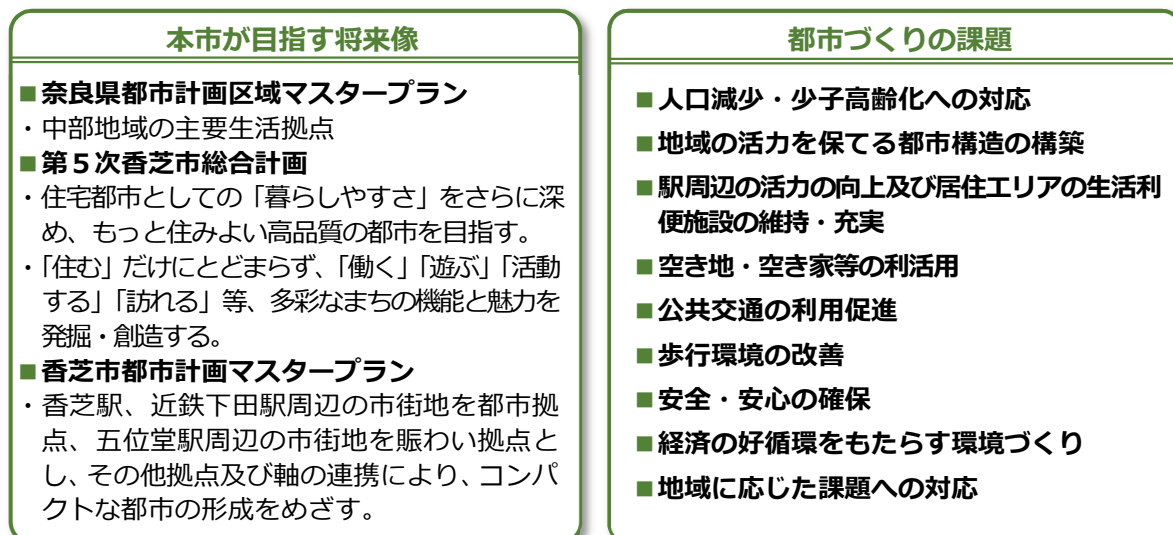
4.2 都市づくりの課題

	現況と市民意向	都市づくりの課題
人口動向	【現況整理】 ・これまで増加基調であった人口は、令和元年(2019年)から減少し、今後も緩やかな減少傾向が続くと予想される ・県内でも若い世代が多い都市であるが、転出超過が拡大、子育て層の転入超過が減少傾向 ・年少人口・生産年齢人口割合が減少傾向にあり、今後もその傾向が続くことが予想される ・市街化区域内の大半は人口密度 40 人/ha 以上であるが、将来 40 人/ha を下回る箇所も想定される 【市民意向調査】 ・市外からの転入が約 7 割 ・市内に住み続けたい方の割合は約 7 割 ・市の将来像としては「医療・福祉が優れたまち(56.7%)」、「交通・情報通信基盤が整ったまち(36.9%)」、「防犯・防災対策がしっかりとしたまち(36.6%)」が多い	■人口減少・少子高齢化への対応 ・人口減少局面への移行時期にあり、若年層の転出の歯止め、子育て世帯の転入促進 ・「医療・福祉」「交通・情報通信基盤」「防犯・防災対策」等による定住しなくなるまちづくりの推進 ■地域の活力を保てる都市構造の構築 ・居住集約等による人口密度の維持や地域の活力を保てる都市構造の再構築(コンパクト・プラス・ネットワークの推進)
土地利用・都市機能	【現況整理】 ・商業・福祉・子育て・医療・金融等の都市機能は、幹線道路沿道等への分散型の立地傾向にあり、人口カバー率は比較的高い(駅周辺での都市機能の集積は高くない) ・空き地等の低未利用地や空き家は、一定規模存在 ・昭和 40 年代から開発が進められた大規模住宅団地では居住者の年齢層に偏りがみられる 【市民意向調査】 ・住んでいる地域のまちづくりの課題として、「大きな病院が少ない(21.8%)」、「大規模商業施設が少ない(20.6%)」、「駅周辺の活力(にぎわい)低下(18.4%)」が多い ・駅周辺にほしい施設としては、五位堂駅や香芝駅・近鉄下田駅では、「総合病院」や「飲食施設」等が多く、その他の駅では「コンビニ」や「銀行・ATM」、「スーパーマーケット」等の生活利便施設が多い	■駅周辺の活力の向上及び居住エリアの生活利便施設の維持・充実 ・駅周辺の活力(にぎわい)強化等による拠点の求心力向上が必要 ・居住エリアにおける生活利便施設の維持・充実(将来にわたって暮らしやすいまちづくりの推進) ■空き地・空き家等の利活用 ・低未利用地や空き家等の遊休資産や既存ストック等の積極的な活用 ・大規模住宅団地における将来的な高齢化対策や空き家対策

	現況と市民意向	都市づくりの課題
公共交通等	【現況整理】 ・鉄道(8 駅)及びコミュニティバスやデマンド交通により公共交通ネットワークが形成されている ・公共交通の人口カバー率は 95.4%であり、利便性は高い 【市民意向調査】 ・居住地域における課題としては「歩行者の安全性が確保されていない(21.8%)」が多い ・買い物の交通手段は「自家用車」が大半(食品・消耗品(61.4%)、家具・家電(71.9%)、服・靴(58.7%))	■公共交通の利用促進 ・交通結節機能の強化、公共交通利用環境の維持・向上(バリアフリー化の推進) ・公共交通の利便性をいかしたまちづくりの推進 ■歩行環境の改善 ・歩行空間の整備による歩行者の安全性の向上 ・歩きたくなるまちづくりの推進
災害	【現況整理】 ・洪水浸水想定区域は浸水深 3 m 未満の分布が多いものの、自動車や徒歩による移動が困難になる恐れがある ・河川沿川には家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)が存在 ・市街地内にレッドゾーン(土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流))が存在 ・中央構造線断層帯での地震発生時に、市街地において震度 6 強、震度 7 の地震が想定される区域が存在し、液状化の想定区域も存在 【市民意向調査】 ・市の将来像として「防犯・防災対策がしっかりとしたまち(36.6%)」が多い	■安全・安心の確保 ・洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域等における水害リスクの回避・低減 ・土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流)における土砂災害リスクの回避・低減 ・建物やインフラの耐震化等による地震災害リスクの低減
その他	【現況整理】 ・大規模な市街地開発事業により、大阪市等のベッドタウンとして発展してきた経緯 ・市内就業率は県内 12 市の中で最も低水準(特に女性就業率は 30 代や 50 代が低調(対全国平均、奈良県平均)) ・一定の時期に集中して転入が進んだ大規模住宅団地では、急速な少子高齢化の進行が予想される 【市民意向調査】 ・住んでいる地域のまちづくりの課題として、「大きな病院が少ない(21.8%)」、「大規模商業施設が少ない(20.6%)」、「駅周辺の活力(にぎわい)低下(18.4%)」が多い ・最寄り駅周辺に必要な機能は地区ごとに差異がある	■経済の好循環をもたらす環境づくり ・市内における働く場やにぎわいの場等の活力づくり ・女性就業率の向上に向けた女性が働きやすい都市機能の誘導や環境づくりの促進 ■地域に応じた課題への対応 ・駅周辺の環境や交通問題、働く場の確保等、地域ごとの特性や居住環境の変化に応じた生活サービスの適正化が必要 ・大規模住宅団地では、急速な少子高齢化や人口減少が予想されるため、先行的な対策が必要 ・周辺市町との土地利用の調和

4.3 都市づくりの基本方針

上位計画との整合性や都市づくりの課題を踏まえ、まちづくりの基本的な考え方(ターゲット)と基本的な方針(ストーリー)を以下に示します。



まちづくりの基本的な考え方（ターゲット）

安全に 快適に 元気に 笑顔あふれるまち かしば

安全(防災)

快適(居住)

元気(都市機能)

- 豊かな自然に囲まれた土地でありながら大阪近郊に位置する生活利便性の高さを有する本市の特性をいかし、定住したくなるような魅力的で心休まる暮らしのまちづくりを推進します。
- 将来直面する**人口減少・少子高齢化社会への備え**として、市内8か所の鉄道駅(拠点)を中心に都市機能や居住を緩やかに誘導することで**コンパクト・プラス・ネットワークとしての都市形成**を図り、公共交通によって便利に拠点間をつなぐことで適正な生活サービス水準を享受でき、将来にわたって暮らしやすい定住都市を実現します。
- 地域ごとの人口構造や都市機能の充足状況、市民ニーズを勘案し、必要とされる都市機能を適正配置するとともに、求心力があり居心地が良く歩きたくなるまち(ウォーカブルなまちづくり)を形成することで拠点性の向上を図ります。
- 洪水浸水や土砂災害等の自然災害からの被害の抑止・軽減に努め、子供から高齢者まで誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。
- 暮らしに応じた多様な働き方を選択できるような環境づくりを行うことで、市内における就業機会の拡大や市民の意欲・能力を存分に発揮できるようなまちの形成を推進します。

基本的な方針（ストーリー）

1. 居住誘導の方針

方針1 拠点を取り巻く快適な暮らしの場の形成

- ①拠点周辺への生活サービス機能の誘導による居住の誘導
- ②住宅ストックの循環・空き家の発生の予防

2. 都市機能誘導の方針

方針2 元気で求心力のある拠点の形成

- ①地域ごとの特性をいかした拠点形成
- ②市民ニーズに応じた都市機能の集約
- ③拠点間の回遊性の向上を図る都市機能の棲み分け

3. 交通ネットワークの方針

方針3 持続可能な都市交通環境の形成

- ①複数の交通手段が連携した公共交通サービスの維持
- ②モビリティマネジメントの実施による意識醸成
- ③道路改良の促進やバリアフリー化の推進により、拠点へのアクセスの向上と安全な歩行空間の提供
- ④幹線道路の整備促進による日常生活の交通渋滞の緩和

4. 防災に関する方針

方針4 災害に強い安全なまちの形成

- ①河川低平地における水害リスクの回避・低減
- ②土砂災害リスク等の回避・低減
- ③地震における災害リスク等の低減

5. にぎわい創出に関する方針

方針5 出掛けたくなる魅力あふれるまちの形成

- ①健康増進にも目を向けた歩くための環境整備を進め、誰もが歩きたくなるウォーカブルなまちづくりの推進
- ②働きやすい身近な就労の場、ニューノーマルな働く場の創出等により、職住近接なまちづくりの推進
- ③人と人がつながる多様な地域コミュニティの強化
- ④近隣市町との連携により、市外からも多くの人が集い、周遊できる仕組みづくり

4.4 目指すべき都市の骨格構造

(1) 拠点・軸の設定の考え方

香芝市都市計画マスタープラン(平成 30 年(2018 年)3 月)の将来都市構造を踏まえ、本計画における目指すべき都市の骨格構造における拠点・軸の設定の考え方を整理します。

立地適正化計画における拠点・軸	拠点・軸の考え方	拠点・軸の対象	都市計画マスタープランの位置付け
中心拠点	■主要駅及び主要交通軸に連結し、様々な都市機能の集積する市を代表する市街地 - 都市機能の立地状況を勘案し、主要駅周辺地域に中心拠点を設定 - 商業、業務、行政、各種サービス、高次医療、教育、文化等の機能等の集積を推進	■ 香芝駅及び近鉄下田駅周辺	都市拠点
		■ 五位堂駅周辺	にぎわい拠点
生活拠点	■鉄道駅及び主要交通軸沿道の日常生活の利便性を高めるための機能の集積を図る拠点 - 都市機能の立地状況を勘案し、駅及び沿道等の適切な地域に生活拠点を設定 - 日常的な商業、業務、医療等の各種サービス機能や、教育、地域福祉機能等の誘導・維持	■ 関屋駅周辺 ■ 二上駅周辺 ■ 二上山駅周辺 ■ JR 五位堂駅周辺	地域生活拠点
		■ 志都美駅周辺(奈良西幹線)	地域生活拠点 シンボルロード軸(奈良西幹線)沿道
		■ 高山台周辺(中和幹線) ■ 真美ヶ丘周辺(中和幹線)	シンボルロード軸 (中和幹線)沿道
		■ 高塚地区公園周辺	緑の拠点
広域連携軸	【都市計画マスタープランに即す】 - 本市及び奈良県の都市活動や産業活動を支え、広域的な交流を促す西名阪自動車道、中和幹線、大和高田バイパスを広域連携軸に設定 - 機能の強化や整備の促進等により、都市の自立性や交流機能等を向上	■ 西名阪自動車道 ■ 中和幹線 ■ 大和高田バイパス	広域連携軸
地域連携軸	【都市計画マスタープランに即す】 - 国道 165 号、国道 168 号等の主要幹線道路や鉄道を地域連携軸に設定 - 拠点をこれら連携軸でネットワークすることにより、均衡ある地域の発展を促進	■ 国道 165 号、国道 168 号等の主要幹線道路 ■ 鉄道	地域連携軸

(2) 拠点の設定

本計画の拠点は、都市機能の集積を考慮し、以下の視点を踏まえて設定します。

- ・鉄道駅周辺の商業系の用途地域を主として、都市機能が集積し、一体性のある地域に設定
- ・誘導施設の集積あるいは機能維持の観点から必要な地域に設定
- ・区域の範囲は、拠点の特性等から半径 500m～800m の徒歩圏を踏まえて設定

本計画における拠点設定		
中心拠点	香芝駅及び近鉄下田駅周辺	■都市拠点である香芝駅と近鉄下田駅周辺の一体性のある地域に設定 ・商業地域、近隣商業地域を主として、周辺の住居系地域を含めて設定 ・商業、医療、高齢者福祉、子育て支援、金融、文化等の都市機能を含める ・都市機能を向上させるプロジェクトや施策等の導入を考慮する
	五位堂駅周辺	■にぎわい拠点である五位堂駅周辺の概ね半径 500m 圏内に設定 ・商業地域、近隣商業地域を主として、周辺の住居系地域を含めて設定 ・商業、医療、高齢者福祉、子育て支援、金融等の都市機能を含める ・都市機能を向上させるプロジェクトや施策等の導入を考慮する
生活拠点	関屋駅周辺	■関屋駅周辺に設定 ・近隣商業地域に設定 ・金融機能等の都市機能を含める
	二上駅周辺	■二上駅周辺に設定 ・商業地域、近隣商業地域を主として、周辺の住居系地域を含めて設定 ・商業、医療、高齢者福祉、子育て支援等の都市機能を含める ・中和幹線の沿道のポテンシャルを生かした都市機能誘導を考慮する
	二上山駅周辺	■二上山駅周辺に設定 ・近隣商業地域に設定 ・医療、高齢者福祉、子育て支援等の都市機能を含める
	JR 五位堂駅周辺	■JR 五位堂駅周辺に設定 ・近隣商業地域に設定 ・医療、高齢者福祉、金融等の都市機能を含める
	志都美駅周辺(奈良西幹線)	■志都美駅周辺に設定 ・近隣商業地域に設定 ・商業、高齢者福祉、子育て支援、金融等の都市機能を含める ■志都美駅～市街地を結ぶ奈良西幹線(国道 168 号)沿道に設定 ・近隣商業地域、準住居地域、準工業地域等に設定 ・商業、医療、子育て支援等の都市機能を含めるとともに、沿道のポテンシャルを生かした都市機能誘導を考慮する
	高山台周辺(中和幹線)	■中和幹線沿線の高山台周辺に設定 ・近隣商業地域に設定 ・沿道のポテンシャルをいかした都市機能誘導を考慮する
	真美ヶ丘周辺(中和幹線)	■中和幹線沿線の真美ヶ丘周辺に設定 ・近隣商業地域に設定 ・沿道のポテンシャルをいかした都市機能誘導を考慮する
	高塚地区公園周辺	■高塚地区公園周辺及び真美ヶ丘幹線沿道に設定 ・近隣商業地域、第 2 種中高層住居専用地域に設定 ・商業、医療、高齢者福祉、子育て支援、金融等の都市機能を含める ・高塚地区公園周辺は、広陵町立地適正化計画の都市機能誘導区域に設定されており、連携した発展に期待 ・沿道のポテンシャルをいかした都市機能誘導を考慮する

(3) 目指すべき都市の骨格構造

本計画における目指すべき都市の骨格構造を以下に示します。

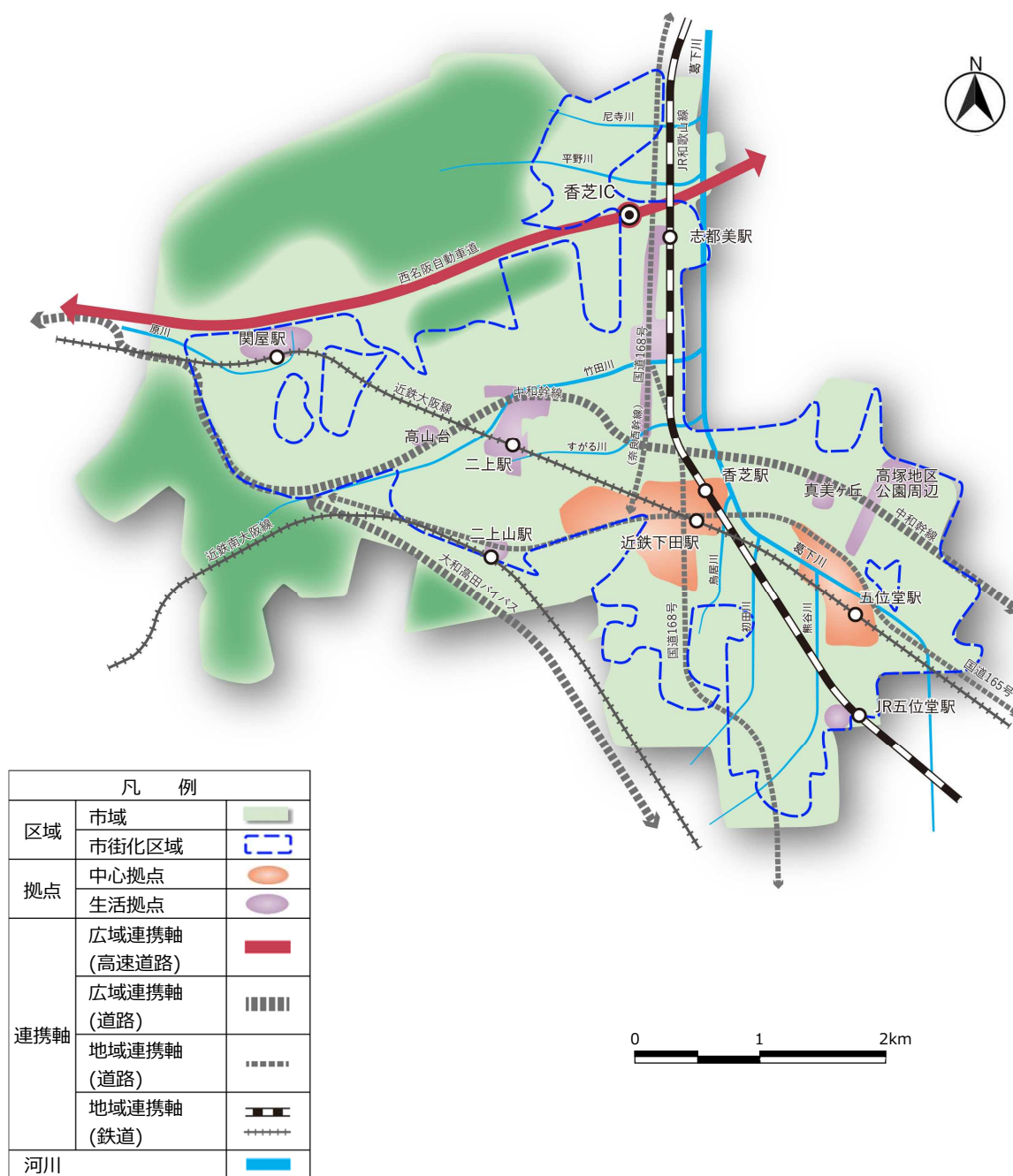


図 4.2 目指すべき都市の骨格構造

5. 居住誘導区域の設定

5.1 居住誘導区域とは

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

5.2 居住誘導区域の設定の考え方

居住誘導区域は、市街化区域を対象地域とします。市街化区域のうち、目指すべき都市の骨格構造で定めた拠点を含み、一定の人口密度を有し、公共交通等により生活サービス施設に容易にアクセスできる利用圏として一体的な区域を設定します。

区域設定に当たっては、下記の手順に沿って設定します。

<居住誘導区域設定の手順>

Step 1 居住誘導区域を定めることが考えられる区域の設定

- **区域要件1**：一定程度の人口密度を有している区域
- **区域要件2**：行政、高齢者福祉、子育て支援、商業、医療、金融、文化等の都市機能が集積する区域
- **区域要件3**：公共交通により、比較的容易にアクセスできる区域
- **区域要件4**：土地区画整理事業が施行済・施行予定の区域及び大規模な開発行為が実施された区域

Step 2 居住誘導区域に含めないことが考えられる区域の設定

- **除外要件1**：レッドゾーン(土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流)、急傾斜地崩壊危険区域)
- **除外要件2**：イエローゾーン(土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流)、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食))
- **除外要件3**：準工業地域のうち住宅以外の土地利用が多い区域

Step 3 居住誘導区域の設定

Step1 の区域から Step2 の区域を除いた区域を基本として、地形地物等により区域界を調整し、居住誘導区域を設定

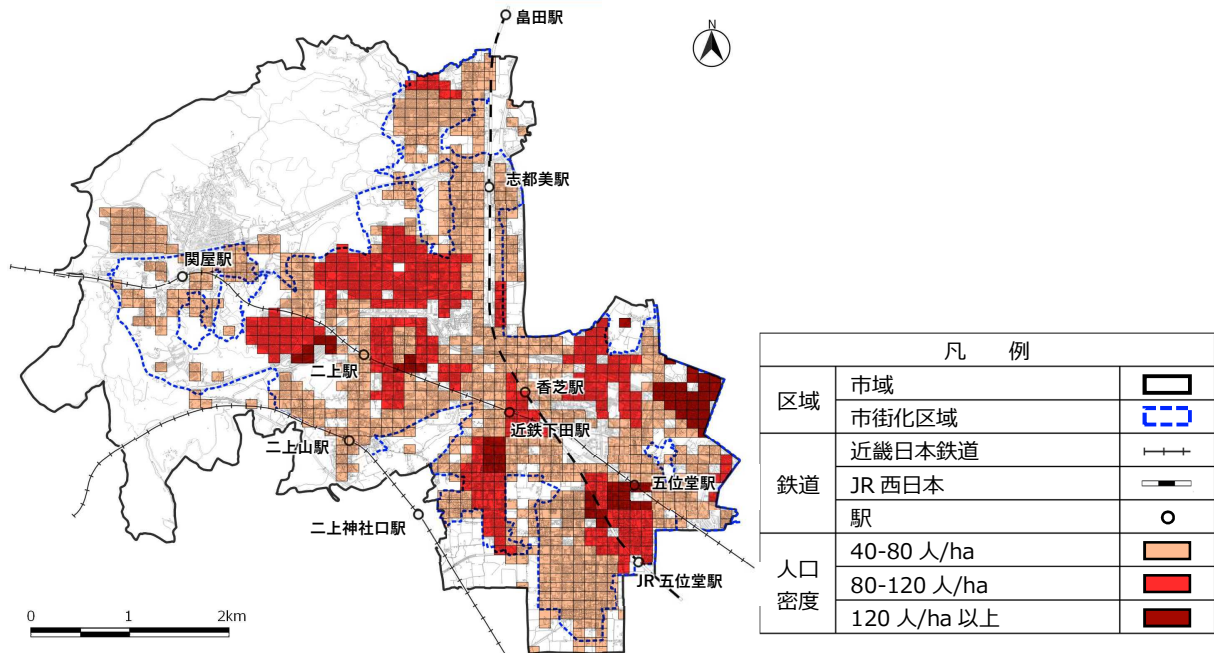
5.3 居住誘導区域の設定

居住誘導区域の設定の考え方を踏まえ、居住誘導区域を以下のとおり設定します。

Step 1 居住誘導区域を定めることが考えられる区域の設定

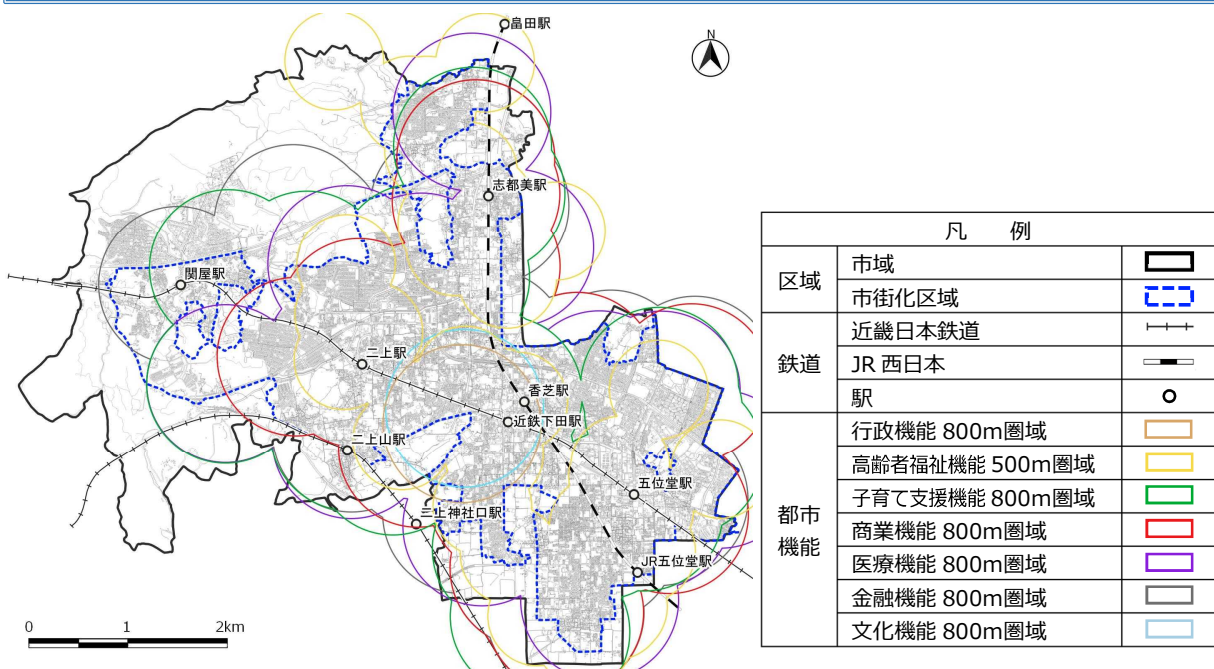
区域要件1：一定程度の人口密度を有している区域

市街化区域内の人口密度を維持し、まとまった市街地を形成できる区域として人口集中地区(DID)の基本単位となる40人/ha以上の区域



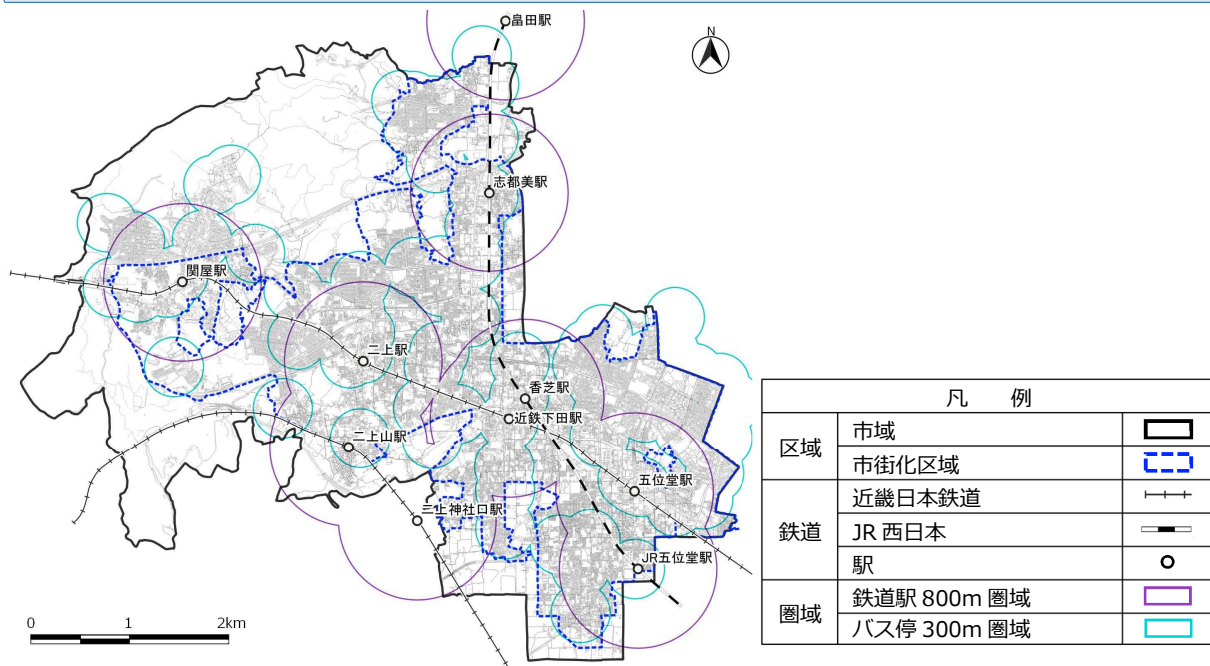
区域要件2：行政、高齢者福祉、子育て支援、商業、医療、金融、文化等の都市機能が集積する区域

いずれかの都市機能の800m圏域(高齢者福祉機能は500m圏域)に含まれる区域



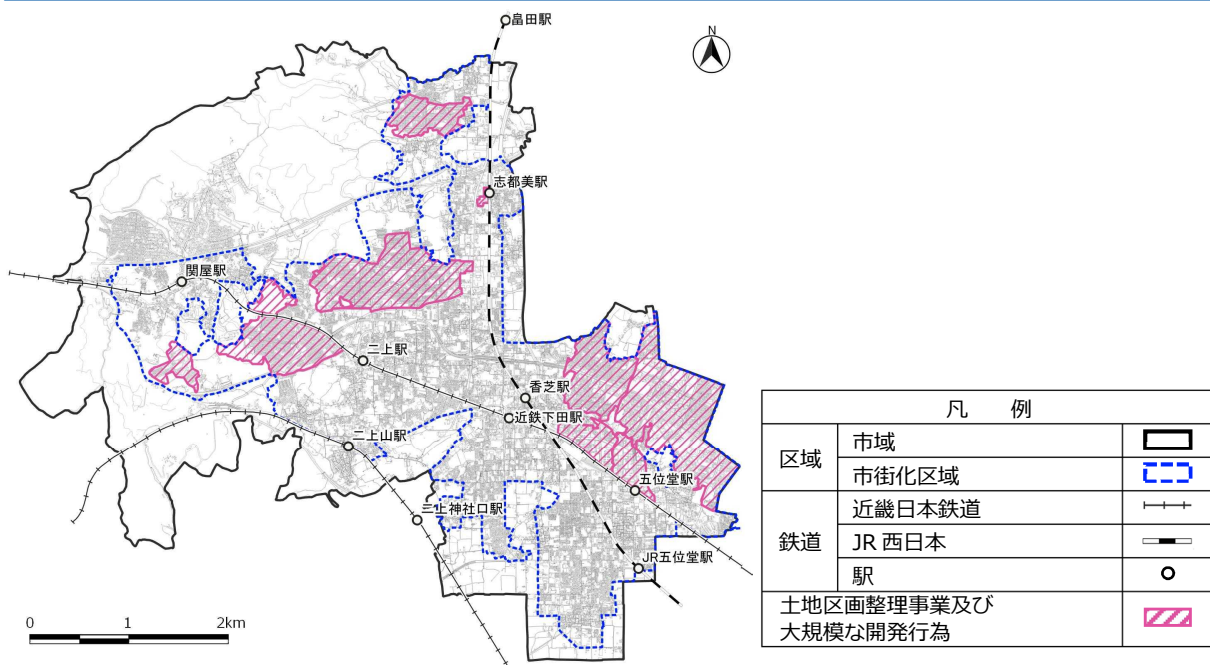
区域要件３：公共交通により、比較的容易にアクセスできる区域

鉄道駅から 800m 圏域もしくは路線バス、コミュニティバスのバス停から 300m 圏域



区域要件４：土地区画整理事業が施行済・施行予定の区域及び大規模な開発行為が実施された区域

土地区画整理事業が施行・予定の区域及び大規模な開発行為が実施された区域



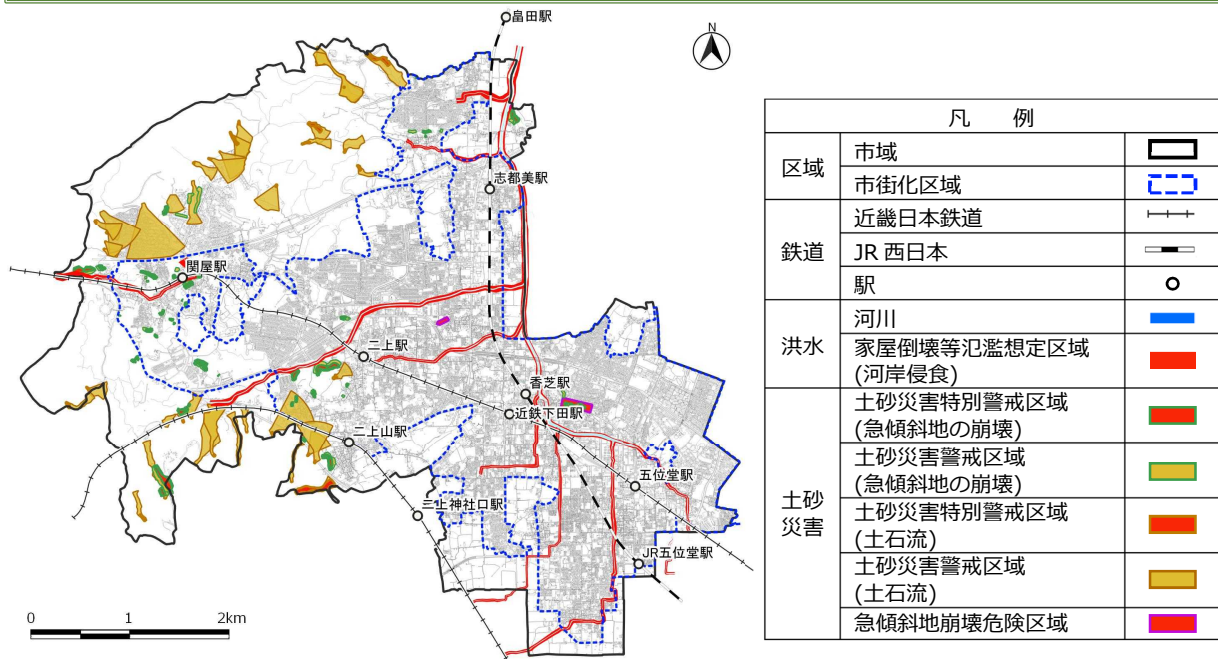
Step 2 居住誘導区域に含めないことが考えられる区域の設定

除外要件1：レッドゾーン(土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流)、急傾斜地崩壊危険区域)

レッドゾーン(土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流)、急傾斜地崩壊危険区域)に指定されている区域【原則除外】

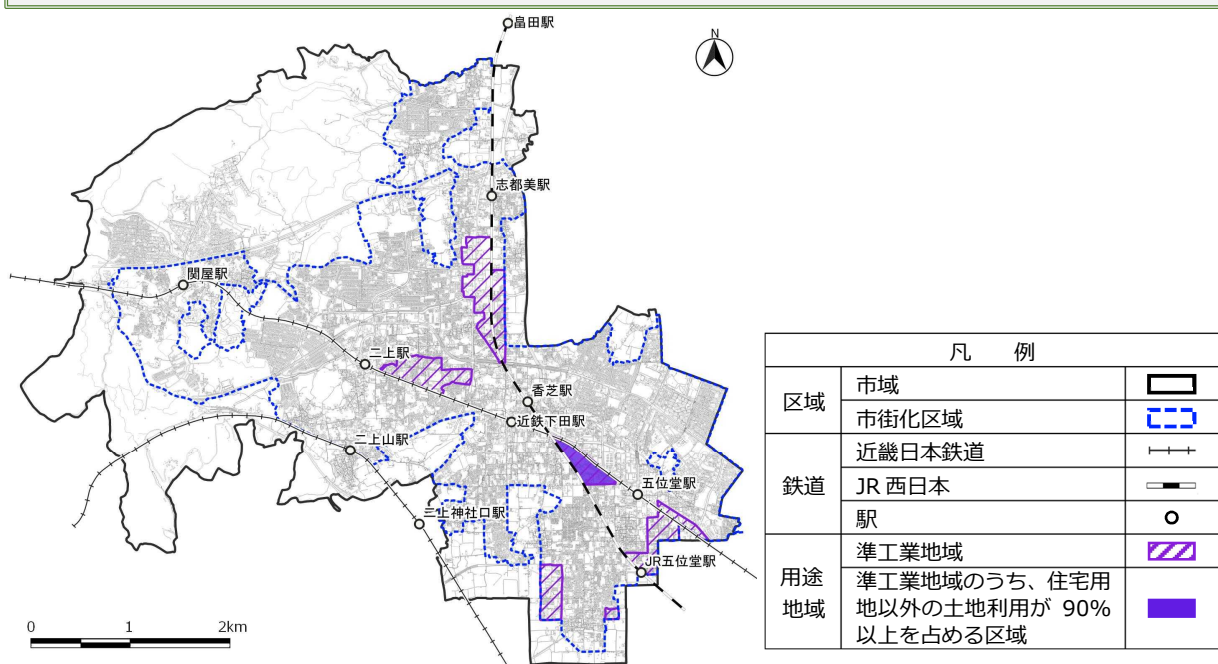
除外要件2：イエローゾーン(土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流)、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食))

イエローゾーン(土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流)、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食))に指定されている区域【回避・低減等の対応が困難であり、居住誘導区域に含めることが適当ではないと判断し除外】



除外要件3：準工業地域のうち住宅以外の土地利用が多い区域

準工業地域の指定箇所のうち、住宅用地以外の土地利用が 90%以上を占める一体的な区域【住工混在を抑制する観点から除外】



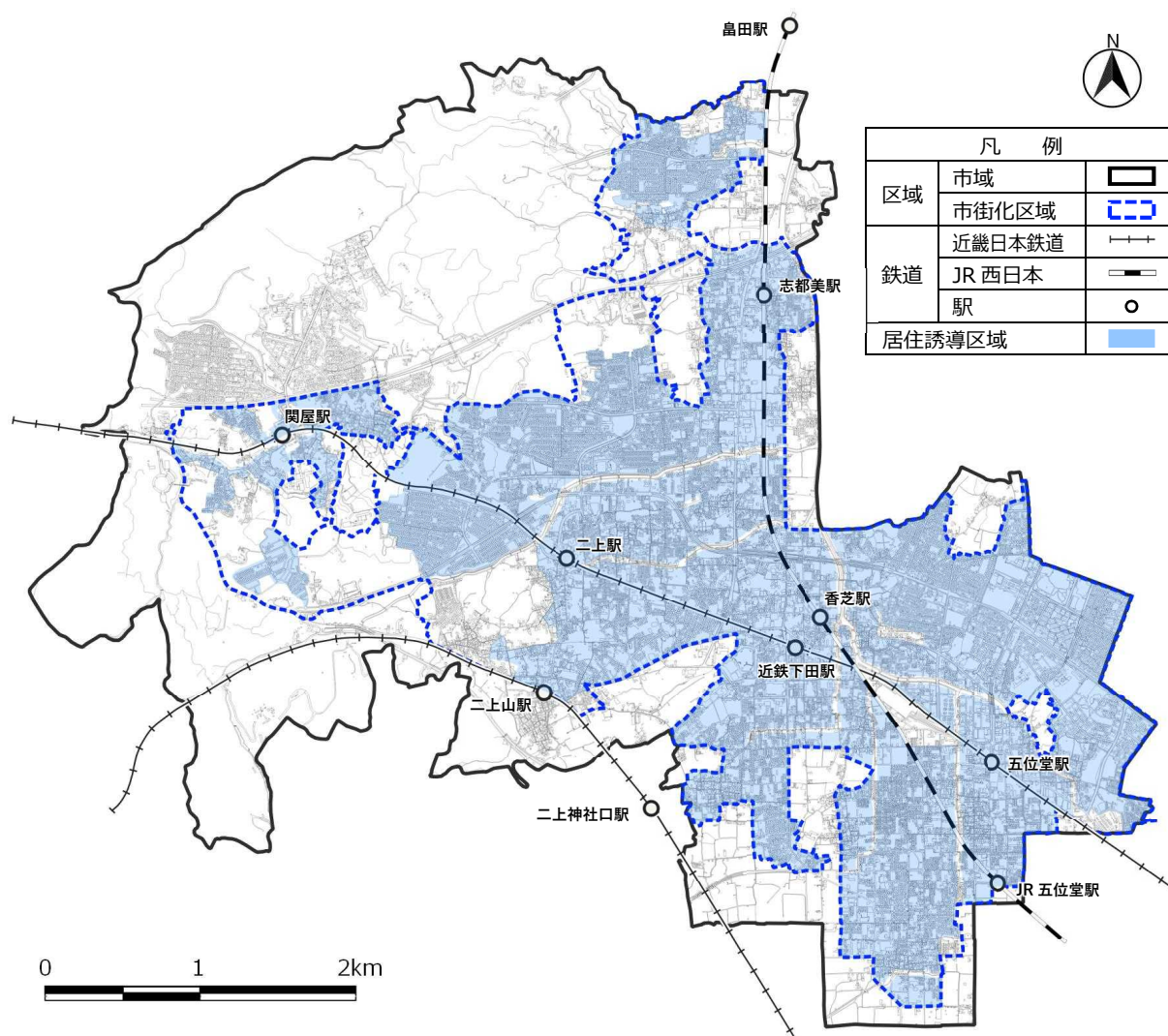
Step 3 居住誘導区域の設定

居住誘導区域界の調整内容：法線、地形地物、一体的な居住地域等

- 市街化区域界 ■用途地域界 ■市街地開発事業区域界、開発事業区域界
- 道路界 ※1 ■鉄道界 ■家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)界
- 土砂災害警戒区域界 ■急傾斜地崩壊危険区域界 ■見通し界 ※2

※1 道路界は道路端にて設定を行う。

※2 法線、地形地物等による区域界の間を結ぶための見通しの線。



※区域内の小規模な除外区域は、レッドゾーン(土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流)、急傾斜地崩壊危険区域)、イエローゾーン(土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流)、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食))

図 5.1 居住誘導区域の設定

6. 都市機能誘導区域の設定

6.1 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

6.2 都市機能誘導区域の設定の考え方

目指すべき都市の骨格構造で定めた拠点を都市機能誘導区域として設定し、都市機能の誘導を図ります。

都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において、都市の拠点となるべき区域で、公共交通アクセスの利便性、用途地域、都市機能立地状況等を勘案し設定します。

区域設定に当たっては、下記の手順に沿って設定します。

<都市機能誘導区域設定の手順>

Step 1 都市の拠点となるべき区域の設定

- **区域要件 1**：周辺からの公共交通アクセスの利便性が高く、都市の拠点となるべき区域（目指すべき都市の骨格構造における中心拠点、生活拠点）



Step 2 都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域の設定

- **区域要件 2**：公共交通によるアクセスの利便性が高い区域
- **区域要件 3**：用途地域の指定状況を考慮した区域
- **区域要件 4**：拠点周辺や幹線道路沿いの都市機能立地状況を考慮した区域



Step 3 都市機能誘導区域の設定

Step1 と Step 2 を満たす区域を基本として、明確な地形地物等により区域界を調整し、都市機能誘導区域を設定

6.3 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域の設定の考え方を踏まえ、都市機能誘導区域を以下のとおり設定します。

Step 1 都市の拠点となるべき区域の設定

区域要件 1：周辺からの公共交通アクセスの利便性が高く、都市の拠点となるべき区域

目指すべき都市の骨格構造で定めた拠点

- 中心拠点：香芝駅及び近鉄下田駅周辺、五位堂駅周辺
- 生活拠点：関屋駅周辺、二上駅周辺、二上山駅周辺、JR 五位堂駅周辺、志都美駅周辺(奈良西幹線)、高山台周辺(中和幹線)、真美ヶ丘周辺(中和幹線)、高塚地区公園周辺

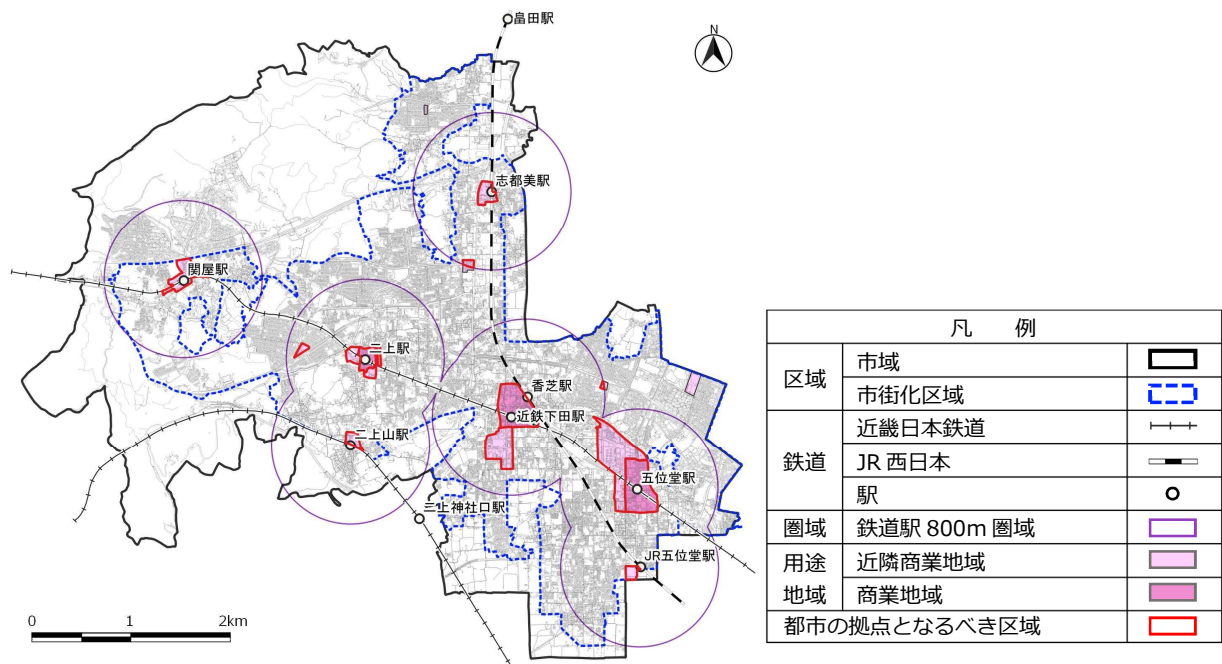
Step 2 都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域の設定

区域要件 2：公共交通によるアクセスの利便性が高い区域

鉄道駅から徒歩圏域(800m)の区域

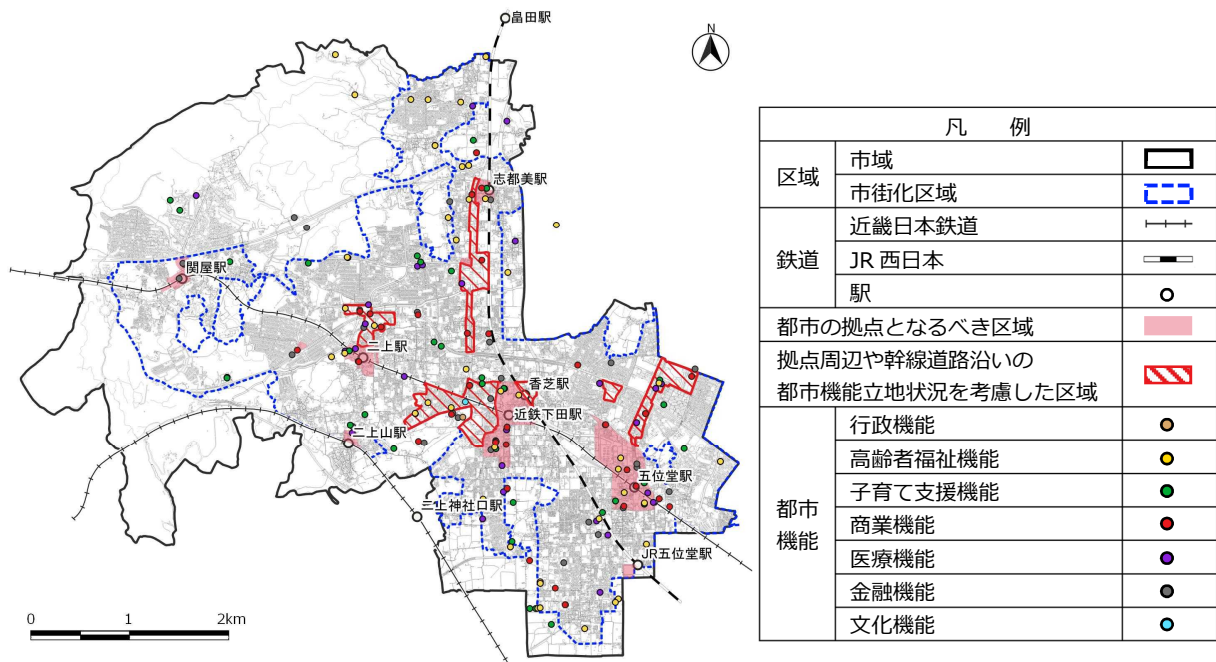
区域要件 3：用途地域の指定状況を考慮した区域

用途地域が近隣商業地域、商業地域に指定されている区域



区域要件4：拠点周辺や幹線道路沿いの都市機能立地状況を考慮した区域

中心拠点及び生活拠点周辺において、誘導施設となり得る都市機能の立地状況を勘案した区域



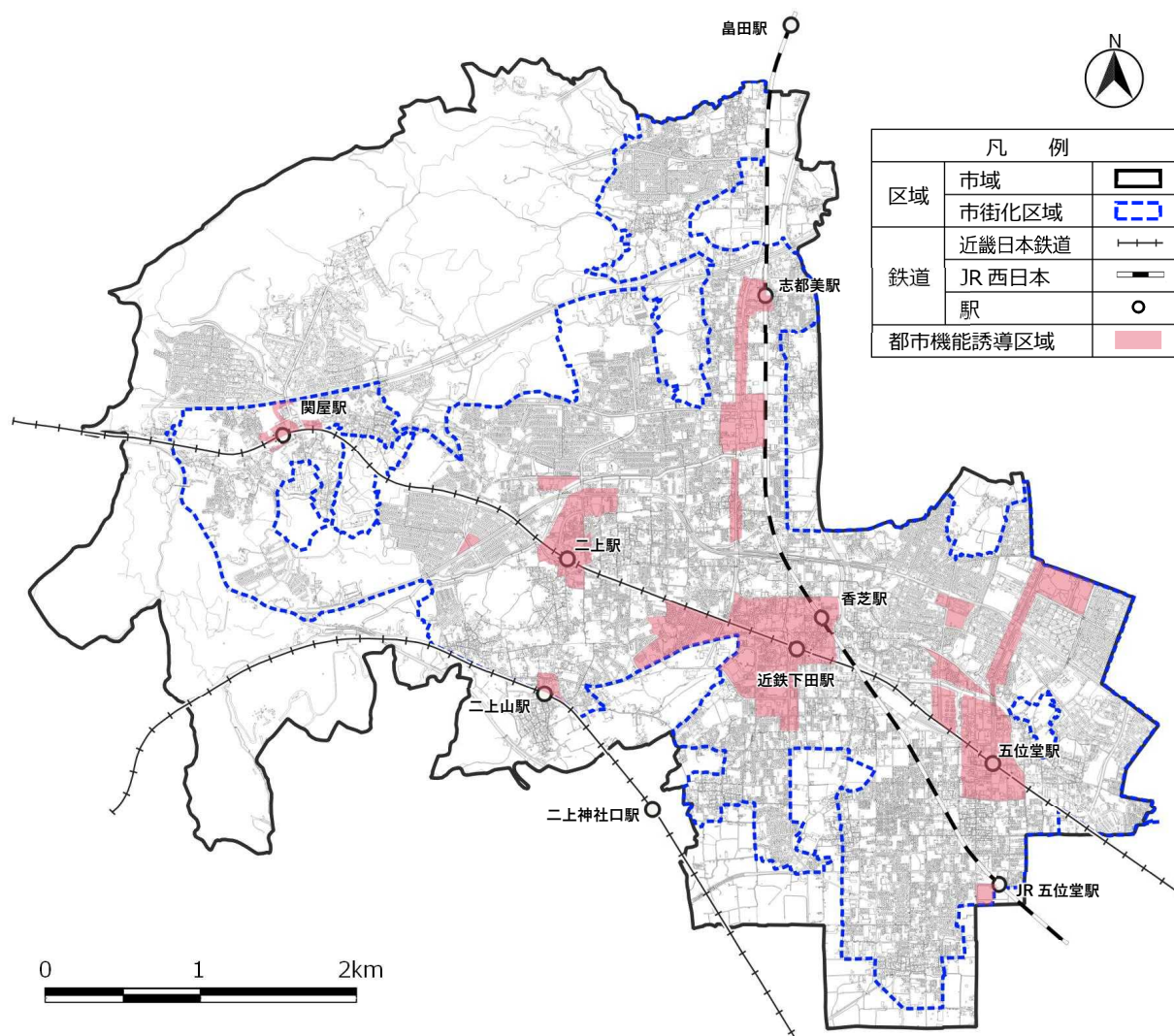
Step 3 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域界の調整内容：法線、地形地物、一体的な居住地域等

- 市街化区域界 ■用途地域界 ■市街地開発事業区域界、開発事業区域界
- 道路界 ※1 ■道路端から 30m ■鉄道界
- 水路界 ■家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)界
- 土砂災害警戒区域界 ■急傾斜地崩壊危険区域界 ■見通し界 ※2

※1 道路界は道路端にて設定を行う。

※2 法線、地形地物等による区域界の間を結ぶための見通しの線。

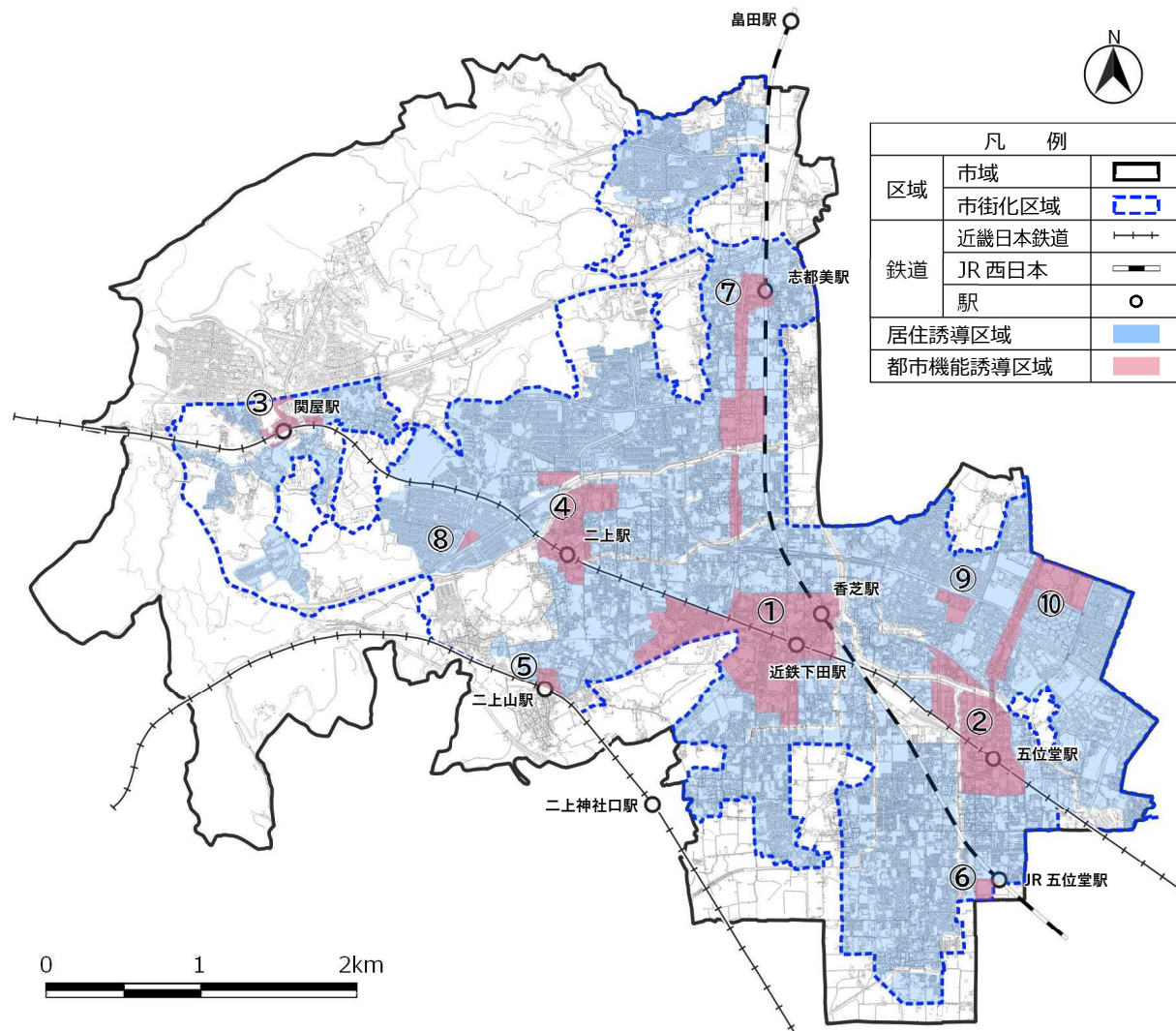


※区域内の小規模な除外区域は、レッドゾーン(土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流)、急傾斜地崩壊危険区域)、イエローゾーン(土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流)、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食))

図 6.1 都市機能誘導区域の設定

【まとめ】居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定

居住誘導区域、都市機能誘導区域は以下のとおりです。



※区域内の小規模な除外区域は、レッドゾーン(土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流)、急傾斜地崩壊危険区域)、イエローゾーン(土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流)、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食))

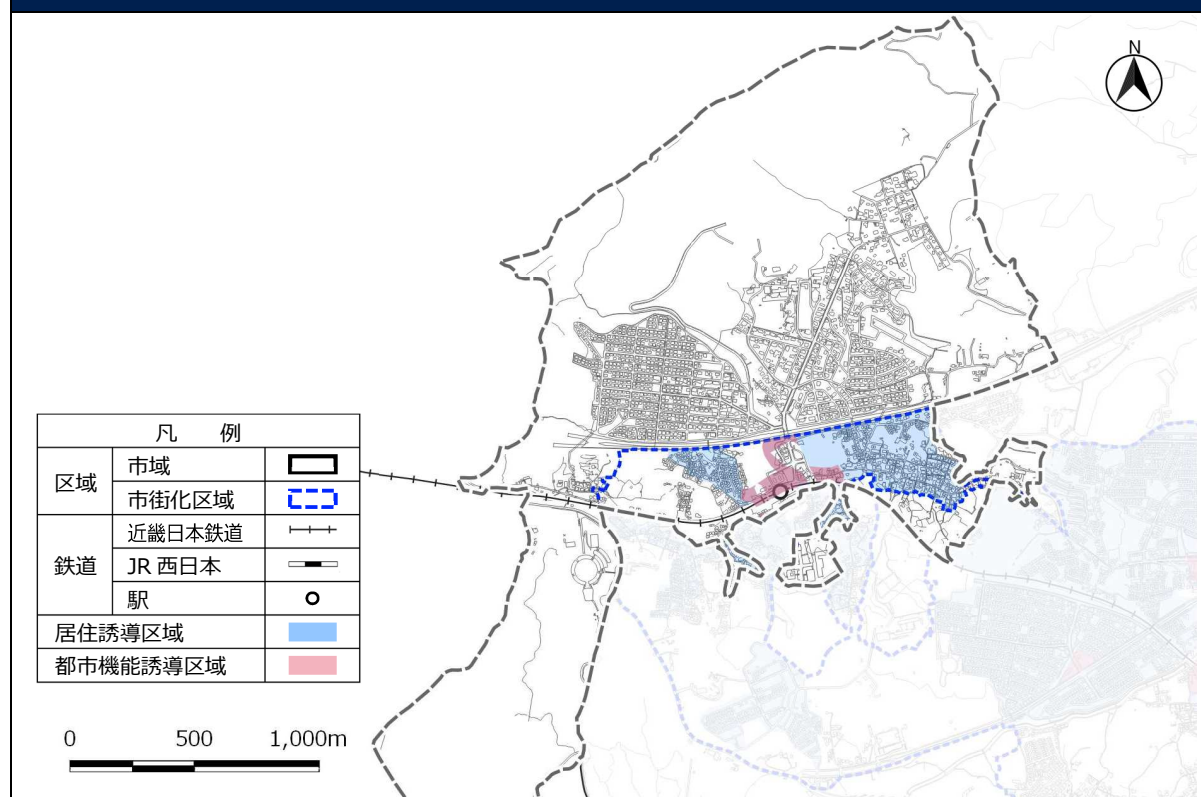
項目	面積 (ha)	市街化区域に対する当該区域の割合(%)	令和2年(2020年)		令和17年(2035年)	
			人口(人)	人口密度 (人/ha)	人口(人)	人口密度 (人/ha)
市街化区域	1,243.9	—	70,286	56.5	69,020	55.8
居住誘導区域	1,022.4	82.2%	64,099	62.7	63,131	61.7
都市機能誘導区域	151.6	12.2%	7,740	51.1	7,807	51.5

資料：令和4年都市計画現況調査(令和4年(2022年) 国土交通省)、日本の地域別将来推計人口(平成30年(2018年) 社人研)

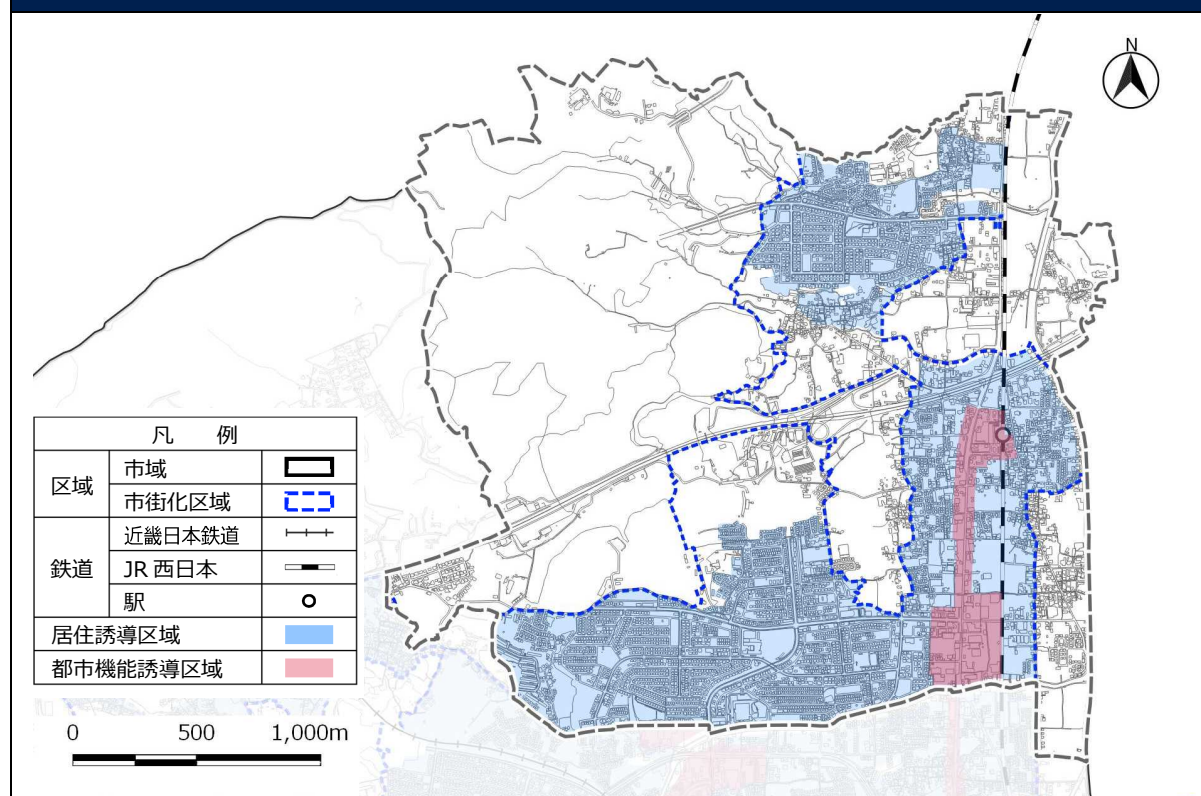
図 6.2 居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定

香芝市都市計画マスタープランにおける地域区分ごとの居住誘導区域及び都市機能誘導区域(縮尺 1 : 30,000)を以下に示します。

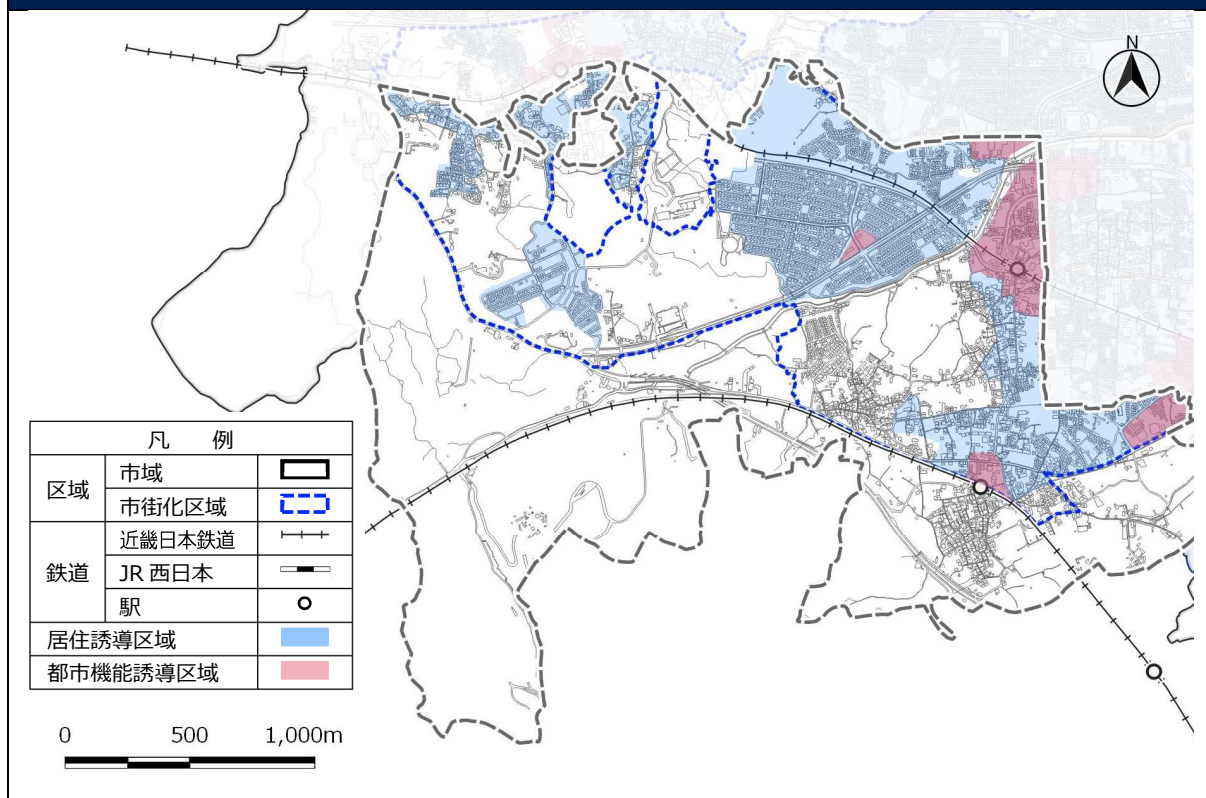
■ 関屋周辺地区(居住誘導区域・都市機能誘導区域)



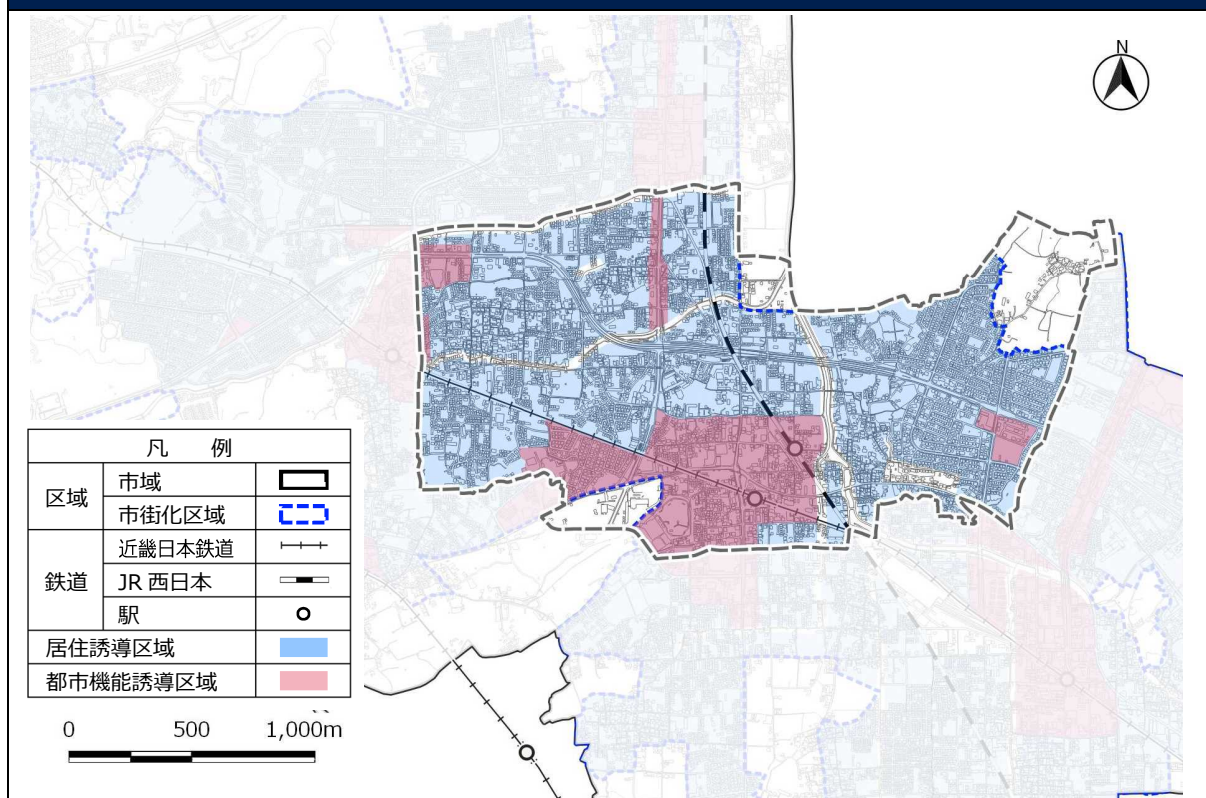
■ 志都美周辺地区(居住誘導区域・都市機能誘導区域)



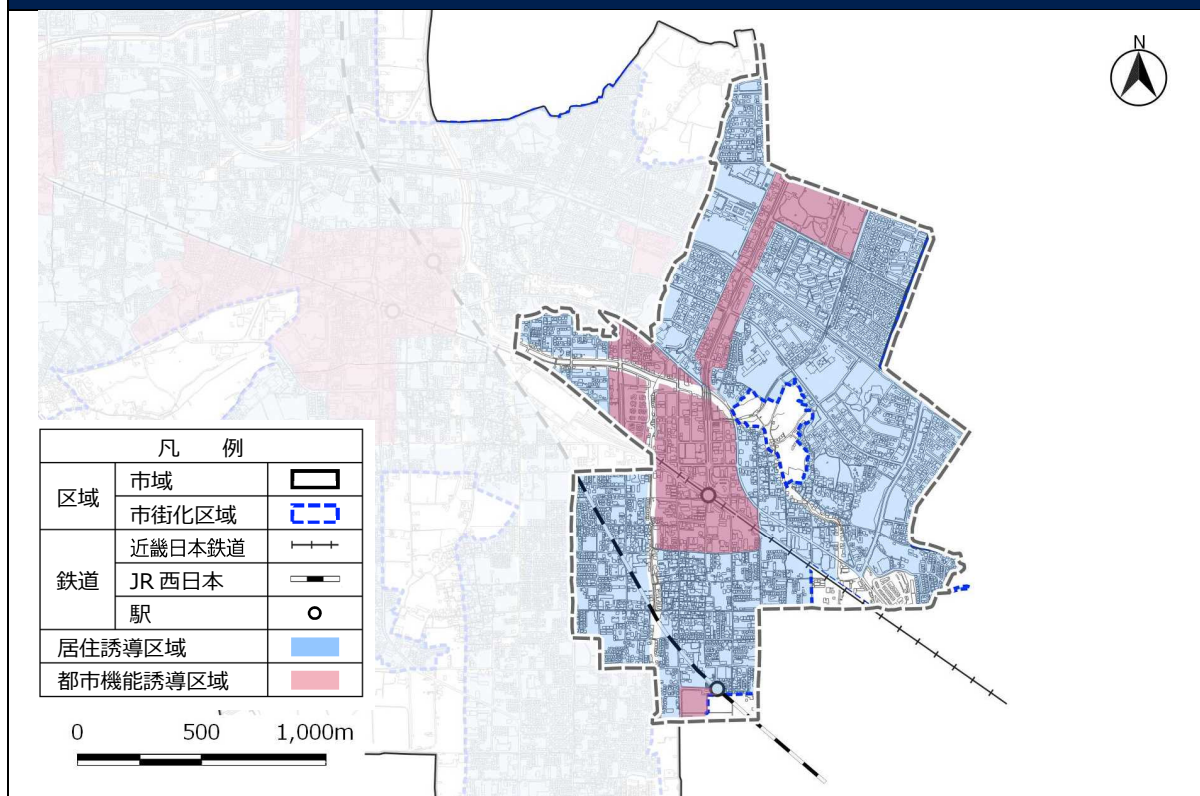
■ 二上周辺地区(居住誘導区域・都市機能誘導区域)



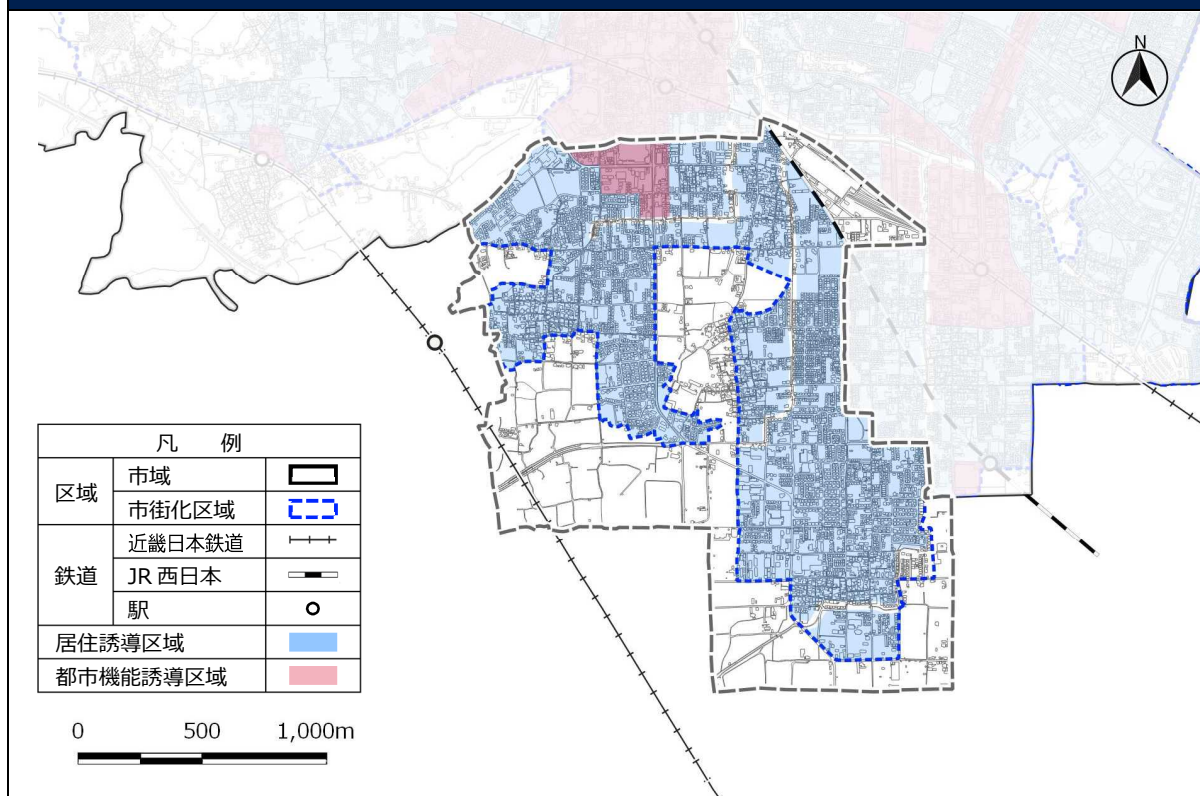
■ 下田周辺地区(居住誘導区域・都市機能誘導区域)



■ 五位堂周辺地区(居住誘導区域・都市機能誘導区域)



■ 鎌田・三和周辺地区(居住誘導区域・都市機能誘導区域)



7. 誘導施設の設定

7.1 誘導施設の設定の考え方

立地適正化計画では、「都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設(以下「誘導施設」という。)」の設定に関して都市再生特別措置法第81条に規定されています。

誘導施設とは、医療、福祉、商業等、居住者の共同の福祉や利便の向上のために必要な機能で、都市機能誘導区域内に誘導していく施設です。

(1) 想定される誘導施設のイメージ

■ 誘導施設の設定

誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図る観点から、以下が考えられる。

- ・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・集客力があり、まちのにぎわいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、食品スーパーマーケット等の商業施設
- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所、支所等の行政施設等

■ 拠点類型毎において想定される誘導施設の例

	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	■ 中核的な行政機能 例. 本庁舎	■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	■ 市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティ等
子育て機能	■ 市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積	■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積〇m ² 以上の食品スーパー
医療機能	■ 総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 例. 病院	■ 日常的な診療を受けることができる機能 例. 延床面積〇m ² 以上の診療所
金融機能	■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫	■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	■ 市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館	■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

資料：立地適正化計画作成の手引き(令和5年(2023年)11月改訂 国土交通省)

(2) 誘導施設の設定方針

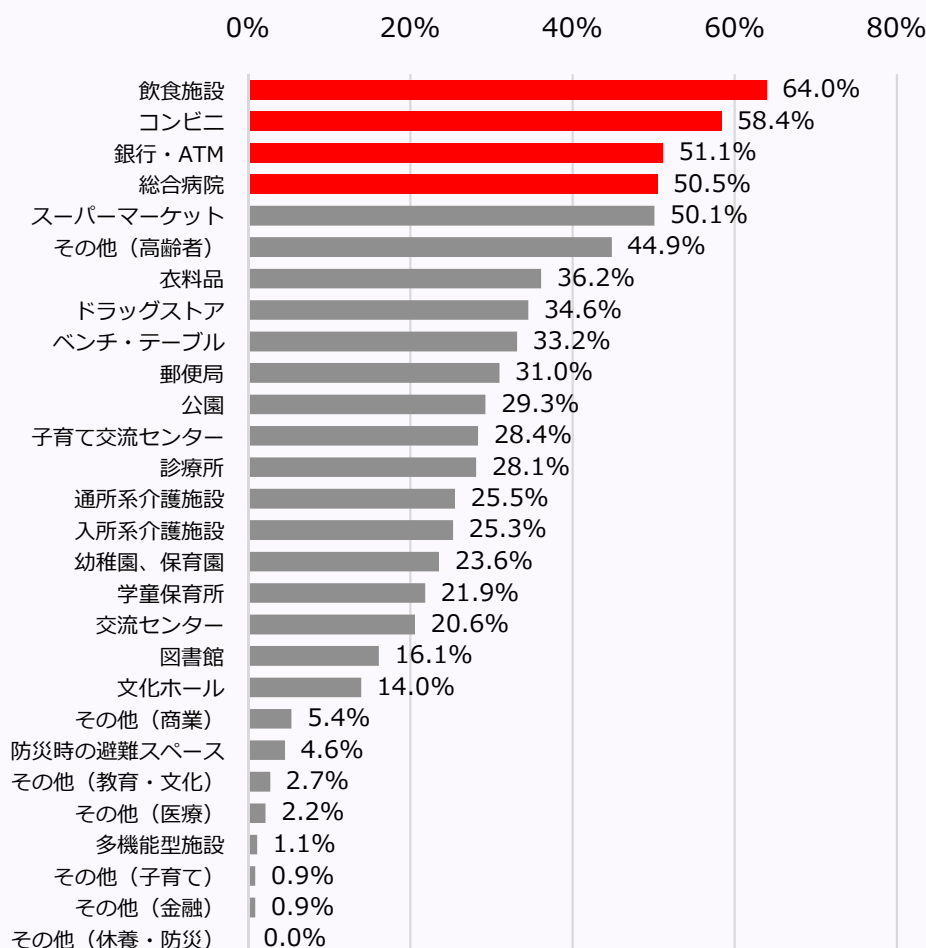
誘導施設は、その役割に応じて拠点周辺への集約配置が必要な施設と、暮らしを守るため市内に分散させて適正配置を図ることが必要な施設があります。本市における都市機能と各施設別の配置の方針を踏まえ、誘導施設を設定します。

また、選定に当たっては、令和4年(2022年)10月に実施した「香芝市立地適正化計画の策定に向けた市民アンケート調査」の「住みよいまちを実現するために充実すれば良い施設」についても、市民目線による生活利便性を高める施設として考慮します。

■ アンケート回答結果(n=874)

「飲食施設」が64.0%と最も高く、次いで「コンビニ」(58.4%)、「銀行・ATM」(51.1%)、「総合病院」(50.1%)の順となっている。

■ 住みよいまちを実現するため、どのような施設が充実すれば良いと思いますか。



※「n =」については、各設問の回答数を表しています。各設問においては無回答が含まれるため、n(回答数)の合計が回収数と一致しない場合があります。

資料：香芝市立地適正化計画の策定に向けた市民アンケート調査(令和4年(2022年)10月)

図 7.1 駅周辺に必要とする施設(全ての駅の合計)

7.2 誘導施設の設定

(1) 誘導施設の設定

本市における都市機能と施設ごとの配置の方針を踏まえ、誘導施設を設定します。

表 7.1 誘導施設の配置の方針と設定

機能分類	施設分類	配置の方針	設定
行政機能	市役所(本庁舎)	対象区域外に立地しており、今後、現在の場所で運営を続けるかを含め検討していく。	—
健康・介護 福祉機能	総合福祉センター	関連施設と連携をとりながら、地域の健康・福祉の包括的機能を担う施設として、誘導施設に位置付ける。	○
	保健センター		○
	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することを支援する施設であり、施設の配置バランス等を勘案しながら設置していくことが必要のため、誘導施設に位置付けない。	—
	訪問型施設・通所型施設・入所型施設・多機能型施設	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができる施設であり、市内全域に配置されていることが望ましいことから、誘導施設に位置付けない。	—
子育て 支援機能	こども家庭センター	関連施設と連携をとりながら、地域の子育て支援の包括的機能を担うことから、誘導施設に位置付ける。	○
	保育所・幼稚園・認定こども園	誰もが子育てしやすい環境づくりの観点から、拠点のみならず、市内の各地域においても満遍なく立地していることが望ましいことから、誘導施設に位置付けない。	—
	小規模保育施設		—
	病児保育施設 (病児・病後児対応型)		—
商業機能	大規模小売店舗 (店舗面積 3,000㎡以上)	大型商業施設や複合型商業施設は、市の活性化やにぎわい創出の中核となりうる施設であることから、誘導施設に位置付ける。	○
	食品スーパーマーケット (店舗面積 250㎡以上)	日常的に必要な施設であり、徒歩や自転車で利用できる範囲内に立地することが望ましいことから、誘導施設に位置付ける。	○
	コンビニエンスストア	拠点のみならず、各所に立地されることで、利便性が向上されることから、誘導施設に位置付けない。	—
医療機能	病院	医療施設として市内全域からアクセスしやすい区域に立地されていることが望ましいことから、誘導施設に位置付ける。	○
	診療所	市民の健康維持のため、誰もが日常的に利用しやすいよう、拠点のみならず、市内の各地域においても満遍なく立地していることが望ましいことから、誘導施設に位置付けない。	—
金融機能	銀行・郵便局	日常的に必要な施設であり、徒歩や自転車で利用できる範囲内に立地していることが望ましいことから、誘導施設に位置付ける。	○
	ATM	拠点のみならず、各所に立地されることで、利便性が向上されることから、誘導施設に位置付けない。	—
教育・文化機能	公民館・文化センター	文化活動の場として中核的役割を担い、またにぎわい創出、広域的交流促進に必要な施設であることから、誘導施設に位置付ける。	○
	体育館	スポーツ活動の場として中核的役割を担い、またにぎわい創出、広域的交流促進に必要な施設であることから、誘導施設に位置付ける。	○
	図書館	幅広く知識・情報収集の機会を提供する施設であり、またにぎわい創出、広域的交流促進に必要な施設であることから、誘導施設に位置付ける。	○
	博物館	地域の歴史・文化を学習する拠点、調査研究の拠点となる施設であり、またにぎわい創出、広域的交流促進に必要な施設であることから、誘導施設に位置付ける。	○
	小学校・中学校	人口分布、各施設の配置バランス等を勘案しながら設置していくことが必要ことから、誘導施設に位置付けない。	—

(2) 都市機能誘導区域ごとの誘導施設の設定

都市機能誘導区域ごとに、現在不足している機能(施設)や、今後も維持が必要な機能(施設)等を勘案し誘導施設を設定します。

表 7.2 都市機能誘導区域ごとの誘導施設の設定

都市機能	一般的な名称	中心拠点		生活拠点								その他市内
		①香芝駅及び近鉄下田駅周辺	②五位堂駅周辺	③関屋駅周辺	④二上駅周辺	⑤二上山駅周辺	⑥JR五位堂駅周辺	⑦志都美駅周辺(奈良西幹線)	⑧高山台周辺(中和幹線)	⑨真美ヶ丘周辺(中和幹線)	⑩高塚地区公園周辺	
行政機能	市役所(本庁舎)											○
健康・介護福祉機能	総合福祉センター	■										
	保健センター	■										
	地域包括支援センター	○										
	訪問型施設・通所型施設・入所型施設・多機能型施設	○	○		○			○			○	○
子育て支援機能	こども家庭センター	■										
	保育所・幼稚園・認定こども園	○	○		○							○
	小規模保育施設	○						○			○	○
	病児保育施設(病児・病後児対応型)											○
商業機能	大規模小売店舗(店舗面積 3,000 m ² 以上)	■	★								■	
	食品スーパーマーケット(店舗面積 250 m ² 以上)	■	■		■		★	■	★	★		○
	コンビニエンスストア	○	○	☆	○	☆		○	○		○	○
医療機能	病院							■		★		○
	診療所	○	○		○	○				○	○	○
金融機能	銀行・郵便局	■	■	★	■	★		■			■	○
	ATM	○	○	○	○			○	○	○	○	○
教育・文化機能	公民館・文化センター	■										○
	体育館	■										○
	図書館	■										
	博物館	■										
	小学校・中学校	○										○

★【誘導】区域内に立地がなく、今後誘導を図る施設 (誘導施設)

■【維持】区域内に立地があり、区域外への転出を防ぐ施設 (誘導施設)

☆【誘導努力】区域内に立地がなく、今後誘導を図ることが望ましい施設 (誘導施設としない施設)

○【維持努力】区域内に適正配置する施設 (誘導施設としない施設)

(3) 誘導施設の定義

本市における誘導施設の定義は以下のとおりです。

表 7.3 誘導施設の定義

都市機能	一般的な名称	法的根拠
行政機能	市役所(本庁舎)	地方自治法第 4 条に定める事務所
健康・ 介護 福祉機能	総合福祉センター	香芝市総合福祉センター条例第 2 条に定める施設
	保健センター	香芝市保健センター条例第 2 条に定める施設
	地域包括支援センター	介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に定める施設
	訪問型施設	介護保険法第 8 条第 2 項に定める訪問介護
	通所型施設	介護保険法第 8 条第 7 項に定める通所介護
	入所型施設	介護保険法第 8 条第 9 項に定める短期入所生活介護 介護保険法第 8 条第 10 項に定める短期入所療養介護
	多機能型施設	介護保険法第 8 条第 19 項に定める小規模多機能型居宅介護
子育て 支援機能	こども家庭センター	児童福祉法第 10 条の 2 に定める施設
	保育所	児童福祉法第 39 条第 1 項に定める施設保育所
	幼稚園	学校教育法第 1 条に定める満 3 歳から小学校就学までの幼児を教育するための教育施設
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に定める施設
	小規模保育施設	児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に定める小規模保育事業
	病児保育施設 (病児・病後児対応型)	児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項、子ども・子育て支援法第 59 条、 児童福祉法第 21 条の 9 に定める施設
商業機能	大規模小売店舗 (店舗面積 3,000 ㎡以上)	大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に定める大規模小売店舗のうち 店舗面積 3,000 ㎡以上で、生鮮品を中心に日用品等を販売している 商業施設
	食品スーパーマーケット (店舗面積 250 ㎡以上)	店舗面積 250 ㎡以上で、生鮮品を中心に日用品等を販売している商業 施設
	コンビニエンスストア	飲食物品を扱い、売り場面積 30 ㎡以上 250 ㎡未満、営業時間が 1 日 で 14 時間以上のセルフサービス販売店(資料：商業統計業態分類表 経済産業省)
医療機能	病院	医療法第 1 条の 5 第 1 項に定める病院
	診療所	医療法第 1 条の 5 第 2 項に定める診療所
金融機能	銀行	銀行法第 2 条に定める銀行
	郵便局	日本郵便株式会社法第 2 条第 4 項に定める郵便局
	ATM	現金の引出・振込・預入について、無人のサービス対応が可能な A T M設置箇所(銀行 A T Mコーナー、コンビニエンスストア等)
教育・ 文化機能	公民館、文化センター	社会教育法第 21 条に定める市町村が設置する公民館 香芝市文化施設条例第 2 条に定める文化施設 香芝市地域交流センター条例第 2 条に定める交流センター
	体育館	香芝市体育施設条例第 2 条に定める総合体育館、地域体育館
	図書館	図書館法第 2 条に定める施設(地方公共団体が設置する公立図書館、 日本赤十字社または一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図 書館を私立図書館)
	博物館	博物館法第 2 条第 1 項に定める博物館及び博物館法第 31 条に規 定する博物館相当施設
	小学校、中学校	学校教育法第 1 条に定める小学校、中学校、義務教育学校

7.3 届出制度

(1) 居住誘導区域外における届出

都市再生特別措置法第 88 条の規定に基づき、居住誘導区域外において開発行為や建築行為等を行う場合、これらの行為に着手する日の 30 日前までに市長への届出が義務付けられます。

また、住宅等の立地の誘導を図る上で支障がある場合、必要に応じて勧告を行う場合があります。

■ 居住誘導区域外における届出について(都市再生特別措置法第 88 条)

- ・ 居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するための届出のこと
- ・ 居住誘導区域外の区域で、下記の行為を行おうとする場合には、原則として市長への届出が義務付けられている

開発行為	建築等行為
◆ 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為 例 3 戸の開発行為 届出必要 	◆ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合 例 3 戸の建築行為 届出必要 
◆ 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1000 m²以上のもの 例 1,300 m² 1 戸の開発行為 届出必要 	例 1 戸の建築行為 届出不要 
例 800 m² 2 戸の開発行為 届出不要 	◆ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅とする場合

- ・ 開発行為等に着手する 30 日前までに届出が必要
- ・ 居住誘導区域内への居住の誘導に対し、何らかの支障が生じると判断した場合は、必要に応じて「勧告」

(2) 都市機能誘導区域内外における届出

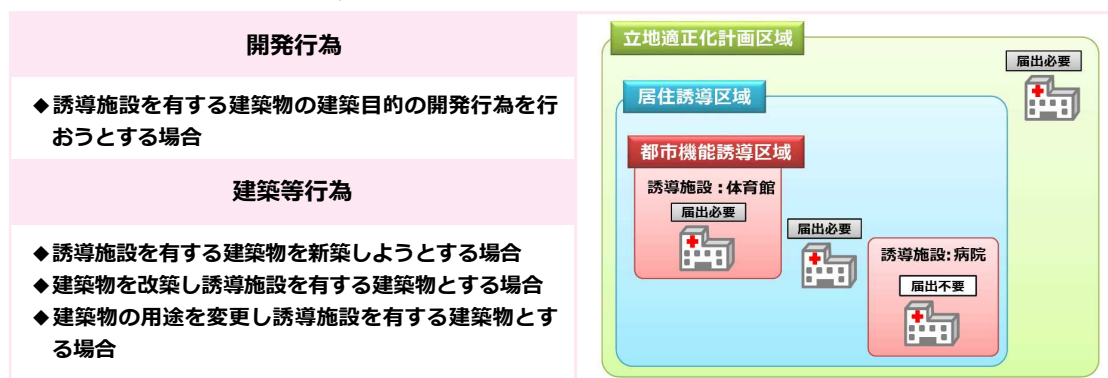
都市再生特別措置法第 108 条の規定に基づき、都市機能誘導区域外において開発行為や建築行為等を行う場合、これらの行為に着手する日の 30 日前までに市長への届出が義務付けられます。

誘導施設の立地誘導を図る上で支障がある場合、必要に応じて勧告を行う場合があります。

また、都市再生特別措置法第 108 条の 2 に基づき、都市機能誘導区域内において誘導施設を休止又は廃止しようとする場合、施設を休廃止しようとする日の 30 日前までに市長への届出が義務付けられます。

■ 都市機能誘導区域外における届出について(都市再生特別措置法第 108 条)

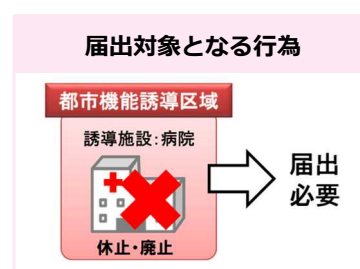
- ・都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するための届出のこと
- ・都市機能誘導区域外の区域で、誘導施設を対象に下記の行為を行おうとする場合には、原則として市長への届出が義務付けられている



- ・開発行為等に着手する 30 日前までに届出が必要
- ・届出内容どおりの開発行為等が行われた場合に、何らかの支障が生じると判断した場合は、必要に応じて「勧告」

■ 都市機能誘導区域内における休廃止に係る届出について(都市再生特別措置法第 108 条の 2)

- ・都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、市長への届出が義務付けられている
- ・誘導施設を休止又は廃止しようとする日の 30 日前までに、届出が必要
- ・休止又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要がある場合は、必要に応じて「助言・勧告」



8. 誘導施策

8.1 誘導施策の体系

まちづくりの基本的な考え方(ターゲット)及び基本的な方針(ストーリー)に基づき、取り組むべき誘導施策を設定します。

<施策の体系>

(1) 居住誘導の方針

方針1 拠点をとり巻く快適な暮らしの場の形成

誘導方針	誘導施策
① 拠点周辺への生活サービス機能の誘導による居住の誘導	○保育所、幼稚園、認定こども園及び各種子育て支援施設の適正配置を進め、子育て環境の充実を図ります。 ○学校施設の適正配置について検討を進め、安全・安心な教育環境の整備を進めます。 ○住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりとして、福祉施設の整備や支援サービスの充実等、ハード・ソフトの両面から進めます。 ○公共施設や公園、緑地等の公共空間におけるみどりを守り・生かし、良好な住環境づくりを進めます。
② 住宅ストックの循環・空き家の発生の予防	○都市機能誘導区域のうち主要駅周辺においては、高度利用を促進する等、住宅供給の増加を図ります。 ○空き家や低未利用地等の遊休資産の有効活用に向けて、空家等対策推進支援事業の推進や低未利用土地権利設定等促進計画の活用検討等により、居住環境の維持・拡充を図ります。 ○大規模住宅団地における急速な少子高齢化、人口減少を見据え、高齢者世帯から若者世帯まで、多世代がともに暮らせる対策を検討します。 ○住居を取得する際の支援制度等を検討し、市外からの移住促進及び住み替え居住の促進を図ります。

(2) 都市機能誘導の方針

方針2 元気で求心力のある拠点の形成

誘導方針	誘導施策
① 地域ごとの特性を生かした拠点形成	○中心拠点である香芝駅及び近鉄下田駅周辺、五位堂駅周辺においては、都市構造再編集集中支援事業等により、魅力ある都市空間の創出を目指します。 ○流通利便性の高い地域に対して、新規創業や企業立地を促進します。
② 市民ニーズに応じた都市機能の集約	○行政施設や教育文化施設等の公共施設の再編や集約、複合化により、誰もが活動しやすい環境づくりを進めます。 ○駅周辺の低未利用地については、地域ニーズに応じた生活サービス機能の誘導や、地域活性化につながる活動拠点としての利用を検討します。 ○食品スーパーマーケットや診療所等の日常生活に必要な施設の誘導を進めます。
③ 拠点間の回遊性の向上を図る都市機能の棲み分け	○自然資源、文化資源等を効果的に活用し、観光客が周遊するような拠点形成を進めます。

(3) 交通ネットワークの方針

方針3 持続可能な都市交通環境の形成

誘導方針	誘導施策
①複数の交通手段が連携した公共交通サービスの維持	○民間事業者の鉄道や路線バスを基幹的路線とし、行政のコミュニティバスやデマンド交通で連携・補完しながら、持続的かつ面的な地域公共交通の提供を図ります。 ○交通結節機能を維持するため、公共交通の相互利用を支える拠点整備について検討します。
②モビリティマネジメントの実施による意識醸成	○広報紙やホームページでの情報発信、学校教育や市民講座等により、地域公共交通への理解向上と利用促進を図ります。
③道路改良の促進やバリアフリー化の推進により、拠点へのアクセスの向上と安全な歩行空間の提供	○既設道路等のバリアフリー化の推進及び誰もが快適に歩ける歩行空間の確保を図ります。 ○駅へのアクセスの向上を図るため、駅周辺環境整備を進めます。
④幹線道路の整備促進による日常生活の交通渋滞の緩和	○中心市街地へのアクセス機能の向上のため、奈良西幹線(国道168号)や国道165号の整備を進めます。 ○未整備の都市計画道路について見直しを行い、都市計画道路の着実な整備を進めます。

(4) 防災に関する方針

方針4 災害に強い安全なまちの形成

誘導方針	誘導施策
①河川低平地における水害リスクの回避・低減	○水害に強いまちづくりのため、関係機関と連携して河川改修や総合治水対策事業を進めるとともに、ハザードマップによる洪水浸水想定区域の周知を図ります。
②土砂災害リスク等の回避・低減	○土砂災害の恐れのある区域にある住居や公共施設の移転促進や、ハザードマップによる土砂災害(特別)警戒区域の周知を図ります。
③地震における災害リスク等の回避・低減	○地震発生時の建物倒壊等による被害を回避・低減するため、既存の一般住宅等の耐震化支援を継続します。また、地震発生時の避難行動等について周知を図ります。 ○災害発生時においても、ライフラインやインフラを維持し、早期に復興を行えるまちづくりを市民や関係機関と一丸となって目指します。

(5) にぎわい創出に関する方針

方針5 出掛けたくなる魅力あふれるまちの形成

誘導方針	誘導施策
①健康増進にも目を向けた歩くための環境整備を進め、誰もが歩きたくなるウォーカブルなまちづくりの推進	○子供から高齢者まで様々な年代の方が出掛けたくなるような魅力的な空間の創出や環境の整備を図ります。
	○スポーツ公園及び総合公園の整備を早期に実現し、多くの人が集い、活動できる場を目指します。
②働きやすい身近な就労の場、ニューノーマルな働く場の創出等により、職住近接なまちづくりの推進	○民間事業者との連携やオンラインツールを活用した多様な働き方を推進します。
	○市内における企業の活性化や新規創業者を支援することで、雇用機会の創出と地域経済の活性化を図ります。
③人と人がつながる多様な地域コミュニティの強化	○公共施設の再編を進め、魅力ある活動の場を提供することで、人とつながる機会を創出します。
	○身近なみどりとして利用できるよう、市民ニーズに対応した公園の整備を進めます。
④近隣市町との連携により、市外からも多くの人が集い、周遊できる仕組みづくり	○文化施設や体育施設等について近隣市町との相互利用に関しての検討を進め、サービスの維持を目指します。
	○文化資源、史跡公園、観光地等を結ぶルートの強化、SNS等を活用した観光地の魅力発信、案内マップ等によるアクセスや回遊性の向上を図ります。

9. 防災指針

9.1 防災指針の概要

(1) 防災指針とは

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるものです。

本市においては、葛下川及びその支川となる中小河川周辺の洪水浸水想定区域や、丘陵部や市街地内に存在する土砂災害(特別)警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等の災害リスクが存在することから、防災・減災対策を踏まえたまちづくりを推進する必要があります。

防災指針の検討は、以下のフローに基づいて行います。

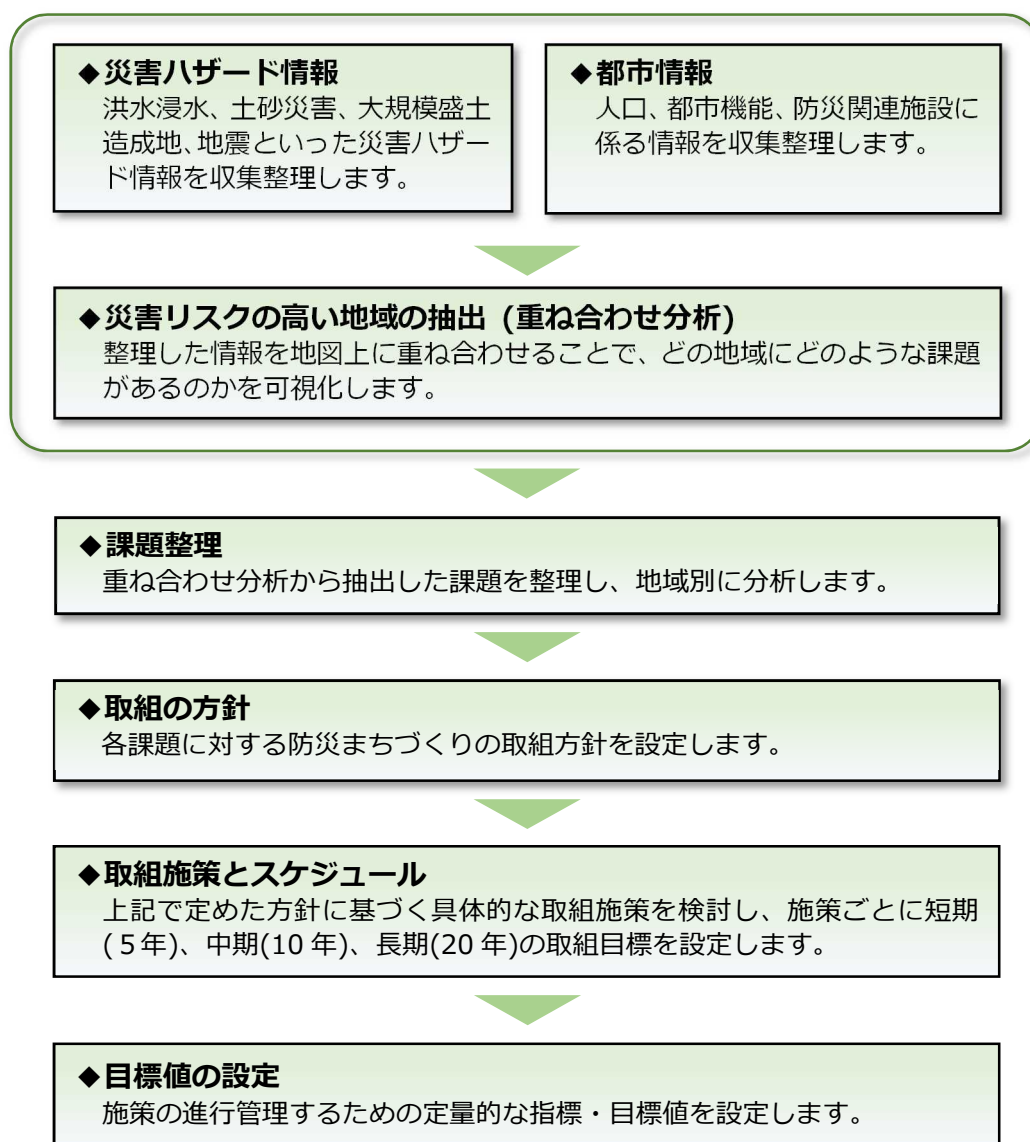


図 9.1 防災指針の検討フロー

(2) 対象とする災害ハザード情報

防災指針においては、本市で想定される災害ハザード情報を対象に分析を行います。

表 9.1 対象とする災害ハザード情報

分 類	災害ハザード情報	根拠法等
洪水 浸水	○洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模降雨) ○洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模降雨) ○浸水継続時間(想定最大規模降雨) ○家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)	水防法 水防法施行規則 洪水浸水想定区域図作成 マニュアル(第4版)
土砂 災害	○土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律
	○急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災 害の防止に関する法律
地震	○震度想定(ゆれやすさマップ)	—
	○液状化想定(液状化マップ)	—

※本市には地すべり防止区域の指定はありません(令和6年(2024年)3月末時点)。

(3) 各災害ハザード情報の定義

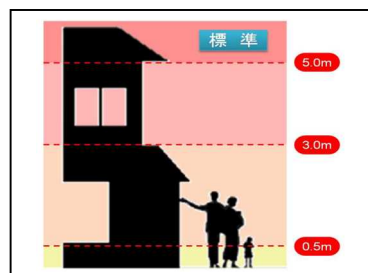
《洪水浸水想定区域について》

洪水浸水想定区域は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と浸水深を示したもので、「計画規模降雨」と「想定最大規模降雨」で想定されています。

- ・計 画 規 模 降 雨：河川整備の基本となる降雨(1/200年超過確率)
- ・想定最大規模降雨：想定し得る最大規模の降雨(1/1,000年超過確率)

(参考①) 浸水深の目安

- ・5m：一般的な家屋の2階が水没
- ・3m：一般的な家屋の2階床下に相当
- ・0.5m：一般的な家屋の1階床高に相当



(参考②) 浸水深ごとの被害指標

浸水深 3.0m以上	家屋2階の床下が浸水する水位です。平屋の家屋では垂直避難が困難となります。
浸水深 0.7m以上	家屋1階のコンセントが浸水する水位です。停電が発生するため、介護設備等の使用が困難になります。
浸水深 0.5m以上	家屋1階の床上が浸水する水位です。徒歩による移動が困難になります。
浸水深 0.3m以上	自動車の走行が困難となります。災害時要援護者※の避難が困難になります。

※災害時要援護者：高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、医療・社会福祉施設の入院患者・入所者等

資料：水害の被害指標分析の手引(平成25年(2013年)試行版 国土交通省)

洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)(平成27年(2015年) 国土交通省)

《浸水継続時間について》

浸水継続時間は、想定最大規模降雨時に浸水深 0.5mに達してから、その浸水深を下回るまでの時間を示したものです。

（参考①）浸水継続時間が3日以上の場合

- ・ 3日以上孤立すると飲料水や食料等が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生ずる恐れがあります。

（参考②）洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模降雨)と浸水継続時間のデータについて

- ・ 奈良県が指定・公表している洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模降雨)と浸水継続時間(想定最大規模降雨)のデータは、メッシュスケールが異なるため、洪水浸水想定区域と浸水継続時間の区域の範囲は一致しません。

資料：水害の被害指標分析の手引(平成 25 年(2013 年)試行版 国土交通省)

《家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)について》

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)は、想定最大規模降雨による洪水時に、堤防が侵食され、その背後にある家屋が流失・倒壊することが想定される区域です。

（参考）家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)における被害指標

この区域では家屋の基礎を支える地盤が流失し、侵食範囲にある家屋は、家屋本体の構造に依らず倒壊・流出の危険があるため、屋内での退避(垂直避難)ではなく、立退き避難(水平避難)が求められます。

資料：国土交通省 HP

《土砂災害(特別)警戒区域等について》

土砂災害については「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されるほか、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により急傾斜地崩壊危険区域が指定されます。

土砂災害警戒区域は、がけ崩れや土石流等により住民等の生命・身体に危害が生ずる恐れのある区域であり、いわゆるイエローゾーンと呼ばれます。土砂災害特別警戒区域は、その内でも建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れのある区域であり、いわゆるレッドゾーンと呼ばれます。

急傾斜地崩壊危険区域は、崩壊する恐れのある急傾斜地であり、その崩壊が助長され、又は誘発される恐れがないようにするため、一定の行為が禁止若しくは制限される区域です。

資料：立地適正化計画作成の手引き(令和 5 年(2023 年)11 月改訂版 国土交通省)
香芝市総合防災マップ(令和 5 年度(2023 年度)改訂版)

9.2 災害リスクの高い地域の抽出

(1) 重ね合わせ分析の視点

災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせ分析により、災害リスクの高い地域や箇所の課題の抽出を行います。

災害ハザード情報	都 市 情 報
【洪水浸水】 ①洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模降雨) ②洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模降雨) ③浸水継続時間(想定最大規模降雨) ④家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)	1)人口密度 2)都市機能(要配慮者の利用する施設) 3)指定緊急避難場所(洪水)及びその徒歩圏域 4)緊急輸送道路・アンダーパス
【土砂災害】 ①土砂災害(特別)警戒区域 (急傾斜地の崩壊、土石流) ②急傾斜地崩壊危険区域	1)人口密度 2)都市機能(要配慮者の利用する施設) 3)指定緊急避難場所(崖崩れ・土石流・地滑り)及びその徒歩圏域 4)緊急輸送道路
【地 震】 ①震度想定(ゆれやすさマップ) ②液状化想定(液状化マップ)	1)人口密度 2)都市機能(要配慮者の利用する施設) 3)指定緊急避難場所(地震)及びその徒歩圏域 4)緊急輸送道路



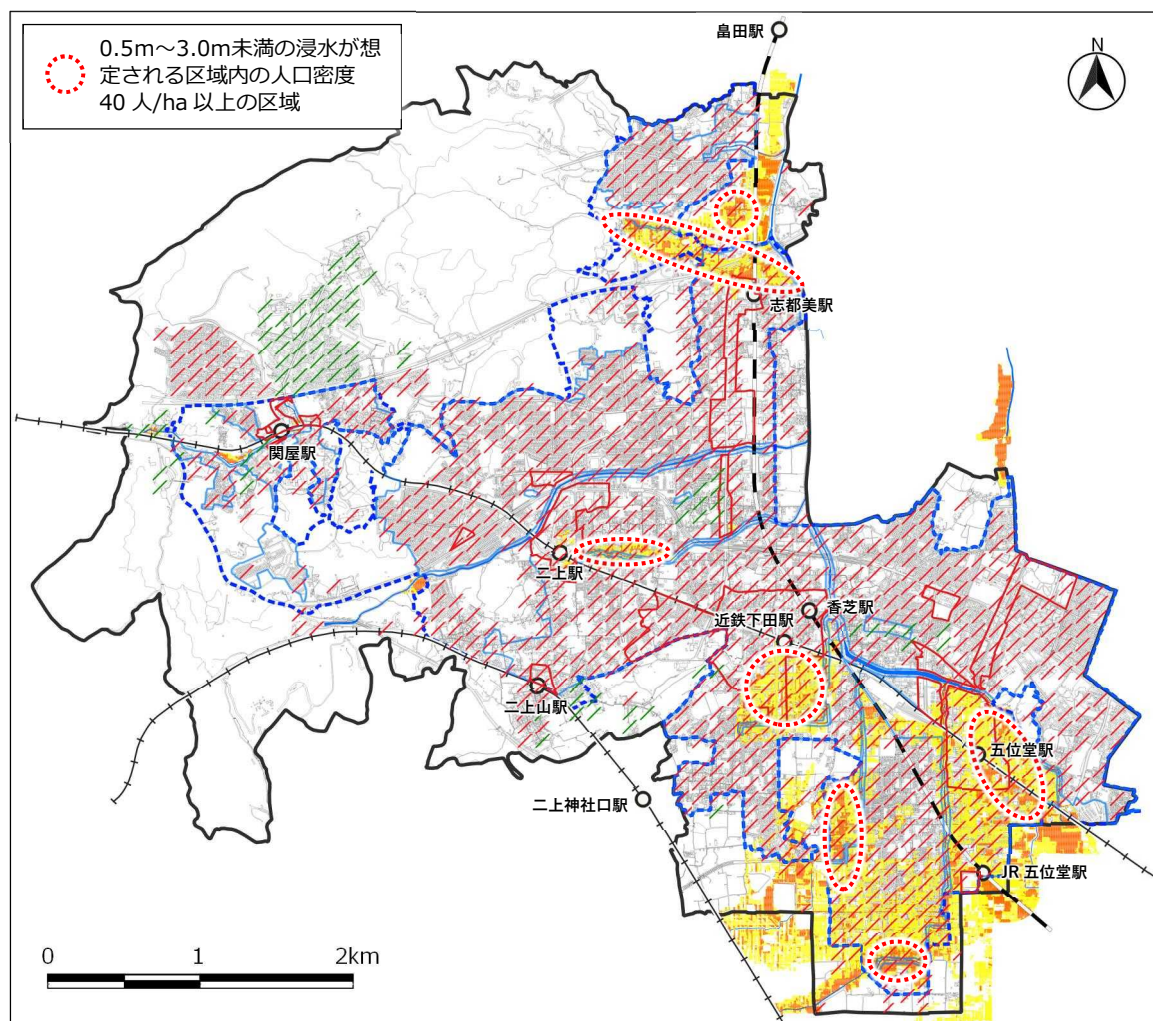
分析の視点(洪水浸水・土砂災害・地震)
✓ 人口密度が高い区域に被災の恐れはないか ✓ 要配慮者の利用する施設の継続利用が困難となる恐れはないか ✓ 指定緊急避難場所への移動や施設利用が困難となる恐れはないか ✓ 緊急輸送道路の継続利用が困難となる区間はないか ✓ 危険なアンダーパスはないか

(2) 洪水浸水×都市情報

①洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模降雨)×都市情報

1)洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模降雨)×人口密度

0.5m～3.0m未満の浸水が想定される区域内の人口密度 40 人/ha 以上の区域（図中の表示等）がみられます。これらの区域については、建物 1 階の床上浸水が懸念されるため、屋内安全確保(垂直避難等)の対策が必要です。また、立退き避難が必要な場合は、自動車や徒歩による移動が困難になることが懸念されるため、洪水ハザードマップ活用の促進、水防情報の提供、避難体制の強化が必要です。



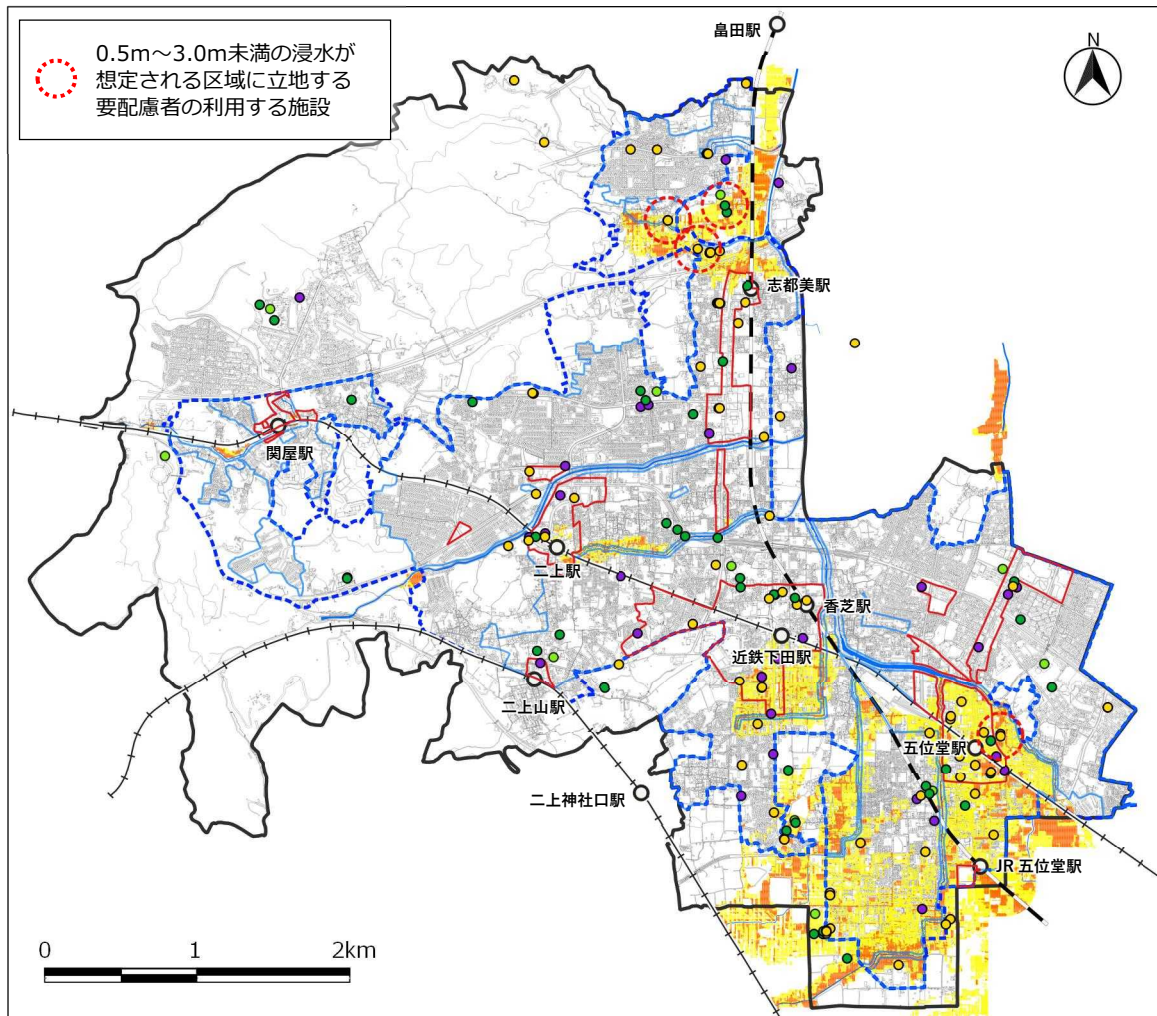
凡 例					
区域	市域		浸水深	0.5m 未満の区域	
	市街化区域			0.5m～3.0m 未満の区域	
鉄道	近畿日本鉄道		人口密度	3.0m～5.0m 未満の区域	
	JR 西日本			10-40 人/ha	
	駅			40 人/ha 以上	
河川					
居住誘導区域					
都市機能誘導区域					

資料：洪水浸水想定区域図(令和5年(2023年)5月30日 奈良県)
国勢調査(平成27年(2015年))

図 9.2 洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模降雨)×人口密度

2)洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模降雨)×都市機能(要配慮者の利用する施設)

0.5m～3.0m未満の浸水が想定される区域に、要配慮者の利用する施設が5か所(福祉施設4か所、子育て支援施設1か所)立地しています。これらの施設は、建物1階の床上浸水による継続利用が困難になることが懸念されるため、要配慮者の特性に応じた避難体制の強化が必要です。また、施設周辺においては自動車や徒歩による移動が困難になることが懸念されるため、屋内安全確保(垂直避難等)の対策や洪水ハザードマップ活用の促進、水防情報の提供等が必要です。



凡 例					
区域	市域		浸水深	0.5m 未満の区域	
	市街化区域			0.5m～3.0m 未満の区域	
鉄道	近畿日本鉄道			要配慮者の 利用 する施設	3.0m～5.0m 未満の区域
	JR 西日本		福祉施設		
	駅		子育て支援施設		
河川		医療施設			
居住誘導区域		教育施設			
都市機能誘導区域					

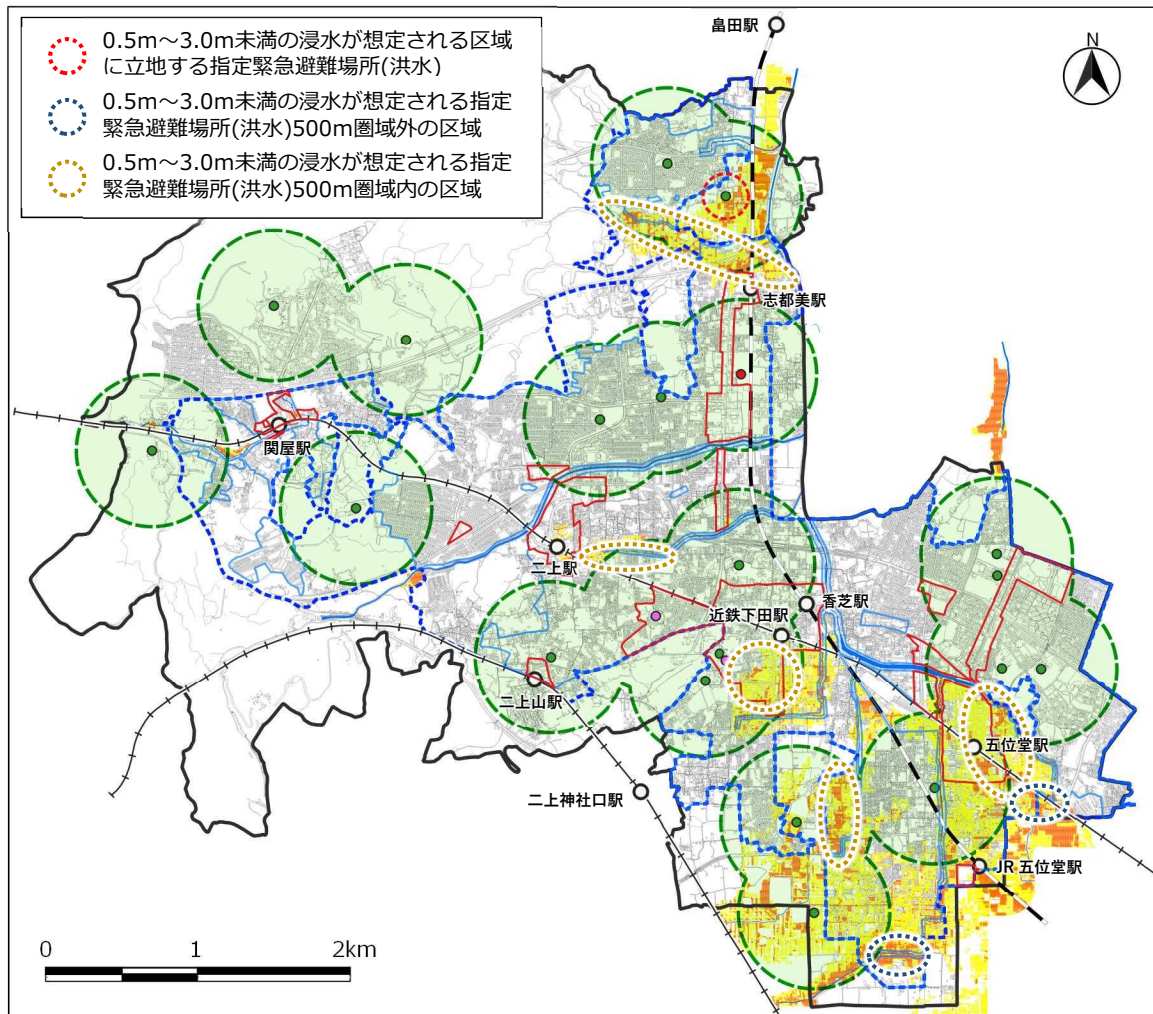
資料：洪水浸水想定区域図(令和5年(2023年)5月30日 奈良県)

図 9.3 洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模降雨)×都市機能(要配慮者の利用する施設)

3)洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模降雨)×指定緊急避難場所(洪水)及びその徒歩圏域

0.5m～3.0m未満の浸水が想定される区域に、指定緊急避難場所(洪水)となっている施設が1か所立地しています。この施設は建物1階の床上浸水により避難所としての継続利用が困難になる可能性があるため、状況により2階以上への避難を行う必要があります。

指定緊急避難場所(洪水)から500mの徒歩圏外における0.5m～3.0m未満の浸水想定区域については、立退き避難を行う場合、早めの避難開始の必要性を周知する必要があります。また、徒歩圏内における0.5m～3.0m未満の浸水想定区域については、徒歩や自動車による移動が困難になることが懸念されるため、屋内安全確保(垂直避難等)、洪水ハザードマップ活用の促進、水防情報の提供、避難体制の強化が必要です。



凡 例					
区域	市域		浸水深	0.5m 未満の区域	
	市街化区域			0.5m～3.0m 未満の区域	
鉄道	近畿日本鉄道			3.0m～5.0m 未満の区域	
	JR 西日本		避難施設	指定緊急避難場所かつ指定一般避難所	
	駅			指定緊急避難場所かつ指定福祉避難所	
河川				指定緊急避難場所	
居住誘導区域			圏域	避難施設 500m圏域	
都市機能誘導区域					

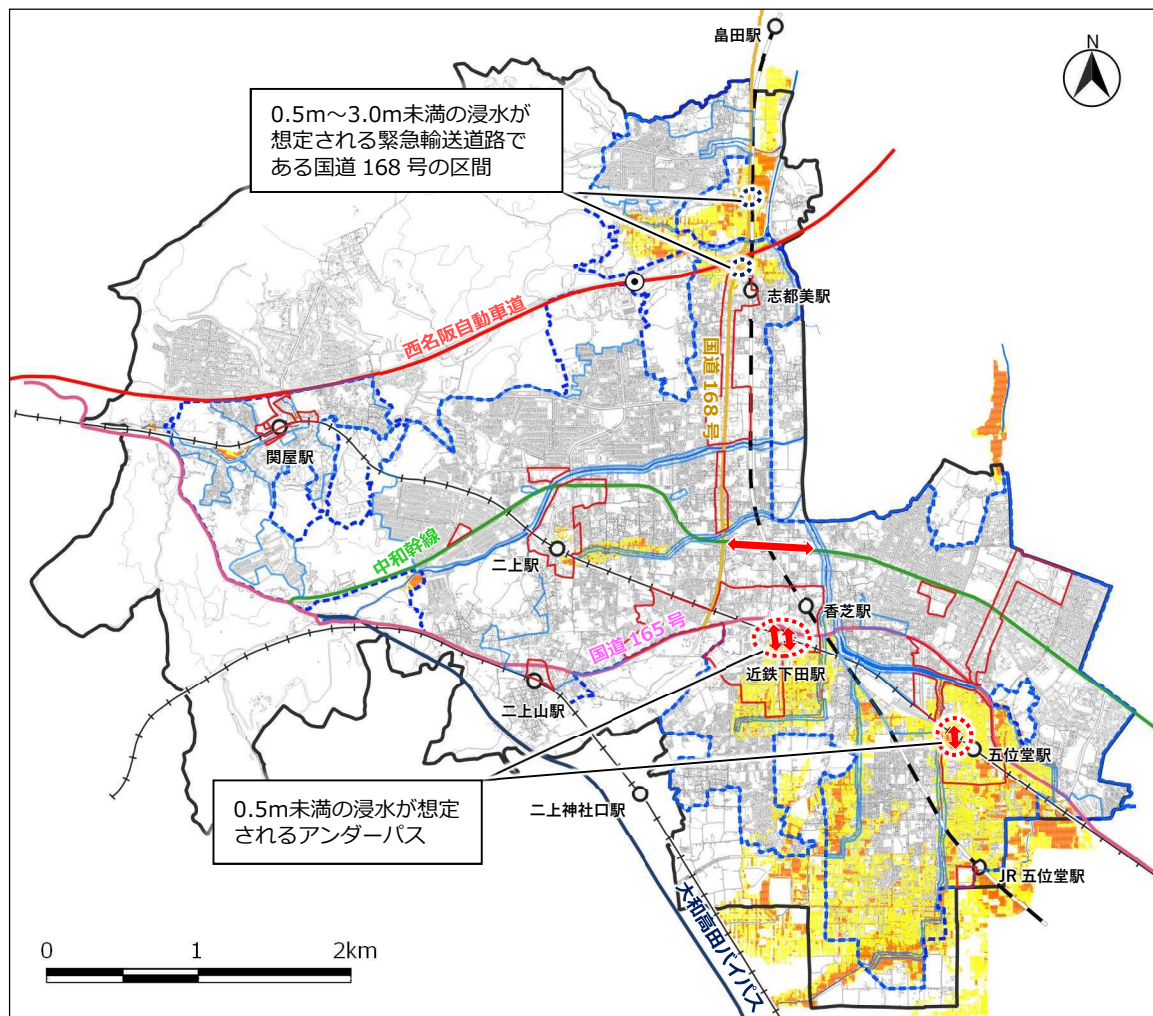
資料：洪水浸水想定区域図(令和5年(2023年)5月30日 奈良県)
香芝市総合防災マップ(令和5年度(2023年度)改訂版)

図 9.4 洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模降雨)×指定緊急避難場所(洪水)及びその徒歩圏域

4)洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模降雨)×緊急輸送道路・アンダーパス

0.5m～3.0m未満の浸水が想定される区域に、奈良県が緊急輸送道路として指定している国道168号の一部区間が含まれます。当該区間では、浸水時において自動車の走行が困難になり緊急輸送道路として分断されることが懸念されるため、迂回路の検討等、県との連携による対策が必要です。

市内4か所のアンダーパスのうち、近鉄下田駅及び五位堂駅付近の3か所の地下通路周辺部においては、0.5m未満の浸水が想定されており、地下通路という構造からも歩行者への危険性が懸念されるため、水防情報の提供や進入規制等による安全対策が必要です。



凡 例					
区域	市域		浸水深	0.5m 未満の区域	
	市街化区域			0.5m～3.0m 未満の区域	
鉄道	近畿日本鉄道			3.0m～5.0m 未満の区域	
	JR 西日本		緊急輸送道路	IC	
	駅			西名阪自動車道	
				国道 165 号	
河川				国道 168 号	
居住誘導区域				国道 大和高田バイパス	
都市機能誘導区域				県道 中和幹線	
			アンダーパス		

資料：洪水浸水想定区域図

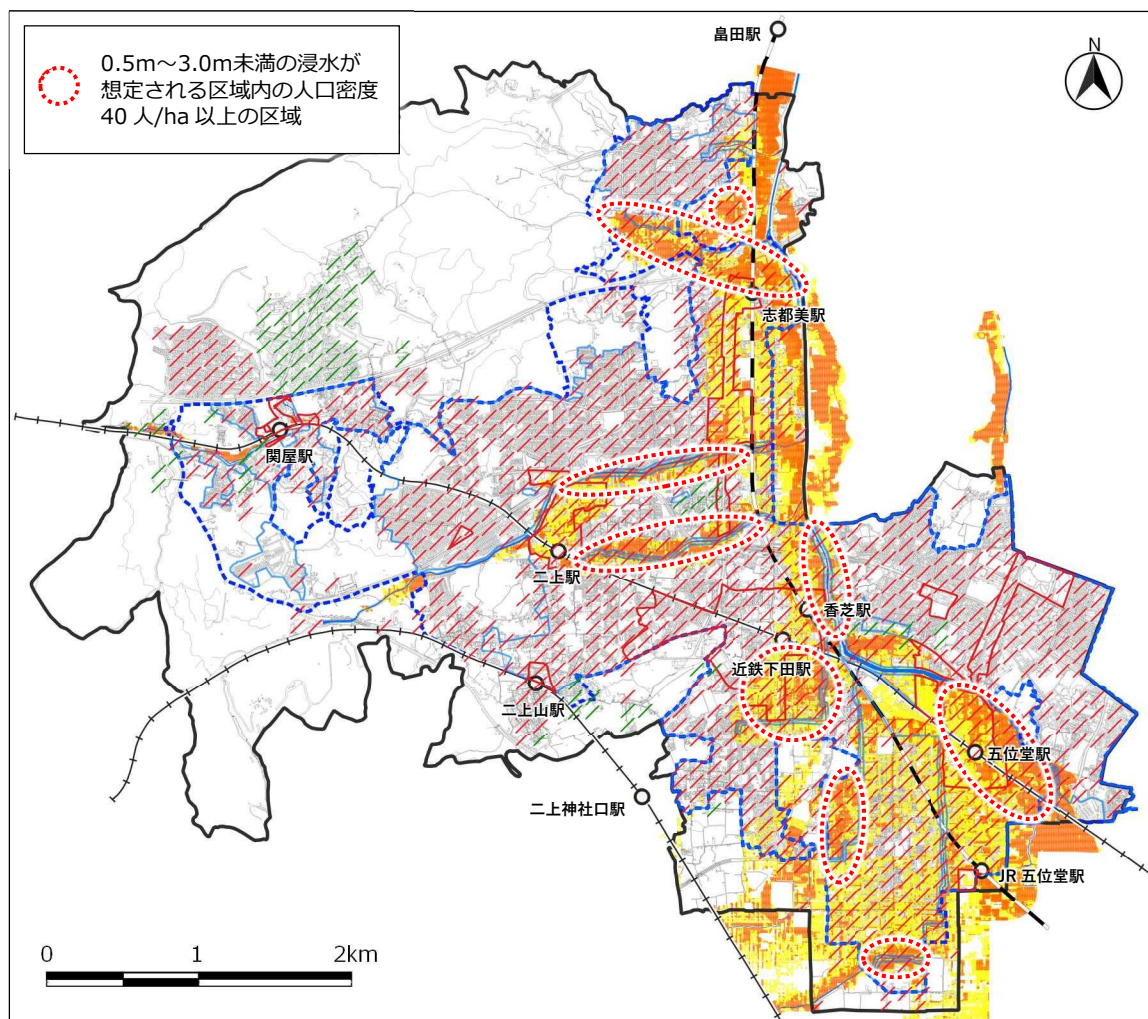
(令和5年(2023年)5月30日 奈良県)

図 9.5 洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模降雨)×緊急輸送道路・アンダーパス

②洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模降雨)×都市情報

1)洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模降雨)×人口密度

0.5m～3.0m未満の浸水が想定される区域内に、人口密度 40 人/ha 以上の区域（図中の表示等）がみられます。これらの区域については、建物 1 階の床上浸水が懸念されるため、屋内安全確保(垂直避難等)の対策が必要です。また、立退き避難が必要な場合は、自動車や徒歩による移動も困難になることが懸念されるため、洪水ハザードマップ活用の促進、水防情報の提供、避難体制の強化が必要です。



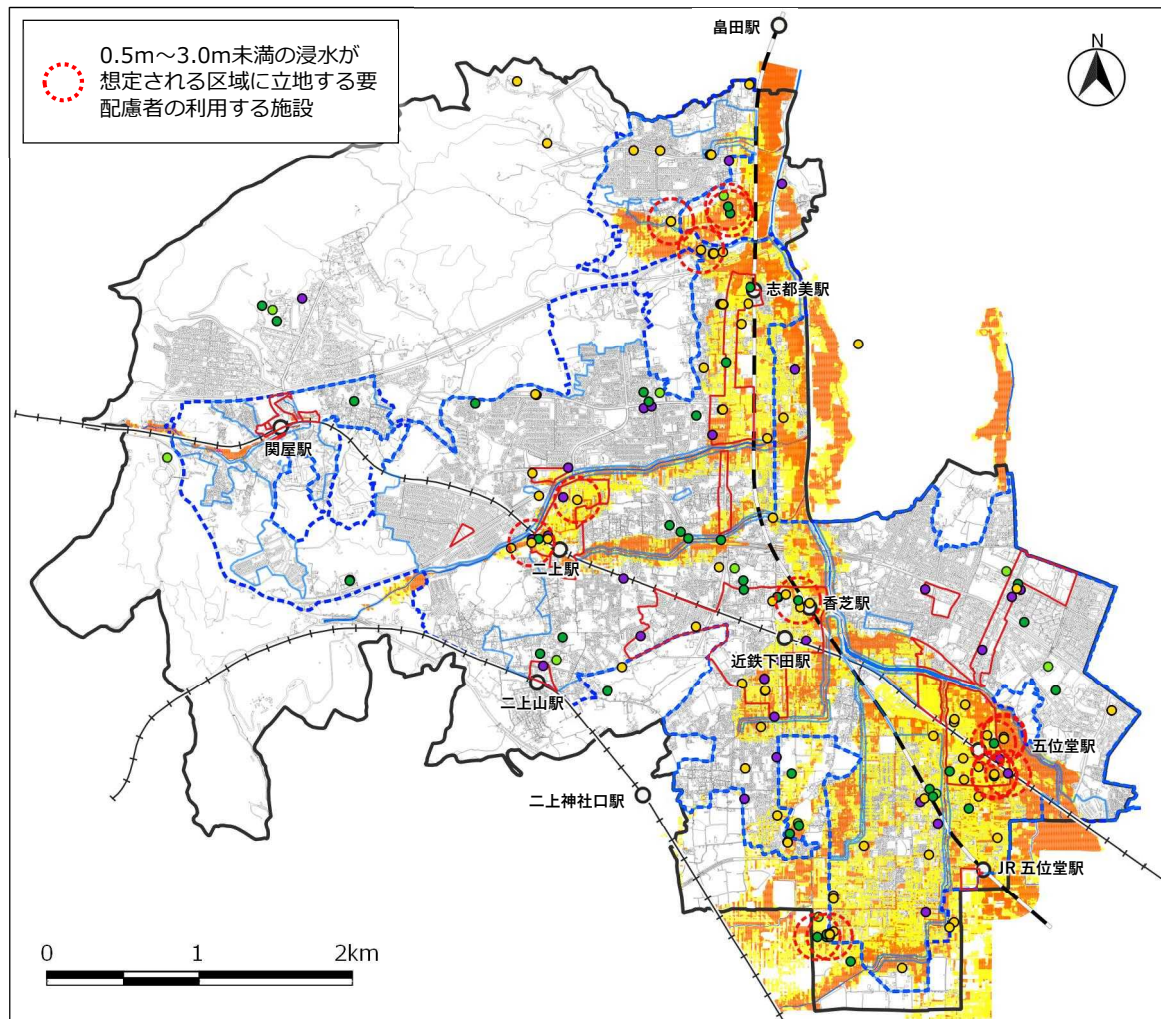
		凡 例			
区域	市域		浸水深	0.5m 未満の区域	
	市街化区域			0.5m～3.0m 未満の区域	
鉄道	近畿日本鉄道		人口密度	3.0m～5.0m 未満の区域	
	JR 西日本			10-40 人/ha	
	駅			40 人/ha 以上	
河川					
居住誘導区域					
都市機能誘導区域					

資料：洪水浸水想定区域図(令和 5 年(2023 年) 5 月 30 日 奈良県)
国勢調査(平成 27 年(2015 年))

図 9.6 洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模降雨)×人口密度

2)洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模降雨)×都市機能(要配慮者の利用する施設)

0.5m～3.0m未満の浸水が想定される区域に、要配慮者の利用する施設が16か所(医療施設1か所、福祉施設9か所、子育て支援施設6か所)立地しています。これらの施設は、建物1階の床上浸水が懸念されるため、要配慮者の特性に応じた避難体制の強化が必要です。また、施設周辺においては自動車や徒歩による移動が困難になることが懸念されるため、屋内安全確保(垂直避難等)の対策や洪水ハザードマップ活用の促進、水防情報の提供等が必要です。



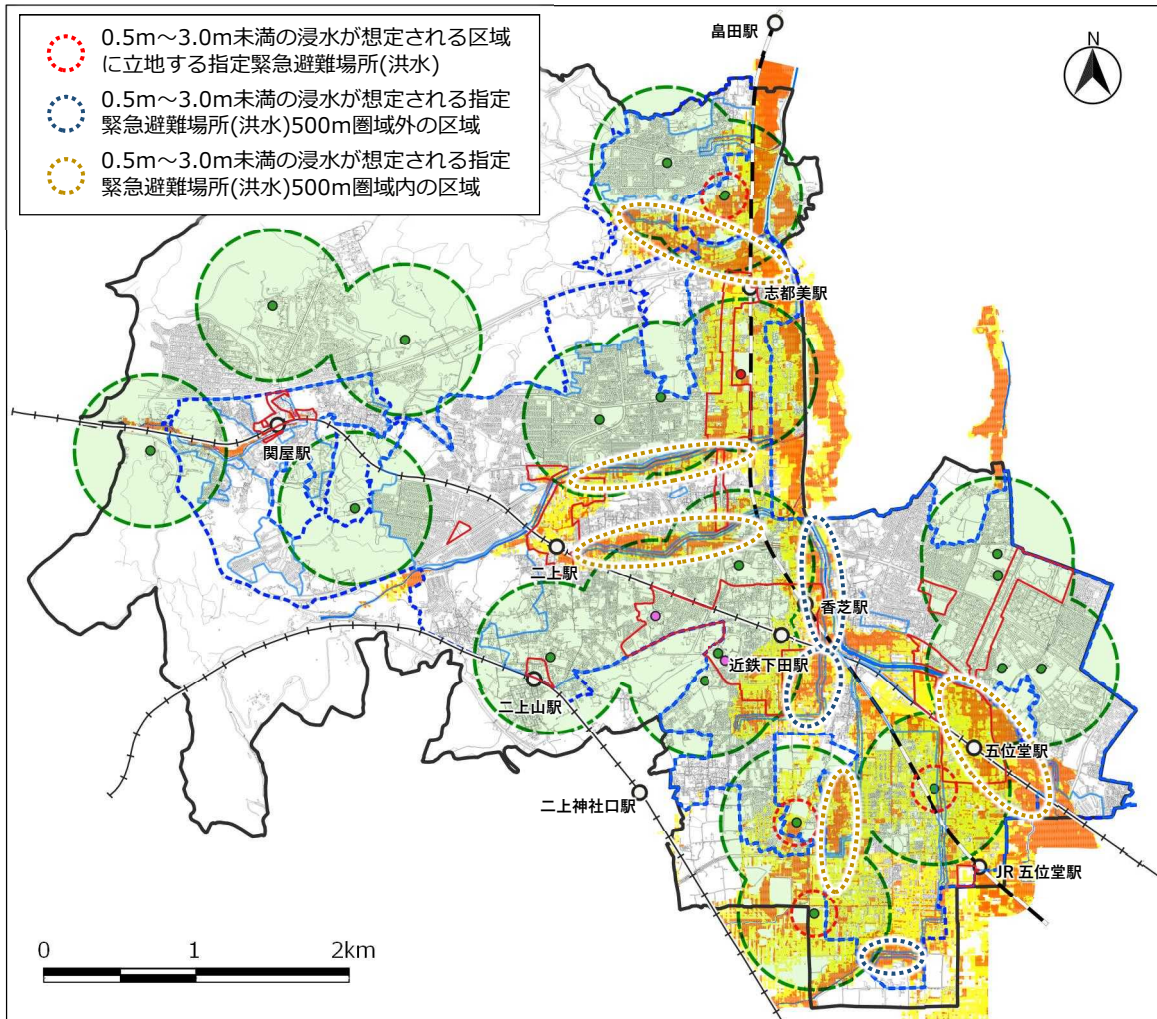
資料：洪水浸水想定区域図(令和5年(2023年)5月30日 奈良県)

図 9.7 洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模降雨)×都市機能(要配慮者の利用する施設)

3)洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模降雨)×指定緊急避難場所(洪水)及びその徒歩圏域

0.5m～3.0m未満の浸水が想定される区域に、指定緊急避難場所(洪水)となっている施設が4か所立地しています。これらの施設は建物1階の床上浸水により避難所としての継続利用が困難になる可能性があるため、状況により2階以上への避難を行う必要があります。

また、徒歩圏内外において0.5m～3.0m未満の浸水が想定される区域がみられ、これらの区域では徒歩や自動車による移動が困難になることが懸念されるため、屋内安全確保(垂直避難等)、洪水ハザードマップ活用の促進、水防情報の提供、避難体制の強化が必要です。



		凡 例	
区域	市域		浸水深
	市街化区域		0.5m 未満の区域
鉄道	近畿日本鉄道		0.5m～3.0m 未満の区域
	JR 西日本		3.0m～5.0m 未満の区域
	駅		避難施設
			指定緊急避難場所かつ指定一般避難所
河川			指定緊急避難場所かつ指定福祉避難所
居住誘導区域			指定緊急避難場所
都市機能誘導区域			避難施設 500m圏域

資料：洪水浸水想定区域図(令和5年(2023年)5月30日 奈良県)
香芝市総合防災マップ(令和5年度(2023年度)改定版)

図 9.8 洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模降雨)×指定緊急避難場所(洪水)及びその徒歩圏域

市内4か所のアンダーパスのうち、中和幹線沿いの市道において0.5m～3.0m未満の浸水が想定されており、東西の分断や自動車の水没等の対策を講じる必要があります。また、近鉄下田駅及び五位堂駅付近の3か所の地下通路周辺部においては、0.5m未満の浸水が想定されており、地下通路という構造からも歩行者の危険性の増大が懸念されるため、水防情報の提供、進入規制等による安全対策が必要です。

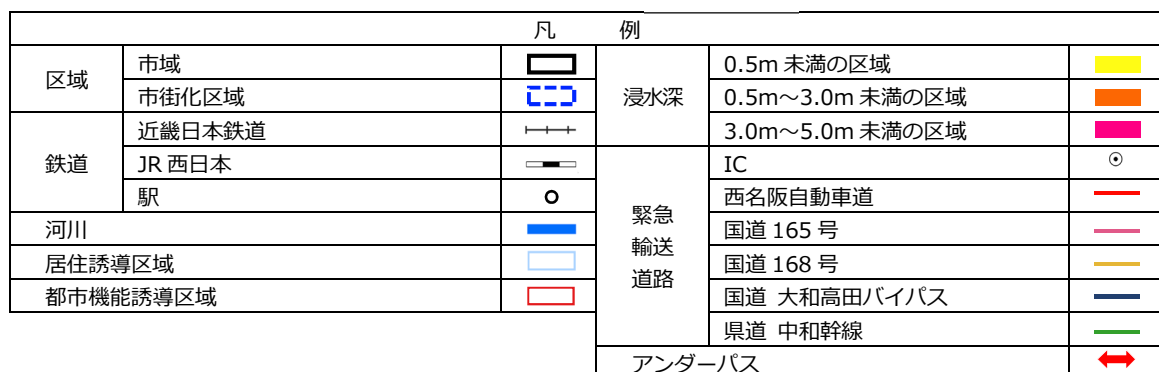
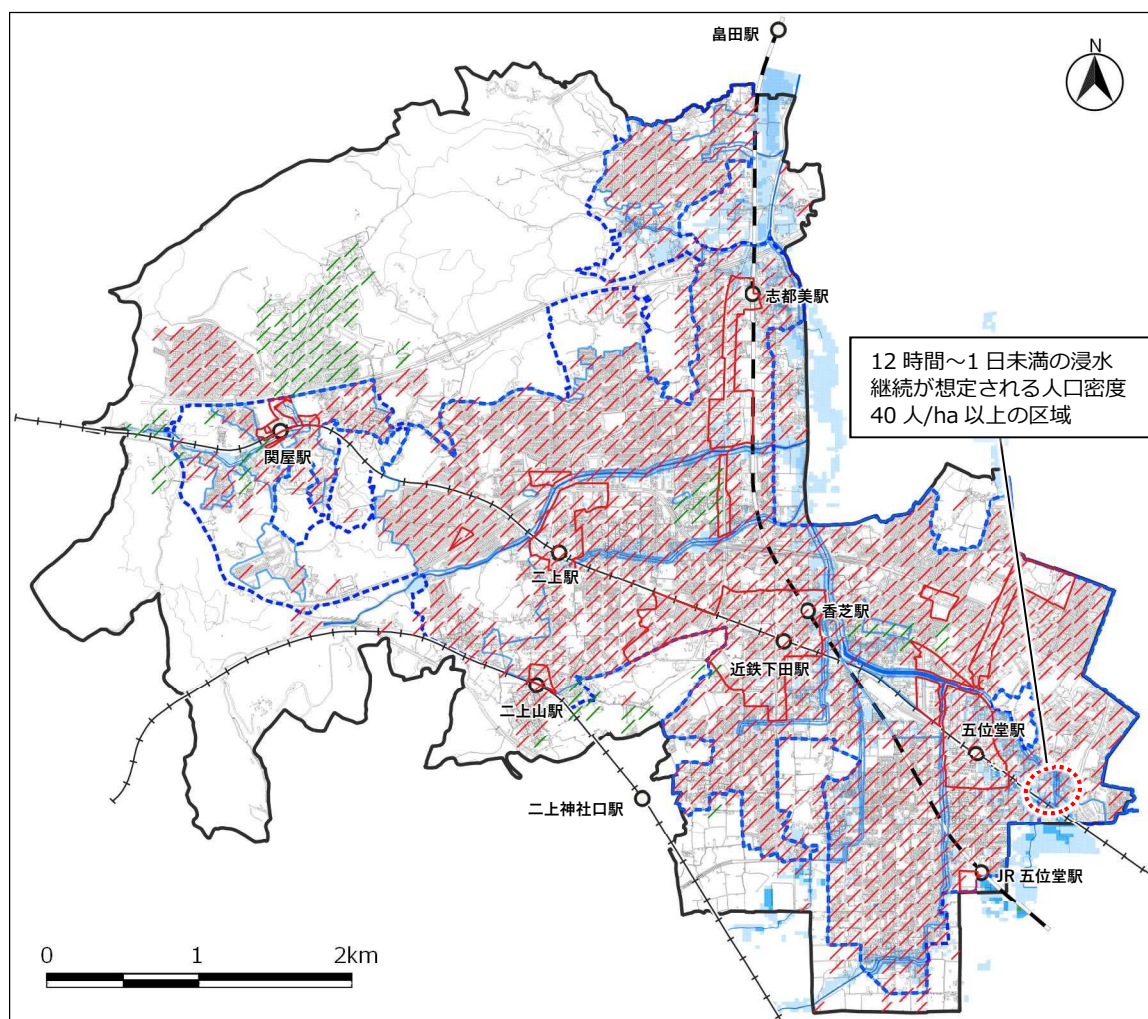


図 9.9 洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模降雨)×緊急輸送道路・アンダーパス

③浸水継続時間(想定最大規模降雨)×都市情報

1)浸水継続時間(想定最大規模降雨)×人口密度

人口密度 40 人/ha 以上の区域の大半は、想定最大規模降雨時の浸水継続時間が 12 時間未満となっています。五位堂駅南東部等で 12 時間～1 日未満の浸水が想定される区域がみられますが、長期の孤立に伴う飲料水や食料等の不足による健康障害の発生、生命の危機が生じる恐れがあるとされる 3 日以上浸水継続時間の区域はありません。



凡 例					
区域	市域		浸水継続時間	12 時間未満の区域	
	市街化区域			12 時間～1 日未満の区域	
鉄道	近畿日本鉄道		人口密度	1 日～3 日未満の区域	
	JR 西日本			10-40 人/ha	
	駅			40 人/ha 以上	
河川					
居住誘導区域					
都市機能誘導区域					

資料：洪水浸水想定区域図(令和 5 年(2023 年) 5 月 30 日 奈良県)
国勢調査(平成 27 年(2015 年))

図 9.10 浸水継続時間(想定最大規模降雨)×人口密度

浸水継続時間が 12 時間以上の区域に、要配慮者の利用する施設は立地していません。12 時間未満の区域に、要配慮者の利用する施設が 15 か所(医療施設 3 か所、福祉施設 8 か所、子育て支援施設 4 か所)立地しています。これらの施設は、浸水による一時的な機能低下が生じることが懸念されるため、要配慮者が避難するための備えが必要です。

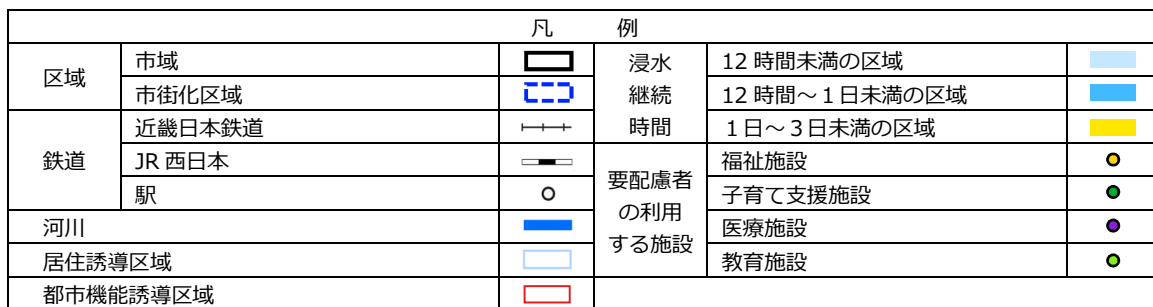
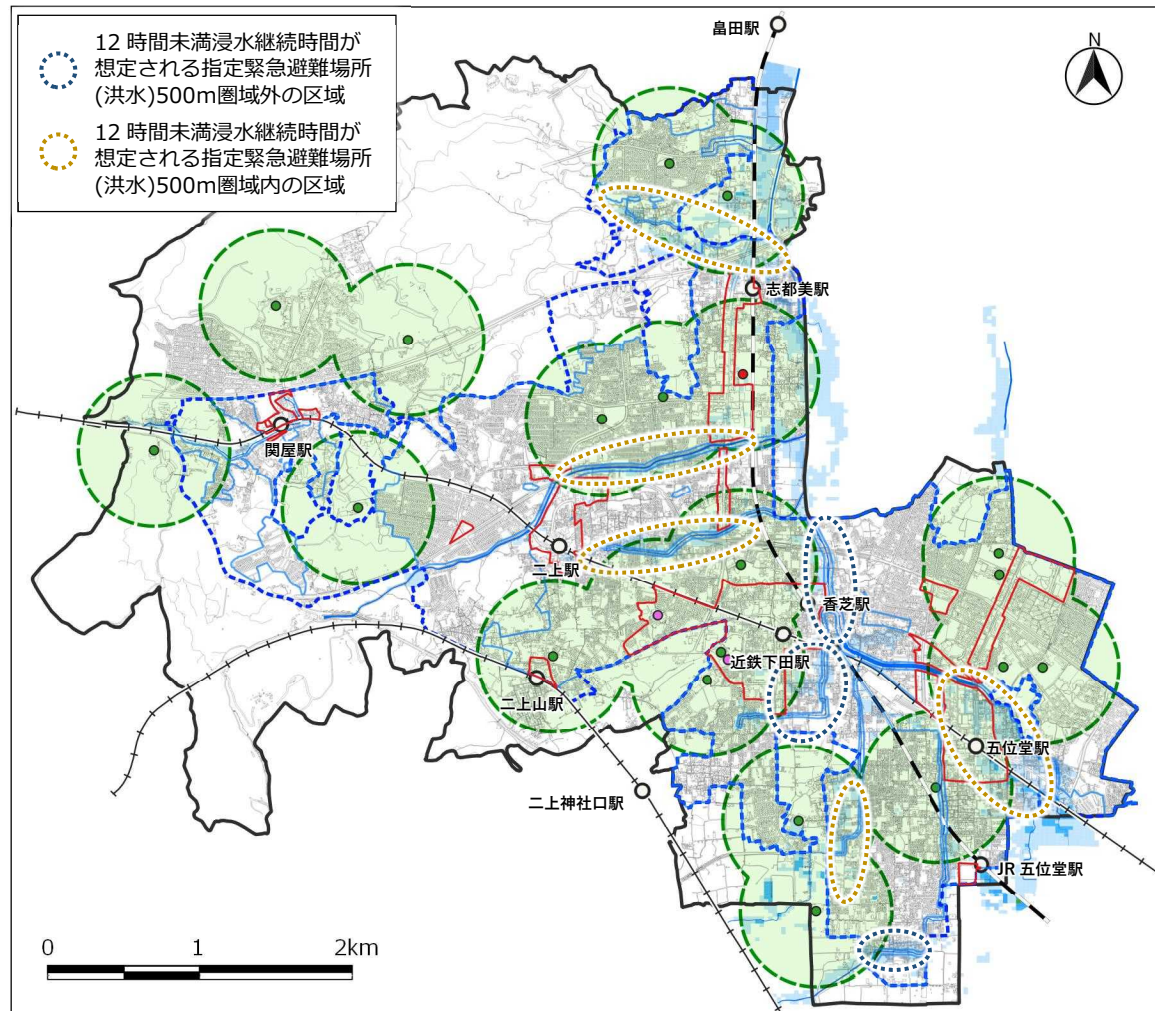


図 9.11 浸水継続時間(想定最大規模降雨)×都市機能(要配慮者の利用する施設)

3) 浸水継続時間(想定最大規模降雨)×指定緊急避難場所(洪水)及びその徒歩圏域

浸水継続時間が 12 時間以上の区域に、指定緊急避難場所(洪水)は立地していません。

浸水継続時間が 12 時間未満の区域が指定緊急避難場所から 500m 圏域内外に存在しています。これらの区域は、避難行動のための備蓄の確保や、立退き避難を行う場合は、早期の避難行動や浸水リスクの低いルートを用いる等の対策が必要です。



凡 例					
区域	市域		浸水 継続 時間	12 時間未満の区域	
	市街化区域			12 時間～1 日未満の区域	
鉄道	近畿日本鉄道			1 日～3 日未満の区域	
	JR 西日本		避難 施設	指定緊急避難場所かつ指定一般避難所	
	駅			指定緊急避難場所かつ指定福祉避難所	
河川				指定緊急避難場所	
居住誘導区域			圏域	避難施設 500m 圏域	
都市機能誘導区域					

資料：洪水浸水想定区域図(令和 5 年(2023 年) 5 月 30 日 奈良県)

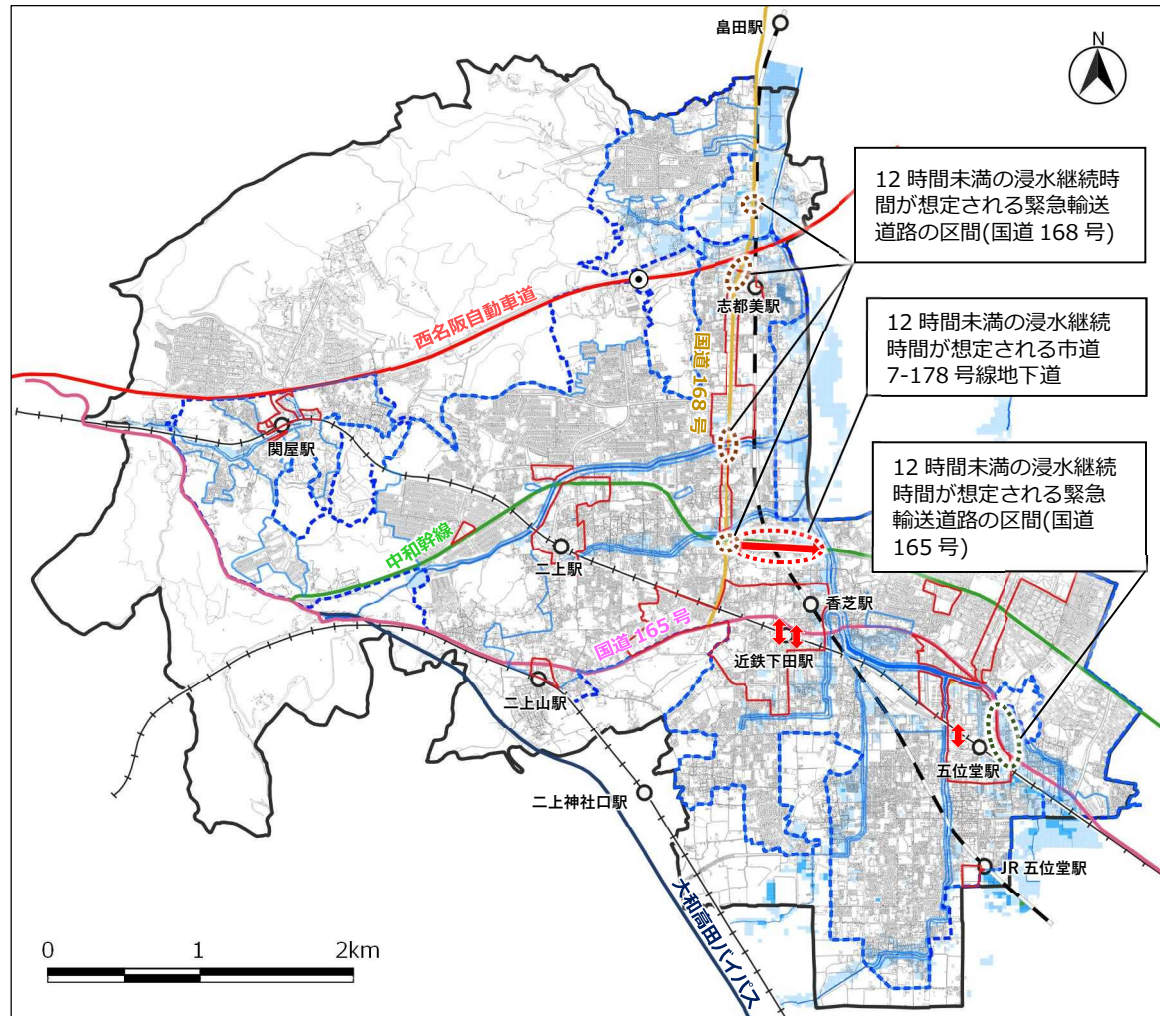
図 9.12 浸水継続時間(想定最大規模降雨)×指定緊急避難場所(洪水)及びその徒歩圏域

4) 浸水継続時間(想定最大規模降雨)×緊急輸送道路・アンダーパス

浸水継続時間が 12 時間以上の区域に、緊急輸送道路・アンダーパスは含まれません。

緊急輸送道路である国道 168 号の 4 区間及び国道 165 号の五位堂東部区間において、12 時間未満の浸水が想定されています。当該区間では、県との連携による対策が必要です。

中和幹線沿いの市道のアンダーパスにおいて、12 時間未満の浸水が想定されており、一定期間(半日程度)の災害リスクの回避対策が必要です。



凡 例					
区域	市域		浸水 継続 時間	12 時間未満の区域	
	市街化区域			12 時間～1 日未満の区域	
鉄道	近畿日本鉄道		緊急 輸送 道路	1 日～3 日未満の区域	
	JR 西日本			IC	
	駅			西名阪自動車道	
河川		国道 165 号			
居住誘導区域		国道 168 号			
都市機能誘導区域		国道 大和高田バイパス			
		県道 中和幹線			
			アンダーパス		

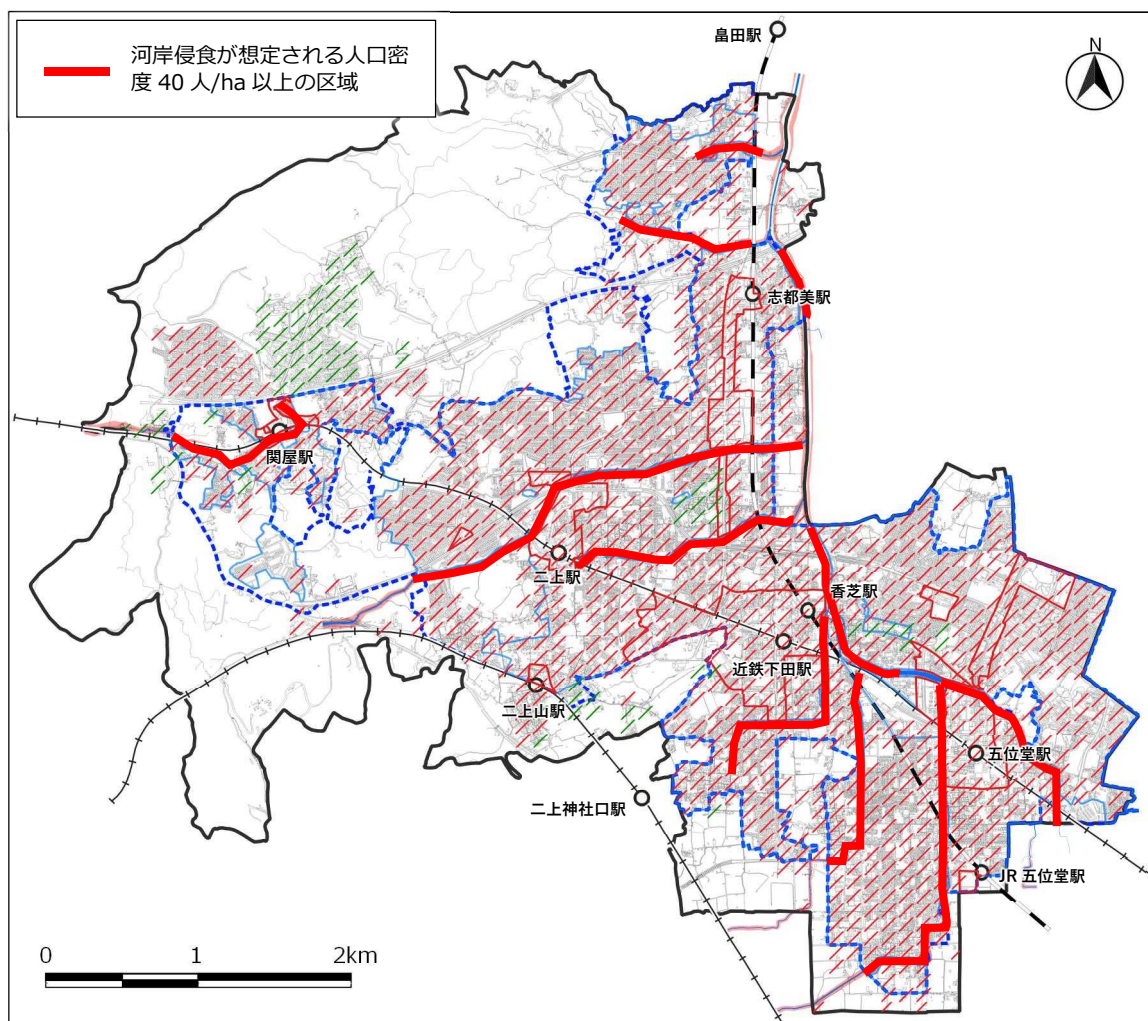
資料：洪水浸水想定区域図(令和 5 年(2023 年) 5 月 30 日 奈良県)

図 9.13 浸水継続時間(想定最大規模降雨)×緊急輸送道路・アンダーパス

④家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)×都市情報

1)家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)×人口密度

河岸侵食が想定される区域において、人口密度 40 人/ha 以上の区域が各河川の周辺で見られます。これらの区域では、建物の構造に関わらず倒壊・流出が懸念され、垂直避難ではリスク回避が困難であることから、早い段階からの警戒・避難体制の強化等が必要であるとともに、移転促進等の対策が必要です。



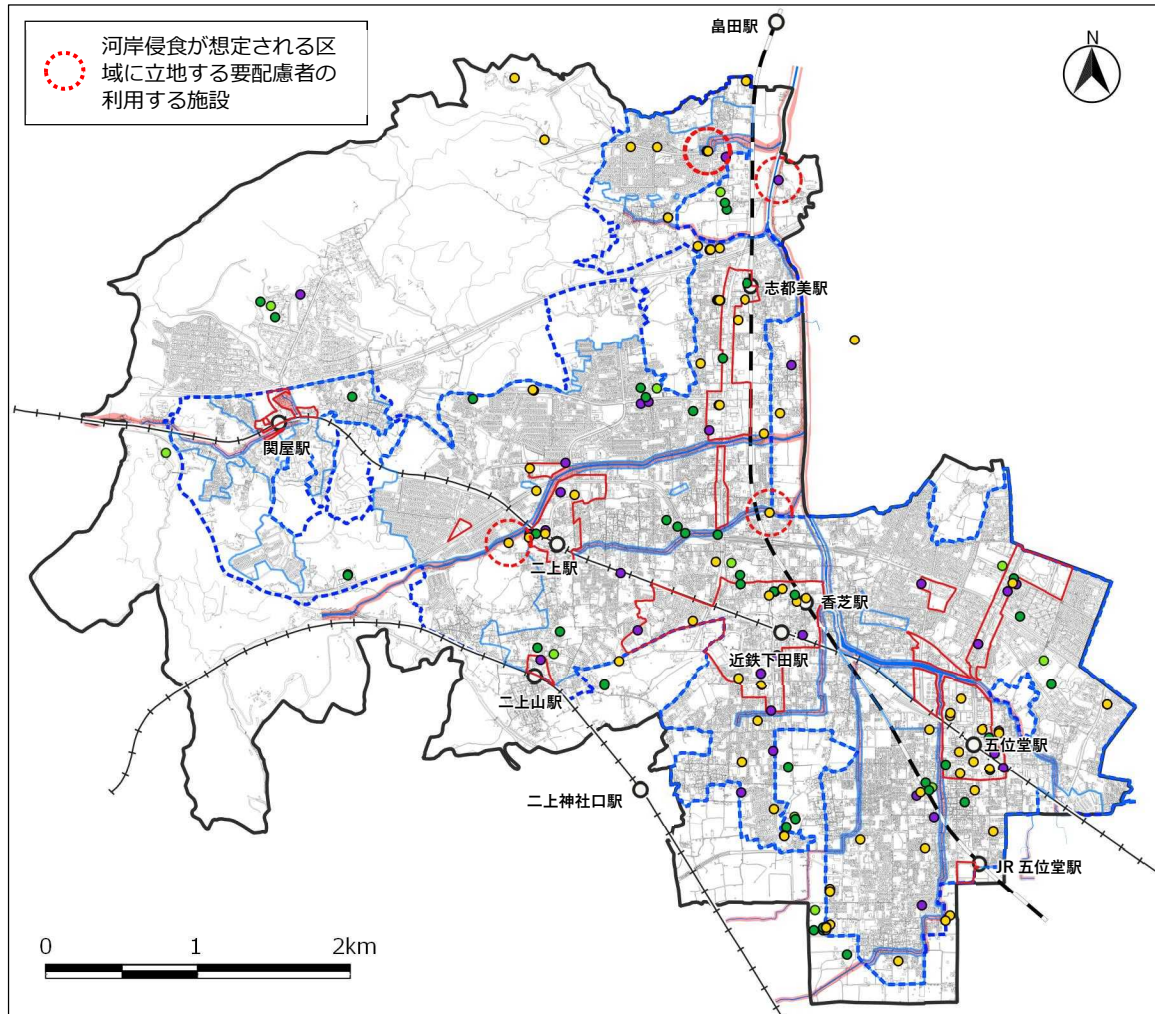
		凡 例		
区域	市域		家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)	
	市街化区域			
鉄道	近畿日本鉄道		人口密度	10-40 人/ha
	JR 西日本			40 人/ha 以上
	駅			
河川				
居住誘導区域				
都市機能誘導区域				

資料：洪水浸水想定区域図(令和 5 年(2023 年) 5 月 30 日 奈良県)
国勢調査(平成 27 年(2015 年))

図 9.14 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)×人口密度

2)家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)×都市機能(要配慮者の利用する施設)

河岸侵食が想定される区域に要配慮者の利用する施設が7か所(医療施設1か所、福祉施設6か所)立地しています。これらの施設は、建物の構造に関わらず倒壊・流出が懸念され、垂直避難ではリスク回避が困難であることから、早い段階からの警戒・避難体制の強化等が必要であるとともに、移転促進等の対策が必要です。



		凡 例	
区域	市域		家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
	市街化区域		
鉄道	近畿日本鉄道		要配慮者の利用する施設
	JR 西日本		
	駅		
河川			
居住誘導区域			
都市機能誘導区域			
			福祉施設
			子育て支援施設
			医療施設
			教育施設

資料：洪水浸水想定区域図(令和5年(2023年)5月30日 奈良県)

図 9.15 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)×都市機能(要配慮者の利用する施設)

河岸侵食が想定される区域に、指定緊急避難場所(洪水)は立地していません。

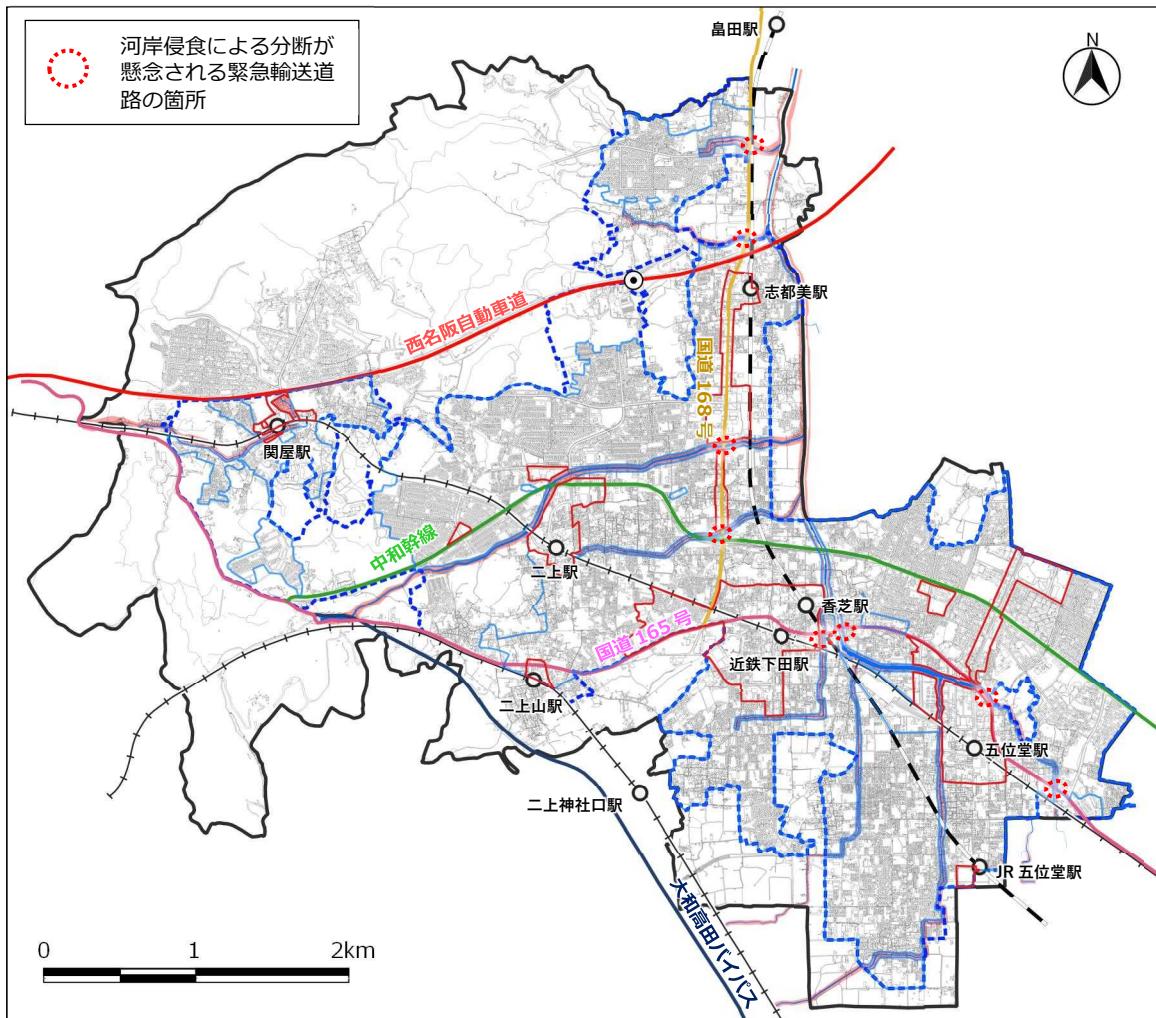
しかしながら、河岸侵食に伴う橋梁の流出等による避難ルートの分断や避難が困難となり孤立するエリアの発生等が懸念されるため、河岸侵食の発生等を踏まえた避難対策が必要です。



図 9.16 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)×指定緊急避難場所(洪水)及びその徒歩圏域

4)家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)×緊急輸送道路

河岸侵食が想定される区域を、国道 165 号や国道 168 号が通過しています。これらの箇所では河岸侵食が発生した場合、橋梁の流出等による長期的な緊急輸送ネットワークの分断により、災害復旧活動に大きな支障をきたすことが懸念されるため、県との連携による対策が必要です。



		凡 例	
区域	市域		家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
	市街化区域		
鉄道	近畿日本鉄道		緊急輸送道路
	JR 西日本		
	駅		
河川			
居住誘導区域			
都市機能誘導区域			
			IC
			西名阪自動車道
			国道 165 号
			国道 168 号
			国道 大和高田バイパス
			県道 中和幹線

資料：洪水浸水想定区域図(令和 5 年(2023 年) 5 月 30 日 奈良県)
香芝市総合防災マップ(令和 5 年度(2023 年度)改定版)

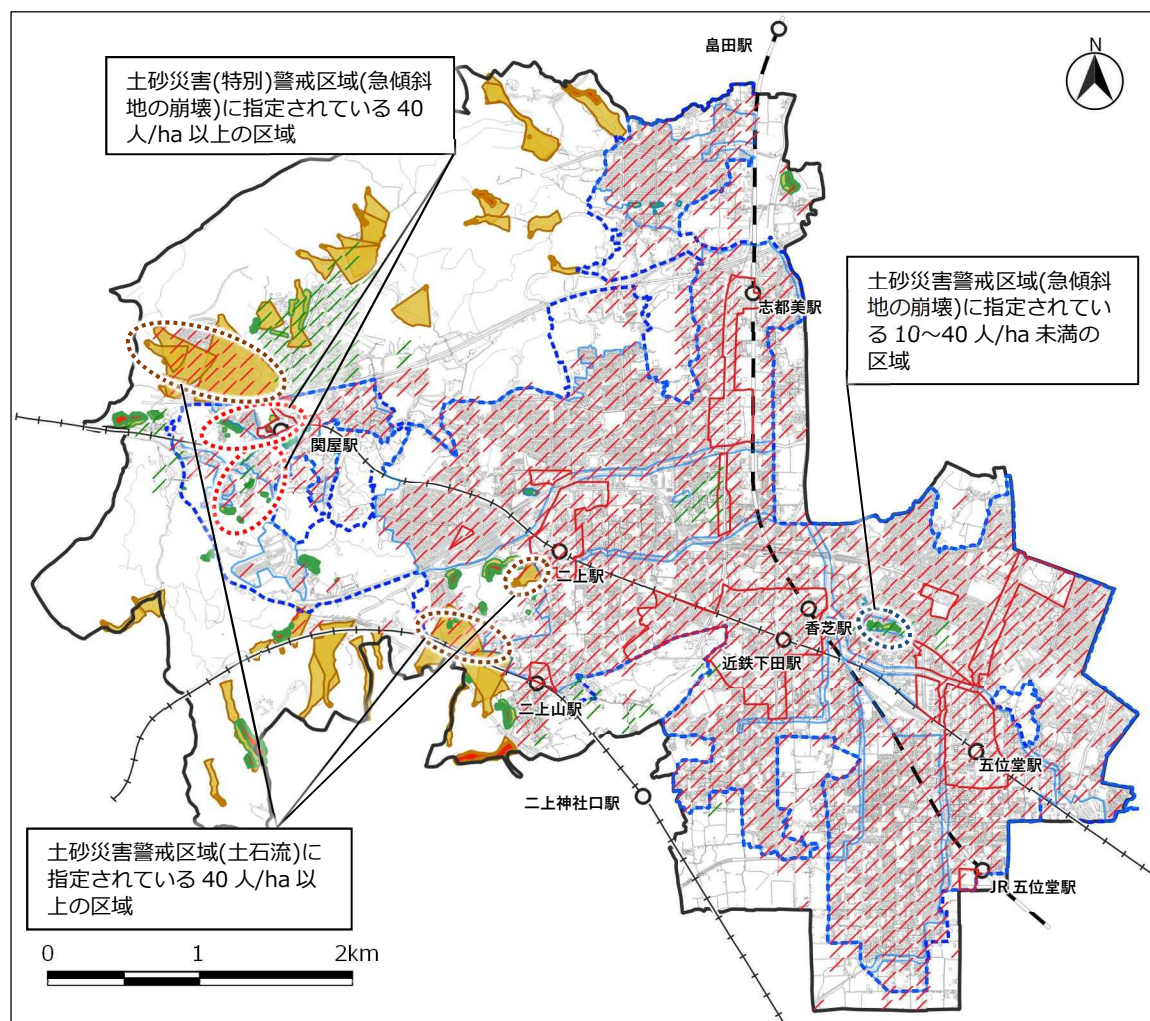
図 9.17 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)×緊急輸送道路

(3) 土砂災害×都市情報

①土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流)×都市情報

1)土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流)×人口密度

土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)が、香芝駅東部の人口密度 10～40 人/ha 未満の区域に指定されています。また、土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地の崩壊)が、関屋駅周辺の人口密度 40 人/ha 以上の区域に指定されています。さらに、土砂災害警戒区域(土石流)が、二上山駅西部や関屋駅北部、二上山駅北西部の人口密度 40 人/ha 以上の区域に指定されています。これらの区域では、住民の生命又は身体に危害(又は著しい危害)が生ずる恐れがあるため、移転促進等の対策とともに、土砂災害情報の周知、早い段階からの警戒・避難体制の強化が必要です。



凡 例					
区域	市域		土砂 災害	土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)	
	市街化区域			土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)	
鉄道	近畿日本鉄道			土砂災害特別警戒区域(土石流)	
	JR 西日本			土砂災害警戒区域(土石流)	
	駅			人口	10-40 人/ha
居住誘導区域			密度	40 人/ha 以上	
都市機能誘導区域					

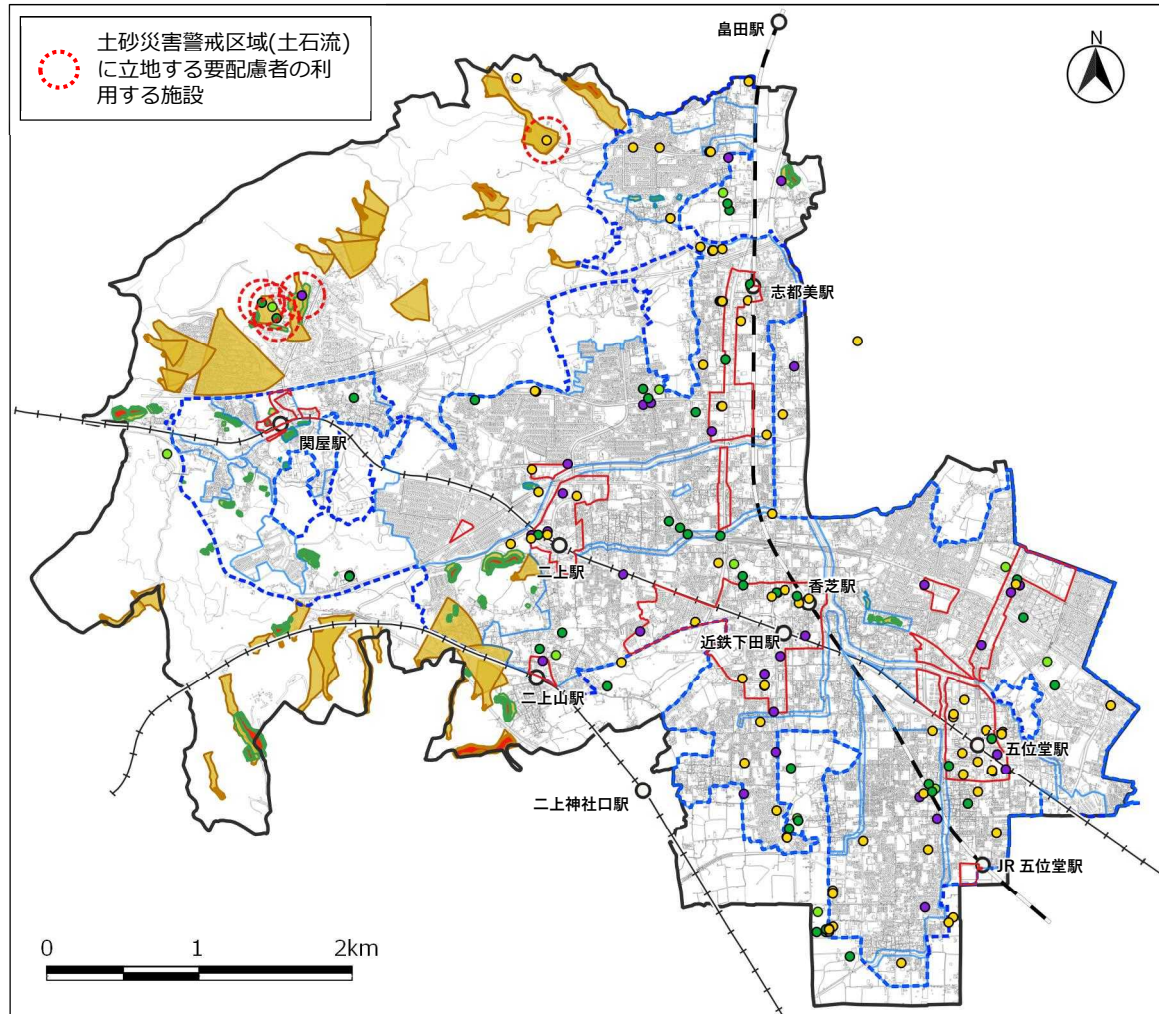
資料：土砂災害・防災情報システム(令和3年(2021年) 奈良県)
国勢調査(平成27年(2015年))

図 9.18 土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流)×人口密度

2)土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流)×都市機能(要配慮者の利用する施設)

土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流)に要配慮者の利用する施設は立地していません。土砂災害警戒区域(土石流)に要配慮者の利用する施設が北部の市街化調整区域に5か所(医療施設1か所、福祉施設1か所、教育施設1か所、子育て支援施設2か所)立地しています。

これらの施設では、住民の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあります。そのため、移転促進等の対策とともに、土砂災害情報の周知、早い段階からの警戒・避難体制の強化や、要配慮者が迅速に避難できるための備えが必要です。



凡 例					
区域	市域		土砂災害	土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)	
	市街化区域			土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)	
鉄道	近畿日本鉄道		要配慮者の利用する施設	土砂災害特別警戒区域(土石流)	
	JR 西日本			土砂災害警戒区域(土石流)	
	駅			福祉施設	
居住誘導区域				子育て支援施設	
都市機能誘導区域				医療施設	
				教育施設	

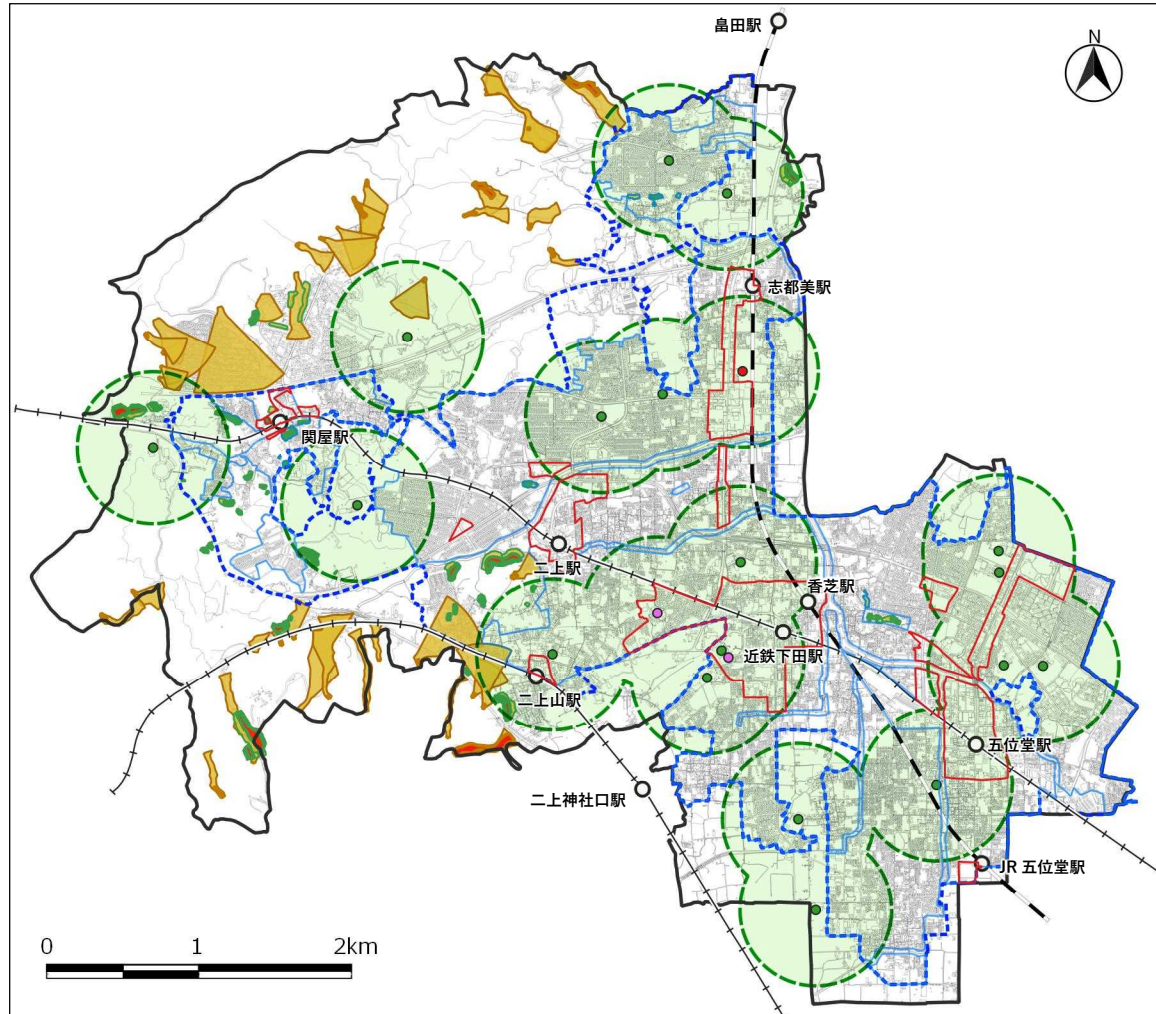
資料：土砂災害・防災情報システム(令和3年(2021年) 奈良県)

図 9.19 土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流)
×都市機能(要配慮者の利用する施設)

3)土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流)×指定緊急避難場所(崖崩れ・土石流・地滑り)及びその徒歩圏域

土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地の崩壊)に指定緊急避難場所(崖崩れ・土石流・地滑り)は立地していません。

また、土砂災害(特別)警戒区域(土石流)に指定緊急避難場所(崖崩れ・土石流・地滑り)は立地していません。



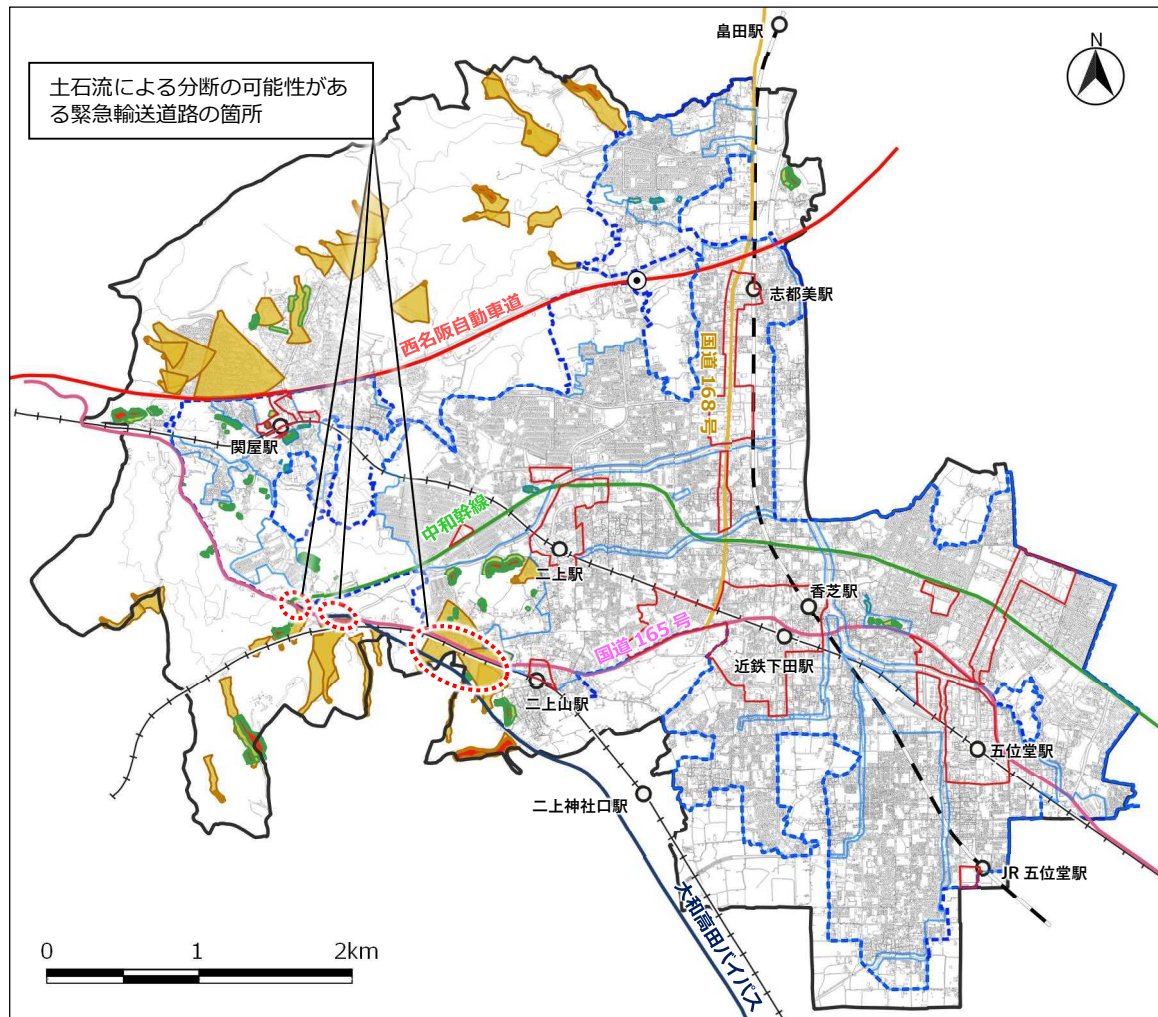
凡 例					
区域	市域		土砂 災害	土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)	
	市街化区域			土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)	
鉄道	近畿日本鉄道			土砂災害特別警戒区域(土石流)	
	JR 西日本			土砂災害警戒区域(土石流)	
	駅				
居住誘導区域			避難 施設	指定緊急避難場所かつ指定一般避難所	
都市機能誘導区域				指定緊急避難場所かつ指定福祉避難所	
			圏域	指定緊急避難場所	
				避難施設 500m圏域	

資料：土砂災害・防災情報システム(令和3年(2021年) 奈良県)
香芝市総合防災マップ(令和5年度(2023年度)改定版)

図 9.20 土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流)
×指定緊急避難場所(崖崩れ・土石流・地滑り)及びその徒歩圏域

4)土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流)×緊急輸送道路

土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流)に緊急輸送道路は含まれません。土砂災害警戒区域(土石流)が、緊急輸送道路である国道 165 号や大和高田バイパスの二上山駅西部区間に指定されています。これらの箇所で土砂災害が発生した場合、長期にわたる緊急輸送ネットワークの分断により、救援物資等の搬送や災害復旧活動に大きな支障をきたすことが懸念されるため、緊急輸送ルートの多重性・代替性の確保に向けて県との連携による対策が必要です。



凡 例					
区域	市域		土砂 災害	土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)	
	市街化区域			土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)	
鉄道	近畿日本鉄道			土砂災害特別警戒区域(土石流)	
	JR 西日本			土砂災害警戒区域(土石流)	
	駅	○			
居住誘導区域			緊急 輸送 道路	IC	
都市機能誘導区域				西名阪自動車道	
				国道 165 号	
				国道 168 号	
				国道 大和高田バイパス	
				県道 中和幹線	

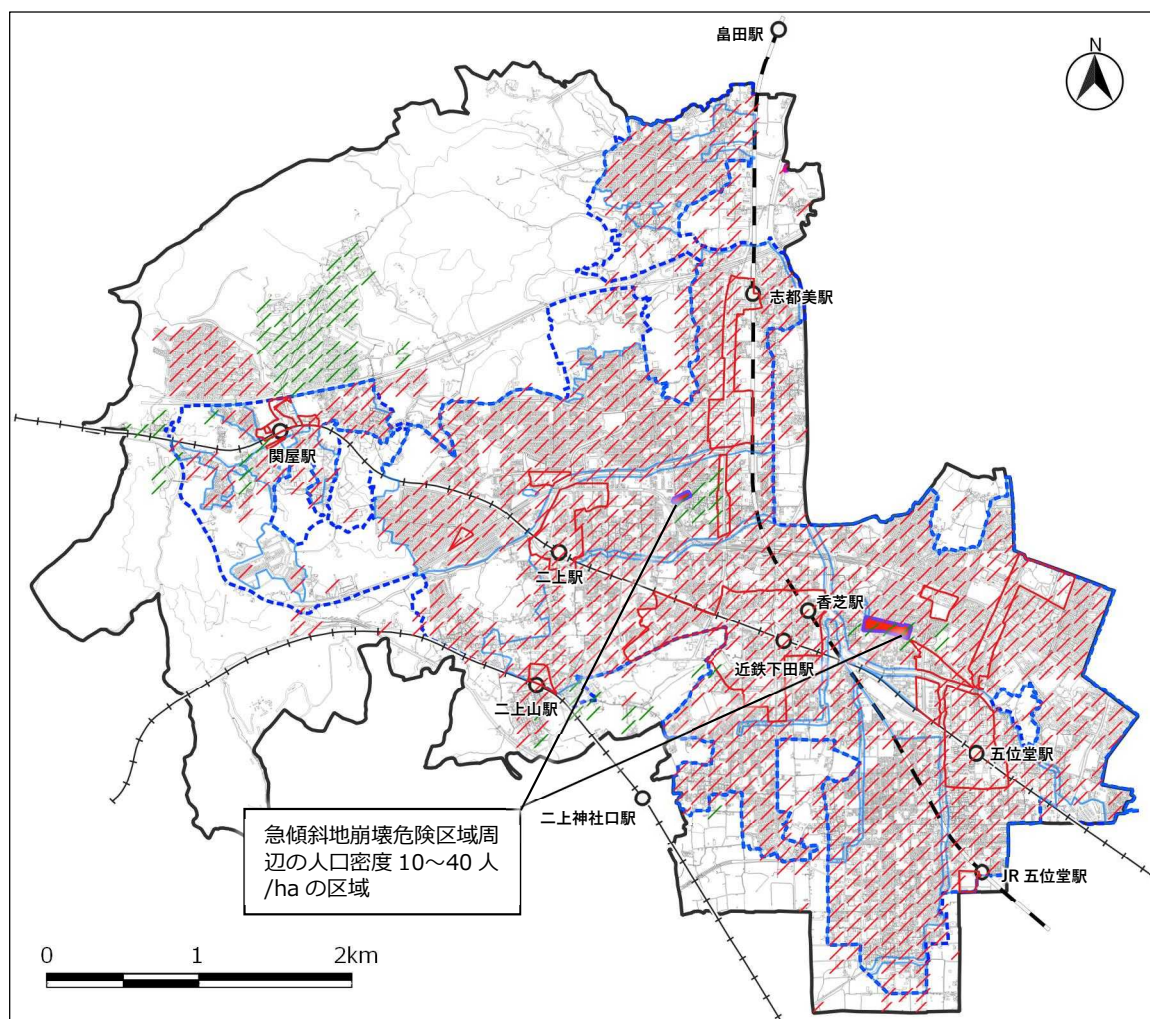
資料：土砂災害・防災情報システム(令和3年(2021年) 奈良県)

図 9.21 土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流)×緊急輸送道路

②急傾斜地崩壊危険区域×都市情報

1)急傾斜地崩壊危険区域×人口密度

急傾斜地崩壊危険区域が、香芝駅東部や二上駅北東部の人口密度 10～40 人/ha の区域に指定されています。急傾斜地の崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずる恐れがあるため、移転促進等の対策が必要であるとともに早い段階からの警戒・避難体制の強化が必要です。



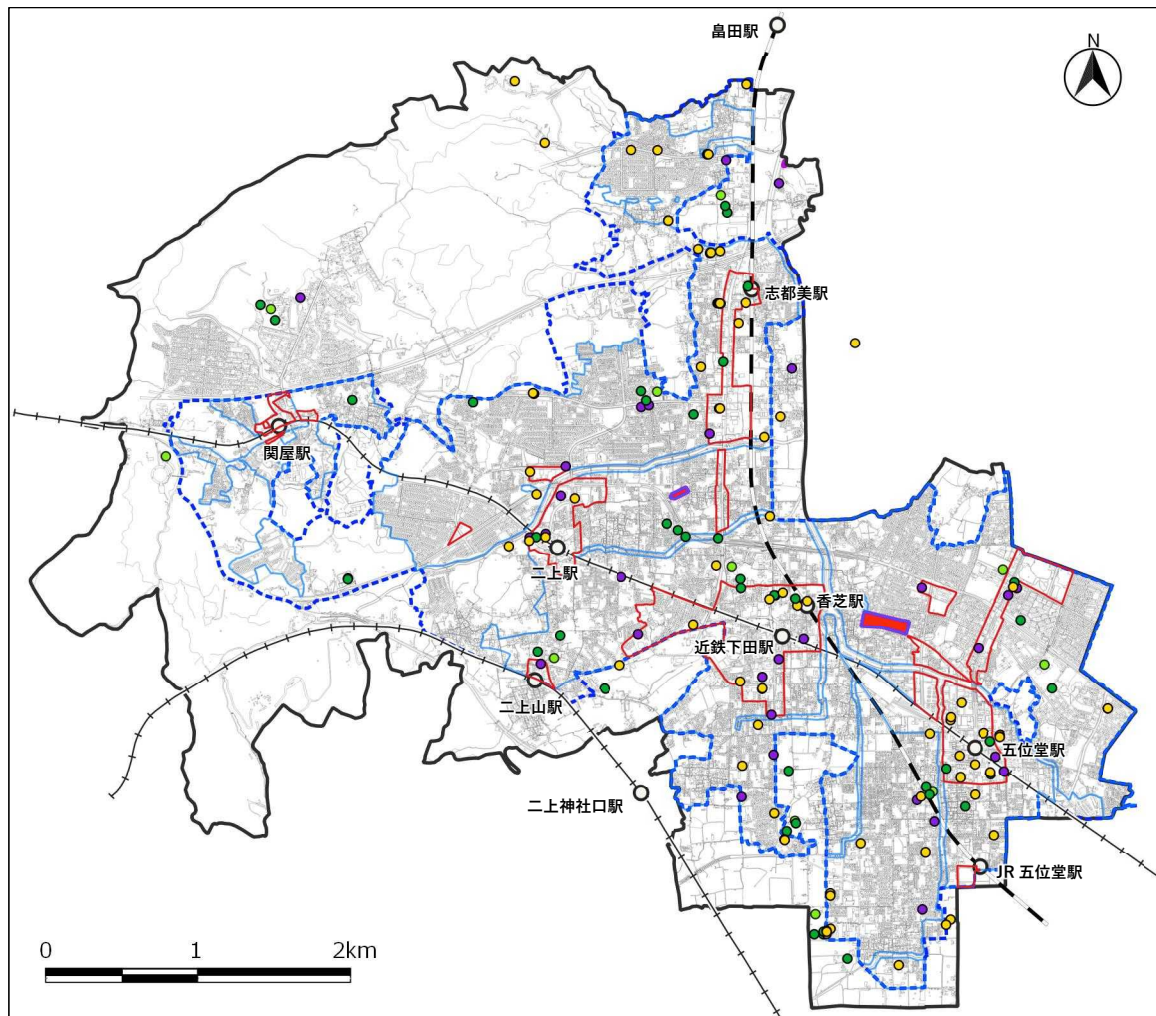
		凡 例			
区域	市域		土砂災害	急傾斜地崩壊危険区域	
	市街化区域		人口	10-40 人/ha	
鉄道	近畿日本鉄道		密度	40 人/ha 以上	
	JR 西日本				
	駅				
居住誘導区域					
都市機能誘導区域					

資料：土砂災害・防災情報システム(令和3年(2021年) 奈良県)
国勢調査(平成27年(2015年))

図 9.22 急傾斜地崩壊危険区域×人口密度

2)急傾斜地崩壊危険区域×都市機能(要配慮者の利用する施設)

急傾斜地崩壊危険区域に要配慮者の利用する施設は立地していません。



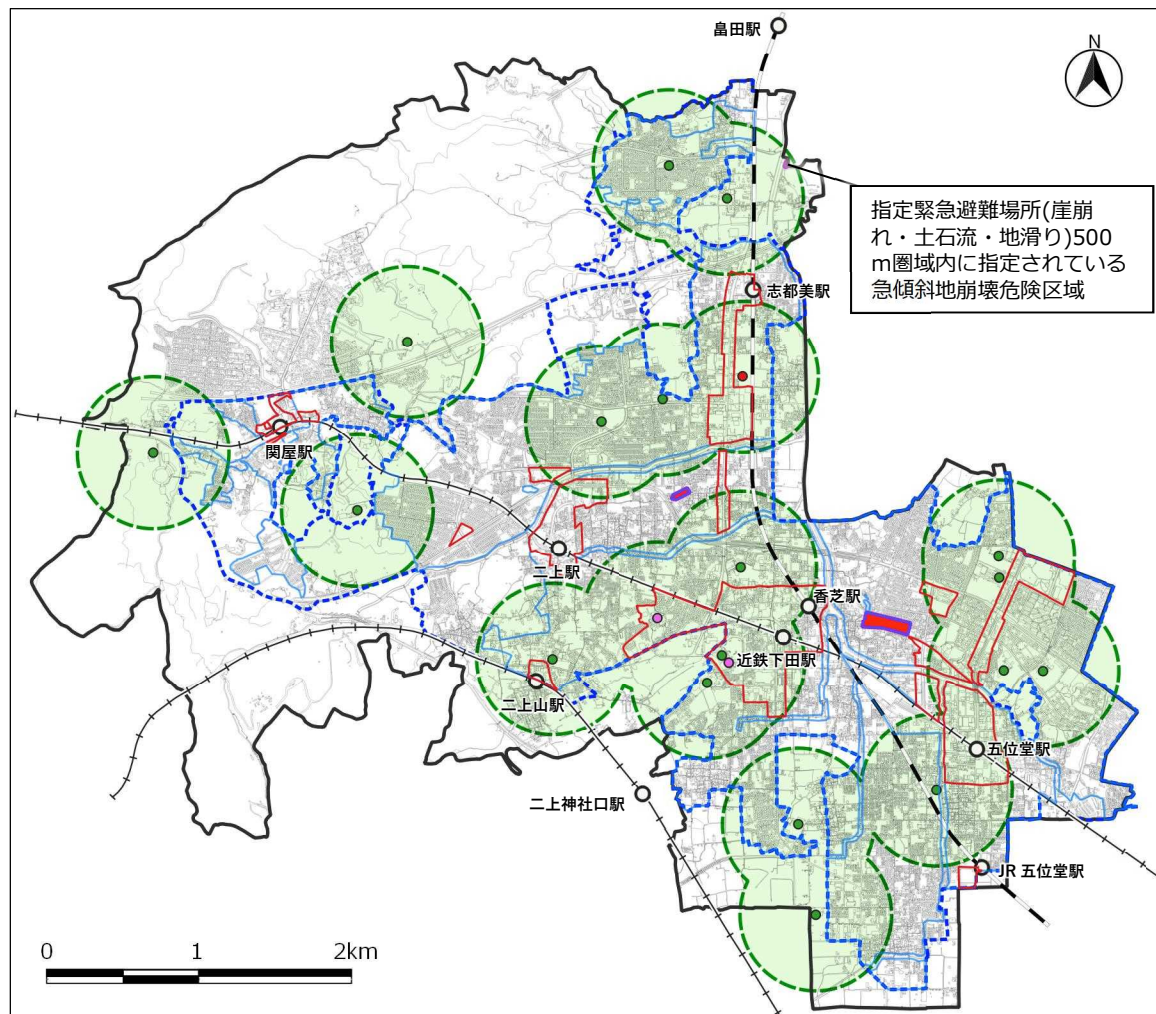
凡 例					
区域	市域		土砂災害	急傾斜地崩壊危険区域	
	市街化区域			福祉施設	
鉄道	近畿日本鉄道		要配慮者の利用 する施設	子育て支援施設	
	JR 西日本			医療施設	
	駅			教育施設	
居住誘導区域					
都市機能誘導区域					

資料：土砂災害・防災情報システム(令和3年(2021年) 奈良県)

図 9.23 急傾斜地崩壊危険区域×都市機能(要配慮者の利用する施設)

3)急傾斜地崩壊危険区域×指定緊急避難場所(崖崩れ・土石流・地滑り)及びその徒歩圏域

急傾斜地崩壊危険区域に指定緊急避難場所(崖崩れ・土石流・地滑り)は立地していません。
また、指定緊急避難場所から徒歩圏(500m)の外周部に急傾斜地崩壊危険区域があります。



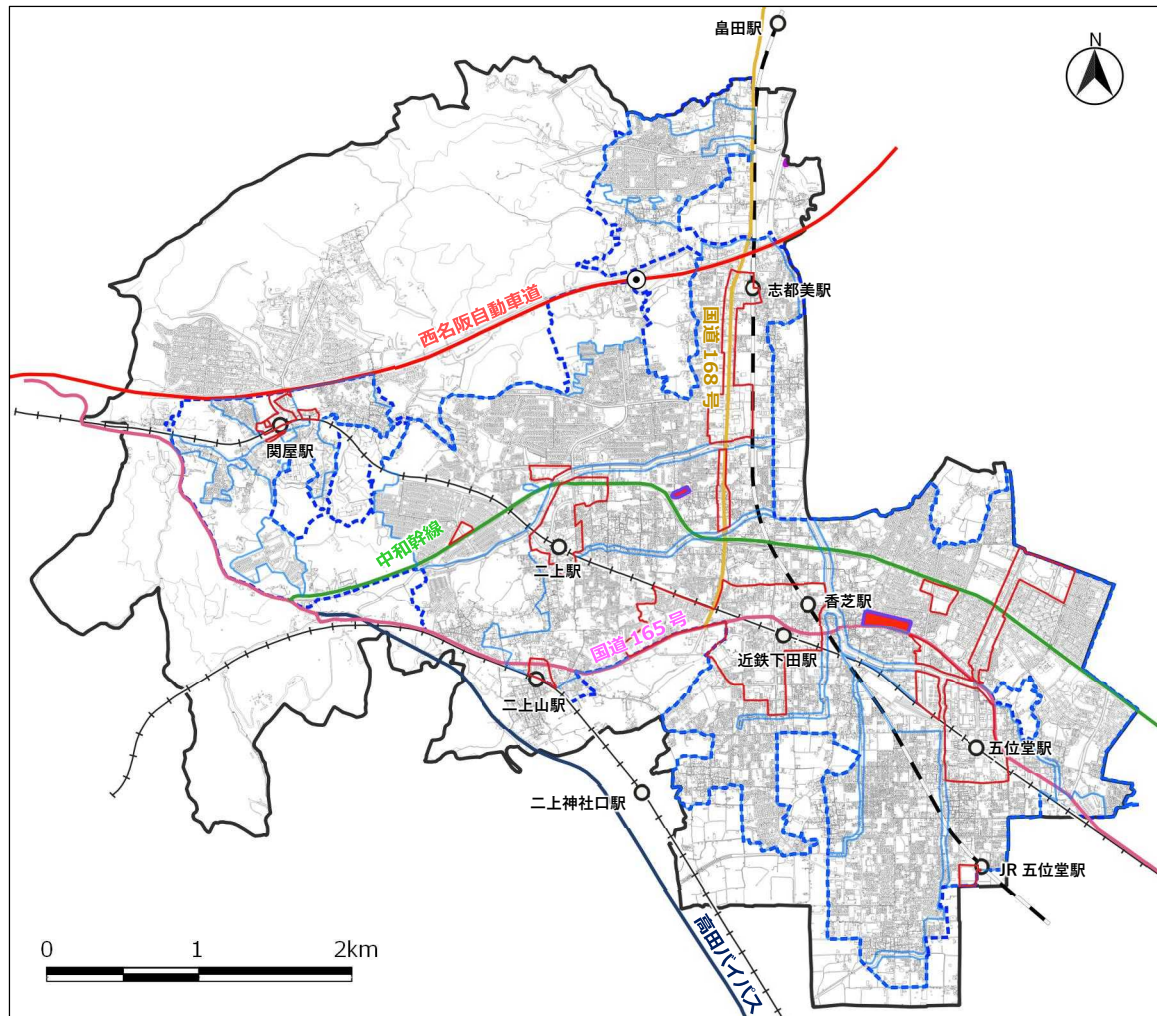
凡 例					
区域	市域		土砂災害	急傾斜地崩壊危険区域	
	市街化区域				
鉄道	近畿日本鉄道		避難施設	指定緊急避難場所かつ指定一般避難所	
	JR 西日本			指定緊急避難場所かつ指定福祉避難所	
	駅			指定緊急避難場所	
			圏域	避難施設 500m圏域	
居住誘導区域					
都市機能誘導区域					

資料：土砂災害・防災情報システム(令和3年(2021年) 奈良県)
香芝市総合防災マップ(令和5年度(2023年度)改定版)

図 9.24 急傾斜地崩壊危険区域×指定緊急避難場所(崖崩れ・土石流・地滑り)及びその徒歩圏域

4) 急傾斜地崩壊危険区域×緊急輸送道路

急傾斜地崩壊危険区域に緊急輸送道路は含まれません。ただし、国道 165 号の沿道部等に指定されており、これらの箇所で急傾斜地の崩壊が発生した場合、緊急輸送ネットワークの分断により、救援物資等の搬送や災害復旧活動に大きな支障をきたすことが懸念されるため、県との連携による対策が必要です。



凡 例			
区域	市域		IC
	市街化区域		
鉄道	近畿日本鉄道		西名阪自動車道
	JR 西日本		国道 165 号
	駅		国道 168 号
土砂災害	急傾斜地崩壊危険区域		国道 大和高田バイパス
	居住誘導区域		県道 中和幹線
都市機能誘導区域			

資料：土砂災害・防災情報システム(令和3年(2021年) 奈良県)

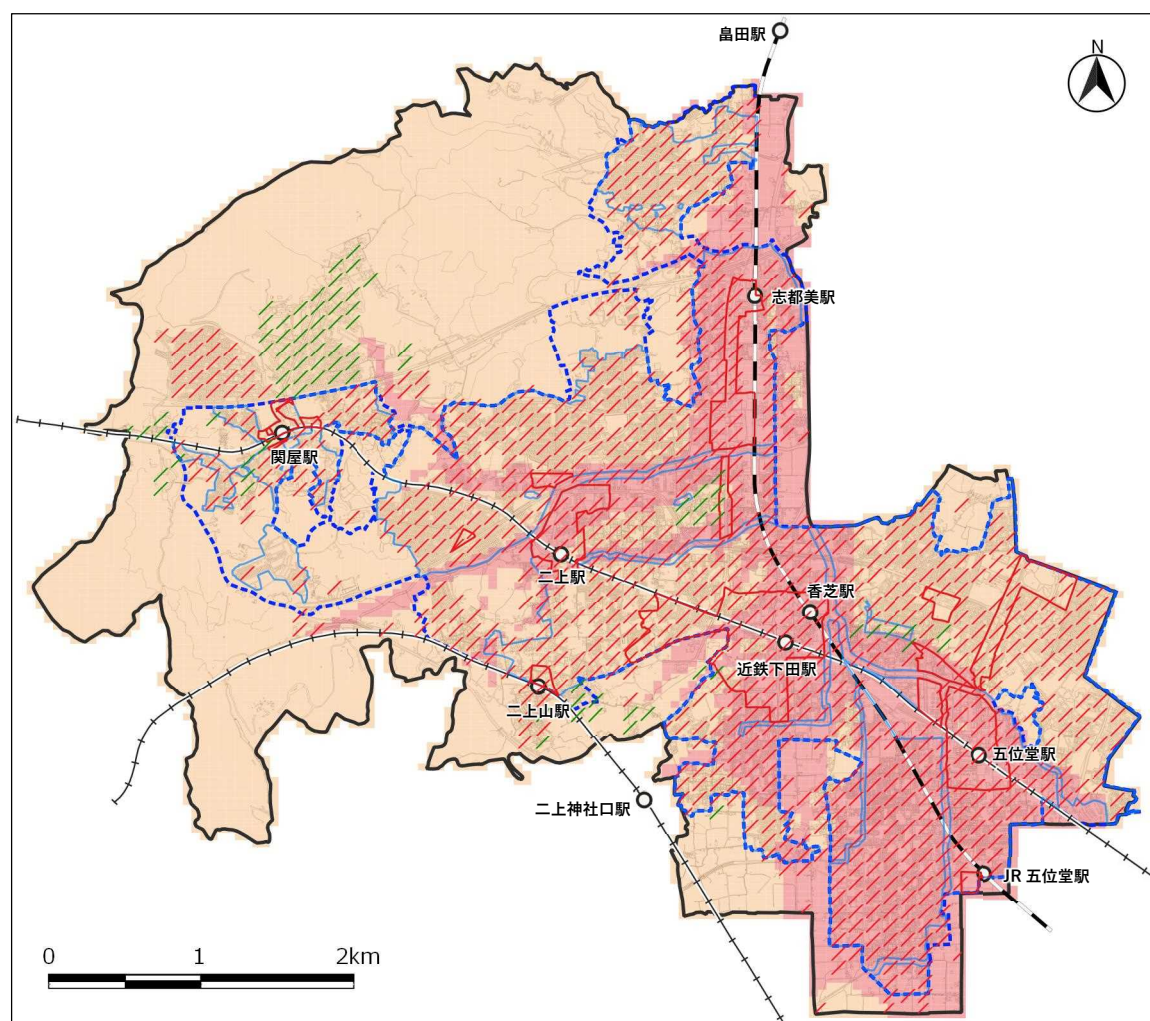
図 9.25 急傾斜地崩壊危険区域×緊急輸送道路

(4) 地震×都市情報

①震度想定(ゆれやすさマップ)×都市情報

1)震度想定(ゆれやすさマップ)×人口密度

中央構造線断層帯地震の発生時には、市域全域で震度6強や震度7の地震が想定されています。居住誘導区域の設定の目安となる人口密度40人/ha以上の区域においては、多くの家屋の倒壊や延焼による人命への被害が懸念されるため、古くから形成された市街地等危険度の高い地区の把握とともに、住宅の耐震化・不燃化の促進等の対策が必要です。



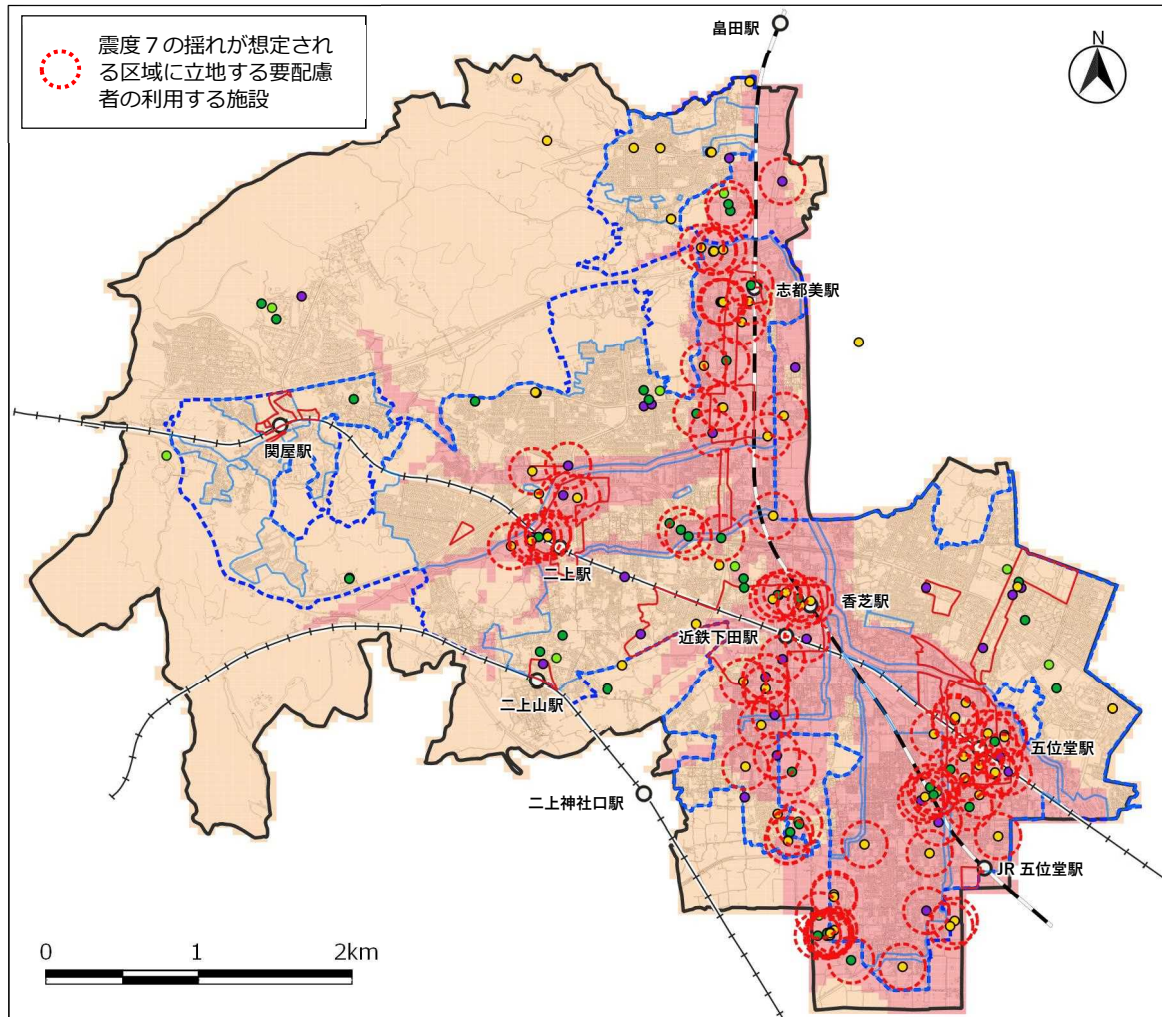
		凡 例			
区域	市域		地震	震度想定・震度6強	
	市街化区域			震度想定・震度7	
鉄道	近畿日本鉄道		人口密度	10-40人/ha	
	JR西日本			40人/ha以上	
	駅				
居住誘導区域					
都市機能誘導区域					

資料：香芝市総合防災マップ(令和5年度(2023年度)改訂版)
国勢調査(平成27年(2015年))

図 9.26 震度想定(ゆれやすさマップ)×人口密度

2)震度想定(ゆれやすさマップ)×都市機能(要配慮者の利用する施設)

中央構造線断層帯地震の発生時に震度7の揺れが想定される区域に、要配慮者の利用する施設が102か所(医療施設18か所、福祉施設57か所、教育施設2か所、子育て支援施設25か所)立地しています。これらの施設においては、建物の耐震化・不燃化の促進が特に必要であるとともに、要配慮者が迅速に避難できるための備えが必要です。



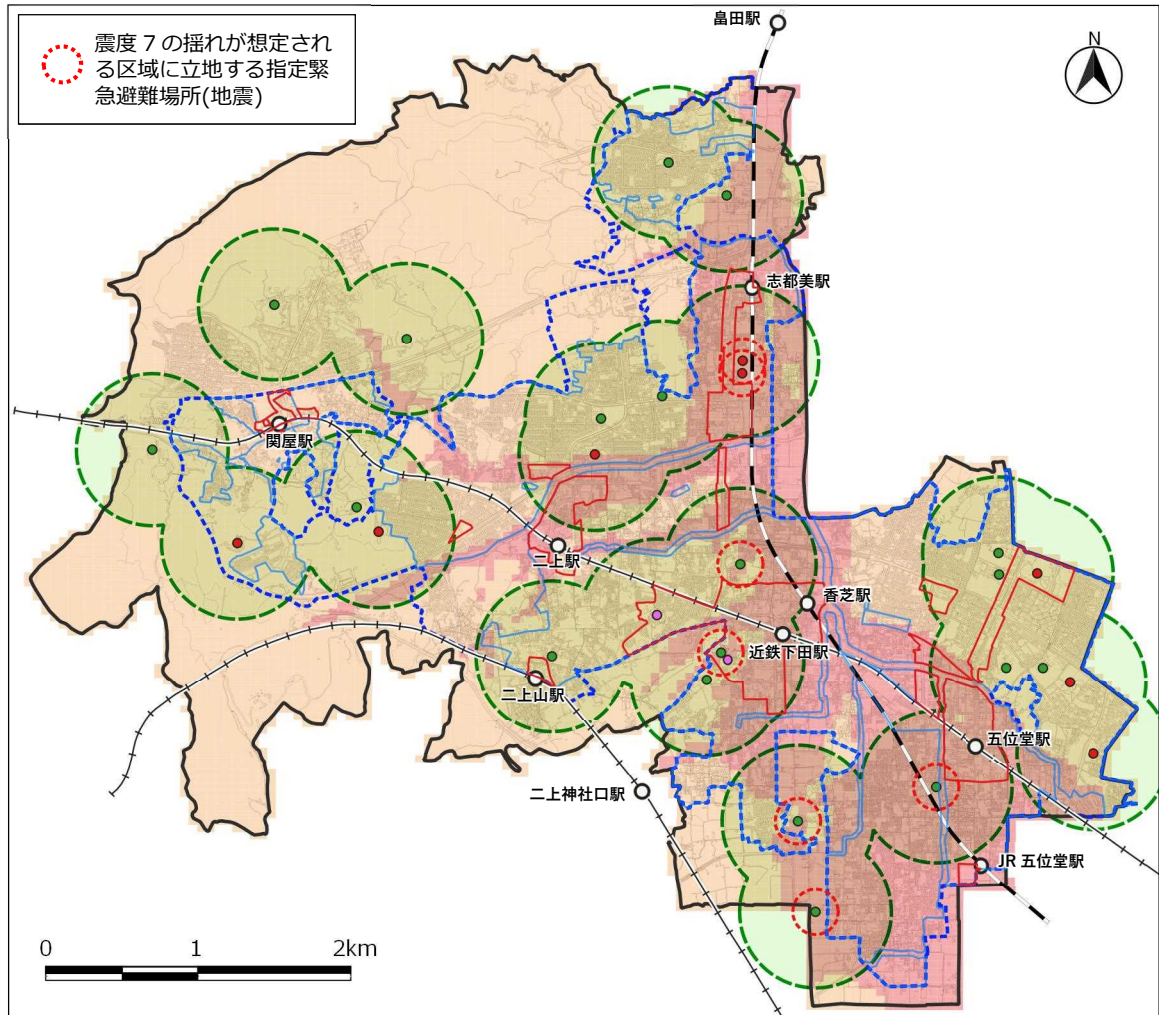
		凡	例		
区域	市域		地震	震度想定・震度6強	
	市街化区域			震度想定・震度7	
鉄道	近畿日本鉄道		要配慮者の利用する施設	福祉施設	
	JR 西日本			子育て支援施設	
	駅			医療施設	
				教育施設	
居住誘導区域					
都市機能誘導区域					

資料：香芝市総合防災マップ(令和5年度(2023年度)改訂版)

図 9.27 震度想定(ゆれやすさマップ)×都市機能(要配慮者の利用する施設)

3)震度想定(ゆれやすさマップ)×指定緊急避難場所(地震)及びその徒歩圏域

中央構造線断層帯地震の発生時に震度7の揺れが想定される区域に、指定緊急避難場所(地震)が7か所立地しています。指定避難場所は、建物の耐震化・不燃化は完了していますが、内部設備の落下等への対策が必要です。また、施設周辺の道路が狭い場合は、がれき等により避難路が塞がれる事態も懸念されます。



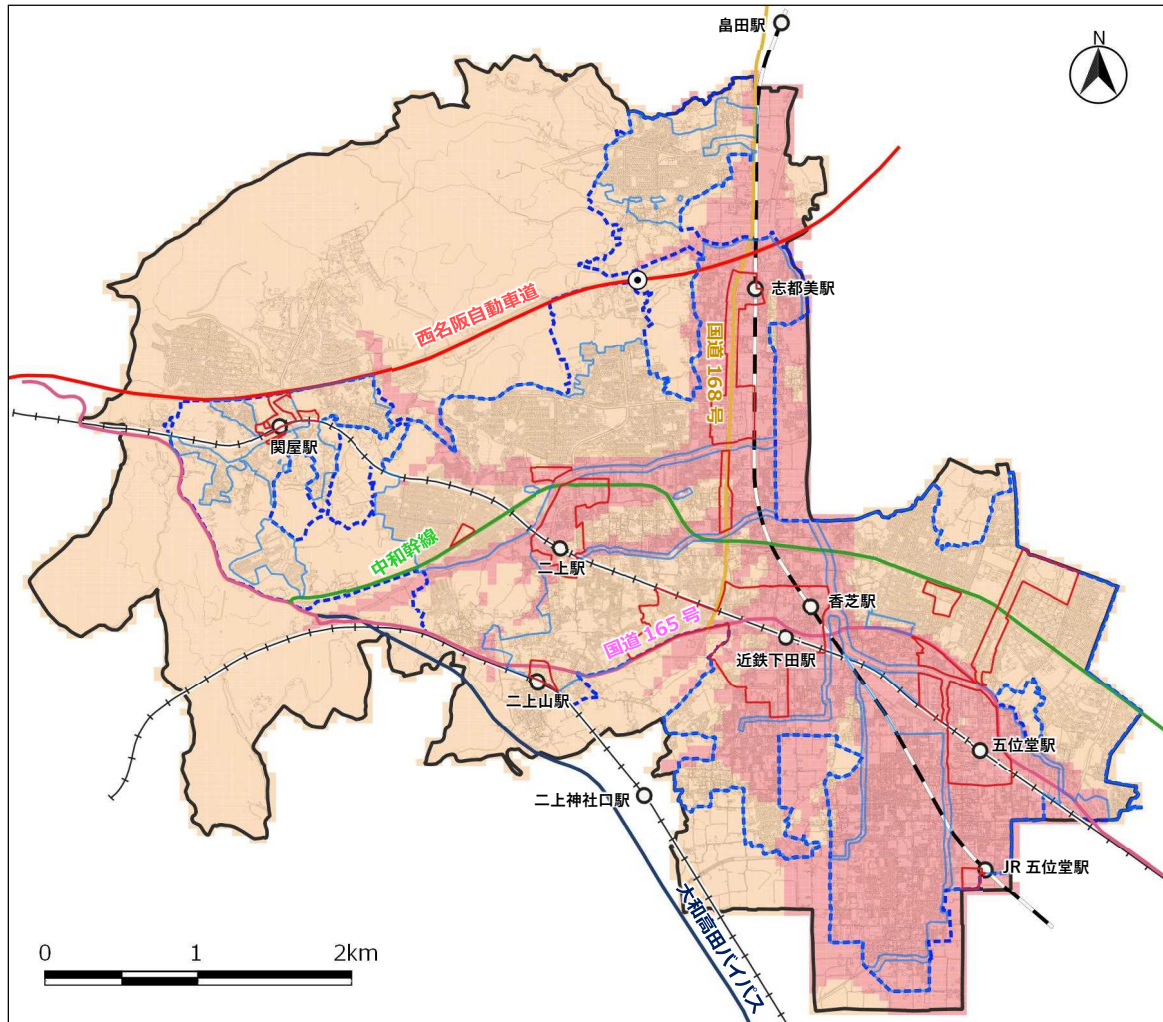
		凡 例	
区域	市域		地震
	市街化区域		震度想定・震度6強
鉄道	近畿日本鉄道		避難施設
	JR 西日本		指定緊急避難場所かつ指定一般避難所
	駅		指定緊急避難場所かつ指定福祉避難所
			指定緊急避難場所
居住誘導区域			圏域
都市機能誘導区域			避難施設 500m圏域

資料：香芝市総合防災マップ(令和5年度(2023年度)改訂版)

図 9.28 震度想定(ゆれやすさマップ)×指定緊急避難場所(地震)及びその徒歩圏域

4)震度想定(ゆれやすさマップ)×緊急輸送道路

中央構造線断層帯地震の発生時に震度7の地震が想定される区域に、全ての緊急輸送道路が含まれます。発災時には、緊急輸送ネットワークの機能低下により、救援物資等の搬送や災害復旧活動に支障をきたすことが懸念されるため、県との連携による対策が必要です。



凡 例					
区域	市域		地震	震度想定・震度 6 強	
	市街化区域			震度想定・震度 7	
鉄道	近畿日本鉄道		緊急輸送道路	IC	
	JR 西日本			西名阪自動車道	
	駅			国道 165 号	
居住誘導区域				国道 168 号	
都市機能誘導区域				国道 大和高田バイパス	
				県道 中和幹線	

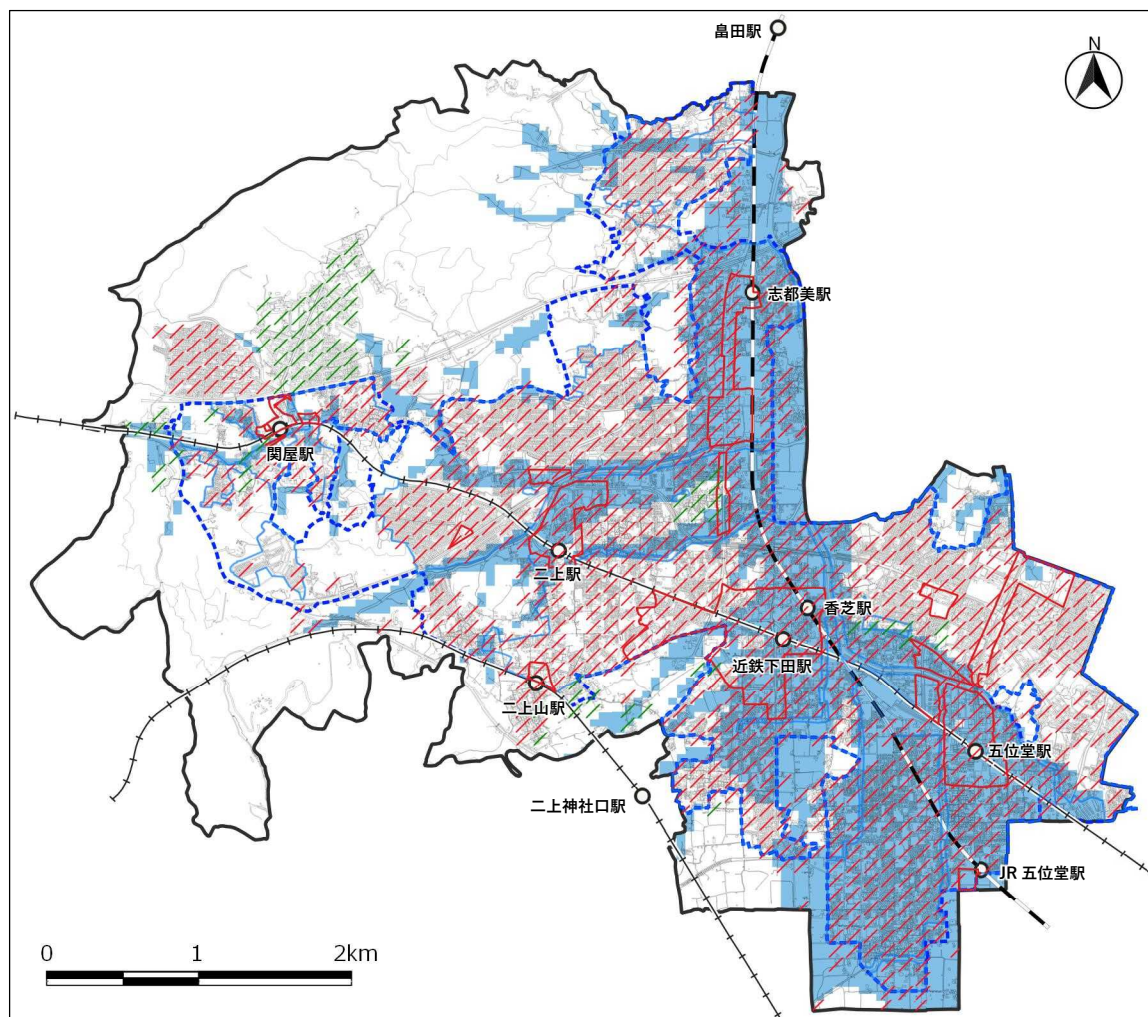
資料：香芝市総合防災マップ(令和5年度(2023年度)改訂版)

図 9.29 震度想定(ゆれやすさマップ)×緊急輸送道路

②液状化想定(液状化マップ)×都市情報

1)液状化想定(液状化マップ)×人口密度

中央構造線断層帯地震の発生時に液状化の可能性のある区域が、人口密度 40 人/ha 以上の区域で見られます。これらの区域においては噴水・噴砂の発生、戸建て住宅の沈下や傾斜、道路面の変形とともに、ライフライン施設の分断による長期間の供給停止等が懸念されるため、災害時における水・電気・ガス等のライフラインの安定供給・確保対策が必要です。



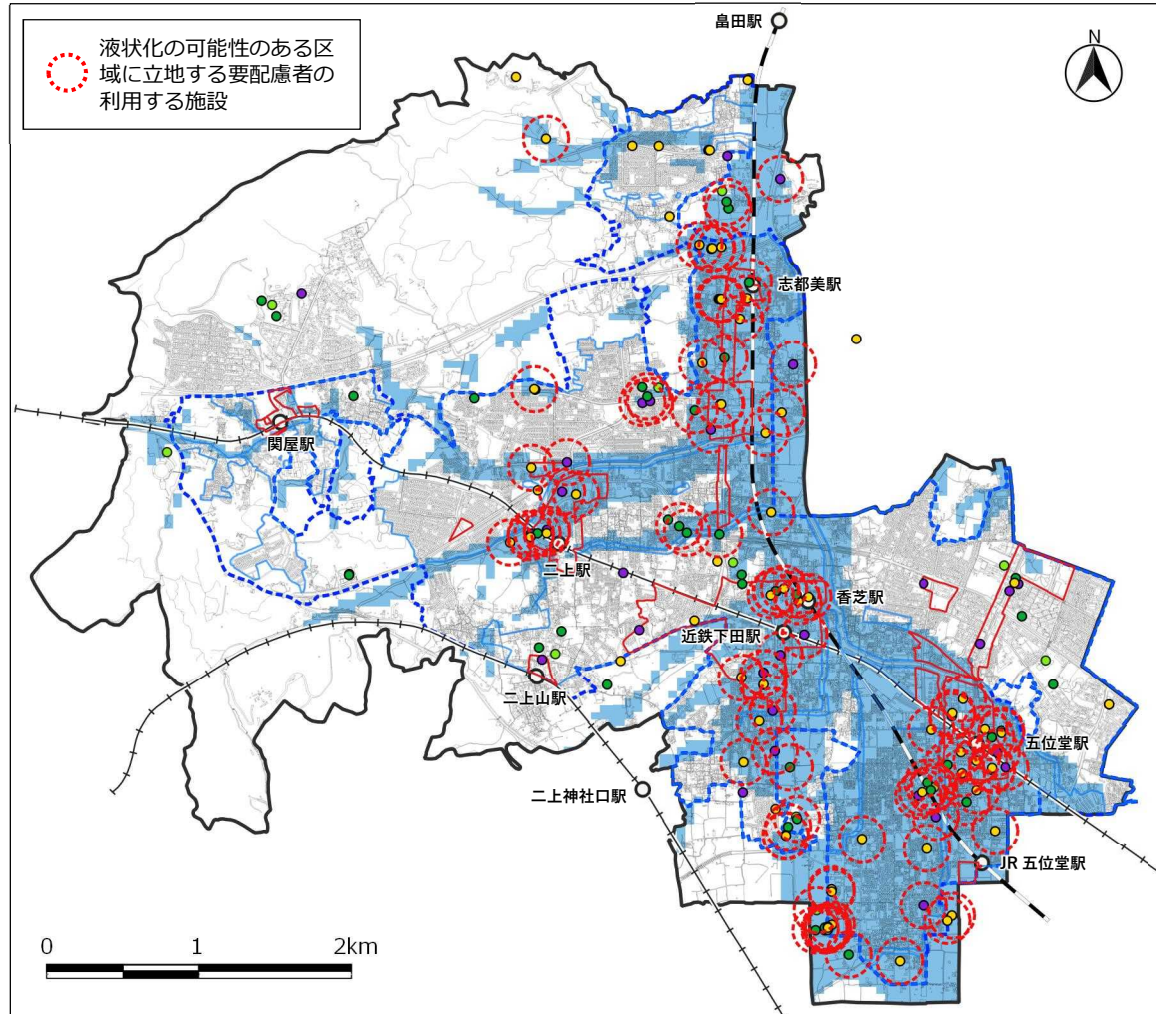
		凡	例		
区域	市域		地震	液状化の可能性のある範囲	
	市街化区域		人口	10-40 人/ha	
鉄道	近畿日本鉄道		密度	40 人/ha 以上	
	JR 西日本				
	駅				
居住誘導区域					
都市機能誘導区域					

資料：香芝市総合防災マップ(令和 5 年度(2023 年度)改訂版)
国勢調査(平成 27 年(2015 年))

図 9.30 液状化想定(液状化マップ)×人口密度

2)液状化想定(液状化マップ)×都市機能(要配慮者の利用する施設)

中央構造線断層帯地震の発生時に液状化の可能性のある区域に、要配慮者の利用する施設が108か所(医療施設21か所、福祉施設59か所、教育施設2か所、子育て支援施設26か所)立地しています。これら施設においては、噴水・噴砂の発生、戸建て住宅の沈下や傾斜、道路面の変形、ライフライン施設の被害等が懸念されるため、災害時における水・電気・ガス等のライフラインの安定供給・確保対策が必要です。



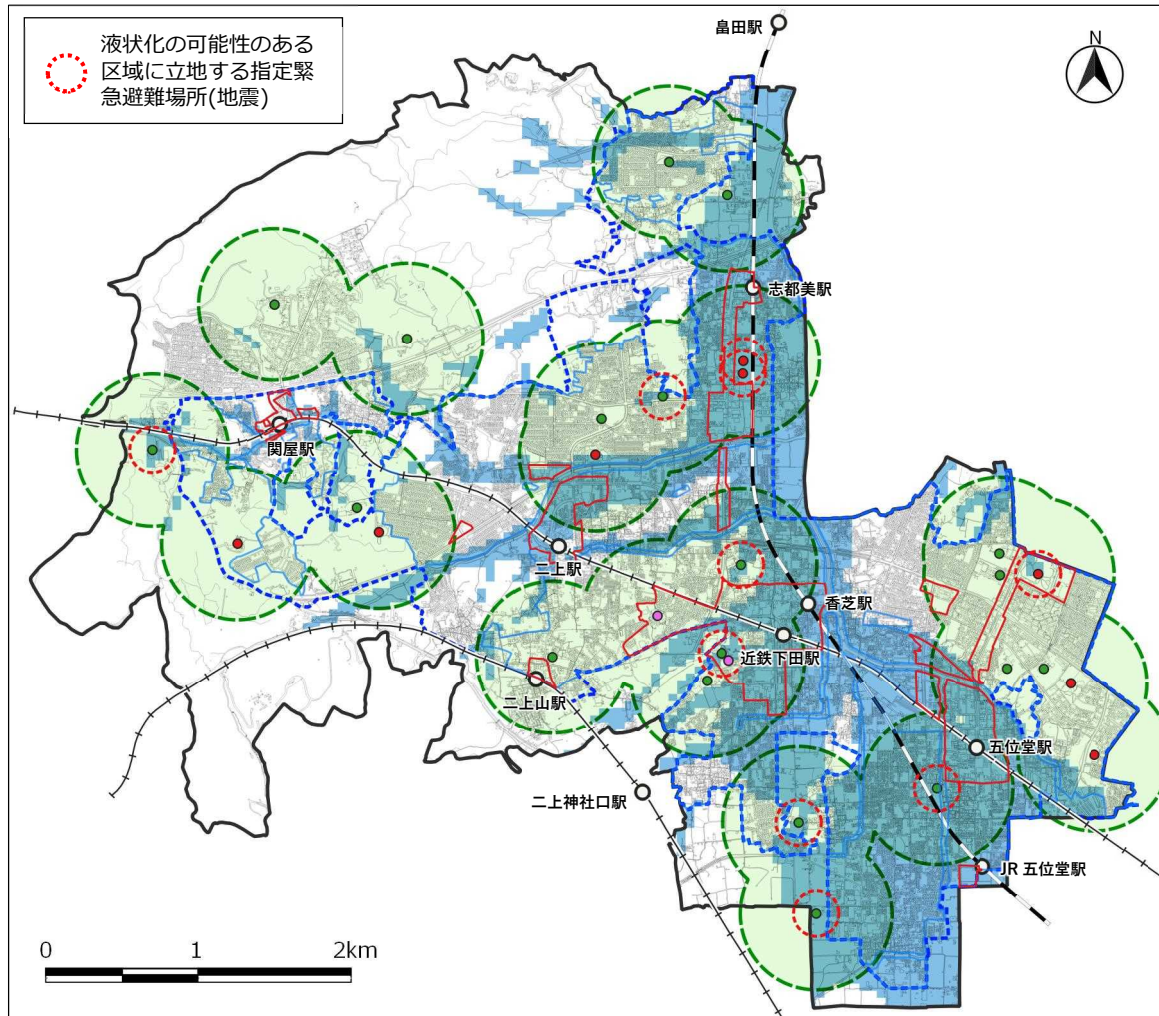
凡 例					
区域	市域		地震	液状化の可能性のある範囲	
	市街化区域		要配慮者の利用する施設	福祉施設	
鉄道	近畿日本鉄道			子育て支援施設	
	JR 西日本			医療施設	
	駅			教育施設	
居住誘導区域					
都市機能誘導区域					

資料：香芝市総合防災マップ(令和5年度(2023年度)改訂版)

図 9.31 液状化想定(液状化マップ)×都市機能(要配慮者の利用する施設)

3)液状化想定(液状化マップ)×指定緊急避難場所(地震)及びその徒歩圏域

中央構造線断層帯地震の発生時に液状化の可能性のある区域に、指定緊急避難場所(地震)が10か所立地しています。これらの施設周辺及び液状化の可能性のある避難路においては、指定緊急避難場所(地震)までの徒歩での避難が困難になるとともに、噴水・噴砂の発生や沈下・傾斜、道路面の変形等により自動車の走行も困難になることが懸念されるため、災害時における水・電気・ガス等のライフラインの安定供給・確保対策が必要です。



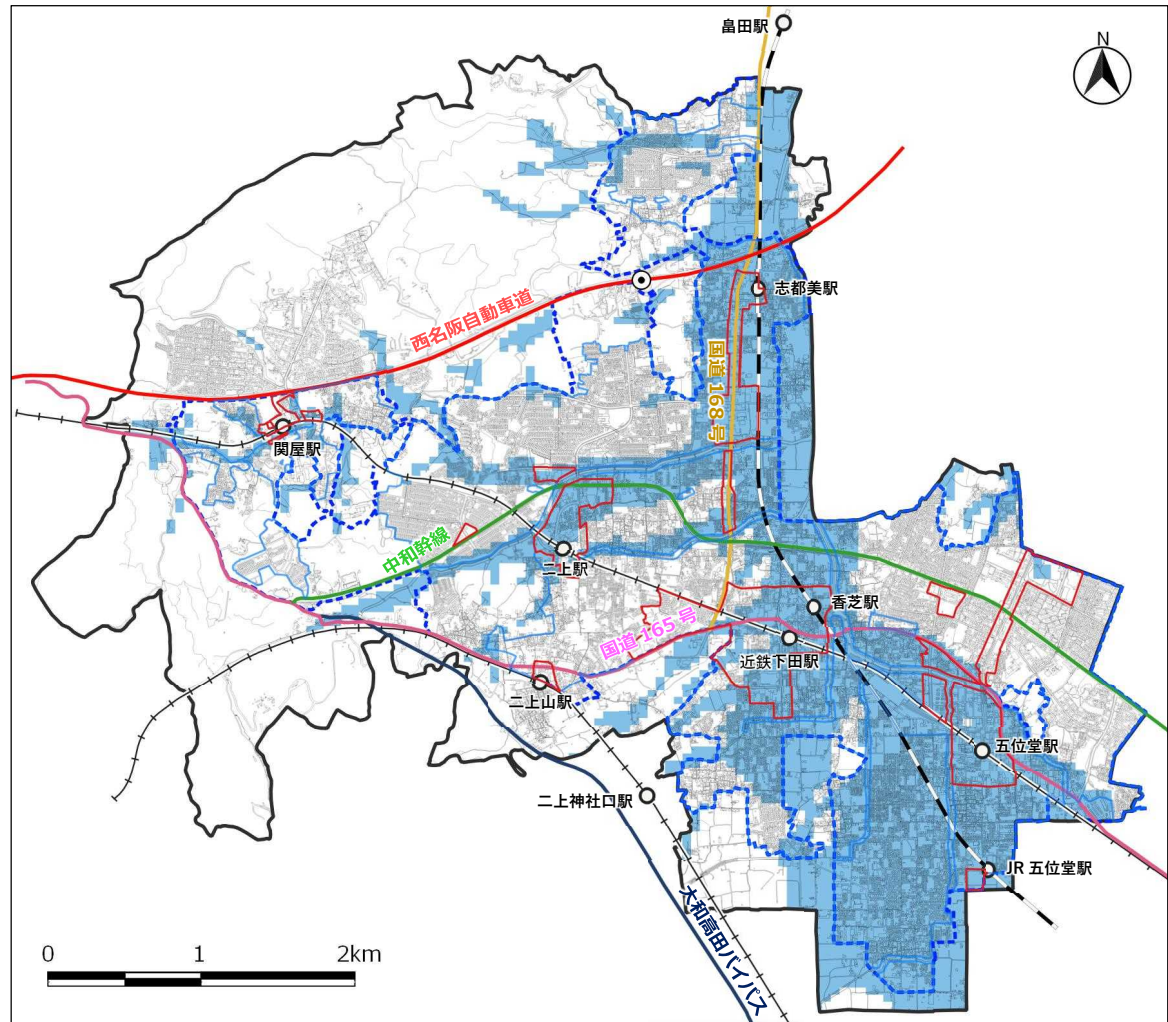
		凡 例			
区域	市域		地震	液状化の可能性のある範囲	
	市街化区域		避難施設	指定緊急避難場所かつ指定一般避難所	
鉄道	近畿日本鉄道			指定緊急避難場所かつ指定福祉避難所	
	JR 西日本			指定緊急避難場所	
	駅		圏域	避難施設 500m圏域	
居住誘導区域					
都市機能誘導区域					

資料：香芝市総合防災マップ(令和5年度(2023年度)改訂版)

図 9.32 液状化想定(液状化マップ)×指定緊急避難場所(地震)及びその徒歩圏域

4)液状化想定(液状化マップ)×緊急輸送道路

中央構造線断層帯地震の発生時に液状化の可能性のある区域に、全ての緊急輸送道路が含まれます。発災時には、緊急輸送ネットワーク全体の機能低下により、救援物資等の搬送や災害復旧活動に支障をきたすことが懸念されるため、県との連携による対策が必要です。



凡 例					
区域	市域		緊急輸送道路	IC	
	市街化区域			西名阪自動車道	
鉄道	近畿日本鉄道			国道 165 号	
	JR 西日本			国道 168 号	
	駅			国道 大和高田バイパス	
地震	液状化の可能性のある範囲			県道 中和幹線	
居住誘導区域					
都市機能誘導区域					

資料：香芝市総合防災マップ(令和 5 年度(2023 年度)改訂版)

図 9.33 液状化想定(液状化マップ)×緊急輸送道路

9.3 防災上の課題と取組方針

(1) 災害ハザードごとの課題と取組方針

重ね合わせ分析から課題を抽出し、災害ハザードごとの取組方針を整理します。

■ 洪水浸水

防災上の課題

【洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模降雨)】

- ・市内の低平地において 0.5m～3.0m未満の洪水浸水想定区域が存在しています。
- ・これら区域内には要配慮者の利用する施設や指定緊急避難場所(洪水)が立地しており、建物 1 階の床上浸水により継続利用が困難になることが懸念されるとともに、施設周辺での自動車や徒歩による移動が困難になることが懸念されます。
- ・また、近鉄下田駅及び五位堂駅付近のアンダーパスにおいては、0.5m未満の浸水が想定されており、歩行者への危険性が懸念されます。
- ・これら問題の対策として、総合的な治水対策の推進とともに、屋内安全確保(垂直避難等)や洪水ハザードマップの活用促進、水防情報の提供、避難体制の強化、アンダーパスの進入規制等の対策が必要となります。
- ・さらに、緊急輸送道路である国道 168 号で、0.5m～3.0m未満の浸水が想定される区間があり、緊急輸送道路として分断されることが懸念されるため、迂回路の検討等、県との連携による対策が必要となります。

【洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模降雨)】

- ・想定最大規模降雨時においては、0.5m～3.0m未満の浸水が想定される区域が拡大し、要配慮者の利用する施設や指定緊急避難場所(洪水)の浸水箇所が増加します。
- ・また、アンダーパスは 0.5m～3.0m未満の浸水が予想され、歩行者の危険性が増大します。
- ・これら問題の対策として、総合的な治水対策の推進とともに、屋内安全確保(垂直避難等)や洪水ハザードマップの活用促進、水防情報の提供、避難体制の強化、アンダーパスの進入規制等の対策が必要となります。
- ・さらに、緊急輸送道路の浸水区間の拡大によるネットワークの機能低下が懸念されるため、緊急輸送ルート多重性・代替性の確保に向けて県との連携による対策が必要となります。

【浸水継続時間(想定最大規模降雨)】

- ・3 日以上浸水継続時間の区域はありませんが、一部で浸水継続時間が 12 時間未満の区域に要配慮者の利用する施設が立地しており、浸水による一時的な機能低下が生じることが懸念されます。
- ・そのため、要配慮者が避難するための備えが必要となります。

【家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)】

- ・市内の全ての河川の周辺で家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)が想定されており、要配慮者の利用する施設が立地しています。また、河岸侵食に伴う避難ルートや緊急輸送ネットワークの分断が懸念されます。
- ・これらの区域では、建物の構造に関わらず倒壊・流出が懸念されるため、早い段階からの警戒・避難体制の強化等が必要であるとともに、移転促進等の対策が必要となります。また、河岸侵食の発生等を踏まえた避難対策や、緊急輸送ルートの確保等について県との連携による対策が必要となります。



防災まちづくりの取組方針(洪水浸水)
～河川低平地における被害リスク等の回避・低減～

- 河川整備等総合的な治水対策の推進により、豪雨等による浸水被害で多くの人的被害が発生する事態を防ぎます。
- 緊急輸送ルート多重性・代替性の確保等により、発災時の機能不全及び支
援ルートの途絶が発生する事態を防ぎます。
- ハザードマップの活用促進、水防情報の提供、要配慮者の利用する施設にお
ける避難体制の強化の促進等により、豪雨等による浸水被害で多くの人的被
害が発生する事態を防ぎます。
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)の居住誘導区域からの除外、早期避難体
制の強化及び建替時等の移転促進策の検討により、河岸侵食による人的被害
が発生する事態を回避・軽減します。

■土砂災害

防災上の課題

【土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流)】

- ・香芝駅東部、関屋駅周辺、二上駅西部、関屋駅北部、二上山駅北西部等の市街地に土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流)が指定されており、要配慮者の利用する施設が立地しています。これらの区域では、住民の生命又は身体に危害(又は著しい危害)が生ずる恐れがあります。
- ・そのため、移転促進等の対策とともに、土砂災害情報の周知、早い段階からの警戒・避難体制の強化、要配慮者が迅速に避難できるための備えが必要となります。
- ・さらに、土砂災害警戒区域(土石流)が、緊急輸送道路である国道 165 号や大和高田バイパスの二上山駅西部区間に指定されており、緊急輸送ネットワークの分断により、救援物資等の搬送や災害復旧活動に大きな支障をきたすことが懸念されるため、緊急輸送ルートのも多重性・代替性の確保に向けて県との連携による対策が必要です。

【急傾斜地崩壊危険区域】

- ・香芝駅東部や二上駅北東部に指定されています。
- ・急傾斜地崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずる恐れがあるため、移転促進等の対策が必要であるとともに早い段階からの警戒・避難体制の強化が必要となります。
- ・これらの区域は、緊急輸送道路である国道 165 号の沿道部等に指定されており、急傾斜地の崩壊が発生した場合、長期にわたる緊急輸送ネットワークの分断により、救援物資等の搬送や災害復旧活動に大きな支障をきたすことが懸念されるため、県との連携による対策が必要です。

防災まちづくりの取組方針(土砂災害)

～土砂災害リスク等の回避・低減～

- 土砂災害に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備により、土砂災害で多くの人的被害が発生する事態を防ぎます。
- 要配慮者への避難体制の強化促進により、避難行動の遅れ等に伴い人的被害が発生する事態を防ぎます。
- 土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域の居住誘導区域からの除外、居住の移転促進策の検討により、土砂災害で人的被害が発生する事態を回避します。

■地震

防災上の課題

【震度想定(ゆれやすさマップ)】

- ・中央構造線断層帯地震の発生時に震度 7 の揺れが想定される区域に、要配慮者の利用する施設や指定緊急避難場所が多く立地しています。
- ・これらの区域においては、多くの家屋の倒壊や延焼による人命への被害が懸念されるため、古くから形成された市街地等で危険度の高い地区の把握とともに、住宅の耐震化・不燃化の促進等の対策や内部設備の落下等への対策が必要となります。
- ・また、緊急輸送ネットワークの機能低下による救援物資等の搬送や災害復旧活動に支障をきたすことが懸念されるため、県との連携による対策が必要となります。

【液状化想定(液状化マップ)】

- ・中央構造線断層帯での地震発生時に液状化の可能性のある区域が存在し、区域内には要配慮者の利用する施設や指定緊急避難場所が多く立地しています。
- ・これらの区域においては噴水・噴砂の発生、戸建て住宅の沈下や傾斜、道路面の変形とともに、ライフライン施設の分断による長期間の供給停止等が懸念されるため、災害時における水・電気・ガス等のライフラインの安定供給・確保対策が必要となります。
- ・また、緊急輸送ネットワークの機能低下による救援物資等の搬送や災害復旧活動に支障をきたすことが懸念されるため、県との連携による対策が必要となります。



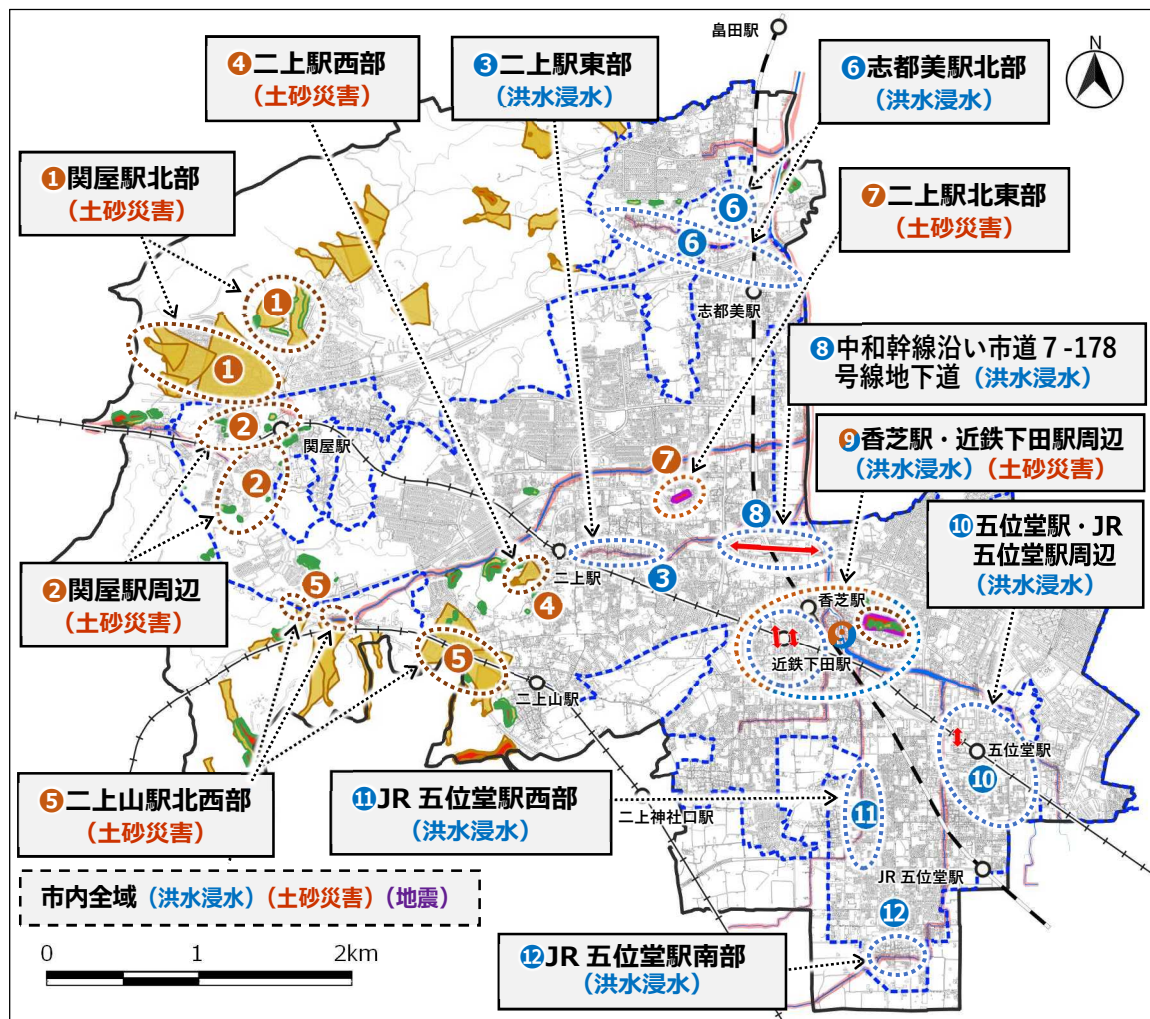
防災まちづくりの取組方針(地震)

～地震における災害リスク等の低減～

- 建築物の耐震化の促進により、地震による建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災、ブロック塀の倒壊対策等で多くの人的被害が発生する事態を防ぎます。
- 救援物資等の搬送の確保により、被災地域における食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給が長期間停止する事態を防ぎます。
- 迅速な復旧・復興を実施するための体制の整備により、基幹インフラの損壊で復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぎます。

(2) 地域ごとの課題と取組方針

防災上の課題を有する地域ごとの取組方針を整理します。



凡 例					
区域	市域		土砂 災害	土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)	
	市街化区域			土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)	
鉄道	近畿日本鉄道			土砂災害特別警戒区域(土石流)	
	JR 西日本			土砂災害警戒区域(土石流)	
	駅			土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)	
				土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)	
河川				家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)	
アンダーパス					

資料：土砂災害・防災情報システム(令和3年(2021年) 奈良県)

図 9.34 地区ごとの防災上の課題

① 関屋駅北部（土砂災害）

防災上の課題	取組方針（リスクの回避）
■人口密度 40 人/ha 以上の区域において、土砂災害警戒区域(土石流)が指定されています。 ■土砂災害警戒区域(土石流)に要配慮者の利用する施設が4か所立地しています。	■土砂災害に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備により、土砂災害による人的被害が発生する事態を防ぎます。 ■災害時の要配慮者への避難体制の強化促進により、避難行動の遅れ等に伴う土砂災害による人的被害が発生する事態を防ぎます。

② 関屋駅周辺（土砂災害）

防災上の課題	取組方針（リスクの回避）
■人口密度 40 人/ha 以上の区域において、土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地の崩壊)が指定されています。	■土砂災害に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備により、土砂災害による人的被害が発生する事態を防ぎます。 ■土砂災害特別警戒区域からの居住の移転促進により、土砂災害による人的被害が発生する事態を回避します。

③ 二上駅東部（洪水浸水）

防災上の課題	取組方針（リスクの回避）
■人口密度 40 人/ha 以上の区域において、計画規模降雨時に 0.5m～3.0m未満の浸水が想定されます。	■屋内安全確保(垂直避難等)や洪水ハザードマップ活用の促進、水防情報の発信強化、避難体制の強化等により、洪水浸水発生時の減災・防災に努めます。

④ 二上駅西部（土砂災害）

防災上の課題	取組方針（リスクの回避）
■人口密度 40 人/ha 以上の区域において、土砂災害警戒区域(土石流)が指定されています。	■土砂災害に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備により、土砂災害による人的被害が発生する事態を防ぎます。 ■土砂災害特別警戒区域からの居住の移転促進により、土砂災害による人的被害が発生する事態を回避します。

⑤ 二上山駅北西部（土砂災害）

防災上の課題	取組方針（リスクの回避）
■ 人口密度 40 人/ha 以上の区域において、土砂災害警戒区域(土石流)が指定されています。 ■ 緊急輸送道路である国道 165 号及び大和高田バイパスにおいて、土砂災害警戒区域(土石流)に指定された区間があります。	■ 土砂災害に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備により、土砂災害による人的被害が発生する事態を防ぎます。 ■ 緊急輸送ルート多重性の確保に向けて県との連携を図ります。

⑥ 志都美駅北部（洪水浸水）

防災上の課題	取組方針（リスクの低減・回避）
■ 人口密度 40 人/ha 以上の区域で、計画規模降雨時に 0.5m～3.0m未満の浸水が想定されます。 ■ 計画規模降雨時に 0.5m～3.0m未満の浸水が想定される区域に要配慮者の利用する施設が 4 か所、指定緊急避難場所(洪水)が 1 か所立地しています。 ■ 計画規模降雨時に、緊急輸送道路である国道 168 号で、0.5m～3.0m未満の浸水が想定される区間があります。	■ 屋内安全確保(垂直避難等)や洪水ハザードマップ活用の促進、水防情報の発信強化、避難体制の強化等により、洪水浸水発生時の減災・防災に努めます。 ■ 要配慮者の利用する施設については、浸水による一時的な機能低下を防ぎ、要配慮者が避難するための備えが必要です。 ■ 指定緊急避難場所(洪水)については、状況により 2 階以上への避難が必要です。 ■ 緊急輸送ルート多重性の確保に向けて県との連携を図ります。

⑦ 二上駅北東部（土砂災害）

防災上の課題	取組方針（リスクの回避）
■ 人口密度 10～40 人/ha の区域において、急傾斜地崩壊危険区域が指定されています。	■ 土砂災害に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備により、土砂災害による人的被害が発生する事態を防ぎます。 ■ 急傾斜地崩壊危険区域からの居住の移転促進により、土砂災害による人的被害が発生する事態を回避します。

⑧ 中和幹線沿い市道 7-178 号線地下道（洪水浸水）

防災上の課題	取組方針（リスクの回避）
■ 想定最大規模降雨時に 0.5m～3.0m未満の浸水が想定されます。	■ 洪水ハザードマップ活用の促進と水防情報の発信強化等により、豪雨等による浸水被害により多くの人的被害が発生する事態を防ぎます。 ■ アンダーパスの進入規制により、安全対策に努めます。

⑨香芝駅・近鉄下田駅周辺（洪水浸水）（土砂災害）

防災上の課題	取組方針（リスクの低減・回避）
■人口密度 40 人/ha 以上の区域において、計画規模降雨時に、0.5m～3.0m未満の浸水が想定されます。 ■計画規模降雨時に 0.5m未満の浸水が想定されるアンダーパスがあります。 ■人口密度 10～40 人/ha の区域において、土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)・急傾斜地崩壊危険区域が指定されています。 ■緊急輸送道路である国道 165 号の沿道部に急傾斜地崩壊危険区域が指定されています。	■屋内安全確保(垂直避難等)や洪水ハザードマップ活用の促進、水防情報の発信強化、避難体制の強化等により、洪水浸水発生時の減災・防災に努めます。 ■アンダーパスの進入規制により、安全対策に努めます。 ■土砂災害に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備により、土砂災害による人的被害が発生する事態を防ぎます。 ■土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域からの居住の移転促進により、土砂災害による人的被害が発生する事態を回避します。 ■緊急輸送ルート多重性・代替性の確保に向けて県との連携を図ります。

⑩五位堂駅・JR 五位堂駅周辺（洪水浸水）

防災上の課題	取組方針（リスクの低減・回避）
■人口密度 40 人/ha 以上の区域において、計画規模降雨時に、0.5m～3.0m未満の浸水が想定されます。 ■計画規模降雨時に 0.5m～3.0m未満の浸水が想定される区域に要配慮者の利用する施設が 1 か所立地しています。 ■計画規模降雨時に 0.5m未満の浸水が想定されるアンダーパスがあります。	■屋内安全確保(垂直避難等)や洪水ハザードマップ活用の促進、水防情報の発信強化、避難体制の強化等により、洪水浸水発生時の減災・防災に努めます。 ■緊急輸送ルート多重性・代替性の確保に向けて県との連携を図ります。 ■アンダーパスの進入規制により、安全対策に努めます。

⑪JR 五位堂駅西部（洪水浸水）

防災上の課題	取組方針（リスクの低減・回避）
■人口密度 40 人/ha 以上の区域において、計画規模降雨時に、0.5m～3.0m未満の浸水が想定されます。	■屋内安全確保(垂直避難等)や洪水ハザードマップ活用の促進、水防情報の発信強化、避難体制の強化等により、洪水浸水発生時の減災・防災に努めます。

⑫JR 五位堂駅南部（洪水浸水）

防災上の課題	取組方針（リスクの低減・回避）
■人口密度 40 人/ha 以上の区域において、計画規模降雨時に、0.5m～3.0m未満の浸水が想定されます。	■屋内安全確保(垂直避難等)や洪水ハザードマップ活用の促進、水防情報の発信強化、避難体制の強化等により、洪水浸水発生時の減災・防災に努めます。

●市内全域（洪水浸水）（土砂災害）（地震）

防災上の課題	取組方針（リスクの回避・低減）
■ 想定最大規模降雨時においては、0.5m～3.0m未満の浸水が想定される区域が拡大し、要配慮者の利用する施設や指定緊急避難場所(洪水)の浸水箇所が増加します。また、緊急輸送道路の一部区間が含まれるとともに、アンダーパスの浸水が想定されます。 ■ 想定最大規模降雨時の浸水継続時間が12時間未満の区域がみられ、要配慮者の利用する施設が立地しています。 ■ 全ての河川の周辺で家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)が想定されており、要配慮者の利用する施設が立地しています。また、河岸侵食に伴う避難ルートの分断や緊急輸送ネットワークの分断が懸念されます。	■ 屋内安全確保(垂直避難等)や洪水ハザードマップ活用の促進、水防情報の発信強化、避難体制の強化等により、洪水浸水発生時の減災・防災に努めます。 ■ アンダーパスの進入規制により、安全対策に努めます。 ■ 要配慮者の利用する施設については、浸水による一時的な機能低下を防ぎ、要配慮者が避難するための備えが必要です。 ■ 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)からの居住の移転促進により、河岸侵食による人的被害が発生する事態を回避します。 ■ 緊急輸送ルートの多重性・代替性の確保に向けて県との連携を図ります。
■ 土砂災害警戒区域(土石流)に、要配慮者の利用する施設が北部の市街化調整区域に立地しています。また、土砂災害警戒区域(土石流)の指定区域に緊急輸送道路が含まれ、緊急輸送ネットワークの分断が想定されます。	■ 緊急輸送ルートの多重性・代替性の確保に向けて県との連携を図ります。 ■ 災害時の要配慮者への避難体制の強化促進により、避難行動の遅れ等に伴う土砂災害による人的被害が発生する事態を防ぎます。
■ 中央構造線断層帯での地震発生時には、市域全体にわたって震度6強及び震度7の地震が想定されます。多くの家屋の倒壊や延焼による人命への被害や、緊急輸送ネットワークの機能低下による救援物資等の搬送や災害復旧活動に支障をきたすことが懸念されます。 ■ 液状化による噴水・噴砂の発生、戸建て住宅の沈下や傾斜、道路面の変形とともに、ライフライン施設の分断による長期間の供給停止等が懸念されます。	■ 危険度の高い地区の把握とともに、耐震化の促進により、地震による建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災、ブロック塀の倒壊対策等により多くの人的被害が発生する事態を防ぎます。 ■ 救援物資等の搬送の確保により、被災地域における食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給が長期間停止する事態を防ぎます。 ■ 復旧工事の迅速な実施により、基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぎます。

9.4 取組スケジュール

防災まちづくりの取組方針に基づく、施策・事業及びスケジュールを以下のとおり設定します。
スケジュールについては継続して実施する現行事業・提案事業等を長期 20 年とします。

防災まちづくりの取組方針		【施策】	【実施主体】			【実施時期の目標】		
		現行事業・提案事業等	国	県	市	短期 5 年	中期 10 年	長期 20 年
【洪水浸水】 河川低平地における水害リスク等の回避・低減	1. 河川整備等総合的な治水対策の推進	別所・瓦口地内での河川改修事業の実施		●				
		穴虫・田尻地内での河川改修事業の実施		●				
		ため池を活用した貯留施設の整備推進		●	●			
	2. 緊急輸送ルートの多重性・代替性の確保等	緊急輸送ルートの多重性・代替性確保の検討		●	●			
	3. ハザードマップの活用促進、水防情報の提供、要配慮者の利用する施設における避難体制の強化の促進等	洪水ハザードマップの活用促進、河川情報の提供		●	●			
		要配慮者の利用する施設における避難体制の強化促進			●			
		内水ハザードマップの作成			●			
	4. 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)の居住誘導区域からの除外、早期避難体制の強化及び建替時等の移転促進策の検討	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)からの早期避難体制の強化			●			
		家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)における建替時等の移転促進策の検討			●			

防災まちづくりの取組方針		【施策】	【実施主体】			【実施時期の目標】		
		現行事業・提案事業等	国	県	市	短期 5年	中期 10年	長期 20年
【土砂災害】 土砂災害リスク等の回避・低減	1.土砂災害に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備	土砂災害に対する防災意識の啓発、土砂災害ハザード情報の提供		●	●			
	2.要配慮者への避難体制の強化促進	避難や安否確認のための体制強化			●			
	3.土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域の居住誘導区域からの除外、居住の移転促進策の検討	土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域における対策工事の実施		●				
		土砂災害特別警戒区域における住家の移転促進策の検討			●			
【地震】 地震における災害リスク等の低減	1.建築物の耐震化の促進	香芝市耐震改修促進計画の推進			●			
	2.救援物資等の搬送の確保	緊急輸送道路や都市計画道路の整備・改良による救援物資等の搬送の確保	●	●	●			
		民間事業者等との物資調達や輸送に関する災害時応援協定の締結			●			
	3.迅速な復旧・復興を実施するための体制の整備	地震に対する防災意識の啓発促進			●			
		被災前と極力変わらない生活が続けられることができる環境づくりの検討			●			

10. 計画の推進

10.1 目標値の設定

まちづくりの基本的な考え方(ターゲット)と基本的な方針(ストーリー)及び誘導施策に基づき、目標値を設定します。

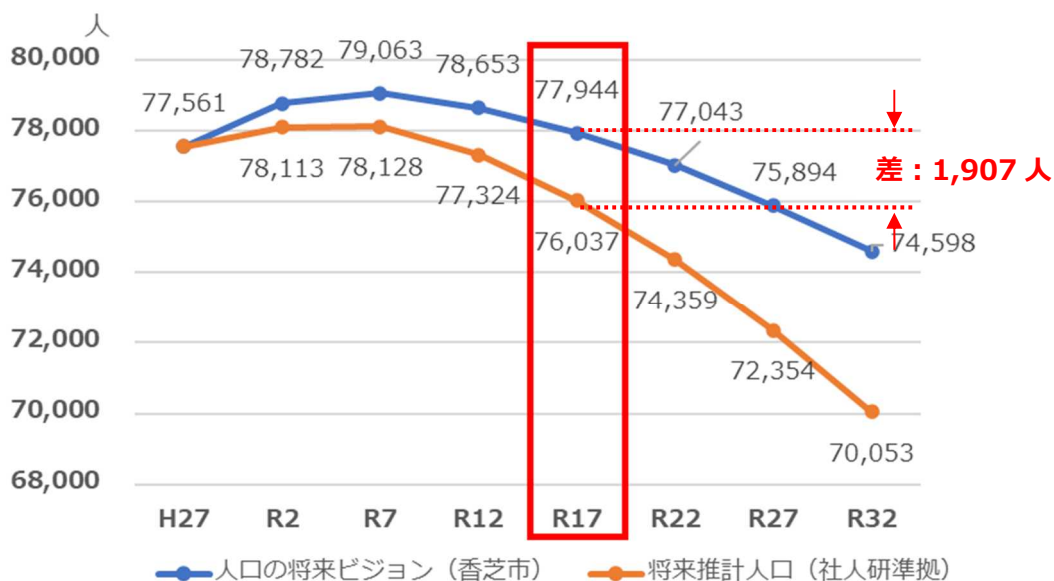
(1) 居住誘導に関する評価

目標指標	基準値 令和 2 年(2020 年)	目標値 令和 17 年(2035 年)
居住誘導区域内の人口密度	62.7 人/ha	63.6 人/ha

○考え方

- ・社人研による将来推計人口によると、令和 7 年をピークに減少するとの見通しがありますが、本市においては、人口を向上させる施策の積極的な推進により、居住誘導区域内における人口密度の低下を抑制します。
- ・第 5 次香芝市総合計画(人口の将来ビジョン)において、将来推計人口(社人研準拠)より増加させると見込んでいる人口(1,907 人)を居住誘導区域内へ誘導します。

<人口の将来ビジョン(第 5 次香芝市総合計画)と社人研(令和 5 年(2023 年))における市全体の人口推計>



資料: 【人口の将来ビジョン】第 5 次香芝市総合計画前期基本計画(令和 3 年(2021 年)3 月)
【将来推計人口(社人研準拠)】「日本の地域別将来推計人口(令和 5 年(2023 年) 社人研)」

(2) 交通ネットワークに関する評価

目標指標	基準値 令和 2 年(2020 年)	目標値 令和 17 年(2035 年)
居住誘導区域内の地域 公共交通サービスのカバー率	98.1%	98.1%
○考え方 ・居住誘導区域内において、誰もが地域公共交通(鉄道、路線バス、コミュニティバス)を利用できる状況を維持し、持続可能な都市交通環境を形成します。 ・居住誘導区域内の人口のうち、鉄道駅から 1 km もしくは路線バスとコミュニティバスの停留所から半径 300m のエリア内のいずれかに含まれる人口の割合を 98.1% で維持します。		

(3) 防災に関する評価

目標指標	基準値 令和 2 年(2020 年)	目標値 令和 17 年(2035 年)
建築物の耐震化率	90%	98%
○考え方 ・地震における災害リスク等の低減のため、住宅の耐震化を促進します。 ・市内の住宅のうち、耐震性のあるもの又は耐震化されているものの割合を 98% まで向上させます。 ○建築物耐震化率=耐震性を有する住宅の数^{※1}／住宅総数 ※1：耐震性を有する住宅：以下のいずれかに該当する住宅 (1)昭和 56 年(1981 年)6 月 1 日以降に着工した市内に存する既存木造住宅 (2)耐震診断の結果により、上部構造評点が 1.0 以上^{※2}であったもの及び耐震改修 ・建て替えにより耐震化したもの ※2：震度 6 強の地震発生で想定されるエネルギーが建物に加わった際の耐久力(どれくらい建物がそれに耐えられるか)を示す指標で、1.0 以上で倒壊や崩壊する可能性が低いとされています。		

目標指標	基準値 令和 2 年(2020 年)	目標値 令和 17 年(2035 年)
ため池治水対策率	45.4%	61.8%

○考え方

- ・河川低平地における被害リスクの回避・低減のため、雨水を一時的にためる洪水調節や土砂流出の防止等の機能として、ため池を活用した貯留施設の整備を計画的に進めます。
- ・大和川流域水害対策協議会におけるため池治水計画量に対する対策率を踏まえ 61.8%まで向上させます。

<大和川流域における流域対策の取組状況(令和 2 年度(2020 年度)末実績)>

ため池治水利用		
香芝市の最小必要量(目標値)	対策済量	対策率
55,300 m ³	25,089 m ³	45.4%

資料：奈良県資料(大和川流域総合治水対策事業 流域対策の進捗状況)

<目標値(令和 17 年度(2035 年度)) >

ため池治水利用		
香芝市の最小必要量(目標値)	対策目標量	対策率
55,300 m ³	34,190 m ³	61.8%

10.2 進行管理

計画の推進に当たっては、PDCA サイクルを取り入れ、概ね5年を1サイクルとする進行管理を行います。施策の実施状況、目標値の達成状況等についての調査、分析及び評価を行い、その結果、必要があると認める場合には、都市計画審議会での意見を踏まえた上で、本計画の見直しなどを検討します。

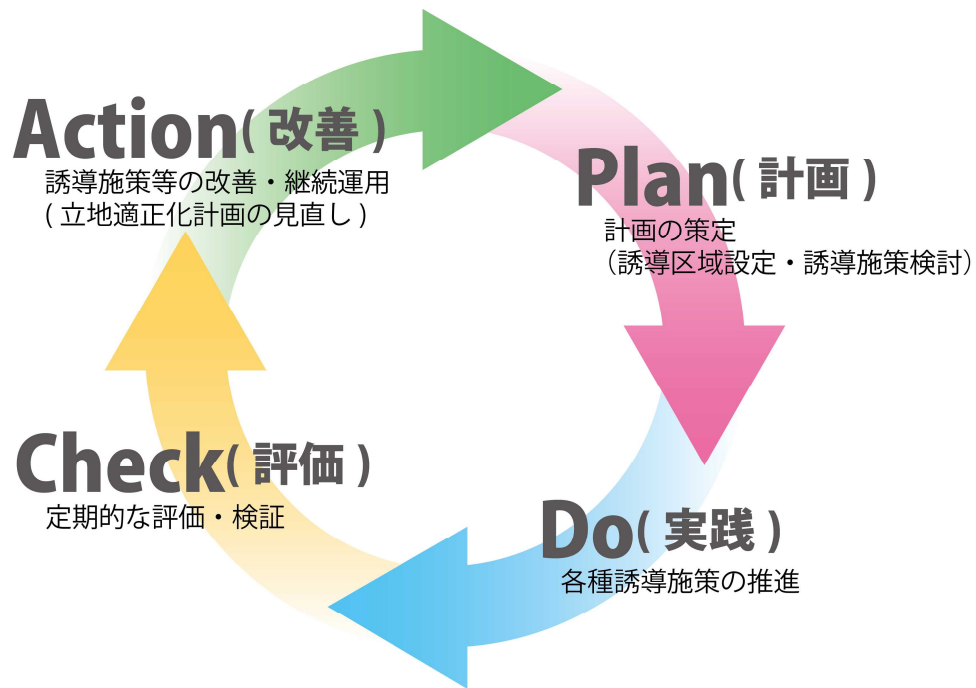


図 10.1 PDCA による計画の進行管理

参考資料. 香芝市立地適正化計画の策定経緯

(1) 策定経緯

令和4年度(2022年度)

日 付	内 容
10月17日～ 10月31日	香芝市立地適正化計画の策定に向けた市民アンケート調査の実施
2月24日	第1回庁内検討部会（立地適正化計画とは）
3月15日	第2回庁内検討部会（香芝市の現状と課題）

令和5年度(2023年度)

日 付	内 容
7月31日	第1回香芝市立地適正化計画策定委員会 (香芝市立地適正化計画の基本方針について、誘導区域設定の考え方について)
8月18日	第130回都市計画審議会（報告 立地適正化計画の策定について）
10月5日	第3回庁内検討部会 (骨格構造、誘導方針、誘導施設、誘導区域、防災指針、誘導施策(グループワーク))
11月15日	第2回香芝市立地適正化計画策定委員会 (誘導区域・誘導施策・誘導施設について、防災指針の策定について)
1月31日	第131回都市計画審議会（報告 立地適正化計画の策定について）
2月6日	第3回香芝市立地適正化計画策定委員会 (「香芝市立地適正化計画」の素案について)
2月16日～ 3月21日	香芝市立地適正化計画(素案)に関するパブリックコメントの実施
3月26日	第132回都市計画審議会 (審議 「香芝市立地適正化計画」の策定について)

令和6年度(2024年度)

日 付	内 容
○月○日	令和6年9月定例議会
○月○日	香芝市立地適正化計画の事前周知
○月○日	香芝市立地適正化計画の公表

(2) 立地適正化計画策定委員会 委員

構成区分	氏 名	備 考
識見を有する者	◎萩原 雅也	大阪樟蔭女子大学 教授
	○加我 宏之	大阪公立大学 教授
関係団体が推薦する者	平越 國和	香芝市商工会 会長
	清水 吉久	香芝市社会福祉協議会 局長
	船木 克容	香芝市自治連合会 会長
	伊坂 善明	株式会社 UR リンケージ 都市整備本部 技術推進役
関係行政機関の職員	福森 るり	企画部 部長
	上平 健二	総務部 部長
	秋山 優	生活安全部 部長
	平山 訓徳	福祉部 部長
	仲 哲司	健康部 部長
	澤 和七	教育部 部長
	岡本 博文	産業振興局 局長
市長が必要であると認める者	川田 裕	香芝市議会議長
アドバイザー	坂本 悟	奈良県 県土利用政策課 課長
	網蔵 孝紀	奈良県 リニア推進・ 地域交通対策課 課長

※◎は会長、○は副会長

※所属・役職等は委員委嘱当時のもの

(3) 香芝市都市計画審議会 委員

構成区分	氏 名	備 考
議会の議員	川田 裕	香芝市議会議長
	下村 佳史	香芝市議会副議長
	中谷 一輝	総務建設委員長
	木下 充啓	総務建設副委員長
学識経験のある者	◎ 萩原 雅也	大阪樟蔭女子大学 教授
	加我 宏之	大阪公立大学 教授
	○ 清水 裕子	畿央大学 准教授
	北井 教雄	建築士
	下村 敏博	弁護士
	松田 真一	天理参考館特別顧問
関係行政機関 若しくは 奈良県の職員 又は 香芝市の住民	船木 克容	香芝市自治連合会 会長
	縄田 多賀司	香芝市農業委員会 会長
	平越 國和	香芝市商工会 会長
	奥田 幸司	高田土木事務所 所長

※◎は会長、○は副会長

※所属・役職等は委員委嘱当時のもの